

番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指數	高径指數	外傾度	図版
1	須恵器	高台付杯	11.2	高台径 7.4	4.9	0.66	43.8	—	74-4 別編 2-341
2	須恵器	杯	12.1	5.4	4.2	0.45	34.7	30°	74-5
3	須恵器	杯	14.6	6.6	4.4	0.45	30.1	34°	—
4	土師器	杯	13.0	5.2	4.6	0.4	35.4	33°	74-6 別編 2-296

第96図 SD 1145出土遺物

9 木道

① SX1180 (第88・89図、図版41)

外郭線材木塀の南に平行して設けられたスギ材による木道である。材木塀は外郭北門に向かって曲折するが、この木道も同様に北門の方向に折れ曲がる。湿地状態の強い外郭北門に近い地域ほど多くの材木が残る。材木は3列に並べられ、幅は約1m前後であるが、外郭北門とその東の櫓状建物の間では2列で、幅は60~70cmである。材木塀との距離は、D期材木塀から測ると、材木塀が東西方向に並ぶ所では3列の材木の中央で約4.5m、外郭北門とその東の櫓状建物との間では約7.5mに開く部分もある。

材木は全体に腐食が著しい上に、暗渠排水溝によって切断されているが、SB 1188・1189櫓状建物付近には全長を知り得るものが1本ある。全長4.50m、幅25cmの角材で、材の端から1mの位置が約30cmの幅で窪んでいる。また他の材木に長さ3.45m、幅30cmで、端から1mの位置に縦28cm、横9cmの貫穴が明確に残っているものがある。窪みは元来貫穴となっていたが、材の腐食が進んで窪んだ状態となったものと考えられる。倒壊したD期角材には同様の貫穴痕跡があるものがあることから、この材は古い時期の柵木を抜き上げて転用したものと推定される。

外郭北門東方の櫓状建物の中でも最も古いSB 1189櫓状建物の南東隅柱と南側中央の柱は木道の下になっているので、この木道の方がSB 1189櫓状建物よりも新しい。材木の下部は櫓状建物の周囲に最初に施した整地層には必ずしも密着しておらず、わずかに褐色土を挟んでいる。さらに、材木は十和田a火山灰層に覆われているので、火山灰降下よりは古い時期に作られたことが明らかである。火山灰はC期材木塀の存続期間中に降下しているので、木道の転用材そのものはA期またはB期のものを使用していることになる。しかし、A期材木塀は建て替えにあたって抜き上げられることなく布掘り内に多くが残存しているので、木道の材木はB期材木塀からの転用と考えることができ、したがつ

て、この木道はC期材木塀に伴って作られD期材木塀の時期にも引き続き使用されていたと言えよう。

『史蹟精査報告 第三』には、材木塀に平行する木道の下に枕木状に直交して並ぶ材木が、写真と実測図で見られる。現在ではほとんど残存していないが、かつては木道材木の下に枕木状に置かれていたのであろう。

外郭北門の西方のS X1202木道については、「4 外郭北門周辺の遺構」の中で述べた。

第2節 政府北側斜面の遺構 (第97図、図版42)

政府北部から北側の斜面にかけては、竪穴住居跡19軒の他、柱列3、溝状遺構14、土坑23、縄文時代の落とし穴状遺構4、その他の遺構14が検出されている。ここでは、既に正報告書『払田柵跡I』で報告済みのS I 331・332・368・571・580を除く14軒の竪穴住居跡を中心に記す。

(1) 竪穴住居跡

① S I 731

S X737の北西に位置し、平面形は方形で、規模は一辺約2.5m。カマドは認められないが、住居中央やや北寄りの床面に焼土がある。壁高は1~45cm、壁溝はない。柱穴は住居四隅にあり、径25~40cm、深さ10~29cmである。床面積は5.6m²。

② S I 734

S I 736の南に位置し、平面形はほぼ方形で、規模は一辺3.2~3.7m。カマドおよび焼土等は認められない。主たる柱穴は検出されない。床面積は11.2m²。住居中央部が覆土中に火山灰を含むS K779に切られる。

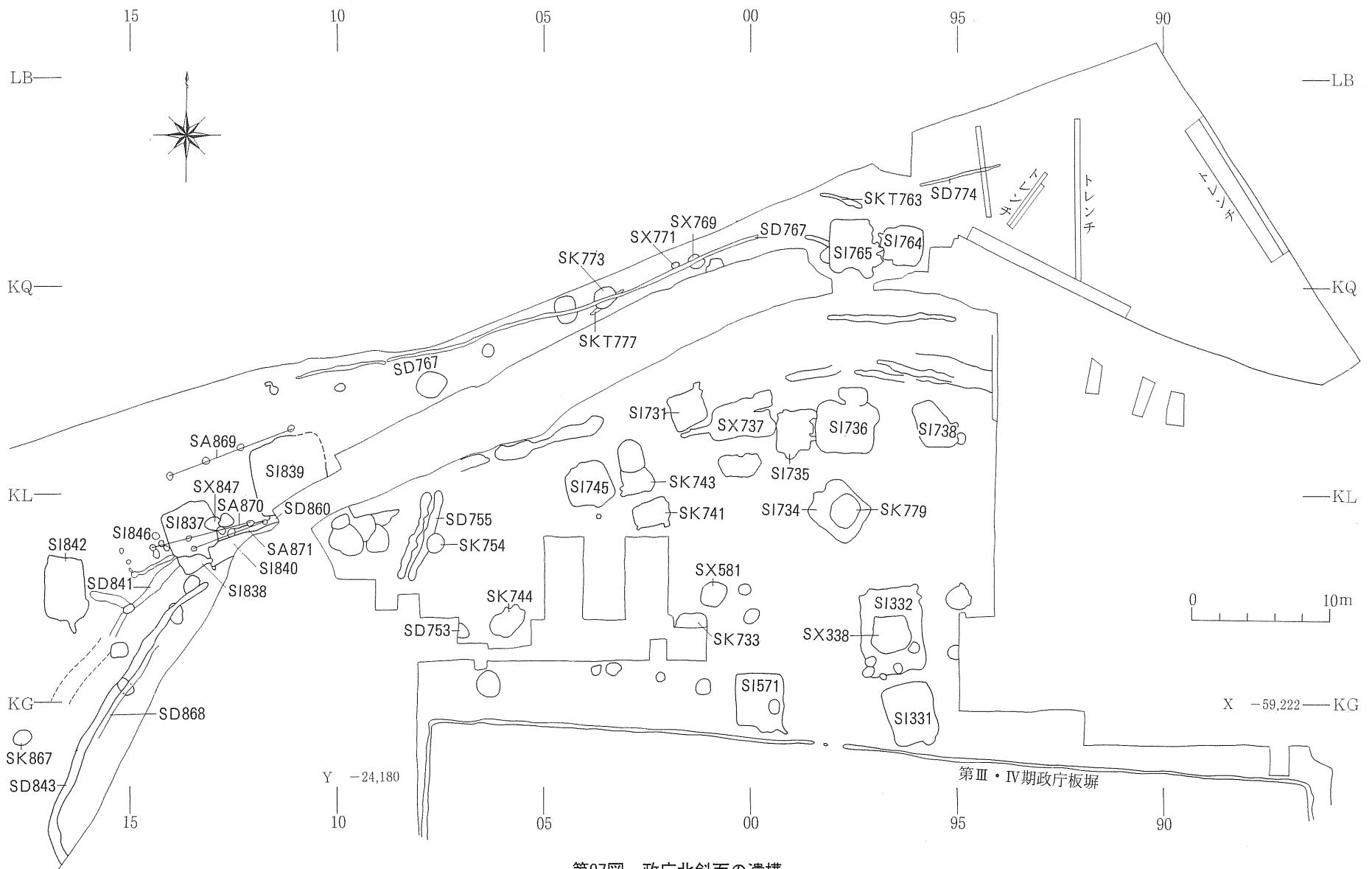
第98図1は長頸壺である。体部外面に平行叩き目痕跡が見られ、その後ロクロ調整を施す。2~7は土師器杯で、底部切り離しは回転糸切りによる。8・9は土師器皿で底部切り離しは回転糸切りである。10は土師器の長胴甕で体部のほとんどに縦方向のヘラケズリ調整を施す。

③ S I 735

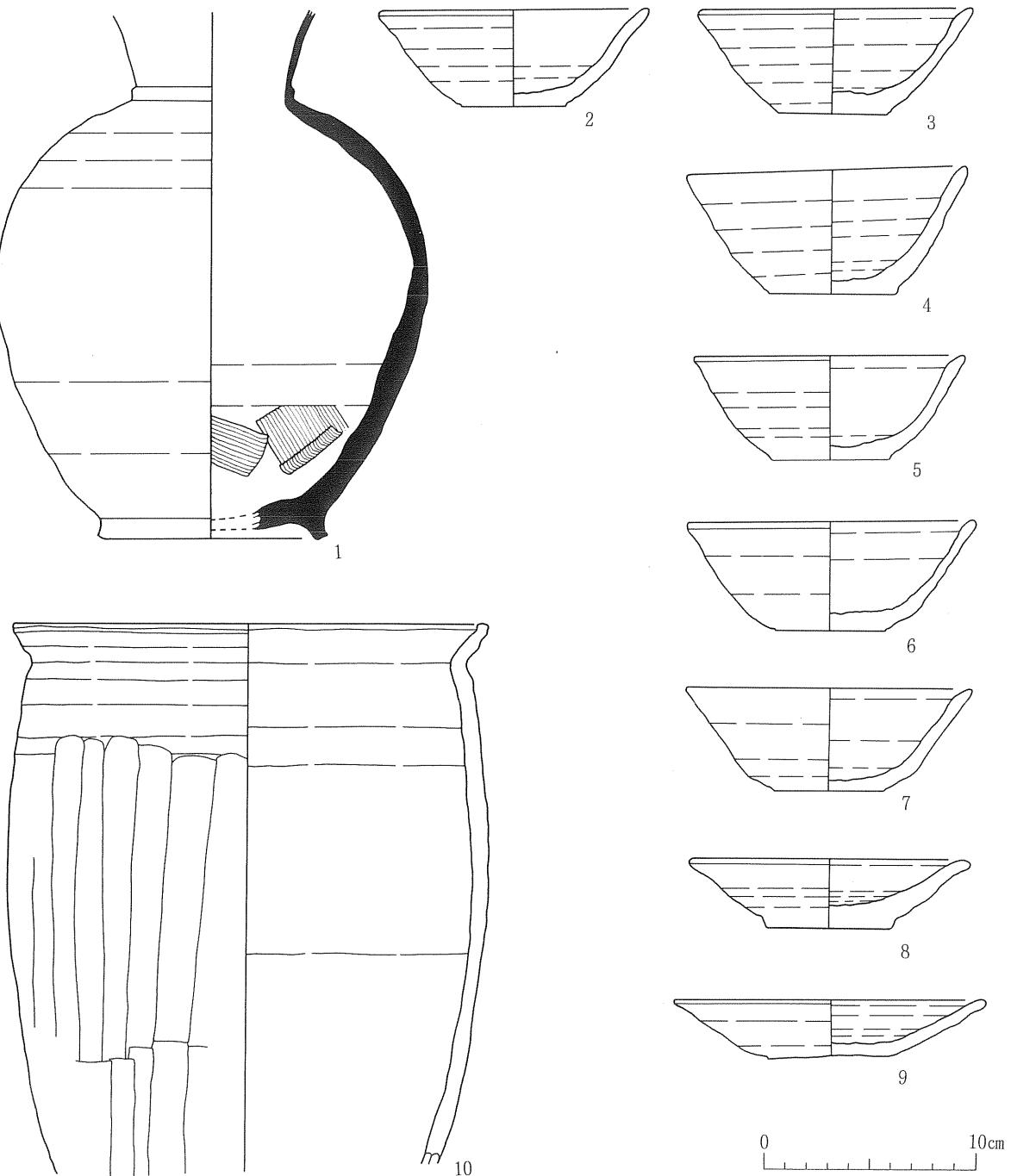
S I 736の西に位置し、平面形は長方形、規模は東西約2.5m、南北約3mである。カマド様の施設が東壁南寄りに構築され、燃焼部より土師器甕に土師器杯が重なった状態で出土した。住居中央やや北寄りの床面に焼土を検出した。壁高は6~53cmで壁溝はない。主たる柱穴は検出されない。プラン確認時に火山灰の小ブロックを住居北壁で少量検出した。床面積は6.9m²。S I 736・S X737に切られる。

④ S I 736 (第99図)

S I 735の東に位置し、平面形は長方形で、規模は東西約4.3m、南北約3.5mである。炉は北壁寄りに設けられており、住居中央やや南寄り部分にも地床炉の痕跡がある。壁高は11~61cmで、壁溝はなく、主たる柱穴は検出されない。しかし、東・西・南壁で検出した径15~20cm、深さ17~58cmの小ピットは壁柱の可能性が強い。覆土2層に火山灰が混入する。第3層は床全体を覆う炭化物層で、層中からは多量の炭化物（木製品の炭化したもの）を含む）、多量の炭化種子、須恵器、土師器、二面鏡、鉄鏃などが出土地した。炭化種子はカナダ、トロント大学のゲーリー・クロフォード氏の同定によれば、ほとんどはアサで、他にアズキ、アワが含まれている。床面積は12.1m²。S I 735・S K747を切る。

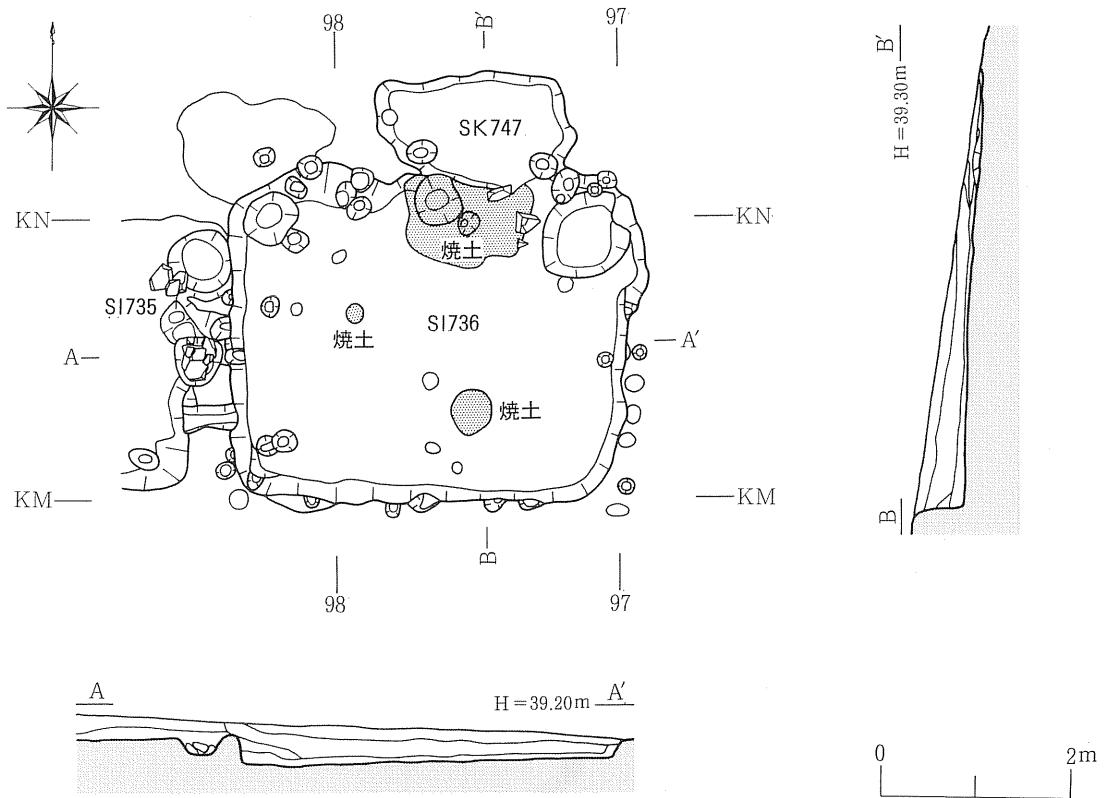


第97図 政庁北斜面の遺構



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	長頸壺	—	高台径 10.4	高台高 1.0	—	—	—	74-7
2	土師器	杯	12.4	4.8	4.6	0.39	36.8	35°	—
3	土師器	杯	12.5	5.1	5.1	0.41	40.8	32°	74-8
4	土師器	杯	12.9	5.9	5.9	0.39	45.3	28°	74-9
5	土師器	杯	12.5	5.4	4.9	0.43	29.2	28°	—
6	土師器	杯	13.2	5.1	5.1	0.39	38.6	31°	74-10
7	土師器	杯	13.2	5.1	4.9	0.39	37.1	33°	—
8	土師器	皿	12.5	5.7	3.3	0.46	26.4	45°	—
9	土師器	皿	14.2	5.9	2.6	0.42	18.3	53°	74-11
10	土師器	甕	22.3	—	—	—	—	—	—

第98図 S I 734出土遺物



第99図 S I 736

第100図は須恵器で、1は皿。底部切り離しは回転糸切りで内面を硯に転用する。2は高台付き皿で底部切り離しは回転糸切り、高台を貼り付け後ナデ調整を施す。3は小型甕で、底部切り離しは回転糸切りである。4・6は長頸壺で体部下半にヘラケズリを施す。5は小型壺、7は大型の甕で、全体に釉がかかる。第101図8～16は土師器杯。底部切り離しは回転糸切りで二次調整は施されていない。17は陶硯で、中央に隆帯を持つ二面硯である。左側に墨痕、右側に墨痕と朱痕が見られる。第102図18～22は鉄鎌、23～25は用途不明の鉄製品である。

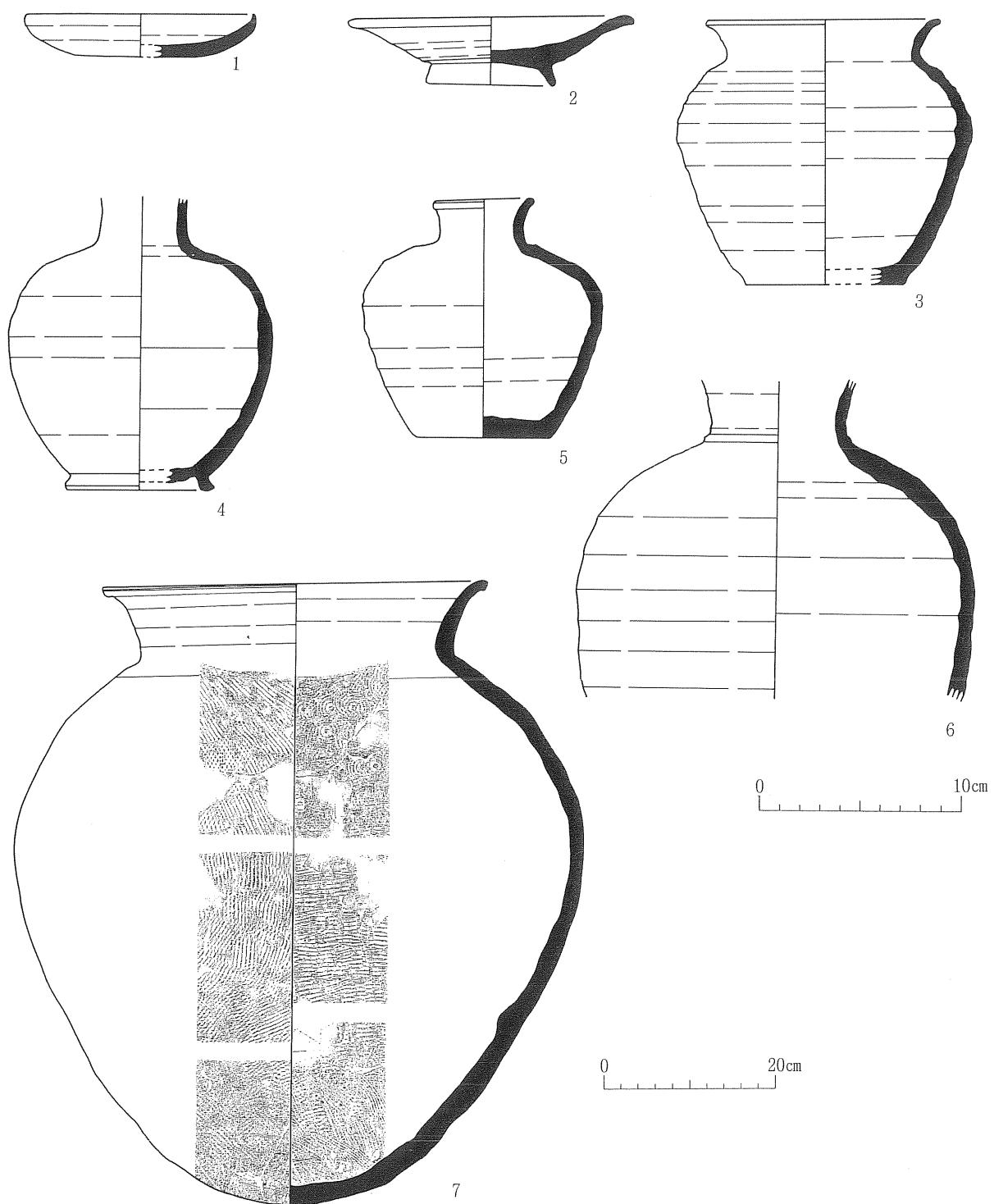
⑤ S I 738

S I 736の南東に位置し、平面形は北東部が削平のため現存せず現状では台形であるが原形は一辺が3mの方形を呈していたと思われる。カマドは東壁南寄りに構築されているが、崩壊が著しいため詳細は不明である。壁高は0～55cmで壁溝はない。主たる柱穴はない。床面積は現状で6.6m²である。

第103図1～8は土師器杯で、3を除き底部切り離しは回転糸切りにより、二次調整は施されていない。9は土師器皿、10・11は小型甕である。11の底部切り離しは回転糸切りによる。

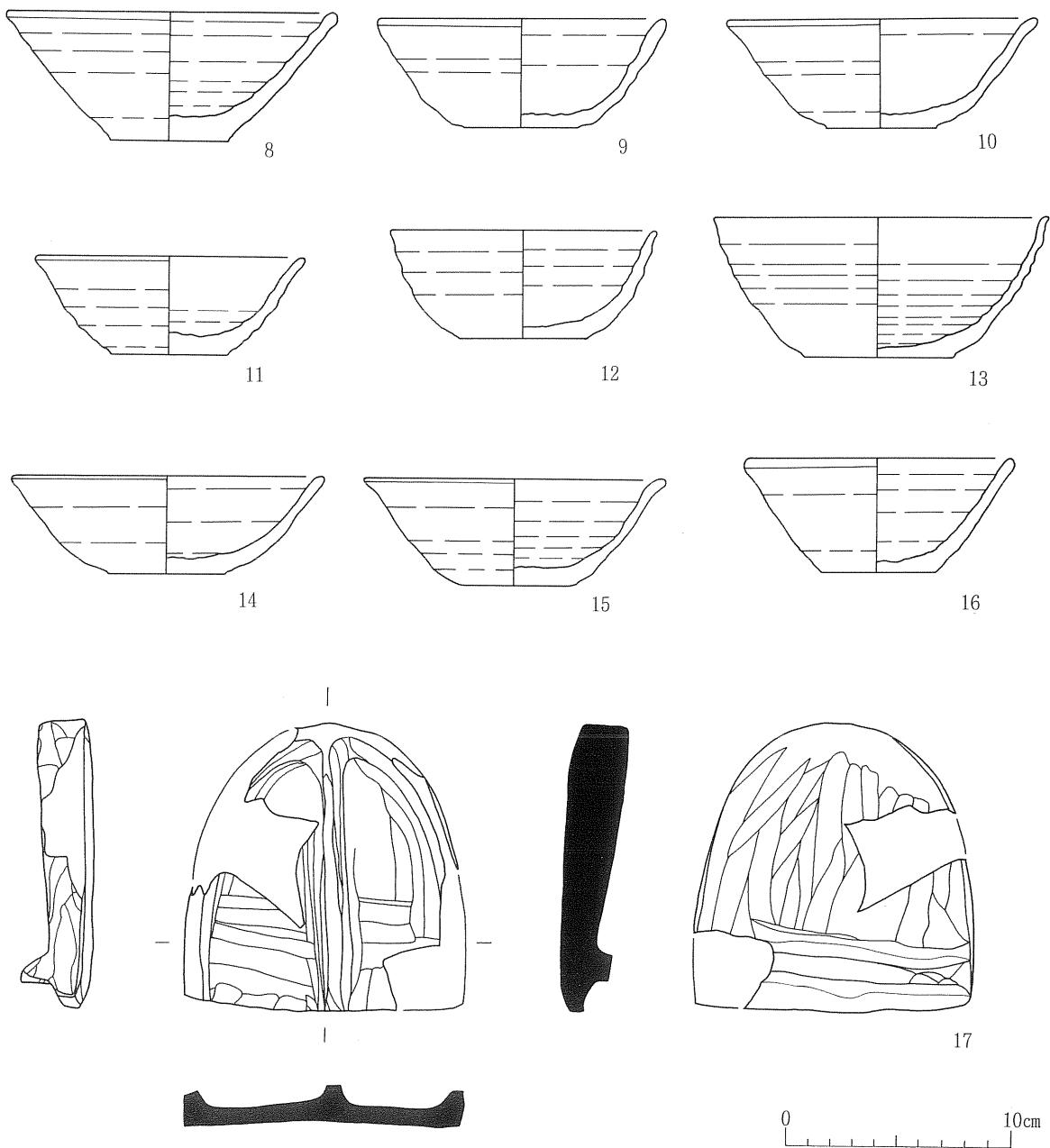
⑥ S I 745

S K743の西に位置し、平面形はほぼ方形で、規模は一辺2.9～3.3mである。カマドは南壁中央に構築されており、煙道底面からは土師器杯・皿と角礫が出土した。壁高は1～54cmで、壁溝はない。柱穴は住居四隅に位置し、径30～60cm、深さ13～31cmである。覆土2層中には火山灰が混入する。床面積は6.7m²。



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	皿	11.2	5.2	2.2	0.47	19.3	32°	—
2	須恵器	高台付皿	13.3	高台径 6.2	4.0	—	—	—	75-1
3	須恵器	小型甕	11.2	7.8	13.2	—	—	—	75-2
4	須恵器	長頸壺	—	高台径 7.4	高台高 1.0	—	—	—	75-3
5	須恵器	壺	5.1	6.5	11.8	—	—	—	75-4
6	須恵器	長頸壺	—	—	—	—	—	—	75-5
7	須恵器	壺	44.9	—	74.5	—	—	—	—

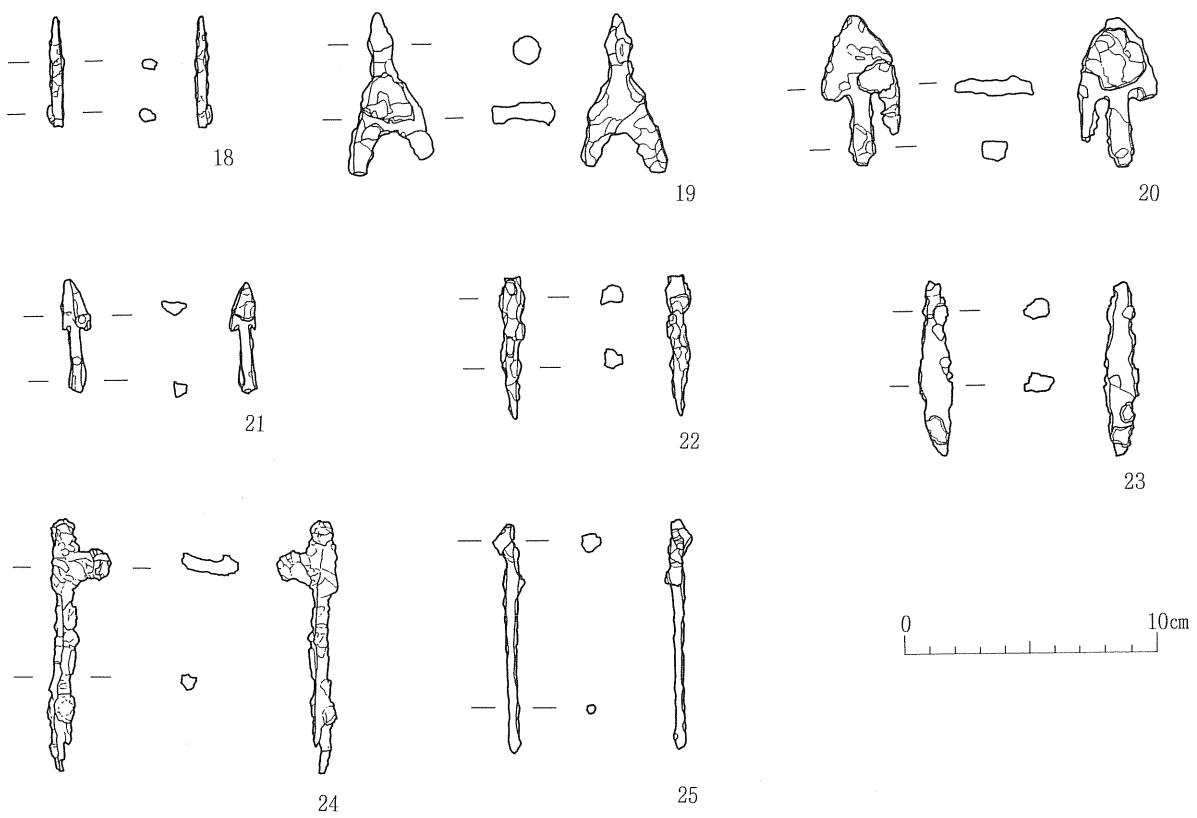
第100図 S I 736出土遺物（1）



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
8	土師器	杯	14.5	5.2	5.8	0.36	40.0	35°	—
9	土師器	杯	12.6	5.0	4.9	0.40	39.0	27°	—
10	土師器	杯	13.4	4.9	4.9	0.37	36.7	34°	—
11	土師器	杯	10.8	5.2	4.4	0.48	40.7	32°	—
12	土師器	杯	11.8	5.6	4.9	0.48	41.5	19°	—
13	土師器	杯	14.6	6.6	6.3	0.45	43.2	24°	75-6
14	土師器	杯	13.7	5.2	4.4	0.38	32.1	34°	—
15	土師器	杯	13.2	4.8	4.8	0.36	36.4	34°	—
16	土師器	杯	11.6	5.0	5.2	0.43	44.4	28°	—

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
17	二面覗	13.0	12.5	1.0	75-7

第101図 S I 736出土遺物(2)



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
18	鉄鎌	4.4	0.7	0.5	76-1
19	鉄鎌	6.5	3.3	1.2	76-2
20	鉄鎌	6.0	3.1	0.8	76-3
21	鉄鎌	4.6	1.2	0.6	76-4
22	鉄鎌	5.7	1.1	0.9	76-5
23	鉄鎌	7.1	1.4	0.9	76-6
24	鉄鎌	10.1	2.3	0.9	76-7
25	鉄鎌	9.3	1.1	0.8	76-8

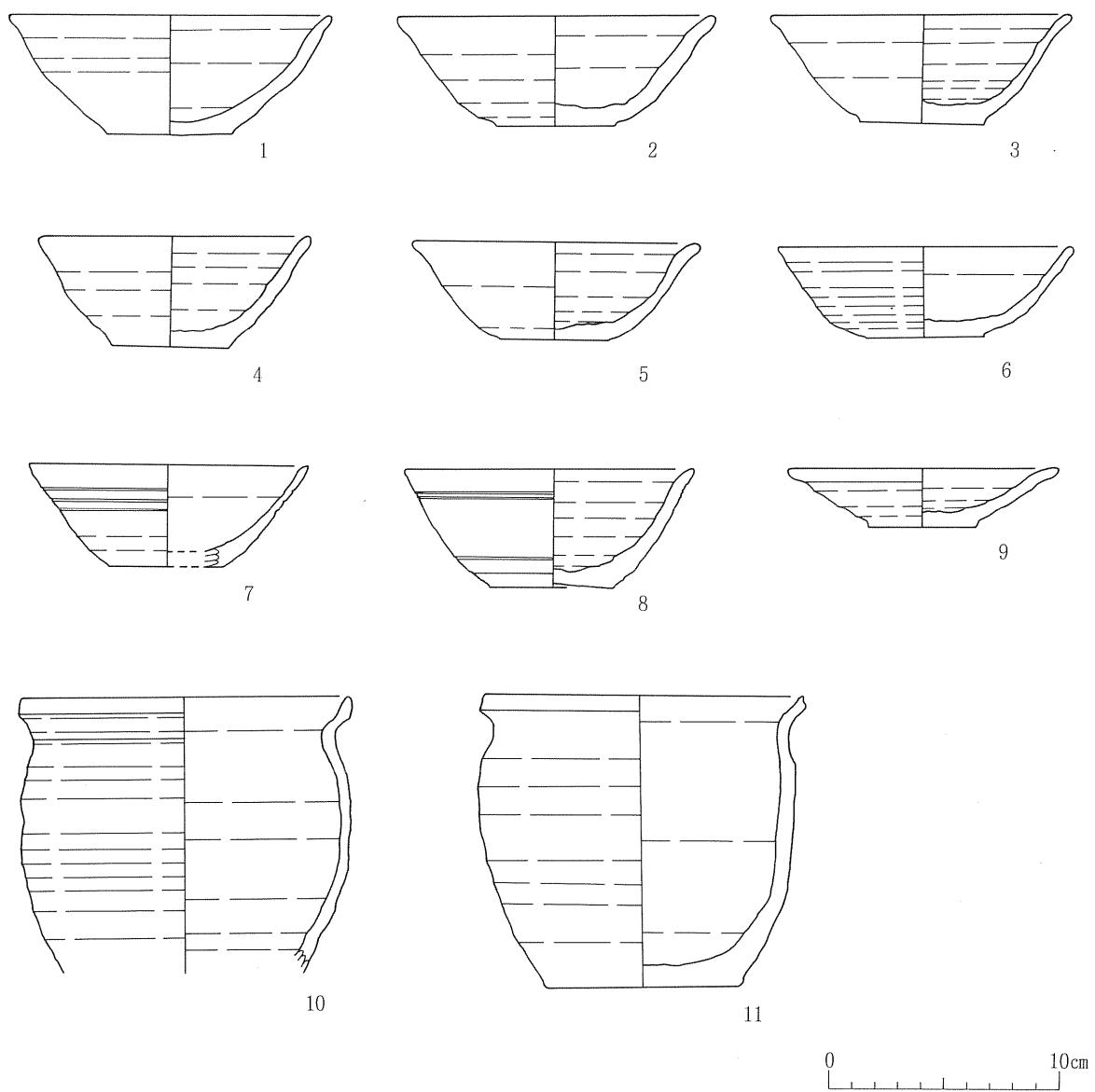
第102図 S I 736出土遺物（3）

(7) S I 764

S I 765の東に位置し、平面形はほぼ方形で、規模は一辺2.5～2.8m。カマドはないが、南壁西寄り壁際の床面に焼土を検出した。壁高は1～13cmで、北辺と東辺の一部に壁溝があるが、板材痕跡等はなかった。壁溝幅は8～25cmで、深さ5cmである。東・西辺中央および南東隅に柱穴を検出した。柱穴は35～50cm、深さ31～54cmで、他の各辺、各隅にはこれに対応する柱穴は認められない。プラン確認時に火山灰の小ブロックを確認した。

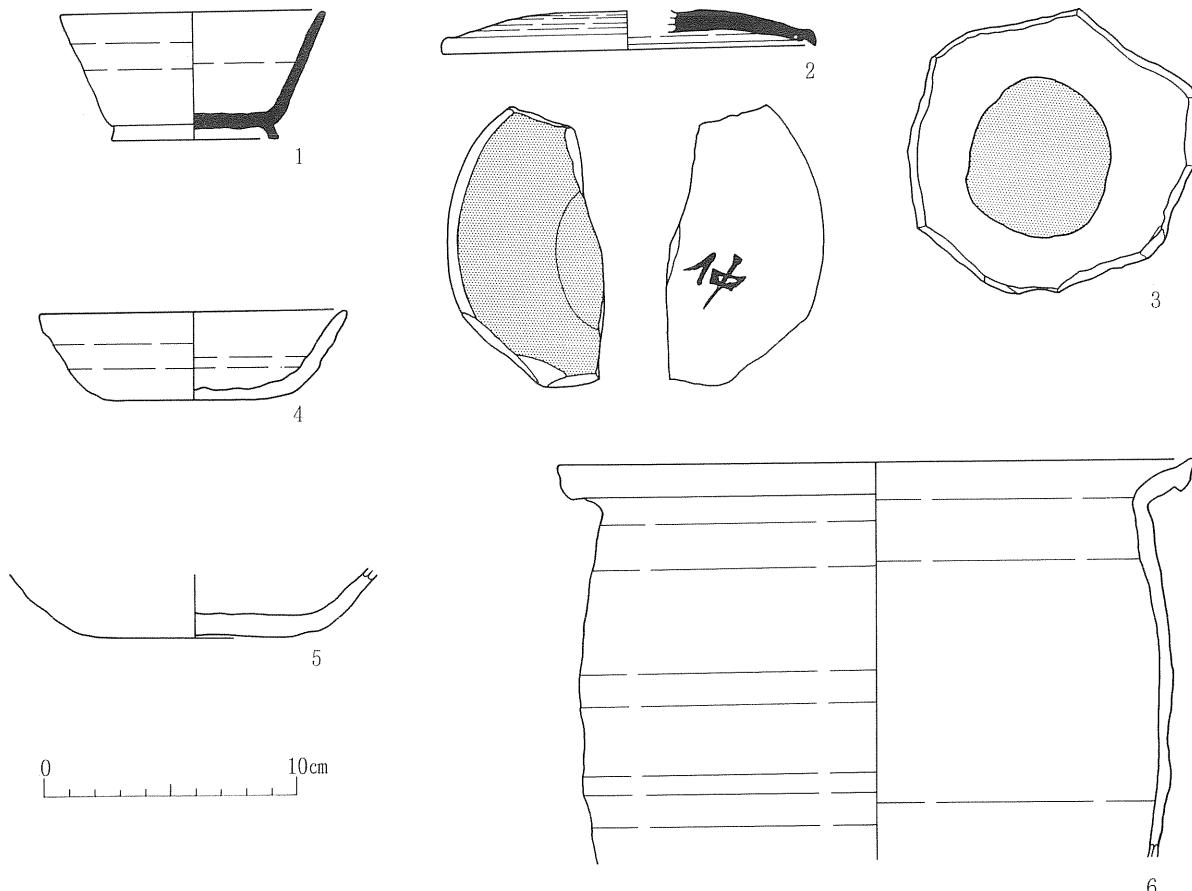
(8) S I 765

S I 764の西に位置し、平面形は長方形で、規模は東西約3m×南北3.5mである。カマドは東壁南寄りに構築されているが、崩壊が著しく詳細は不明である。壁高は18～37cmで、壁溝はなく、主たる柱穴はない。床面積は8.2m²、SKT 766を切る。第104図1は高台付杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りによる。2は須恵器蓋で、つまみ周縁に回転ヘラケズリ調整を施し、内面を硯に転用する。外面に「仲」の墨書がある。3は瓶と思われる底部、4・5は土師器杯、6は土師器甕である。



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指數	高径指數	外傾度	図版
1	土師器	杯	13.6	5.4	5.2	0.40	38.2	34°	—
2	土師器	杯	13.3	5.1	4.8	0.38	35.8	33°	—
3	土師器	杯	13.7	5.3	4.8	0.39	34.7	32°	76-9
4	土師器	杯	11.5	5.0	4.8	0.44	41.7	29°	76-10
5	土師器	杯	12.0	4.5	4.2	0.38	35.0	32°	—
6	土師器	杯	12.5	5.0	4.0	0.40	31.7	31°	76-11
7	土師器	杯	11.9	4.2	4.4	0.35	37.1	34°	—
8	土師器	杯	12.3	5.3	5.2	0.43	41.9	28°	—
9	土師器	皿	11.4	4.6	2.6	0.40	22.6	53°	—
10	土師器	甕	14.0	—	—	—	—	—	76-12
11	土師器	甕	13.6	8.2	12.7	—	—	—	76-13

第103図 S I 738出土遺物



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	高台付杯	10.5	高台径 6.7	5.2	0.63	49.5	21°	—
2	須恵器	転用硯	径(13.6)	—	—	—	—	—	76-14
3	須恵器	転用硯	径(11.4)	—	—	—	—	—	76-15
4	土師器	杯	12.6	6.5	3.6	0.51	28.6	36°	—
5	土師器	杯	—	8.3	—	—	—	—	76-16
6	土師器	甕	25.4	—	—	—	—	—	—

第104図 S I 765出土遺物

⑨ S I 837 (図版42)

S I 839の南西に位置し、平面形は方形で、東西3.7m、南北3.7mの規模である。カマドは南側のやや東寄りにあり、遺存状態は良好である。袖の間は約90cmあり、燃焼部には硬質泥岩を利用した高さ20cmの支脚を据える。煙道部の内壁は硬く、ほぼ垂直な立ち上がりで天井部も残存する。住居跡南壁より煙出先端部までは1.4mほどあり、煙出は径30cmあり、やや北に傾斜して立ち上がる。カマドの東脇に焼土が充満した長径80cm、短径60cm、深さ15cmの穴がある。住居壁は南西隅で約50cmであるが北ほど低くなり、北壁は残存しない。西壁に沿って並ぶ径20~45cm、深さ10~17cmの3個の穴が本住居跡の主たる柱穴になり得ると考えられるが、他の壁では不明である。S I 838・840・846・S D 860・S X 847を切り、S A 871の柱掘形もカマド西袖の下に検出されているから、この柱列よりも新しい。住居廃絶後にS A 870さらにその後S D 841が構築される。床面積は12.3m²。

⑩ S I 838

S I 837の南に位置し、同住居跡によって大部分が切られている。北東~南西方向の高さ8~20cm

の壁があるだけで、ピットは存在しない。しかし、壁の方向がS I 837・839の壁の方向と近似していることから、堅穴住居跡の一部と考えられる。

⑪ S I 839

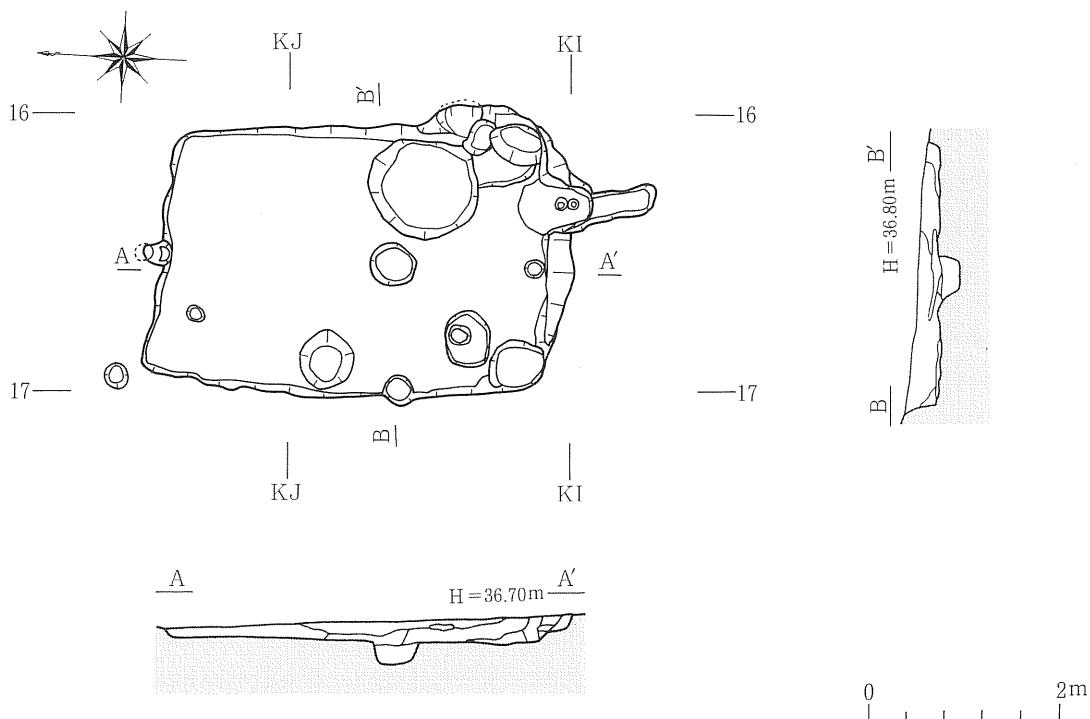
S I 837の東に位置する堅穴住居跡で、平面形は方形で、東西5.3m、南北5.1mである。西壁と南壁の一部は垂直に近い立ち上がりで、南西隅で約50cmの高さである。壁溝はない。床面に大小20個のピットがあるが、主柱穴は判断し難い。南東部に焼土の充満する穴が3個並列しており、東側から径38cm、深さ22cm、径66cm、深さ12cm、径44cm、深さ15cmである。カマドは南壁の東寄りの位置と推定される。床面から土師器杯、覆土中より土師器皿が出土した。床面積は27.4m²と推定される。

⑫ S I 840

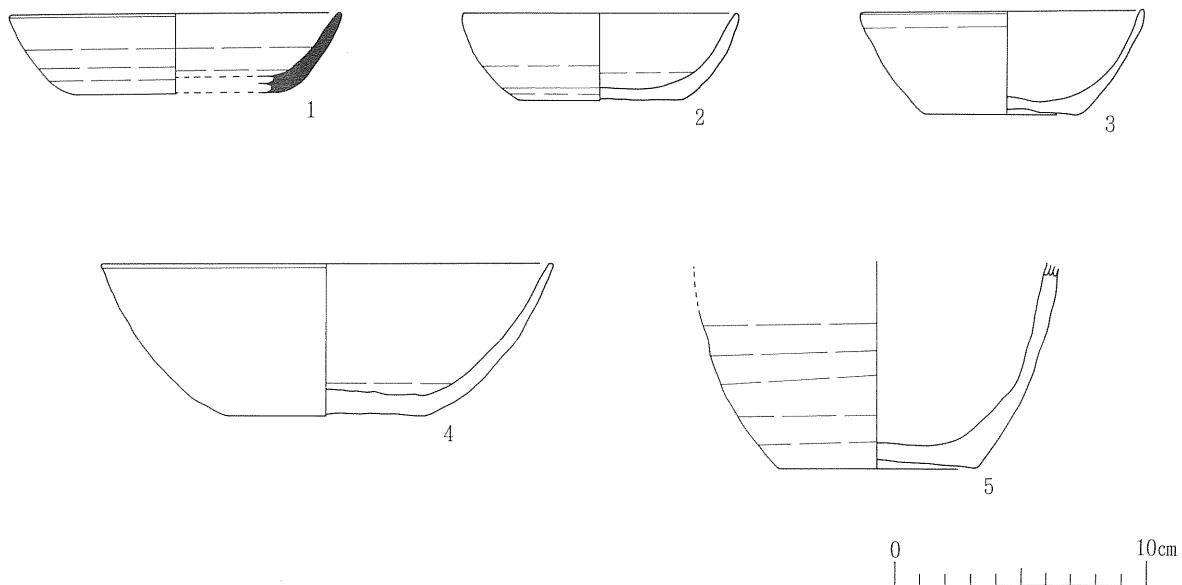
S I 837の南東に位置し、同住居跡によって切られている。北東～南西方向に走る高さ6～15cmの壁があるだけである。しかし、S I 838と同じ理由で堅穴住居跡の一部と考えられる。

⑬ S I 842 (第105図)

平面形は長方形で、東西2.9m、南北4.4mの規模である。カマドは南壁東寄りにあり、燃焼部に支脚が置かれ、その上から逆位に伏せた土師器甕底部、渦巻叩き目のある平瓦が出土した。袖は残存しない。壁よりカマド煙出先端までは90cmの長さがある。壁高は北及び西側が10～15cm、南及び東側が20～45cmで壁溝はない。住居の南東、南西隅に焼土が充満した穴がある。床中央部にも同様のものがあるが地床炉ではない。主柱穴と考え得るものはない。また、カマド南側に径1.2m、深さ10cmの円形の掘り込みがあり、本住居に付随するものであるが、これには焼土は含まれていない。床面積は12.3m²である。第106図1は須恵器杯で、底部切り離しは回転糸切りである。2は土師器杯で橙色を呈し、底面と底部周縁に回転ヘラケズリ調整を施す。3・4は橙色ないし褐色の土師器杯で、底部切り離し



第105図 S I 842



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	13.0	8.1	3.25	0.62	25.0	27°	—
2	土師器	杯	10.8	6.4	3.5	0.59	32.4	22°	77-1
3	土師器	杯	11.1	6.1	4.15	0.55	37.4	24°	77-2
4	土師器	杯	17.8	8.0	5.1	0.45	28.7	30°	77-3
5	土師器	甕	—	7.9	—	—	—	—	—

第106図 S I 842出土遺物（1）

は回転糸切りである。5はロクロ成形による甕で、カマド燃焼部に倒置し、支脚として使用されていた。底部切り離しは回転糸切りによる。第107図6は平瓦で、凸面に糸切り痕と渦巻き叩き目、凹面に糸切り痕と布目痕があり、側面、小口面、側縁の両面にケズリ調整を施す。叩き工具の幅は7cmある。カマド天井部からと床面から出土したものが接合した。7も平瓦で凸面に格子叩き目、凹面に糸切り痕、布目痕が見られ、側面、小口面、側縁の凹面側にケズリ調整を施す。

⑭ S I 846

S I 837の西に位置し、同住居によって切られる。平面形は方形ないし長方形で、規模は東西が少なくとも3.4mあるが南北は詳かでない。壁はないが、南側に幅18~30cm、深さ20cm程の壁溝がある。西側に深さ約10~25cmの柱穴が3個並ぶが、他は不明である。床面に地床炉があり、付近が硬化している。S A870柱列の西端柱が焼土と床面を切っている。カマドはない。

(2) 柱 列

① S A869

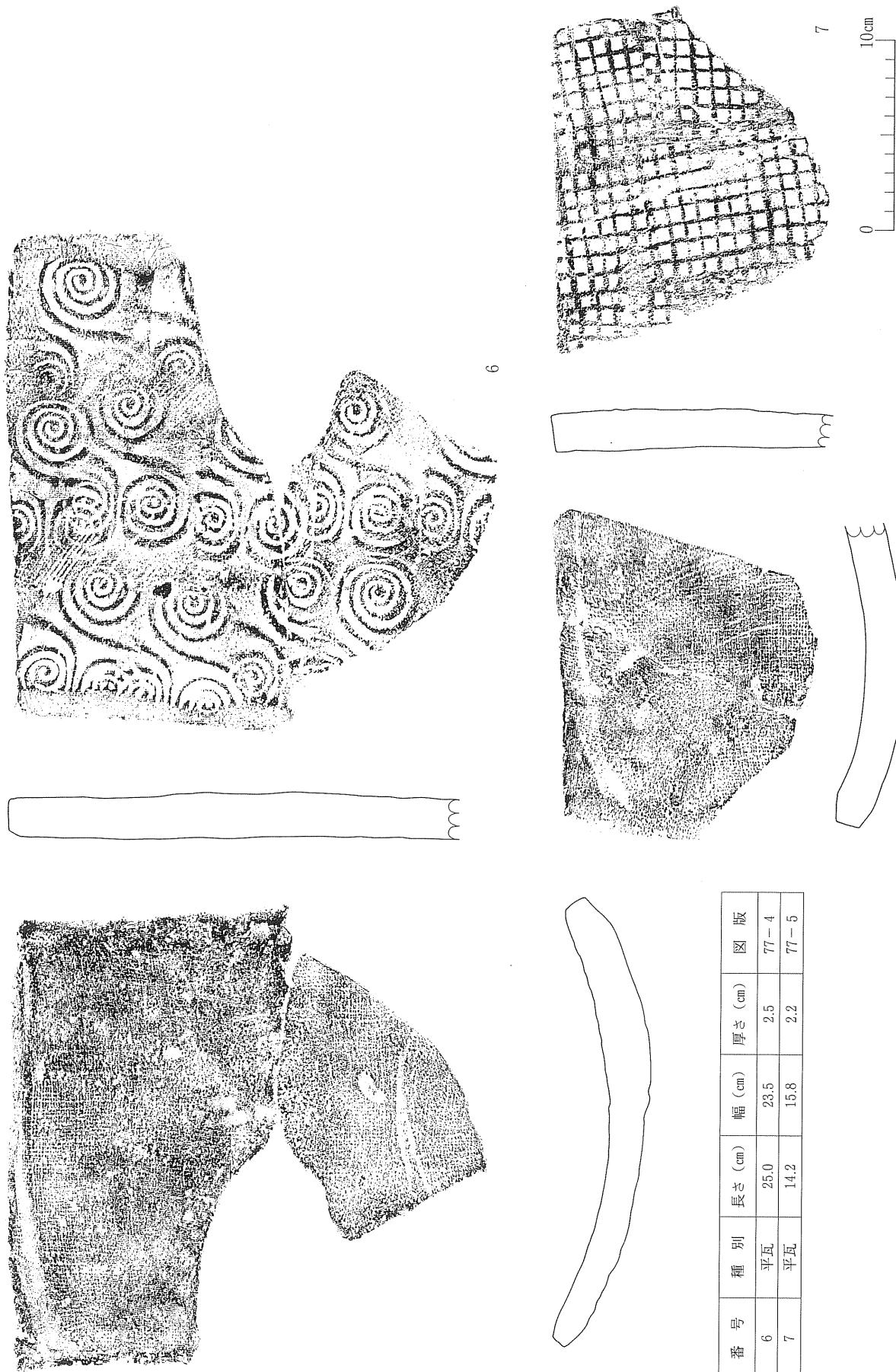
S I 837・839の北側に位置する。3間以上で総長9.30m（東から3.90+2.70+2.70）である。径40~50cm、深さ35~40cmの柱掘形の中に径20~24cmの柱痕跡がある。

② S A870

3間以上あり、総長7.40m（東から2.30+2.30+2.80）である。径40~70cm、深さ30~35cmの柱掘形底面に径12~28cmの柱痕跡がある。S I 873・846・S D860・S X849を切り、S D841に切られる。

③ S A871

S I 837・S D860よりも古い柱列である。2間以上あり、総長5.40m（東から2.50+2.90）である。



第107図 S I 107出土遺物(2)

掘形は径40~73cm、深さ66~72cmで、いずれも北に向かって傾斜している。柱痕跡はない。

(3) 溝状遺構

① S D774・767

斜面の下方を東西に走る溝で、S D767は全長35.42m、幅8~46cm、深さ5~32cmである。溝床面においてほぼ6尺等間にピットを検出したが、柱痕跡、柱掘形などは検出されなかった。S D774は全長6.1m、幅約20cm、深さ10~20cmである。両者は一連の仕事であろうが、その間に12.3mの距離で溝がない。全体に幾分蛇行し、板材や柱痕跡が明確でないことから遮蔽効果のある区画施設とは見なしがたい。S D767はS K773・775・S KT777・S X769~771を切っている。このうち、S K773の第3層中には火山灰が混入しているので、火山灰降下後の仕事である。

② S D841

S D843に平行する形で、北東~南西方向に走る遺構である。長さ21mを検出したが東側はややカーブしながら未調査区へ入り込んでいる。幅40~100cm、深さ5~18cmで、S I 837を切って、S X845に切られる。西端部は溝の立ち上がりが消失し、幅1m、長さ6mの範囲で道路状に堅く締まっている。

③ S D843

北東~南西方向に走る溝で、長さ23m、幅30~70cm、深さ15cmである。確認面から10cm程掘り下げると溝内の土が極めて堅く締まっているが、埋土して固めたものではないと考えられる。この厚さが5cmある。底面は丸みを帯び、南端部は南に曲折している。S X844・861・864を切る。

④ S D860

S I 837堅穴住居跡の東にある幅1m、深さ約20cmの溝である。長さ4.4mにわたって検出した。S I 837・S D841より古く、S A871より新しい。

⑤ S D868

S D843に平行して約8mの長さで検出した。幅30~45cmでS D843と同様に溝内が堅く締まっている。S X844を切るが、S D843との新旧関係は不明である。

(4) 土 坑

① S K733

S X581の南西に位置し、不整形を呈する遺構で、現状で東西2.4m、南北1m、深さ83cmである。

② S K741

S X743の南に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸2.73m、短軸1.87m、深さ40cmである。東壁際から土師器杯・皿が4個体重なって出土した。

③ S K744

S K753の東に位置し、不整形を呈する遺構で、長軸3.35m、短軸2.1m、深さ26cmである。覆土中より内面に漆の付着した土師器杯破片が出土した。

④ S K754

S D755の東に位置し、不整円形を呈する遺構で、東西1.6m、南北1.4m、深さ45~50cmである。覆土中よりフイゴ羽口・鉄滓等が出土している。S D755を切っている。

⑤ S K773

S D755の東にあり、不整形で、長軸1.7m、短軸1.3m、深さ28cmである。覆土中に火山灰を含む。

S K T777を切り、S D767に切られる。

⑤ S K779

S I 734の上に位置し、不整橢円形を呈する遺構で、長軸2.3m、短軸2.07m、深さ59cmである。覆土中に火山灰を含み、S I 734を切っている。

⑥ S K867

S I 842竪穴住居跡の南西にあり、厚さ約40cmの遺物包含層を掘り下げた後、西に傾斜する地山面で検出した。上面は長軸126cm、短軸104cmの橢円形で、深さ110cmである。深さ50cmまでは逆三角錐状の形状であるが以下は垂直に掘り込まれ、底面は長軸63cm、短軸52cmの橢円形で、平坦である。底部全体が硬い地山でわずかに水が浸透してくるが湧出はしていない。

(5) その他の遺構

① S X737

S I 735の西に位置し、不整形の遺構で、東西4.7m、南北2.7m、深さ15~34cmである。覆土中には火山灰が混入し、中央やや西よりでは焼土を検出した。S D732と接しているが、両者の新旧関係は不明である。

② S X769

S X771の東に位置する焼土遺構で、不整形で、長軸1.12m、短軸1m、深さ12cmある。S D767に切られる。

③ S X771

S X769の西に位置する焼土遺構で、不整形で、長軸80cm、短軸49cm、深さ10cmである。S D767に切られている。

④ S X847

S I 837竪穴住居跡の東部にあり、この住居跡によって切られる遺構である。長軸120cm、短軸96cmの規模で、深さは36cmである。

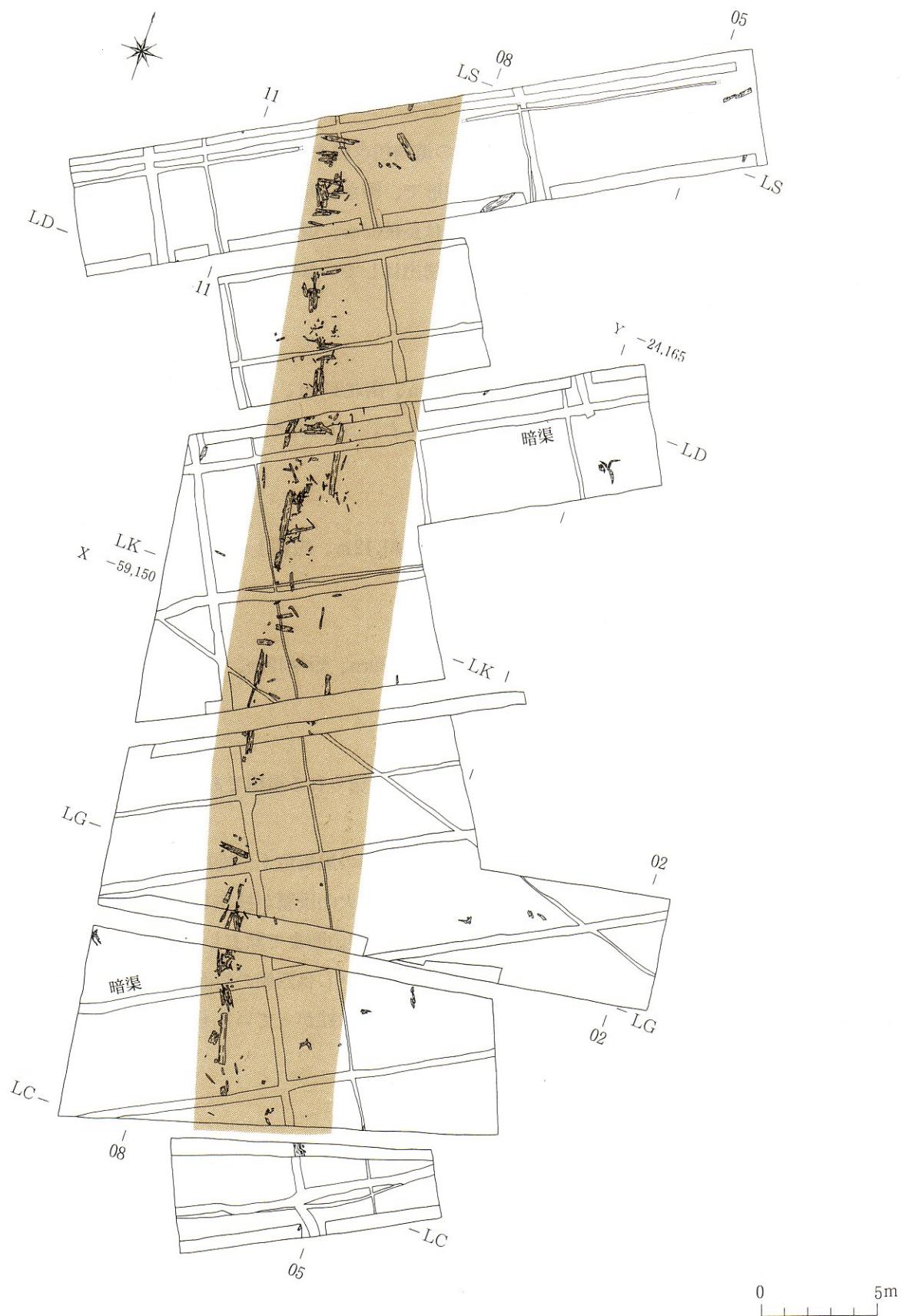
政庁北斜面の下方には、黒色の旧表土上に厚さ20~50cmの黒褐色土が堆積し、この中に土器片が大量に含まれていた。西部の遺物包含層には厚さ2~3cmの火山灰層が挿在し、南側（斜面上方）ほど厚く、遺物の出土量も多い。S K867はこの遺物包含層を地山面まで除去して検出されたがS D843南端部は包含層の上方からの掘り込みである。政庁北西側ないしは西側の斜面上から土器片等が投棄されたものと思われる。北部のそれは、主体部はさらに北側に拡がっているものと考えられる。これも斜面上方から土器片が投棄されたものであろう。

第3節 外郭北部低地の遺構

この地域では、外郭北門と政庁の間の道路遺構が検出された。調査地は外郭北門の内側にあり、標高35.30mの平坦地である。

(1) S M1213道路跡 (第108・109図、図版43)

道路遺構は、低地の極めて軟弱な泥炭層の上に施した整地層とその上に置かれた木道からなる。材木は腐食の激しいものがほとんどで、極めて断片的であるが多くはスギで、稀に広葉樹材も含む。



第108図 S M1213道路跡

最も長いスギ材は長さ3.55m、幅30cmで、材木塀の貫穴の痕跡があり、この材木は材木塀からの転用材であろうと考えられる。これらの木道の下に直行して置かれた材木が、殊に調査区の北部に多く残っていて、これらは木道の沈下を防ぐために枕木状に下に入れたものであろう。

材木は火山灰降下前の構築である。調査区の南端部では材木はほとんど残存しない。火山灰は旧水田面から25cm前後の深さに厚さ3～5cmで水平に堆積しているが、木道の材木付近では火山灰層が乱れて、黒色土下方まで小ブロック状となって入り込んでいる。この黒色土は木道付近のみに分布し、暗緑灰色粘土の粒、細かい木片、硬質頁岩の角礫、小石、川原石、火山灰とは明らかに異なる川砂などが、ごく少量ではあるが含まれている。この層はAトレンチでは厚さが最大で40cm、B・Cトレンチでは25cm程で、殊にAトレンチではこの土層の中央部ほど次第に厚くなっている。掘り下げる過程では、それらの含まれる範囲の土層は、含まれない土層よりも幾分硬く感じられた。下にある自然堆積の黒褐色泥炭層とは明確に区分される。

火山灰層の乱れは、火山灰の降下後に木道とその付近を歩くことによって、軟弱な土層に火山灰が小ブロックとなって沈み込んだものと解することができる。また、前記の粘土粒や木片、角礫を含む黒色土は、泥炭層を浅く掘り下げて形成した路床か、あるいは泥炭層面に薄く施した整地層が歩行によって下方に沈み込んだものと考えられる。一旦、それらによる道路を造り、その後に材木を使用した木道としたものと推定される。なお、道路の側溝は認められない。道路遺構に検出される硬化した路面は、周囲が軟弱な泥炭地であるためか形成されていない。トレンチのうち、北から4番目まではこうした土層が観察され、その幅は6～7mである。木道の材木はこの中に含まれるが、全体に西寄りに位置している。

外郭北門東側のS X1180木道、西側のS X1202木道の材木には貫穴痕跡があり、材木塀からの転用材を使用していることが明らかで、その時期は、外郭線B期の材木を抜き上げて使用し、十和田a火山灰が降下する前であるので、外郭線C期であり、その後D期にも引き続き使用している。これらの木道がC期になって設置された理由は、材木塀の北にあるS D1145溝に土が堆積して排水機能が低下したことや、周辺河川の流路の変化に基づく水位の上昇が原因として推定される。

S M1213の木道の材木は材木塀からの転用材で、かつ十和田a火山灰よりも古いという点にS X1180・1202との共通性が見出され、S X1180・S X1202と同時に外郭線C期に設置され、D期にも使用された木道であると考えることができよう。したがって、木道の下にある整地層は木道とは時期が異なるものである可能性がある。外郭線A・B期には木道を用いずに幅6～7mの整地層による道路としていたが、外郭線C期になってS X1180・1202と同様に木道を設置したのではないかと推定することができる。

道路遺構の位置は、外郭北門と政庁北門を直線的に結ぶ位置ではなく、低地においては外郭北門の桁行方向に対して直角に作られている。

政庁北斜面では、昭和60年の第60次調査で堅穴住居や土坑多数が検出されている。政庁北門の真北には堅穴住居が3軒存在し、これが一時的に仮設されたものであるとしても、政庁北門から北へ真っ直ぐに道路位置を想定することはできない。しかし、政庁北門の北西方向に堅穴住居の存在しない空間があり、この空間と、低地における道路遺構の南端を結ぶ線上に道路を想定することができるのではないかと思われる。丘陵斜面部分では道路が等高線に対して直角に通る形で政庁北門に連なり、道

路は全体としては緩やかなくの字形に折れ曲がる形になっていたものと推定される。

第107・112次調査で検出された外郭線材木塀内側の木道材木の遺存状態に比べ、この道路遺構で検出した材木の腐食が激しく遺存状態が良くないのは、外郭線内側の木道の場合泥炭層に直接材木が置かれているのに対し、道路遺構の木道はその下に整地層があることによって多少なりとも水はけが良く、それによって材木の腐食がより進んだ結果であろう。

外郭北門を中心とする低地で遺構の存在を探るための調査を第98次・第104次・第108次調査として実施した。第98次調査では予備調査として13箇所のトレンチを設定して土層観察、遺構、遺物の検出にあたったが、ごく一部を除いて軟弱な泥炭地であって、外郭線の他は遺構を検出することができなかった。

第104次調査は、ホイド清水北方の低地を対象として300m²を調査したが清水からの流路があるだけであった。第108次調査では外郭北門の南東部を約300m²にわたって掘り下げたが、ここでも遺構は全く存在しなかった。

ホイド清水北方の低地や、外郭北門の南東部においては、かつて建物群の存在が予想されたことがあった。しかし、この低地は歩行には木道を必要とするほどの極めて軟弱な地盤で、外郭北門～政庁間の道路遺構の他に、建物等の遺構は存在しないと考えられる。

第4節 外 柵

外柵には東西南北に八脚門があり、いずれも1930年に文部省が発掘調査を行っている。しかし、その後、外柵北門は矢島川の河川改修工事に伴って失われ、調査事務所が調査を実施したのは外柵南門のみである。

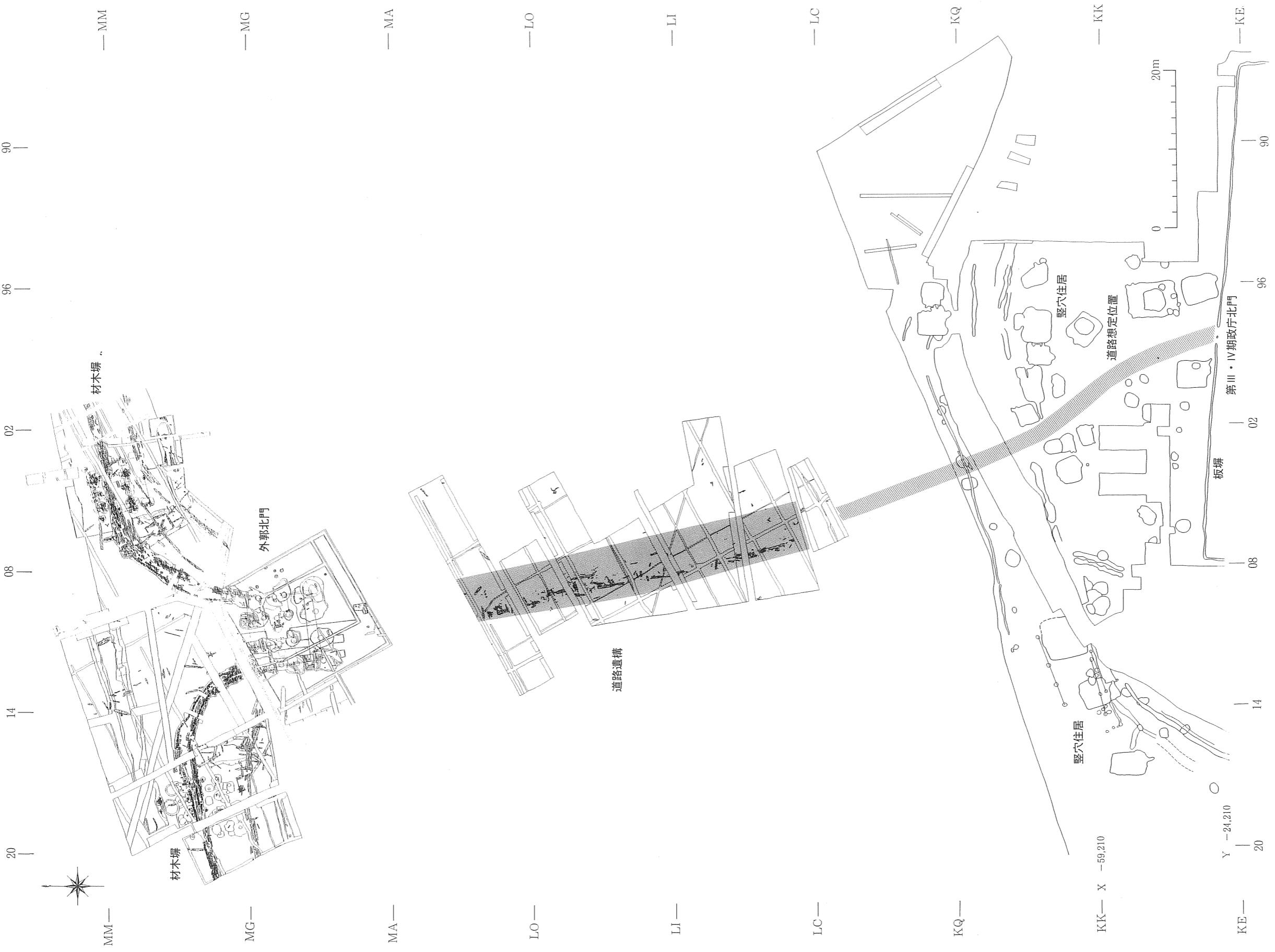
1 SB57外柵南門 (第110・111図、巻首図版6・7、図版44~46)

文部省の調査後、旧高梨村が土地の買い上げを行い、門柱の乾燥を防ぐため水を巡らすなどの保存措置を講じた。約40年後の第7次調査では遺構の保存状態は良好であった。その後、仙北町による「ふるさと歴史の広場」事業に伴い、第92次調査を行った。

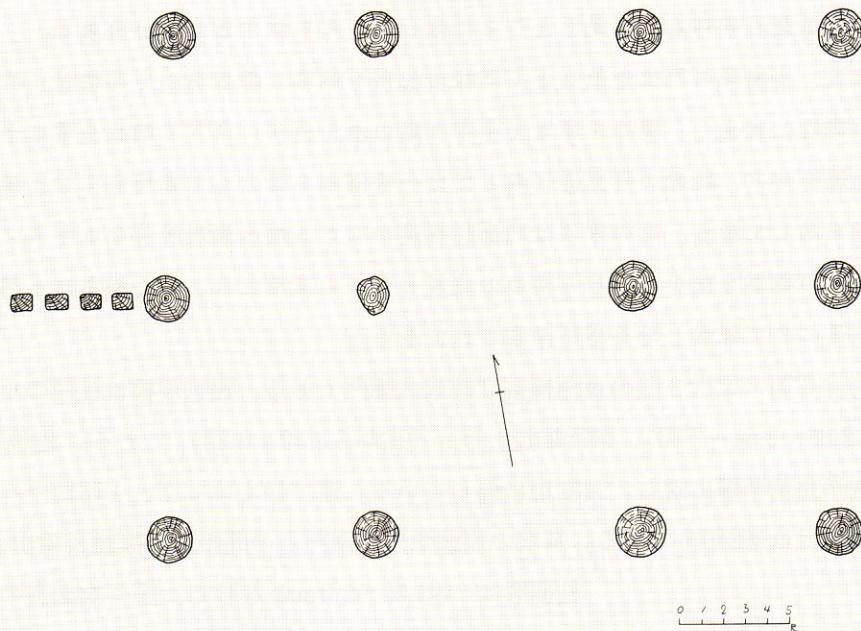
上田三平は『史蹟精查報告 第三』の中で次のように述べている。

「外柵木の列中に四個の門阯を発見し、その連絡を明かにしたことは本柵阯の調査上著しき事実で、従来其の例を見ざる處である。然して此の類例は、更に翌年山形県下に於て発見され、此等の計画系統は、全く中央に於ける都城制の外形に準じたものであらうと思はれるから古代に於ける東北経営が、重大なる国家事業として計画されたことを実証し得るのである。」

南門阯は、高梨村大字拂田字仲谷地七十二番地にあり、その発見は、昭和五年十月廿日であった。筆者は、高橋助役及び藤井東一氏の案内で、柵阯の発掘計画を立つる爲め各地を巡回し、柵阯の南辺を略東西に通ずる町村道と丁字形を爲して長森の南に通ずる



第109図 外郭北門と政府間の遺構



『史蹟精査報告 第三』より再トレース

第110図 外柵南門

幅約三間の村道の西側で、丁字形の交点の北約三十四間の地点の溝に木材の露頭を発見し、その周囲を発掘せる結果、太き円柱なること明かとなり翌日之を起点として縦横に発掘を継続し、ボーリング法を併用して、遂に円柱四本づつ三列に配置されて居る状態を発見したのである。

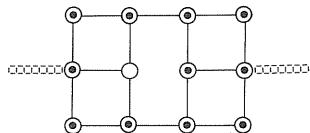
腐蝕せる円柱は、水田面下約七、八寸の深さにあり、総数十二本の内、一本だけは半ば腐朽し去り極めて短小となって居た爲め、発掘の際、多少傾斜して発見されたが、其の他はすべて原位置に立てられたる儘其の姿を現し、残存の長さは約三、四尺に達すべく、周囲は緻密なる青粘土に包まれ、極めて湿润である爲め、良く保存せられたものと思はれる。材質は外柵列のものと異なり、栗、桂、楮の類を用ひ、大きさは直径約一尺八寸乃至二尺位のものである。然して発掘の際、特に注意したが、門柱附近には何等の埋蔵物をも発見しなかった。

門柱の配列に依って見るに、その南北軸線は、現今の磁石の北より約三度三十分東に傾きたるも略南面し、三間二面の八脚門たることが知られるのである。然してその正面約三十尺、側面約二十二尺の建築で、中間の真々約十二尺、両脇間共に真々約九尺あり、側面の両間は共に真々十一尺を算する。門の東側は道路敷に依って柵木との連絡を見ることが出来ないが、西側に於ては、外柵列は、門の西側の中央柱に連続せる状態を見得るのである。門の高さ並に屋根の構造等は想像する外に途なきも、元来掘立式のもので

あるから平屋建、屋根は板葺であったであらうと推察する。南門阯は柵の中央地物たる長森の南麓から約百二十間の南に存し、現在の通路は、耕地整理の結果、多少改善されたものだが柵の正面として極めて重要な處であつたらうと思はれる。即ち嘗て附近の水田中から白玉製石帶飾石を発見したことに依つても之を証することが出来る。

南門阯は、本柵阯の門阯中最もよく門柱の配列を観察し得るを以て高梨村に於ては、特にその保存に留意し、鑽井を穿ちて年中一定の水を門阯に注ぎて門柱を常に水中に保存して乾燥を防ぎ、特殊の研究者に対しては一時溜水を落として露頭を十分に観察せしむる施設を爲して居る。此の方法は門阯に程遠からざる柵木陳列所前なる字鳥ノ木に於て、柵木列の観察を便ならしむる爲めの施設としても適用され、よく柵木列と門阯の実況を原位置に於て観察し得る様に考案されて居る。」

外柵南門は桁行3間×梁行2間の東西棟掘立柱式八脚門である。建物規模は柱間の平均で桁行総長9.20m（東から2.86+3.54+2.80）、梁行総長6.65m（北から3.32+3.33）である。建物方位は南側柱列でみると調査南北基準線に対し、94度東に偏している。建て替えはなく、1時期のみの造営である。外郭南門との距離はほぼ240mである。基壇の痕跡や外郭南門との間の道路痕跡は検出されない。

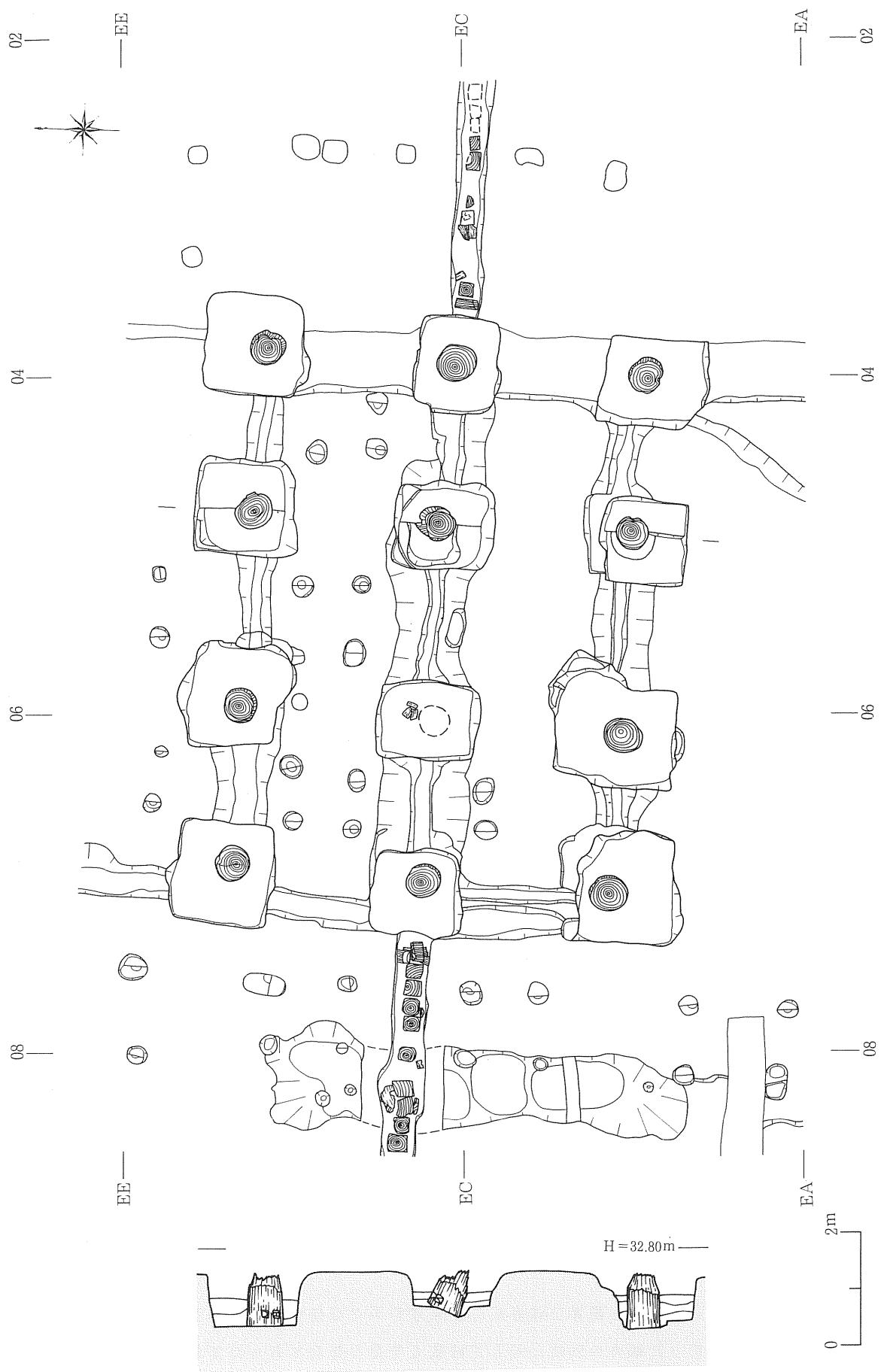


柱掘形は一边1.35~2.0mの方形で、第7次調査の後に一部が破壊を受けて変形している。垂直に掘り込まれ、埋土は地山の青灰色粘土と黒色土が混じる。門の桁行方向3列の掘形を結ぶ溝があるが、これは文部省調査後に、旧高梨村が講じた遺構保護策である。妻柱の掘形には角材が接続していないが、文部省調査の報告書には接続する状態の平面図や写真図版が掲載されており、元来は直接に接続していたもので、前記の遺構保護のための溝を掘った際に抜き上げられたのであろう。

深さの明らかな側柱4本を見ると、底面のレベルが31.40~31.64mであるが、棟通り中央2本はそれに比べ36~67cm浅い。柱は下部で直径60~62cmの丸柱で、手斧等の工具により加工が施され、下部に目渡孔がある。柱の樹齢は東妻柱がほぼ100年、西妻柱のそれは80年である。南側柱列の東から2番目の柱は、掘形底面を円形に掘り窪めた中に柱を置く。外郭西門でも同じ状況が見られた。

棟通りの東から2番目の柱は南に傾き、残存する長さも短い。同じく東から3番目の柱は抜き上げられ、クリ材の残欠が僅かに残るのみである。文部省調査時において、既に半ば腐朽し去っている柱があるとの記述が報告書にあるのは、この材を指すと考えられ、第7次調査ではこの掘形底面に柱の抜き跡を検出している。棟通り中央2本の柱は文部省調査時以前に既にこうした状況となっていたと考えられ、それは掘形の底面レベルが他の掘形よりも浅く作られていることに起因すると推定される。棟通り中央2本の柱掘形の同様な傾向は外郭西門でも確かめられているほか、この2本の柱が検出されない場合のあることが、政庁の東・西・南門、外郭東・南門でも認められる。

四本単位の小柱穴が門の北一間と建物西側にあり、北側と東側では一列となっている。外郭東門や志波城政府正殿などに見られるものと同様の足場組穴で、直径30~50cm、深さ10~20cmのものが多いが、門の中央部から南側には検出されず、後世の削平によって失われたと考えられ、元来は門を取り囲んで存在したと推定される。門の西側では門柱との距離が、それぞれ1.90m、3.20m、東側では3.60mである。足場組柱穴の深さが浅いことや、門の東側の材木塀の布掘り底面が門に近づくにつれて次



第111図 S B57外柵南門

第に上がっていることは、門の周辺は後世にかなりの削平を受けており、古代においては一段高い地點を選地するか、あるいは基壇を造成していたことを推測させる。

門柱の樹種は西妻柱がトネリコ属、南側柱列の東から2本目がケヤキまたはハリギリ、その他はク（註2）リである。柱掘形からは遺物は出土しなかった。

門の北に東西方向に設けられたS D61溝がある。上面幅は55～100cm、底面幅45～85cmである。S D63はこれと一連の溝で、門の西側柱列と方向が同一で、その掘形に切られる。上面幅60～70cm、底面幅35～55cm、深さ約30cmである。門の地割り的なものか。門の西にはS K62があり、南北柱筋に平行する。南北7.5m、幅1.2～2.0m、深さ約15～35cmで、底面には不規則な凹凸がある。

2 外柵東門 (第112図)

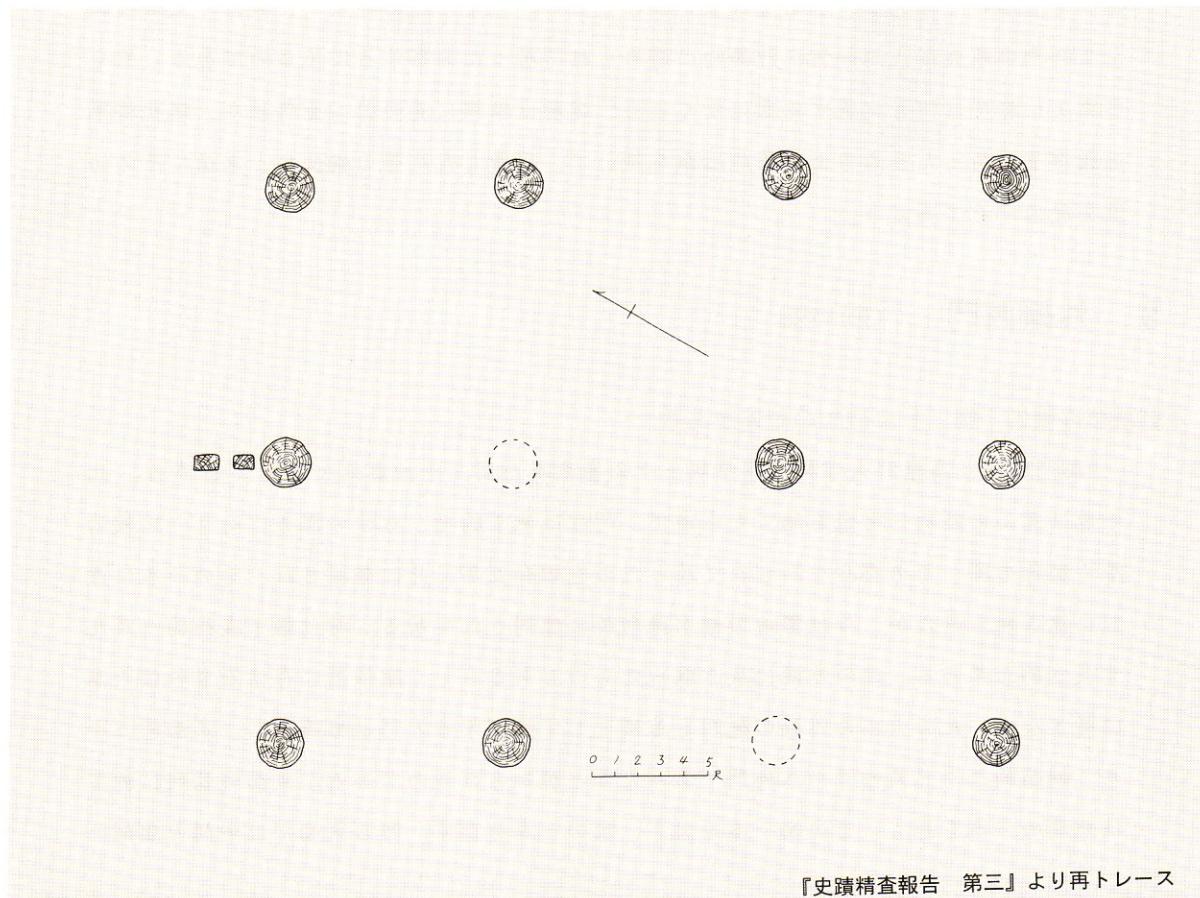
『史蹟精査報告 第三』には次の記述がある。

「東門址の大部分は、千屋村大字本堂城回字森崎九番地にあり、多少隣地番に跨って居る。門址は外柵列の東面よりは稍北に偏する位置にある。然してその中間軸線は東三十六度北から西三十六度南の方向に延びて居る。之れは如何なる理由であらうか、直接地形の方面から観察すると、現今東門址の南地域は極めて低平である。耕地整理以前に於ては、其の起伏は更に著しかったらしい、その証は此の地の柵木の柱頭が、約三尺の地下に発見されたことに依って明かである。それ故に外柵の東の低い土地に門を設けることは、展望も十分でなく、種々の不便があった爲めに、稍東北に偏した位置に設けたものと思はれる。隨ってその正面も亦正方位に保ち得ない結果、独り此の門のみ他と稍異った方位を探らざるを得なくなつたものと思はれる。

現在の門址の所在地も対角線的に高低二段の水田に分かれ、東部は西部より約一尺五寸高く、両者共に地下に門柱を発見するのであるが、東部の高き水田の地下に存するものは、約二尺以上の深さに柱頭を発見し、西部に於ては田面下僅か五、六寸の深さにその露頭をみるのである。既ち現在目撃する如き地表面の高低は、柵の廃絶後に於て耕地計画等に依って相当著しき変化を蒙つたものであることを示して居るのである。

かかる地表上の変化を受けたにも拘わらず、東門址の円柱は完全に存して居たのであるが、昭和五年三月の調査の際、西南面に於て一本、中央列に於て、一本、都合二本の門柱を抜き取った爲め原位置に存せず、他の十本は原位置に存し南門址に次ぐ完全な門址として保存されて居る。門柱の配列に依って測定せる結果は、門の正面約三十一尺、側面約二十三尺八寸、北門に略等しい。正面の柱間は中間の真々約十二尺、両脇間約九尺八寸乃至九尺四寸を算し、側面の柱間各約十一尺九寸あり。外柵列との連続状態は北側面に於て推定し得べく、側面中央柱より柵列に連続せることは他の門址の場合と異なる處はない。

此の門址に立って見ると視界は相当広く、東方の山々は指呼の間にある。恐らく北方の山地に拠って居た蝦夷の侵攻に対する最も重要な部面であったであらうと思はれる。



『史蹟精査報告 第三』より再トレース

第112図 外柵東門

以上四個の門阯の外柵全体に対する位置を観察する必要がある。即ち外柵列は、全体としては橢円形を呈し、東西の長径十二町二十五間、南北の短径約六町五十間ありて東西径は南北径の略二倍に該当し、又此の短径は翌年、山形県下に於て発見された城輪柵阯の一辺の長さに近似し又外柵中に於ける四門の位置が略、東、西、南、北の四面に配置されて居る点にも類似関係を有して居るのである。勿論外柵列は、他と區別して柵の範囲を決定する基本的な施設であるが、その四面に壮大なる八脚門を設けて居た爲めに古代の城堡的建造物として、よくその効果を發揮し、さしも強暴なる蝦夷も遂に屈服の止むなきに至ったものであらうと思はれる。柵列の存在は從来現物を観察せずとも略想像して居ったのであるが、四面に壮大な円柱を用ひた八脚門を配置した完全な柵城の存在は、本柵阯發見以前、何人も想像し得なかった處である。然して此等の八脚門の様式は古代に於ける寺院の正門に用ひられたもので、その中間、両脇間乃至側面の柱間等も略、奈良朝寺院等に用ひられたものに類似して居る。即ち此等の建築の様式の採用せられて居る点から見ても柵の創建時代を推測し得るのである。

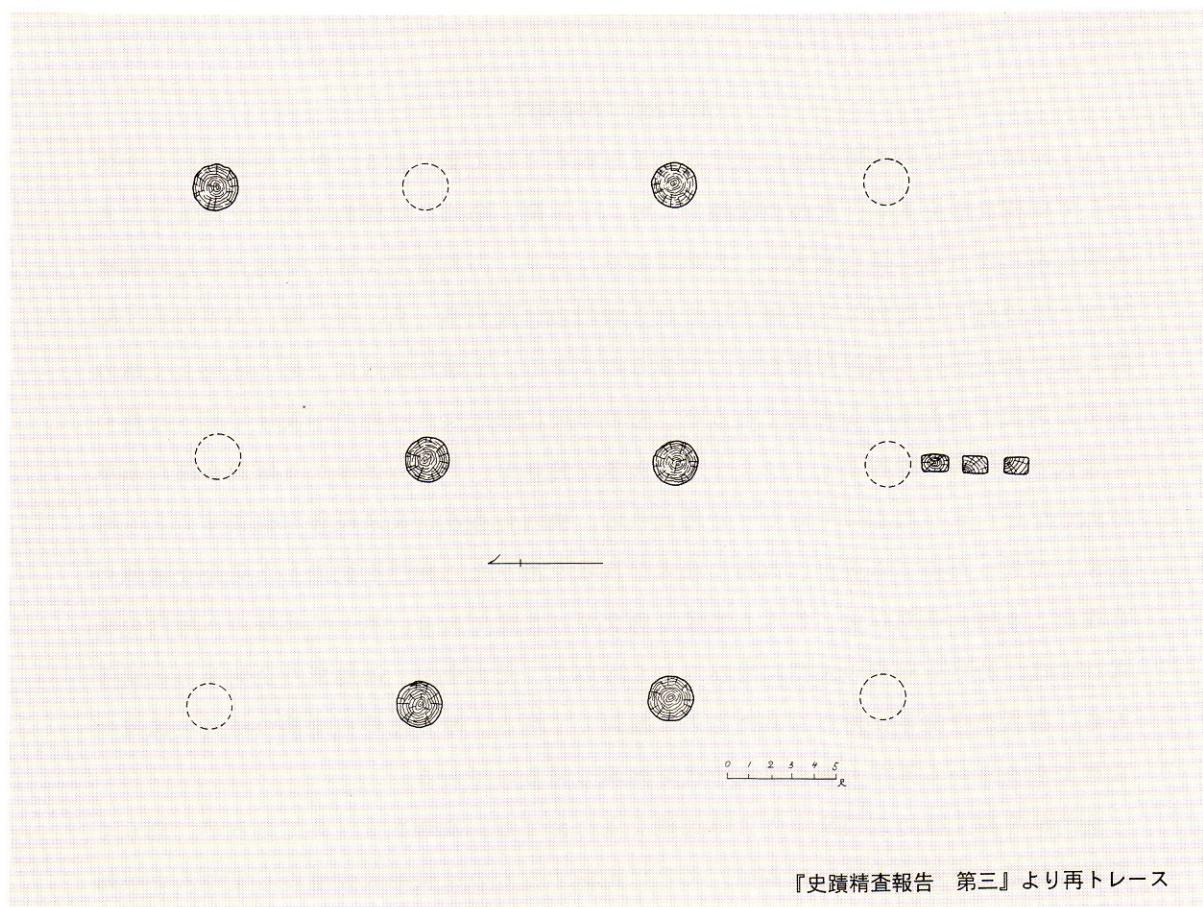
東門阯を除く他の三門阯の方位の正確な点に於ても、注意さるゝのであるが、恐らく天測の結果であらうと思はれるが、之れに先駆するものは後期式古墳の石室の入口が殆ど南面して居る事實もあり、飛鳥時代から奈良朝にかけての寺院建築は略南面し、殊に都城の設計が殆ど正方位に企画せらるゝなどを考ふれば、柵の門阯の軸線が略正方位を

採つて居ることに何等の不思議はないわけである。此等の建築様式や、設計を見るに及んで初期の蝦夷征伐の如何に計画的に進められて居たを察するに足るのである。然して史上に於ては何等記載する處はなくとも、遺跡は雄辯に其の苦心を物語り、鎮狄將軍の指揮下にあった無名の工匠等の心血を濺いで、築造した此等の柵阤は、永遠にその功業を記念するであらう。」

3 外柵西門 (第113図)

『史蹟精査報告 第三』には次の記述がある。

「西門阤は、高梨村大字拂田字早坂三十六番地及び同三十四番地に跨って存する。此の地は真山の西約一町余を隔てた水田で、門柱は地下約七、八寸の深さにあり、比較的早く耕作の際、その存在を知られて居たのを昭和五年三月に発掘され、その一本は直ちに抜き取られたが、今は拂田の柵木陳列所に陳列されて居る。材は楮で直径約一尺九寸長さ約六尺ある。此の外既に抜き取ったものもあるらしく原位置に存するものは六本に過ぎない。此の六本の円柱の配列を基礎として推測すると門は略西面し、正面約三十尺、側面約二十三尺四寸の八脚門であったことが知られるのである。東面の柱列に於ては北端の一本を存し、その南一本を欠き、次の一本を存す。即ち東面では中間と脇間一



第113図 外柵西門

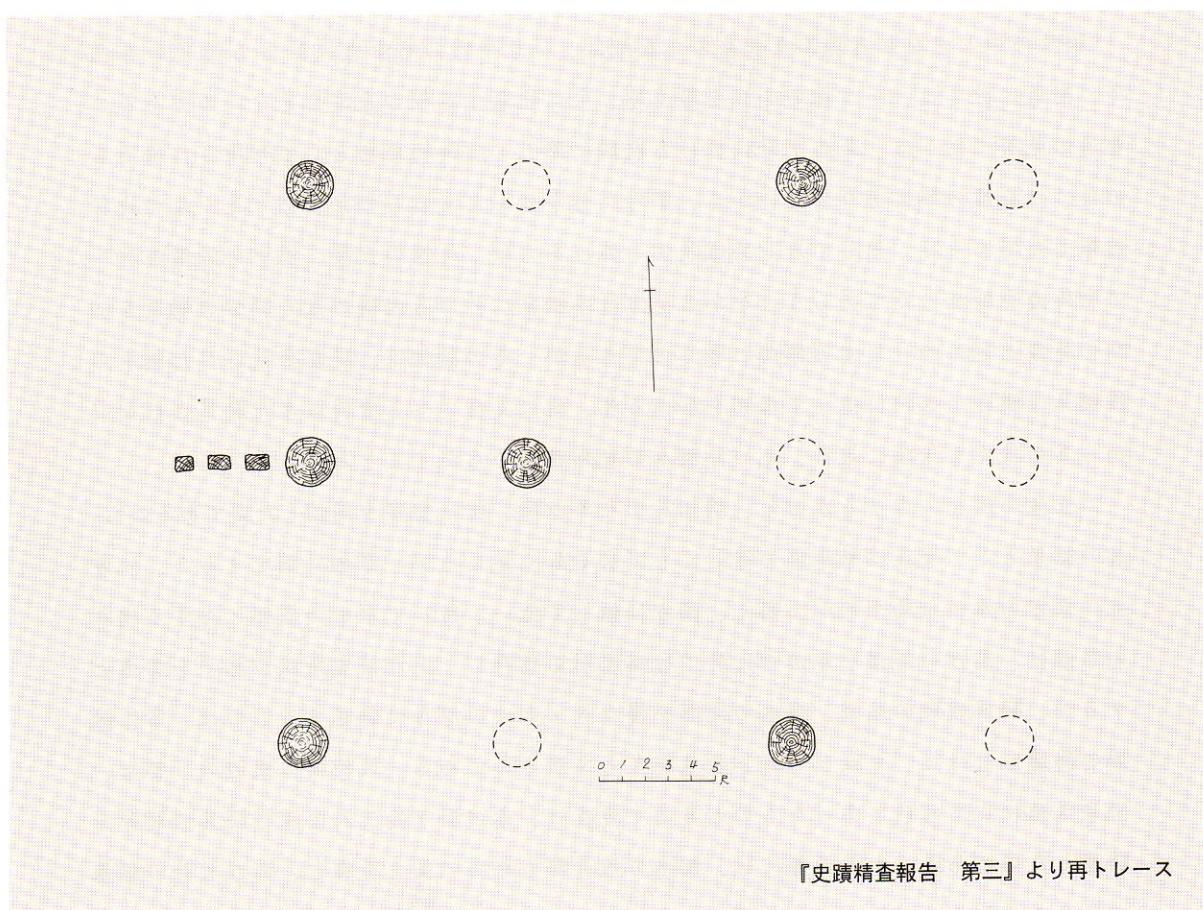
個との間隔を測定し得るのみであるが此の真々の距離二十一尺三寸あり。又門の西面に於てはその中間を示す位置に二本の円柱ありその真々の距離約十一尺九寸を算す、更に中央列に於ては西面の二本と相対する位置に二本の円柱がある。即ち東面に於ける北端の円柱と中間の南端に位する柱との距離二十一尺三寸より西面又は中央列の中間の間隔約十一尺九寸を減じた数を各脇間の間隔と見做して門の正面を推測せば前記の如く約三十尺強となるのである。

西門の北側面又は南側面は何れも直接材料を欠いて居るが幸に中間の南端に於てよく側面を測定し得る位置に円柱を保存して居るので、側面約二十三尺四寸を算定し得るのである。即ち西門阤は略南門阤と大きさを等しくして居るが側面は稍大きい感がある。西門阤と外柵列との連続状態は、門阤の南側に於て観察し得べく、側面の中央柱に柵木の連続せる状は、毫も南門阤の場合と異なる處はない。」

4 外柵北門 (第114図)

『史蹟精査報告 第三』には次の記述がある。

「北門阤は、千屋村大字本堂城回字百目木四十九番地を中心とし多少隣地番に跨って居る。」



第114図 外柵北門

門は略正北に面し、北に近く鳥川の溪流を控へ、多少土地の高低は認められる。即ち門柱の中、東側の一列は約一尺程高き水田の下にあつたらしいが既に腐蝕して破片を留めるに過ぎなかつた。北門趾も西門趾と等しく、其の円柱の半数を失つて居る爲めに建築の大さを決定するには多少の困難を感じるのであるが、残存せるものにより推測を加へると、門の正面は約三十尺九寸、側面は、約二十三尺八寸となり、各門共に大差なきことが知らるゝのである。北門の西側の円柱は幸に三本共に原位置に存し、何れも地下一尺四・五寸の深さにその腐蝕せる頭部を発見し、各柱間の南北距離は、真々各十一尺九寸であるから、此の門の側面は、二十三尺八寸であることが知らるゝのである。西側面の中央柱の東約九尺二寸を隔てて中央列の円柱あり之れに依つて西脇間を測定し得るのである。更に門の北正面に於て、西北隅と中間の東に存する円柱との距離に依りて、西脇間と中間との間隔約二十一尺七寸を測定し得るのである。東脇間は、前述の如く東側面の柱全部を失つて居る爲めに測定し得ないから、普通の場合に東脇間も西脇間も略同様であると見做して算定すると、北門の正面は約三十尺九寸となるのである。然して門柱の太さは各門のものと略等しく、外柵列との連続状態も異なる處はない。」

5 材木柵

外柵の材木柵については『史蹟精査報告 第三』に以下のような記述がある。

「柵趾の中心をなせる真山及長森の二丘陵は、仙北平野の略中央に於ける特異の存在で、附近に於ては、一ツ森の小丘を除く外、之に比敵する程の丘陵を見ないのである。普通の見解に従へば、此の平野に於ける戦闘に際して防御的物として利用され得るものは、二丘陵の外にあり得ないから、平野に号令せんとするものは、必ず先づ此の地に着眼したであらう。然して若し地域狭少の憾みあらば、此等の丘陵に多少の設備を加へて防御力を増加したであらう。かかる見方は本柵趾に於ける内柵の或る部分の構造を初期の施設と認めやうとする傾向に導くのであるが、その論拠は、現在発見された柵木の種類又は構造の如何に依つて推測を加ふる外、他に支持すべき資料は未だ発見されないから其の攻究を後項に譲り、先づ外柵木の配列状態から記すこととする。

二丘陵の周囲に存する水田は、明治三十九年以降、耕地整理を開始した處であるから、其の結果として現在は略水準を等しくして居る如く見えるが、詳細に測定すると、北方並に東方の水田は約十尺以上高く、南方は概して低い。随つて水田の底部に存する柵木の根基は、南方の低湿な水田中に於ては略原形の儘存し、上方は尖頭状を爲すを普通とするが、耕地整理の結果、柵木の頭部を僅々五・六寸の深さに発見するものは、常に鍬鋤の影響を受けて、ササラの如き状態を呈して居るのである。又外柵の東辺の一部は、元来低地に立てられてあったものと見て現在は、水田面下約三尺の深さに其の頭部を発見したのである。かかる際には、柵木の残存部も相当の長さを有し、ありし昔の根基の長さを推測する材料となるのである。北方の高い水田は、比較的乾燥する爲め、此の部分に存する柵木は、其の原形を失ひ腐朽して恰も丸木を並べ立てた如き感を与へたが

底部に近い部分には猶角材の姿を見得るものがあった。

西方真山の麓に於ては、柵木の位置が著しく丘麓に接近しその間隔は約二十間に過ぎない。之は既に述べた如く外柵列が殆ど均等に丘陵の麓から約二町を去る部分に配列されて居るのに対する異例と認むべきものであるが、その原因は恐らく真山の西南麓が著しく突出している爲め、柵の全形態を整へる必要上已を得なかつた結果と思はれる。柵木は此の部分に於ては腐朽甚しく木材は殆ど泥土と等しき硬度を保ち得るに過ぎない有様であった。

外柵の埋立状態を検する爲めの布堀は、南部及東部に於て七、八箇所、其他に於て數箇所。延長百間余に達したが大抵幅約二尺、深さ一尺五、六寸に於て柵木の配列状態を見たのである。柵木の大きさは一般に長方形で、角の長径は九寸乃至一尺位、短径は七寸乃至八寸位を普通とする。材質は殆ど杉材で、丸太材一本を以て柵木一個を作つたものもあるが、相当の大木を割り材として用ひたものもある。其の割合は、一切を抜き取つて検したものでないから断言は困難である。底部は、鋸を用ひた形跡なく、鉄様の利器を以て平に切断し、底に近き部分に二個若くは四個の目途穴（筏つなぎ穴）を刻せるものが多い。又柵木の残存せる部分の長さも場所によって異なることが多い。然し柵木は発掘調査後、原位置に保存し、抜取りを禁じてあるから、既に抜き取られた材料に依つて太凡の長さを知るより外に途がない。柵木陳列所のものに依つても知らるゝ如く普通は、一尺二・三寸乃至一尺七、八寸位の長さを有するが特に長いものは三尺乃至五尺に達することがあり短いものになると六、七寸に過ぎないものもある。

柵木の根基は現在の水田面下約五、六寸乃至一尺位の深さにその頭部を発見するが、特に三尺以下に之を見ることがある。柵木の立て方は殆ど一律に角材の長径の面を外方に向け、短径の面を相対する如く横に一列に並べ立てたもので、各材の間隔は一寸乃至二、三寸位に過ぎない有様である。

発掘調査の結果によると延長一間に對し、大抵角材六本を立てたことが知られるのである。此の割合は、城輪柵趾と異なる處はない。即ち柵の外郭の構造法は既に一定の型式を有して居つたことを推察する材料となるのである。

地中に存する柵木の根基の配列に依つて創建当時の柵の外貌を推測することは、容易でない。然し角材を一列に立て並べ、その間隔が極めて接近して居つたのであるからその外観は、恐らく板塀を繞らした形と異なる處はなかつたと思はれるが、問題となるのはその高さである。之を推定する爲めには、当時の戦法又は使用的武器の威力等からも考察せねばならぬが、遺跡の研究としては、解釈の鍵を客觀材料並にその存在状態に求めねばならぬ。幸に本柵趾に於ては、内柵趾の一部に築造当時の柵の倒壊した儘、埋没せる處を発見したから之れによつて、柵の全体の高さを推定し得ることとなつた。即ち倒壊せる柵木を分解して其の長さを測定して得た處では、柵の高さは、地上十尺乃至十二尺位のものであったと想像し得るのである。之に地下に埋没する部分の長さ四尺乃至五尺を加ふれば柵木の全長は約十四、五尺のものと推定し得るのである。増村卯助氏の計算によると外柵築造に要した用材は、柵柱を尺角材としその長さを仮に十五尺とし延長

三十三町の間、密接に立てたものとせば材積約三萬石となり、資材歩留りを〇・五とせば、山元の資材は六萬石に達したであらうことである。此等多数の木材は、附近山林から伐出されたものであるから当時の林野の状態が想像される。殊に杉樹は、元来暖地産のもので、早く此地方に植栽されたものであらう。」

外柵の材木塀は総延長約3,700mの東西に長い楕円形をなす。第4次調査以来調査を重ねてきたが、その全体が水田地帯にあるため水路工事や道路工事に伴う小規模な調査が多く、広く面的な調査を実施したのは外柵南門と外柵西門の間に限られる。第30次・92次調査と埋蔵文化財センターが調査した第102次調査がそれである。この他、仙北町による北部外柵線確認調査、仙北町、千畠町による農業集落排水事業に伴う調査、仙北町による道路拡幅工事に伴う調査があり、それらの成果も加え、主な成果が得られた調査を選んで記述したい。外柵の位置は広範囲にわたるので、便宜上、外柵東門から外柵南門までの間、外柵南門から外柵西門までの間、外柵西門から外柵東門までの間の3地区に区分して記述する。なお、遺構番号は複数あるが、一連の外柵材木塀である。

1 外柵東門から外柵南門の間

(1) 第44次調査

外柵東端部から外柵南門までの間、延長約800mにおいて20箇所のトレンチを設定、ボーリング探査も併用して外柵の位置の確認にあたった。

S A 460材木塀

トレンチ設定20箇所中、18箇所で遺構を確認した。そのうち12箇所で材木を確認したが、残り6箇所では腐食、耕作による搅乱があり、抜き取り痕跡の確認にとどまった。材木は数cmの間隔で並列していて、一辺約20~22×24cmの角材である。設置方法は土層観察によると上面幅平均60cm、底面幅46cmの布掘り内の壁際に寄せたものと中央に据えたものの2通りあるが、規則性をつかむには至らなかった。一部では添木・横木・礎板を用いて材木を据えている。幅約5cmの手斧で面取り加工が施されており、基部は工具によって2方面より削ったり平坦に整えたりしている。材木塀には堀・櫓は伴わず、重複もない。

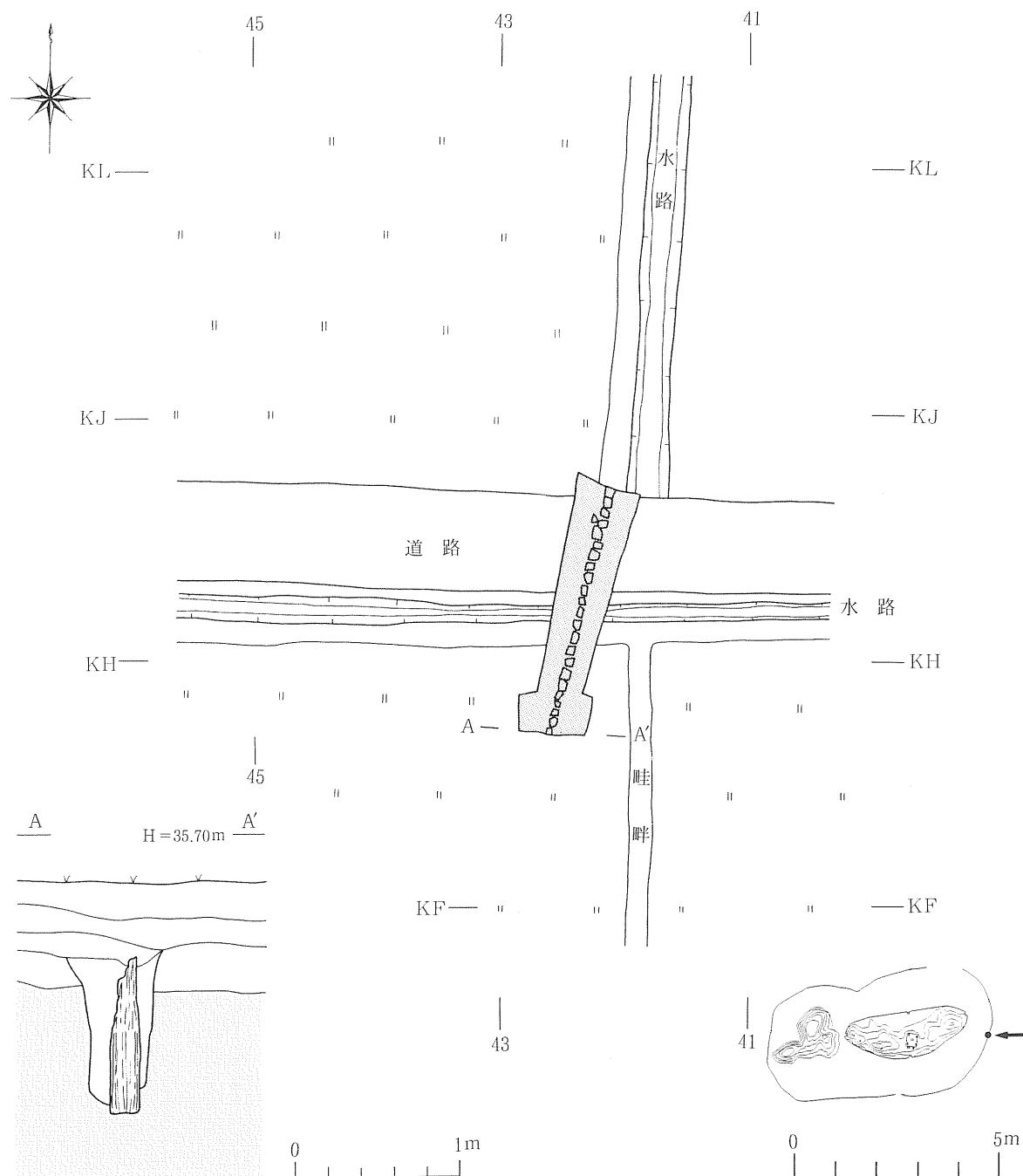
(2) 第56次調査

S A 460材木塀

水路整備及び道路拡幅工事に伴う調査で、外柵東部の材木塀の位置を2箇所で確認した。Aトレンチでは9本の材木を検出したが、Bトレンチでは腐朽などのために材木は確認できず布掘りを検出したにとどまった。Aトレンチは耕地整理以前からの道路部分であるため材木の保存状態も良好で、9本の材木の他、北側にさらに2本の存在がボーリング探査によって判明した。材木はほぼ密接した状態で並列しており、頂部は腐朽しているが底部の遺存状態は良好である。材木の大きさは一辺が約22~30cm×24~26cmである。上面幅55cm、底面幅30cmの布掘りのほぼ中央に材木を据えている。一部において材木の真下に礎板状の板材を検出したが、この板材は材木の沈下を防ぐというよりは、高さを均一にするための微調整用の板と思われる。重複は見られない。

(3) 第73次調査 (第115・116図)

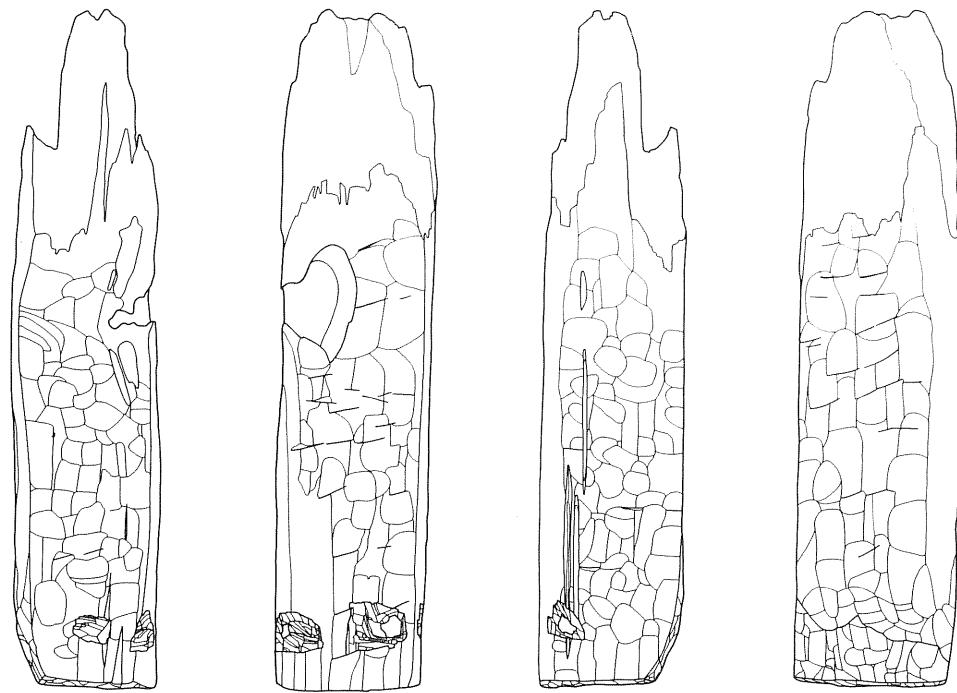
道路工事に伴い、ほぼ密接して南北方向に並ぶS A 460材木塀の角材24本を検出した。布掘りは上



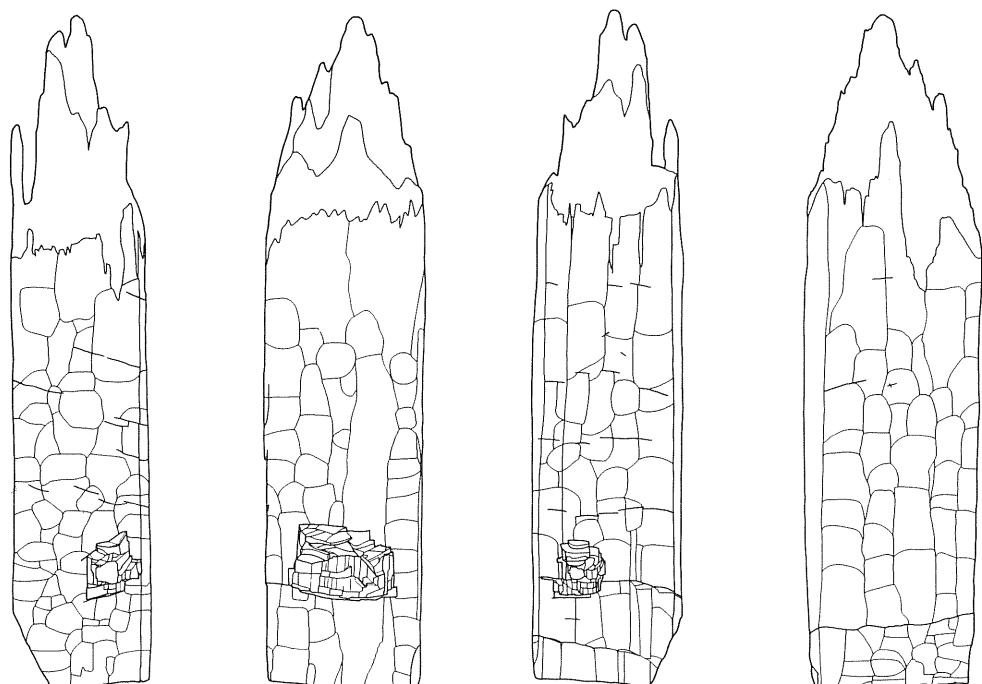
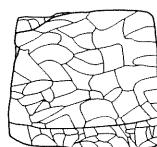
第115図 SA 460 (第73次調査)

面幅60cm、底面幅35cm、深さ95cmで、黒色土から地山を掘り込み、このほぼ中央に材木を据え緑灰色粘土で埋土している。材木の他には小さな木屑程度の材があるだけで、横木・礎板などは検出されなかった。材木は布掘り底面より約7~8cm沈下している。道路下であるため耕作等による破損、抜き取りが全くなく、材の遺存状態は極めて良好である。重複は見られない。

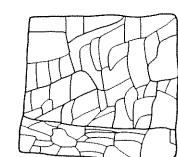
この調査では24本の材木を検出し、うち工事範囲外に入り込む1本を除く23本を抜き上げた。樹種は全てスギである。角材は一辺が17~37cmあり、平均長辺26.9cm、短辺22.3cm、残存長は最長で122cm、平均91cmである。原木の芯を中心として原木1本を1角材とした場合もあるが、年輪から推定される直径が極めて大きいために原木の加工状況が不明のものが半数を占め、その他は原木を二ッ割、



No.1



No.2



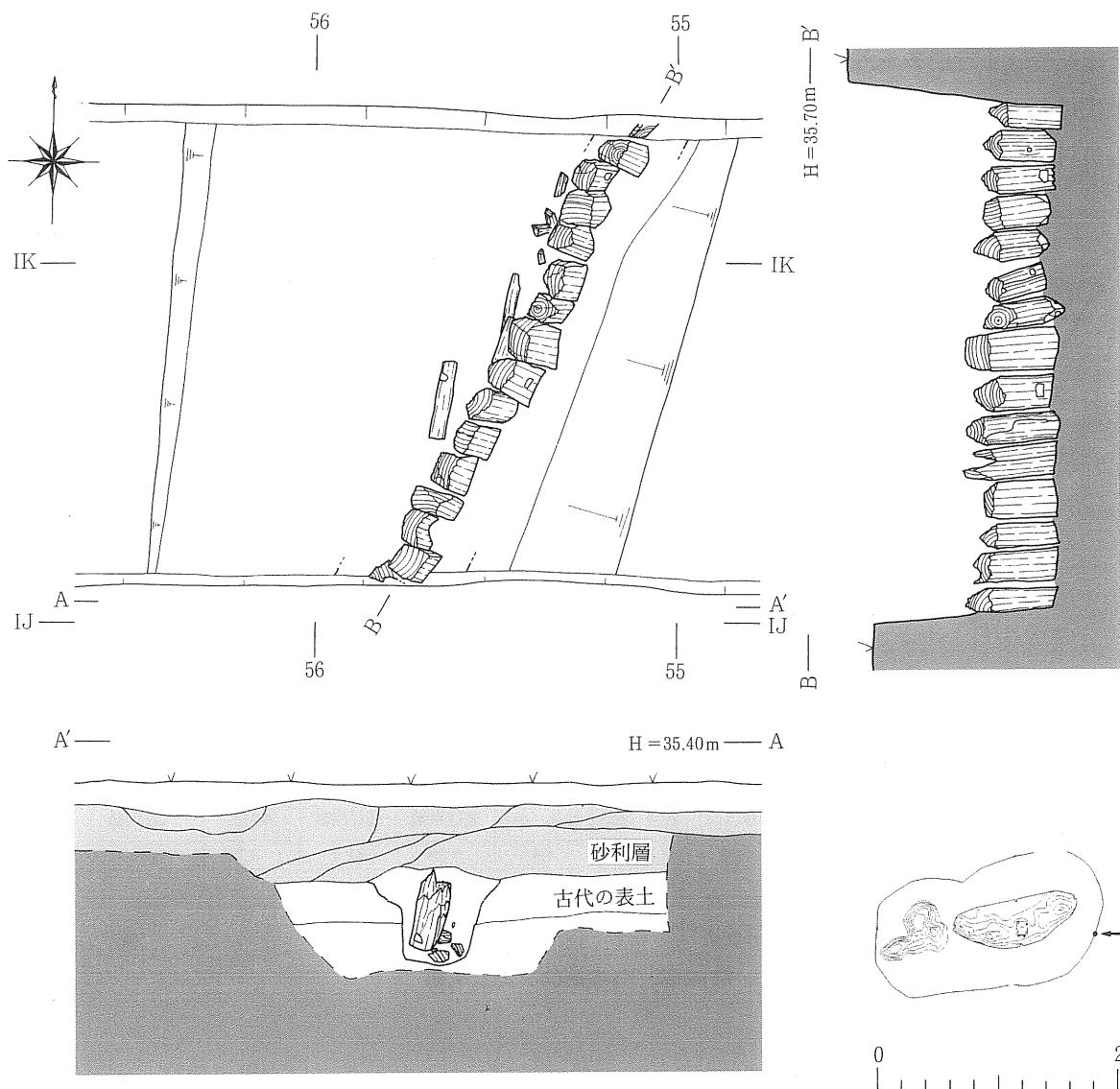
0 50cm

第116図 第73次調査検出の角材

四ツ割、六ツ割に加工している。手斧で丁寧に面取り加工が施されているが、樹皮を剥いだだけの未加工面を1面に持つものもある。手斧痕跡の幅は最大8cmある。目渡孔の穿孔と基部の切断はノミ状工具によるらしく、この場合、幅3.5cmの工具痕跡を残すものがある。目渡孔は最大16×13cm、最小5×6cmの方形で、一辺6～8cmのものが多い。角材底面は平坦で、先端が尖ることはない。しかし、角材長辺から底面にかけて斜めに削り出す1面があるものが23本中9本ある。このうち1本のみこの面が東を向き、他は西に向くように立てられていた。この面は他の面と同様に手斧で丁寧な加工が施され、平坦であるが、わずかに曲面となる場合も見られる。

(4) 第88次調査 (第117図、巻首図版8、図版47・48)

農道拡幅工事に伴い、材木塀との交差が予想される工事予定地に、東西12m、幅4mのトレンチを設定した。第73次調査地の南約120mの位置にある。地表より20～30cm程で砂利層となり、この砂利層を除去してSA933材木塀を検出した。砂利層はトレンチ北側では厚さ120cm、南側で60cmあり、その下に古代における表土と考えられる厚さ30cmの黒色土がある。布掘りは黒色土から掘り込まれ、上面

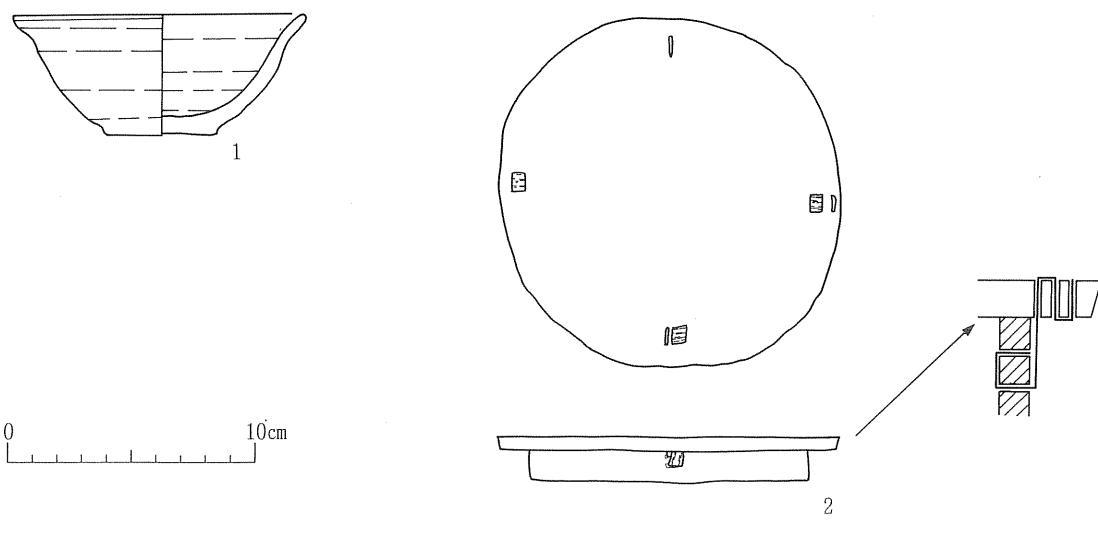


第117図 外柵 (第88次調査)

幅55cm、深さ80cmあり、中に角材を据え、黒色土と暗緑灰粘土との混合土で埋土する。土層断面を見ると材木の上の部分が少し盛り上がっているが砂利層中に材木やその痕跡は見られない。布掘り内には径5~10cm程の広葉樹の幹や枝、下部に材木を加工した際に生じた材の断片が見られ、これらは布掘り内で角材を固定する目的で入れたものであろう。

材木は厚い砂利層に保護された結果、破壊を受けておらず、良好な状態で検出することができた。調査範囲内に16本あり、このうち北端の1本のみ東へ約20度、他の15本は西へ10~15度傾いている。下端のレベルには大きな差はなく、殊に南半部のそれはほぼ一定している。材は全てスギである。このうち7本の抜き取りを行った。一边が17~32cmあり、平均長辺約28.6cm、短辺20cm、残存長は最長85cm、平均80cmである。鑿で刻字を施すものがあり、「□木圭」カと判読される(図版80-2・3)。

砂利層上面から土師器杯(第118図1)や曲物蓋(2)が出土しているので、砂利層は材木塀の創建時には存在しなかったが、その後、古代の時点において外柵材木塀の地上部分が失われて以後、河川の氾濫により流入、堆積したものであろう。外柵材木塀の造営期間を積極的に示す根拠は乏しいが、外柵南門は1時期のみの造営で、外柵材木塀にも建て替えの痕跡は見い出されていないことから、その存続期間は4時期ある外郭線に比べ短期間である。本調査において砂利層上面より出土した土師器の年代はおよそ10世紀前半と考えられ、この頃には既に外柵の区画施設としての機能は失われていて、角材の下部が砂利層に覆われ、地表からは全く見えない状態の箇所もあったことを示すものである。



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	土師器	杯	11.7	4.6	4.9	0.39	41.9	32°	80-1

番号	種別	径(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	図版
2	曲物蓋	14.0	14.0	1.2	-

第118図 外柵第88次出土遺物

(註3)

(5) 仙北町1996年調査

農業集落排水事業に伴い、外柵材木塀の想定位置に設定したトレンチに材木塀の角材3本を検出した。布掘りは上面幅63cm、底面幅30cm、深さ90cmあり、角材一辺の長さは20~30cm×25~27cmである。

2 外柵南門から外柵西門の間

(1) 第11次調査

道路拡幅工事に伴う調査で、A B C 3地区のうちA地区で材木塀を検出した。

S A 101

布掘りを長さ約6.5m検出したが、旧道路の路肩4.5m分の角材は抜き取られて遺存しなかった。残る約2mの布掘り中に密接して並ぶ7本の材木を検出した。布掘りは上面幅約55cm、底面幅約35cmで、深さは60~80cmである。材木は一辺25×23cm前後のものが多く、最長81cm、最短46cmである。角材の側面は手斧によるていねいな仕上げで、その基部は平らなものもあるが、ほとんどが手斧削りによつて尖る。手斧の刃の幅は4~5cmのものが多い。材木の下端の位置は凹凸があり一様ではない。

(2) 第30次調査 (第119図)

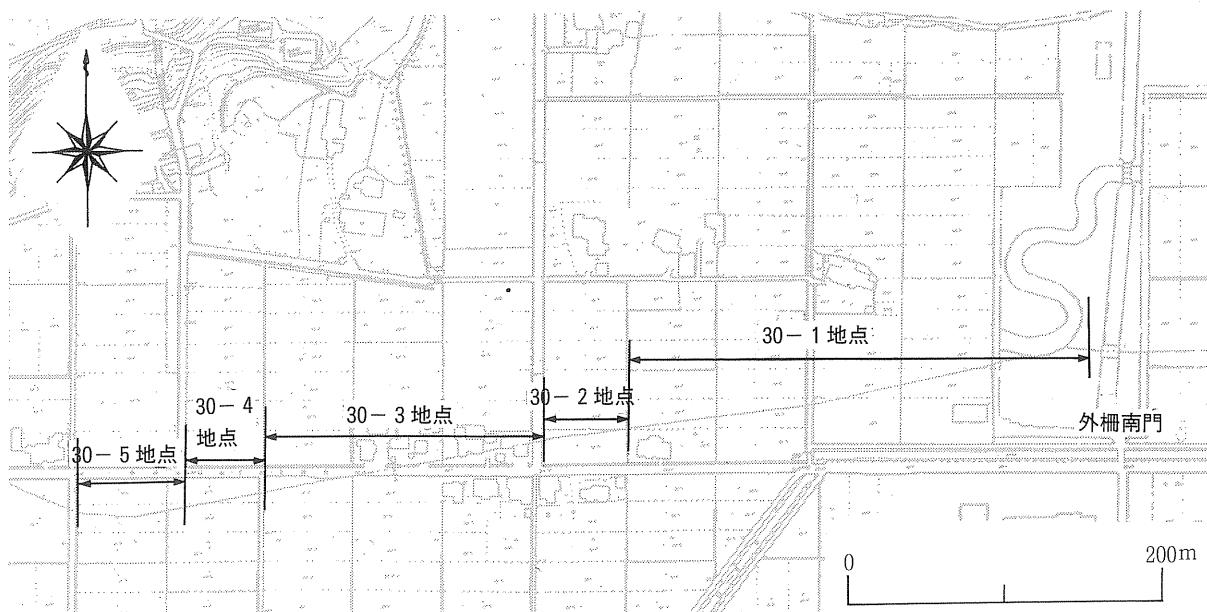
外郭南門より西へ約800mを対象とした。

① S A 309

30-1 地点 外柵南門から西へ並ぶ材木塀で、36箇所の壺掘り調査をしたところ、一辺が平均22.4×24.3cmの材木を計90本確認することができた。材木は密接して並び、頂部は腐朽してその高低に極端な相違はない。角材の埋設方法は土層観察によると上面幅0.6~0.65m、底面幅0.35~0.4mの布掘りをして、その壁に沿っていたり、ほぼ中央に直立して据えられている。

30-2 地点 外柵南門より約300m西の地点で、東西66.8m×南北3.73mのトレンチ調査をしたところ、一辺が平均17.7×20.8cmの密接して並ぶ計79本の材木を検出した。頂部は腐朽してその高低に極端な相違はなく、布掘り内に添木・礎板・横木を据えて直立する。材木は、幅5cmの手斧で面取り加工し、基部は2~4方向から工具により尖らせたり平坦に加工されている。またこの地点より「一百枝」カの墨書のある材木を検出した(『払田柵跡I-政府跡-』別編1 PL. 67-178)。

30-3 地点 住宅密集地で県道を挟んで6箇所の壺掘り調査をしたところ、一辺が平均22.8×21.4cmの材木を計22本確認した。角材の埋設方法は30-1・2地点と同様である。この地点は県道を挟ん



第119図 第30次調査

であり、その拡幅・舗装工事の時にも密接に配列していたが、ほとんどが工事の際抜き取られたと地元住民より聞くことができた。

30-4 地点 県道の南に面した水田である。東西41.2m×南北3.7mのトレンチ調査をしたところ、30-1～3地点と同様に、一辺が平均23.4×25.4cmで密接して並ぶ材木125本を確認した。埋設方法は30-2地点と同じで、添木・礎板・横木を据えて直立しており、古代遺構面より深さ0.6～0.85mのところに基部がある。材木は幅約5cmの手斧で加工し、基部は2～4方向から工具によって尖らせたり、平坦に加工する。材木の基部には高低差があり、凹凸が激しい。平面的な精査も行ったが、堀・櫓は伴わず、重複はなかった。

30-5 地点 県道の南側の地点である。4箇所の壺掘りと東西約23.2m×南北約0.90mのトレンチ調査をしたところ、30-1～4地点と同様に密接して並ぶ一辺平均16.3×19.8cmの材木を93本確認した。

この地域での材木堀角材の埋設は、上面幅0.6～0.65m、底面幅0.35～0.4m、深さ0.6～0.8mの布掘りを行い、その中央か左右の壁に添えて据えられる。材木の下端レベルには20～25cmの高低差がある。布掘り底面に礎板や木屑を入れたり、一度掘った布掘りの底面をさらに部分的に掘り下げたりしている。また材木の側面には、横木を入れている部分もある。この観察から材木は単純に置き並べたというよりも、一本一本注意深く埋設されている状況であるといえる。推論を重ねれば、上部構造は角材に貫穴をあけ、横木を入れて倒壊を防ぐなど、あるいは上端を揃えるなどの考慮が払われたのではないかろうか。

② S X 291・306

S X 291は外柵材木堀の南に約1m離れ、上面幅30～45cm、深さ30cmの布掘り内に一辺10～20cm×35～50cmの角材痕跡が2列に並ぶ。S X 306はS X 291の西4mにあり、これに連なるものであるが、西ほど材木堀から南に離れ、材木堀には平行しない。布掘り内に角材痕跡が2列ある。

(3) 第92次調査 (第120図、図版49・50)

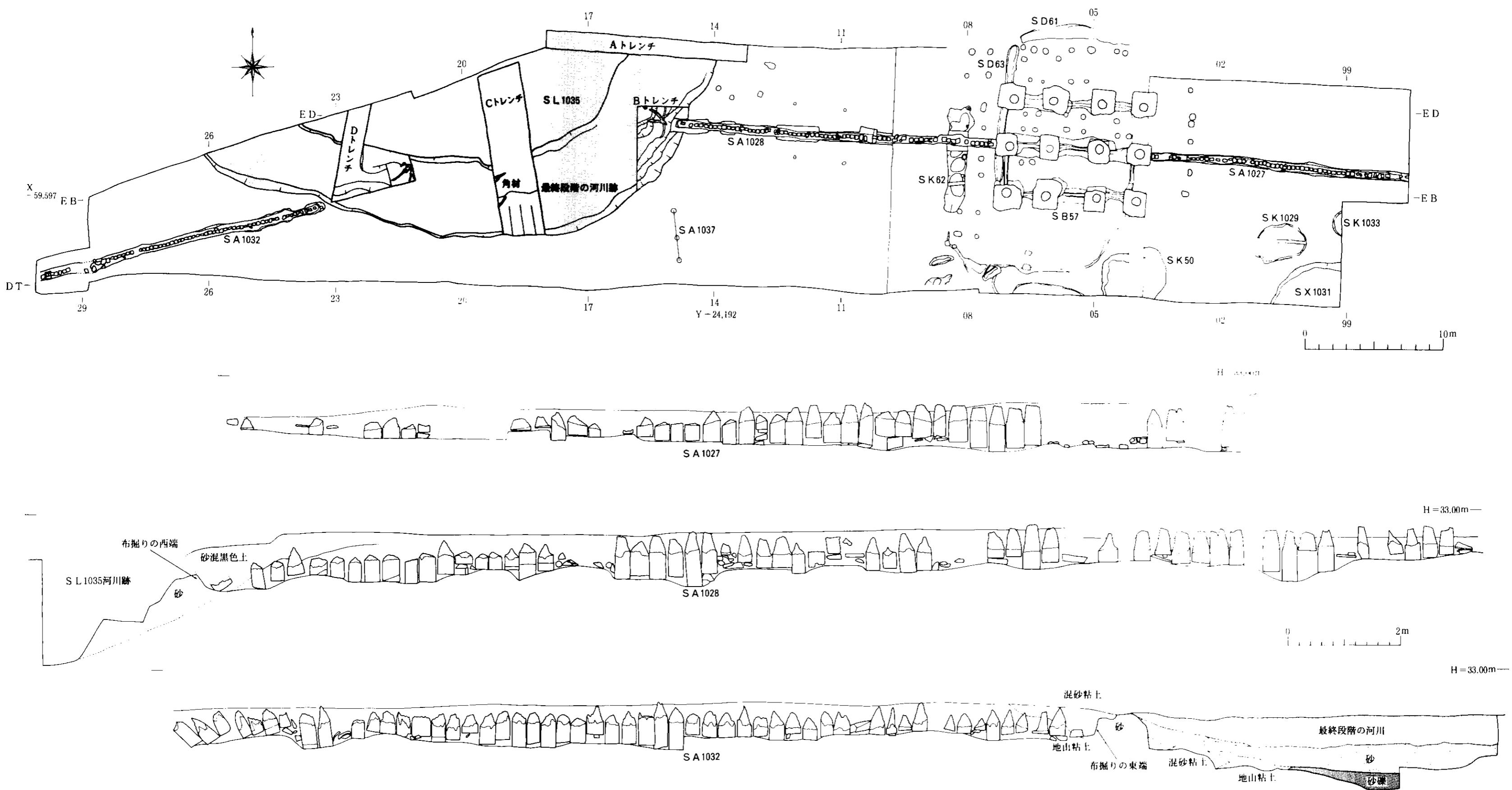
① S A 1027

外柵南門の東妻柱掘形から東へ18.5mにわたって検出した。布掘りは上面幅50～80cm、深さは最も深い東端部で85cmあり、その中に材木が密接して立ち並ぶ。材木は一辺の長さが30cmを越えるものが多く、36cmを測るものもある。平均は29.5×24.6cmで、長辺を布掘りに対して平行に並べる。既に抜き取られた箇所には材木の下に置かれた礎板のみが残っている。長さは最長80cmのものもあるが、門に近付くにつれて布掘りの底面レベルがしだいに上がり、東端とは約40cmの高低差が生じていて、したがって材木の保存状態も西ほど悪く、痕跡のみとなっている箇所もある。外柵南門の東妻柱掘形内には材木はないが、元来は柱に接続していたものであろう。

布掘り内から第124図1の須恵器杯が出土した。底部切り離しは回転ヘラ切りによる。

② S A 1028

外柵南門の西妻柱掘形から西に23mの長さで検出した。第30次調査で壺掘りによって角材の確認調査を行っており、布掘りの所々が上部のみ幅広くなっているほかはS A 1027と同様の幅である。西妻柱の掘形内にも1930年の調査時には材木が存在して柱に接続していたが、抜き上げられている。材木の一辺の長さは30cmを越えるものが多く、平均は28.7×24.8cmで、最も長いものは97cmの長さがある。抜き上げられた材木も含め、73本の材木が立ち並んでいたと推定される。



第120図 第92次調査

布掘りの西端は、S L1035河川跡に向かって落ち込む植物遺体を含んだ自然堆積土を掘り込んで作られ、河川の肩部で明確に壁をなして止まる。河川と材木塀との新旧関係は、明らかに材木塀の方が新しい。西端の材木は西に傾いている。この材木は下部が僅かに残るだけであるが、他に比べて特に大きな材木とは言えない。西に傾いているのはこの角材を西側から支えるものが特になかったことを示すものか。その東隣の角材は残存しない。

第7次調査で布掘り内から第124図2の須恵器杯が出土した。底部切り離しは回転ヘラ切りである。

③ S A 1032

S L1035河川跡の西側に21mにわたって検出した。暗渠排水溝との重複が激しく、布掘り上部はかなり破壊を受けている。西端部の材木は西に向かって傾くものや、横倒するものがあるが、布掘り内にも砂利が入っていることから近年の攪乱によるものであろう。S A1027・1028と異なり、角材の一辺が30cmを越えるものはほとんどなく、平均は25.8×21cmである。布掘りの東端部はS L1035河川跡に傾斜する植物遺体を含んだ自然堆積層を掘り込んで作られ、壁をなして止まる。東端の材木は失われ、礎板が残っている。材木塀は河川よりも新しく、東側のS A1028材木塀の西端部と同様である。

④ 柱 列

S A 1037

地山面で確認した南北筋2間の柱列であるが、南へ延びる可能性がある。掘形は直径30～40cmの円形で、深さ25cm程で底部が丸みを帯びる。北端に径16cmの柱痕跡があり、総長は3.6m、柱間は北から1.9m、1.7mである。北端の柱はS A1028材木塀の西端より南へ6.3mの距離がある。

この調査では材木塀全体を見ても明らかにスギ以外の樹種と判断されるものは見られない。材木の下端レベルにはかなりの変異があり、隣接する角材どうしではS A1027の場合最大25cm、S A1028では55cm、S A1032では27cmの高低差がある。布掘りの底面に直接材木が置かれるとは限らず、掘り下げた布掘りに土を入れ、その上に礎板を置いてから角材を建てる箇所もある。下端レベルの高い材木には下に2段、3段の礎板が置かれているが、その場合、両側の材木の下端が低く、その間の1本だけが高くなっていることがある。一礎板に2本の材木がまたがる場合もある。

しかし、こうした箇所でも布掘りの幅は一定していて、古い材木をこの部分のみ抜き上げて修復を施した形跡は認め難い。反面、約7mの間、高低差が20cm以内に収まっている所もあり、その状態に明確な規則性は窺えない。これらから、礎板の有無や材木の下端のレベルの違いは、角材を布掘り内に建てる際に必要に応じて1本づつ底面の高さを調整しながら建てたことによると考えられる。

S A1032には材木の1辺の幅が30cmを越えるものはほとんどない。ところが、S A1027と1028には最大幅が34cmを測るものもあって、その違いは歴然としており、門に近い位置で幅の広い材木を使用していることが明確である。

S A1028と1032材木塀の間にはS L1035河川跡の南端部があり、この間27mにわたって材木塀が当初から作られておらず、河川を境にして材木塀の方向に変化がある。材木塀に代わり得る区画施設あるいは遮蔽施設は南岸の地山面には検出されない。堀、櫓状建物、材木塀の上部を支えるための支柱なども調査範囲内には認められない。

外柵は門を含めて建て替えがなく、存続期間は外郭線に比べて短い。そのことは第88次調査で外郭

線東辺の材木塀の上に約1mの砂利層が堆積し、その上から10世紀前半の土師器杯が出土している事実や、本調査でS A1028とS A1032の間にあるS L1035河川跡に設定したトレーナーにおいて、既に基部のみとなつた材木が川底の砂礫層中に横倒していたことなどからも裏付けられよう。この位置での川底の砂利層出土土器は回転ヘラ切り技法がほぼ消滅し、須恵器の占める量も少なくなった段階で、大きく見て9世紀末～10世紀前半代と推定され、この頃には既に外柵は機能していなかったと考えることができる。

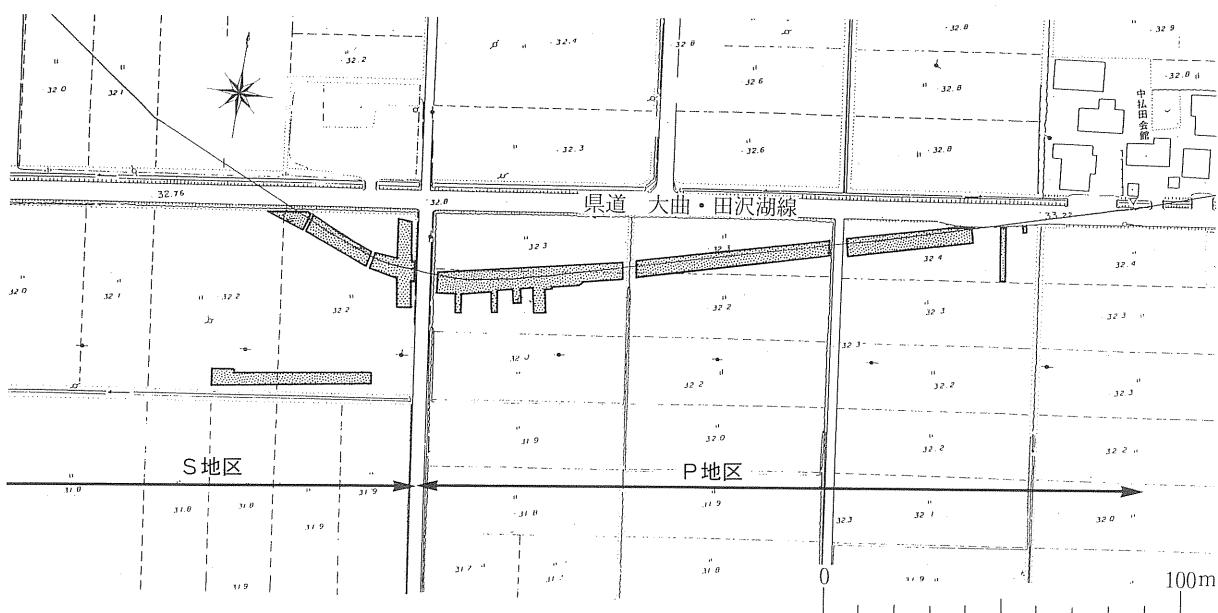
(4) 第102次調査 ^(註4) (第121～123図、図版51～53)

① S A309

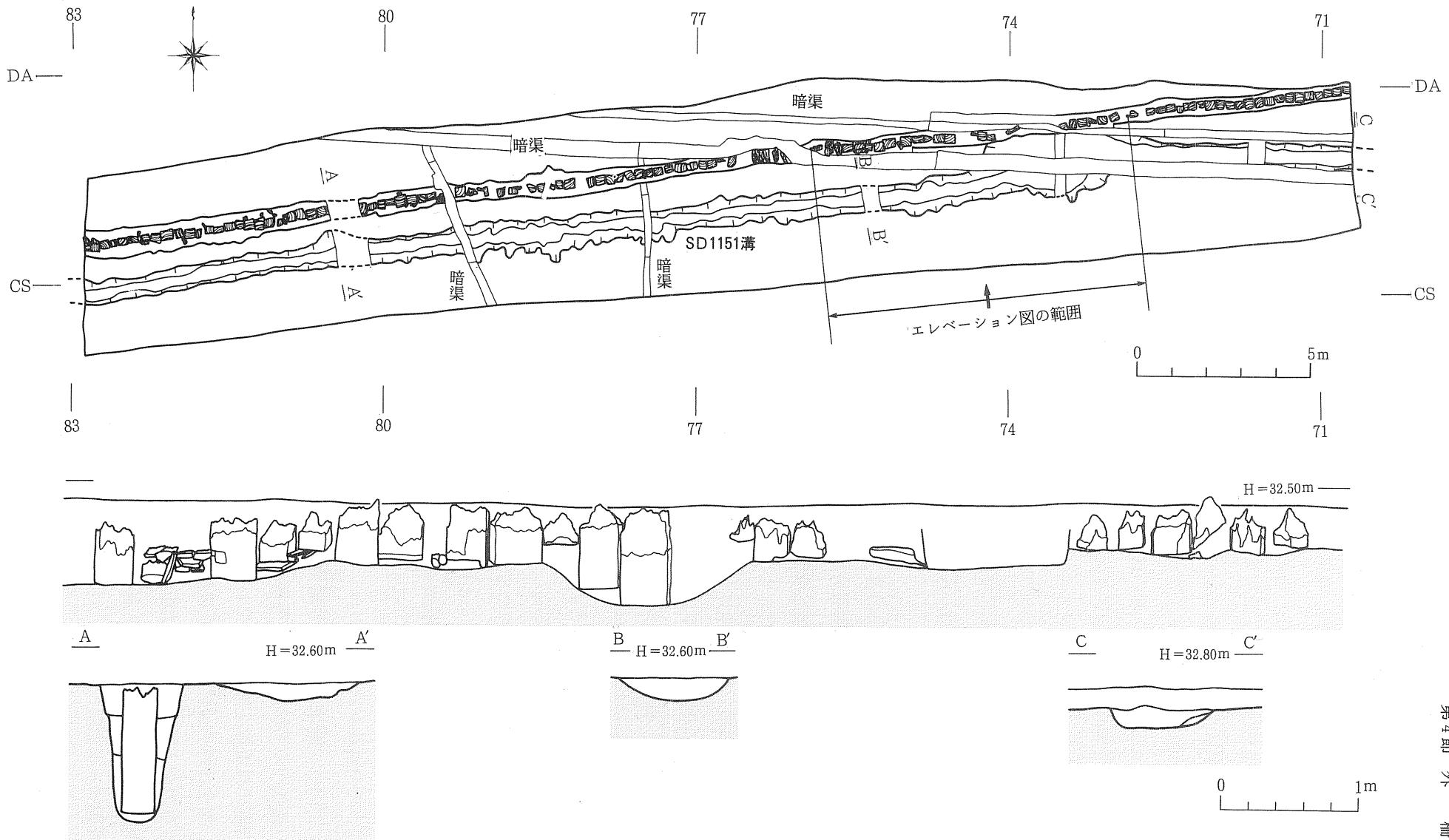
S地区では38m、P地区西側部分で53m、P地区東側部分で37mの合計128m分を検出し精査した。P地区中央部分では第30次調査時のトレーナー痕を55m分検出したが、その後の改変された形跡は認められなかつた。調査区内を流れる水路は発掘できなかつたが、3箇所においてボーリング調査により材木の残存が確かめられた。調査区内にかかる材木塀は東西両端が県道下に入り込み、その間の196mの材木塀が途切れることなく連続して存在することが分かつた。S地区の西端付近から14m分と、P地区西側部分の中央付近10m分で材木が抜き取られていたほか、水田の暗渠にかかる部分では1ないし数本单位で抜き取られていた。痕跡も含め、角材の寸法が判明したのは240本分である。角材一辺の長さの平均値は材木塀に平行方向の長辺で25.4cm、材木塀に直行方向の短辺で21.5cmである。これはP地区、S地区で顕著な違いはない。礎板のみの部分や抜き取り痕、未調査部分をこの平均値で按分すると、県道の南側では約750本の材木が密接して立ち並んでいたと推測される。

材木の残存長はP地区西側部分では50～70cmのものが多く、80cmのものもある。P地区東側部分では、東端付近で40～50cmのものが多いが、西ほど長くなり、西端付近では80～90cmとなる。S地区の中央付近では40～60cmが残存するが、東端付近では腐朽した材木や礎板痕跡のみが検出され、材木はほとんど残存していない。

布掘りの上面幅は50～90cm、深さはP地区の最も深い地点で90cm、S地区では50cmである。布掘り



第121図 外柵南部（第102次）調査



第122図 第102調査P地区東側部分

の埋土には火山灰を含まない。材木は布掘りの中に密接して立ち並ぶ。材木の下端のレベルは一定せず、隣接する材木の高低差が45cmにもなる部分もある。調査区内において材木塀に伴う堀、櫓状建物などの痕跡は、材木塀の北側、南側ともに検出されなかった。

P地区西側部分で、布掘りの確認面及びそれよりやや下位で、2個体分の須恵器横瓶の破片が計27点供伴して出土した。これらは材木塀の地上部分が失われた後、地中に残った材木の上部が次第に腐朽して布掘り埋土の上部がわずかに沈降した窪みに残されたものと考えられる。第124図3aは口頸部で、体部から外反して立ち上がる。口縁端部は水平で、上端の内側をつまみ出して突出させている。3bはその体部で、肩が張らない俵形で、側面の閉塞（被蓋）状態が明瞭である。外面は平行叩き目、内面は同心円文の當て具痕が残る。4aは別個体で、頸部はやや内湾気味に直立する。4bはその体部で肩が張らない俵形の器形である。外面は平行叩き目の後にカキ目、内面は幅の広い平行當て具痕が残り、閉塞部付近はロクロナデ調整されている。年代は9世紀中葉を中心とし、9世紀後葉の範囲に収まると考えられ、この頃には既に外郭線角材列の地上部分が失われ、地中に残る角材も上部が既に土に覆われていたことを示している。

② SD1151

P地区東側部分から西側部分まで連続する東西方向の溝である。溝の東端は県道下に入り込んでさらに東に延びる。P地区西側部分に西端があり、調査区内で検出した長さは147mである。溝の上面幅は60~85cmであるが、P地区東側部分の一部で160cm程度に広がる箇所がある。底面幅は35~50cmで、両側面はやや内湾ぎみに立ち上がる。深さは東側で約18cm、西ほど浅くなり、西端付近では6cm程度となる。底面レベルは東ほど高く、東西両端では約20cmの差がある。溝の埋土には火山灰が小ブロック状に混じる箇所がある。

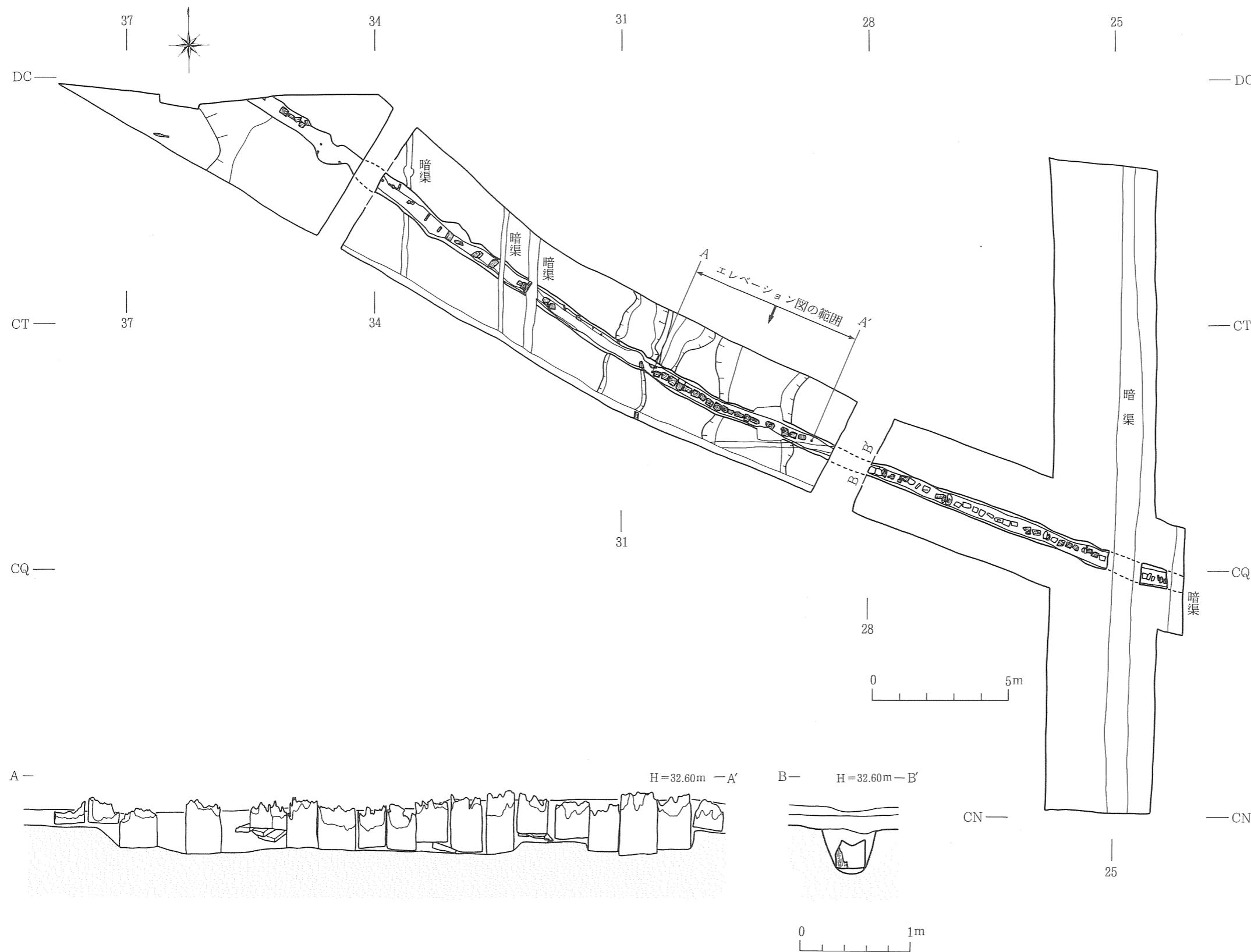
この溝はSA309材木塀とほぼ平行して東西に延びる。材木塀の中心と溝の中心との間隔は、東端付近では約2mと広くなるが、P地区東側部分では1.2~1.4mでほぼ一定である。P地区西側部分では約2mであるが、西端部では3.3~4.3mとなり、次第に材木塀から南に離れる。関連遺構の有無の確認のため南にトレッチを拡張したが、他に遺構は検出されなかった。材木塀の南側にある同様の溝は第25・30次調査で検出されたSX291・306があり、それらが連続するものであればSD1151は少なくとも約320mの長さがあることになる。溝の機能については不明である。

(5) 仙北町1996年調査

農業集落排水事業に伴い、この地域の2箇所で材木塀の布掘りを検出したが、材木は抜き取られていて、その痕跡が検出された。

(6) 仙北町1997年調査 (第125図)

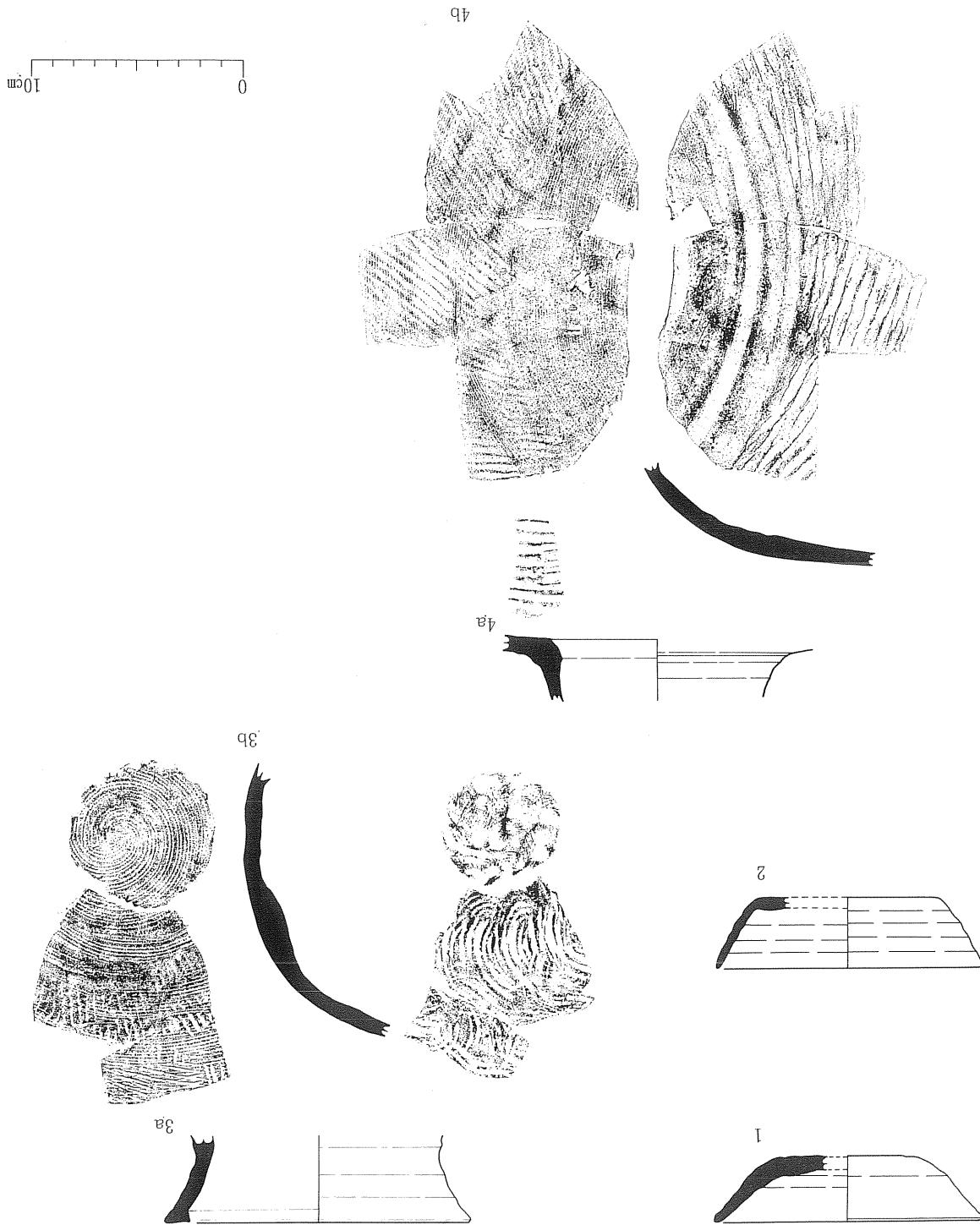
外柵西門の南約190mの、外柵西端部において道路拡幅工事に伴って約15m²の調査を行った。略南北方向の材木塀を長さ4.2mにわたって検出した。布掘りは上面幅90cmで、途中から40cm程と細くなり、深さは約60cmである。長辺が25~35cmの材木が16本密接して立ち並んでいる。材木の下に礎板を置くものが3箇所あり、土層断面では布掘り底面よりも材木が5cm程沈下している。材木の基部は両側から削って尖らすものが9本ある。「最上」の刻書のあるものが1本認められた（別編2 文字資料集成40ページ参照）。

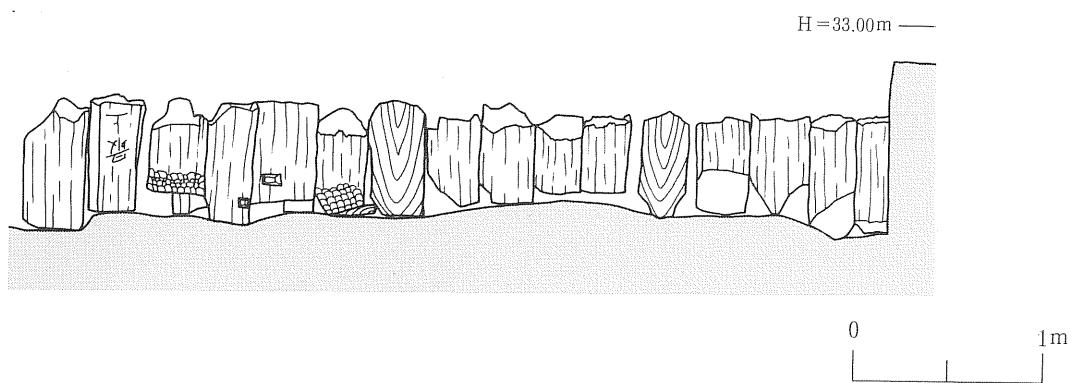


第123図 第102次調査S地区

第124图 外翻第7·92·102次調查出土遺物

器号	種別	器形	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	底径指數	高徑指數	外傾度	因版
1	復原器	杯	12.8	5.4	3.1	0.42	24.2	36°	—
2	復原器	杯	12.5	8.5	3.3	0.68	26.8	25°	—
3	複原	—	—	—	—	—	—	—	80-4
4	複原	—	—	—	—	—	—	—	80-5





第125図 外柵木材塀（仙北町1997年調査）

外柵南西部には材木塀の内側に木道と考えられる遺構がある。『史蹟精査報告 第三』には真山の南方字館前における材木を4列並べた状況の写真が掲載され、内柵列（外郭線）と並ぶ湿地利用法の一つとして紹介されている。また、『指定史蹟 拂田柵址』には写真とともに「外柵の西南隅から南に向った部分の内側約四間の距離に木材四本を伍ノ目に列べ其幅三尺七寸延長三、四十間に亘る敷木が土中に存在して居る。角材列に等距離に沿うて居る点から之と同時に設計されたものと見るべく柵内の低湿地に之の設備を為し以て進退を自由ならしめたものであろうと想像せられる。」との記述がある。

その後、この遺構の調査はなされていないが、その位置は第102次調査と仙北町1997年調査の間にある。現在この付近の水田は外郭線北部の水田ほど軟弱ではないが、古代においては材木塀内側の歩行には木道を必要とするほど軟弱であったのかもしれない。

3 外郭西門から外郭東門の間

(1) 第11次調査

道路拡幅工事に伴い設定したA B C 3地区のうちC地区で、材木塀の布掘り約4.5mを検出しが、抜き取りが多く、材木4本を検出したにすぎない。

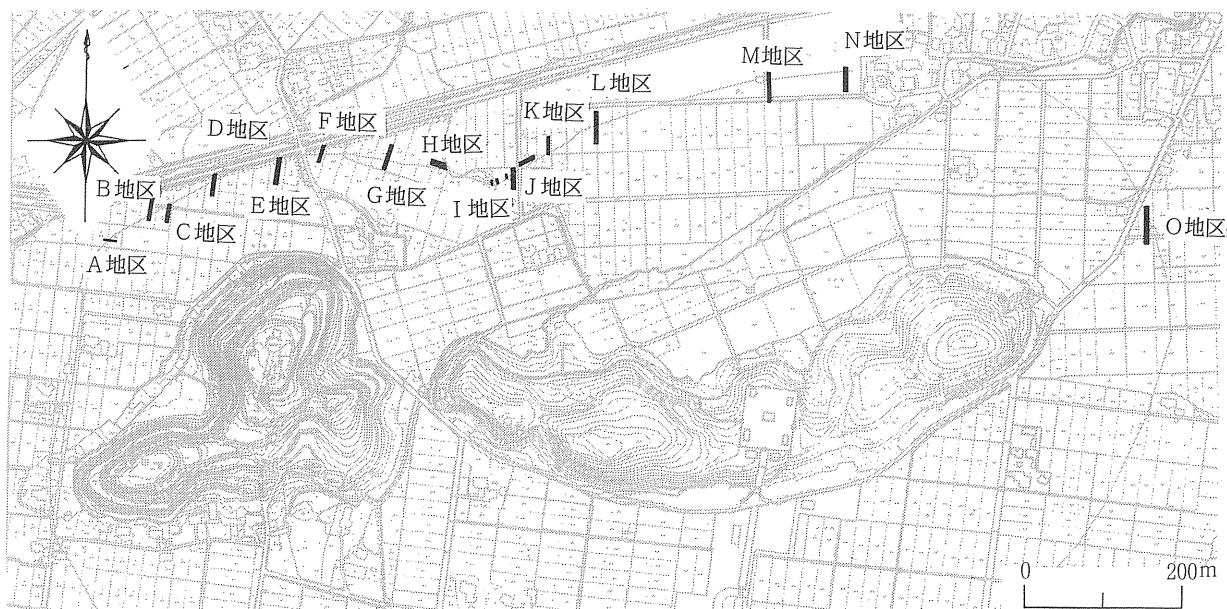
(2) 第59次調査

農道及び用排水路の整備工事に伴い、外柵線の想定位置にA B C 3トレンチを設定した。このうちCトレンチでS A 460材木塀の角材5本を検出した。ここでは布掘りの幅が72cmあり、材木の腐朽が激しく、基部がわずかに残っていた程度である。A・Bトレンチでは古代の遺構は全く検出できなかった。これは明治36年以降の耕地整理等の土木工事によって材木塀の布掘りまでが失われてしまったと考えられる。

(3) 仙北町による北部外柵線確認調査 (註7) (第126・127図)

史跡管理団体仙北町は、外柵北部の実体を明らかにし、それに基づく史跡の追加指定行為をするとともに、その後の保護に資するため、外柵西門から東門の間に15箇所のトレンチを設定、ボーリング棒による探査も併用して外柵位置の調査を実施した。

[A地区] 排水路に使用されている地点で、毎年水路のごみ上げ処理をする時になにかしら木材のようなものに触れるという周辺土地所有者の証言に基づき確かめたところ、一辺約30cmの材木塀の角材5本を検出した。材木は南西-北東方向に並列している。

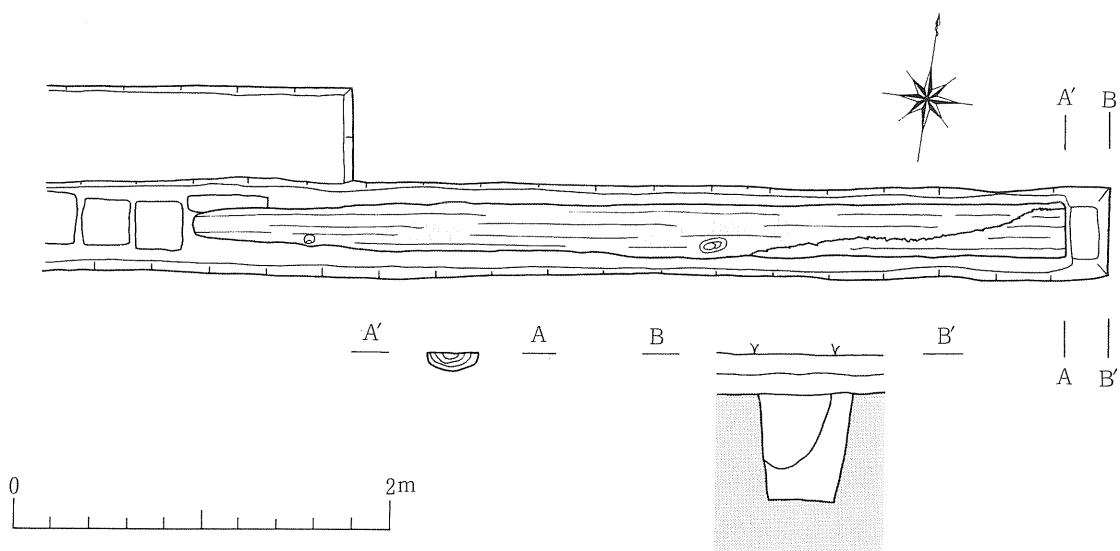


第126図 仙北町による北部外柵線調査地

- 〔B地区〕 東西1m、南北20mのトレンチ調査をしたが材木を検出することはできなかった。
- 〔C地区〕 東西1m、南北10mのトレンチ調査をしたが材木を検出することはできなかった。
- 〔D地区〕 東西1m、南北30mのトレンチ調査をしたが材木を検出することはできなかった。
- 〔E地区〕 東西1m、南北30mのトレンチ調査をしたが材木を検出することはできなかった。地山土は北に向かって徐々に傾斜しながら落ち込み、トレンチ内だけで南北の比高差が70~80cmある。D・E地区間でボーリング探査をしたが材木を検出することはできなかった。
- 〔F地区〕 東西1m、南北20mのトレンチ調査をした。材木塀は残存しなかったが、その抜き取り痕を検出した。布掘りは上面幅30cm以上、底面幅18~20cm、深さ約40cmである。地山はE地区同様北ほど傾斜して落ち込み、南北の高低差は20~25cmある。
- 〔G地区〕 東西1m、南北20mのトレンチ調査をし、トレンチのほぼ中央で東西に並ぶ材木塀を検出した。材木は一辺約30cmの角材で、布掘りの北側に接して埋設され、相互に2~3cmの隙間があるが底部では密接していると考えられる。長さは基部まで発掘しなかったものの、ボーリング探査によれば1.2m程あるようである。幅15cm、長さ40cm以上の添木がなされる。F・G地区間をボーリング探査したところ、ほとんどの材木が遺存していた。
- 〔H地区〕 G地区よりボーリング探査を経て、東西18m、南北1~1.5mのトレンチ調査をした。トレンチ西側では一辺が約20cmの角材と、幅25~30cm、厚さ15~16cmの礎板と思われる材2枚が重なって検出された。中央から東側では材木塀の布掘りを検出し、その幅は25~40cmと場所により異なっており、やや蛇行しながら南側に振れている。トレンチ東端より東側は窪地になっている。矢島川改修以前の河川跡と思われるが、古代においては現状ほど浸食されてはおらず、材木塀が続いていたと考えられる。ボーリング棒探査により、礎板と思われる材を1箇所で確認したからである。
- 〔I地区〕 東西1m、南北12mのトレンチ調査と約1m四方の壺掘り調査を3箇所で行った。トレンチでは布掘りは検出できなかったが、材木そのものを耕作土の下で1本検出した。一辺27cmの角材で長さ約20cmである。壺掘り箇所では一辺25cmの材木を2箇所、礎板を1箇所で検出した。土地所有

者によれば、矢島川の改修により北側の水田が低いことなどから、ここより土を運んで耕地整理をしたとのことであった。1930年に後藤宙外が作成した払田柵跡略図には外柵材木塀が西から北東方向に曲折する地点があるが、まさしくこの地区がそれである。

〔J地区〕 東西25m、南北約1mのトレンチ調査をした。西から東にかけて一辺25~30cmの角材と、東西約20cm、南北13~15cmの礎板が20~25本分、保存が悪く腐敗した状態で検出された。東側には長さ約4.6m、幅25~30cm、厚さ約10cmのスギ板がある。このスギ板の切り口は鋸によると考えられ、材の内側には手斧による削り痕跡は見られない。板材の作り方は数カ所に切り口を設け、楔を入れて断ち割ったと考えられる。礎板としての使用が推定される（第127図）。



第127図 仙北町調査J地区

〔K地区〕 I地区で検出した材木塀を基にボーリング探査を行った。位置により材木塀に当たる箇所と、そうでない箇所があった。これは材木の深さ、抜き取りのためと思われる。

〔L地区〕 東西1m、南北20mのトレンチ調査を行った。表土を30cm程掘り下げるとき幅10cmの帯状に土色の違いが見られ、ボーリング探査したところ、かすかに材木のような手掛けがあり、さらに掘り下げたところ材木の礎板と一辺25~30cmの材木を2本検出した。帯状の土色の違いは材木塀の痕跡でありこの現象は土圧によるものと推定された。布掘りは土層観察により区別することができた。

〔M地区〕 ボーリング棒による探査をしたが、材木塀を確認することはできなかった。土地所有者によればこの地は矢島川の改修に伴い、耕地整理をした時に2m以上の盛土整地をしたとのことでボーリング棒では無理と判断された。L、M間においてもボーリング棒で探査したが途中から判然としなくなった。これも河川改修工事によるものと思われる。

〔N地区〕 M地区同様に河川改修された場所である。東西1m、南北10mのトレンチ調査をしたが材木を検出することはできなかった。土地所有者によれば、この地は1m以上削平されており、材木塀は失われているが、かつては確かにこの位置に材木が存在した、とのことであった。

〔O地区〕 外郭東門のある位置である。ボーリング探査により、門柱、材木塀の角材を確認した。N・O地区間においても随所で材木を認めることができた。

(4) 千畠町1993年調査 (第128図)

千畠町による農業集落排水事業に伴い、外柵線北東部において千畠町教育委員会が調査を実施した。史跡内にかかる下水管埋設予定地の総延長481mに及ぶトレント調査である。トレントには1から7の番号を付した。

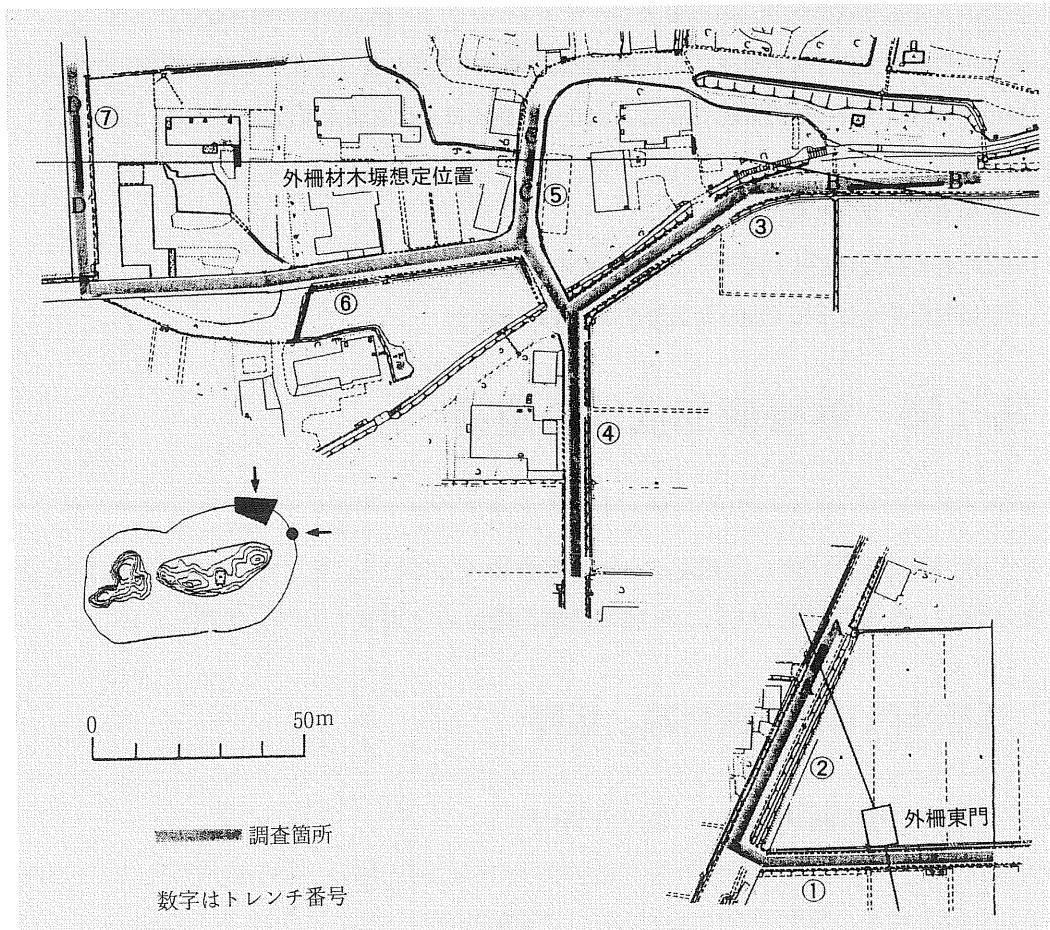
〔1トレント〕 この位置では第56次調査として調査を行っている。道路舗装面の約80cm下から角材3本を検出した。耕地整理以前からの道路敷であるため、材木の保存状態は良好である。材木は密接して並び、検出した3本の両端にも密着した状態で材木列が確認された。材木の大きさは一辺が19～22cm×19～31cmであり、残存長は58～68cmである。下に礎板を置くものがある。

〔2トレント〕 トレントの北部は材木塀の想定される位置であるが、材木及び布掘りは検出されなかった。トレントの中間点より北寄りに十和田a火山灰が厚さ2～3cmに堆積していた。

〔3トレント〕 全体的に土層はほぼ水平に近い状態で、2m程下に砂質土が見られた箇所もあるが、その上は黒色土、青灰色土等が堆積する。トレントの東寄り部分に材木塀が想定されたが、存在せず、土層の途切れや人工的な痕跡は見られなかった。火山灰の堆積もなく、湧水は最も西寄りの部分で多少見られたが、他の部分ではほとんどなかった。

〔4トレント〕 土層の厚さに変化はあまり見られず、層厚はほぼ一定しており明確に区分できる。湧水はない。約2.2m下に腐食土があり、湿地状となっていたものと考えられる。

〔5トレント〕 土層は土壤改良に伴う盛土（砂利）の下は、砂質土及び砂が堆積しており、3・4



第128図 千畠町による北東部外柵線調査地

千畠町1994年報告書を改変

トレンチの土質とは一変する。6・7トレンチも砂質土が中心で、この辺一帯は改修前の矢島川の河川跡と推測される。砂質土等の堆積状態は複雑に入り乱れており、自然の蛇行によるものと思われる。埋もれ木は深さ1.9~2mの深さにあり、他のトレンチよりも比較的多い。地山（青灰色粘土）はトレンチのほぼ中間地点で約2.5m下に確認した。総体的にトレンチの北寄りになるほど埋もれ木は浅いところで検出され、堆積土も砂が大部分となり湧水も多くなる。北寄り部分に材木塀の存在が想定されたが検出されなかった。トレンチの南寄りで、地表から1.2m下の褐色砂の中から縄文時代晩期の注口土器破片が1点出土した。

〔6トレンチ〕 中央から東寄りは砂・砂礫が激しく混在して堆積する。約2m下に埋もれ木が数点確認され、湧水も多い。中央から西寄りの部分は表土、砂質土、砂、砂礫の順に水平に堆積している。

〔7トレンチ〕 このトレンチ周辺一帯の水田は昭和45年に圃場整備されており、トレンチを設定した水田はその時に40~50cm位の厚さで削土されている。またこの地域では大正の中頃から終わり頃にかけても圃場整備が実施されている。土層は砂質土がほとんどである。トレンチの中央部分は材木塀の想定位置であるが、検出されなかった。

史跡指定区域外であるが、2トレンチ北延長部の地表から1.5m下の泥炭層中から「少長」カと読まれる墨書のある土師器杯破片が出土した。

註1 盛岡市教育委員会『志波城跡I』 1981年

註2 奈良国立文化財研究所 光谷拓実氏及びパリノ・サーヴェイ株式会社の樹種鑑定による。

註3 仙北町教育委員会『払田柵跡（払田地区農業集落排水事業に伴う事前発掘調査概要報告書）』1997年

註4 秋田県教育委員会『払田柵跡—第102次調査—』秋田県文化財調査報告書第257集 1995年

註5 註3文献。

註6 1997年実施。報告書未刊行。

註7 仙北町教育委員会『払田柵跡—北部外郭線確認調査概要—』1981年

註8 千畳町教育委員会『払田柵跡発掘調査報告書』1994年

第5節 外柵南部低地の遺構

この地域は第7次・10次調査として外柵南門の北部を対象に実施したほか、仙北町による「ふるさと歴史の広場」整備事業に伴い広範囲にわたる調査を行っている。そこで、外柵南門北部から河川跡・橋脚までの地区、外郭南門東方地区、外郭南門南西地区の3地区に分けて記述したい。

1 外柵南門北部、河川跡、橋脚

(1) S L1035河川跡 (第153・155図)

第92次調査で、外柵南門の西の材木塀が途切れる位置に河川跡の一部を検出したので、第93次調査ではその南北幅を探ることを目的に重機を用いて深掘りを行った。方法はバックホーによって川底の粘土層まで下げ、砂礫層の分布を追跡し、砂礫層がしだいに薄くなって消える位置を川岸とした。砂

礫層中には遺物が多く含まれるので可能な限り採集に努め、必要に応じて土層断面図を作成した。その結果、3箇所で河川の北岸を検出し、外柵南門と外郭南門の間では河川敷の南北幅は最大約100mあることが判明した。

20ラインに設定した南北方向のトレンチでは、川底まで現水田面から2.60mあり、川底の砂礫層は厚さ80cmに達する。その上に堆積する砂層の中に火山灰と砂が交互に細かい層理をなして最大約40cmの厚さに挟在する箇所がある。火山灰降下時の川の流れを示すものであろう。トレンチ北端に東西に流れる最終段階の河川跡があり、幅は約7mである。この最終段階の河川跡の上面から川底までは1.8mある。FNラインに設定した東西方向のトレンチでは、川底まで現水田面から2.5~2.9mあり、砂礫層は最も厚い所で1mの層厚がある。川底から1.5m上位の粘土質土層中に厚さ2~3cmの火山灰層が水平に堆積している。この他のトレンチ内で検出した最終段階の河川跡は幅4.5~7m程で、河川敷内を大きく蛇行しながら東から西へ流下する。

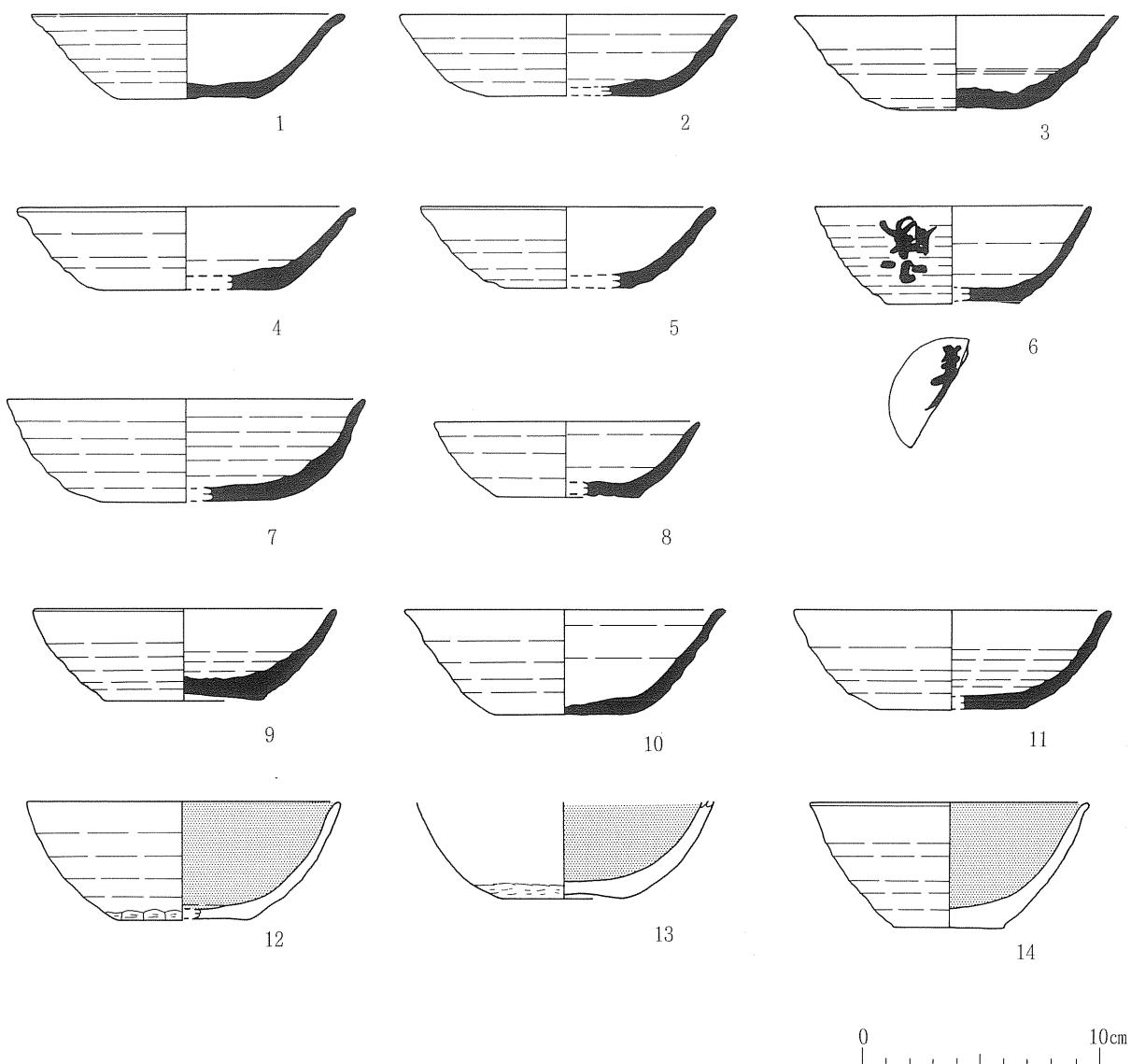
外柵南門西方の材木塀が途切れる部分においては、その創建時に存在した南岸部分に重なる形で最終段階の河川も流れしており、このことから、創建時に存在した川幅も最終段階の川幅とほぼ同規模で、同じように緩やかに大きく蛇行する流路となっていたと推定される。砂礫層中からは須恵器、土師器、木製品が出土した。

河川跡の存在が明らかになったことを受けて、外柵南部低地一帯で河川敷の分布と最終段階河川の流路を探るために電気探査を実施した結果、外柵南部の低地におけるその位置が明らかとなった。河川は外柵東部から柵内に流入し、外柵南門の西方で柵外に出る。河川敷の最大幅は約250mに達する。

外柵の年輪年代測定による西暦800年、801年を伐採年代とする材木塀に、河川の流れを挟んで開口部があることは、外柵の創建時にも河川が存在して、材木塀が河川の流れと交差する部分にはあえて角材列を造らなかったことになる。河川の変遷をたどると、河川は外柵創建時の9世紀初頭には存在し、その後も流下していたが、大きな氾濫があったり、川下の河道が変わるなどして、多くの砂礫層を堆積させる状況に変化し、河川敷は最大250mにも達したが、急激に堆積が進み、火山灰が降下した10世紀前半にはこの河川敷の大部分は砂や粘土層が厚く堆積していた。その頃に流れのない場所では火を伴う何らかの行為がなされて焼土遺構を残したり、遺物包含層を形成した。最終段階の流れの形成は古代の範囲内と推定される。なお、現水田面からは、この河川跡を窺うことはできない。

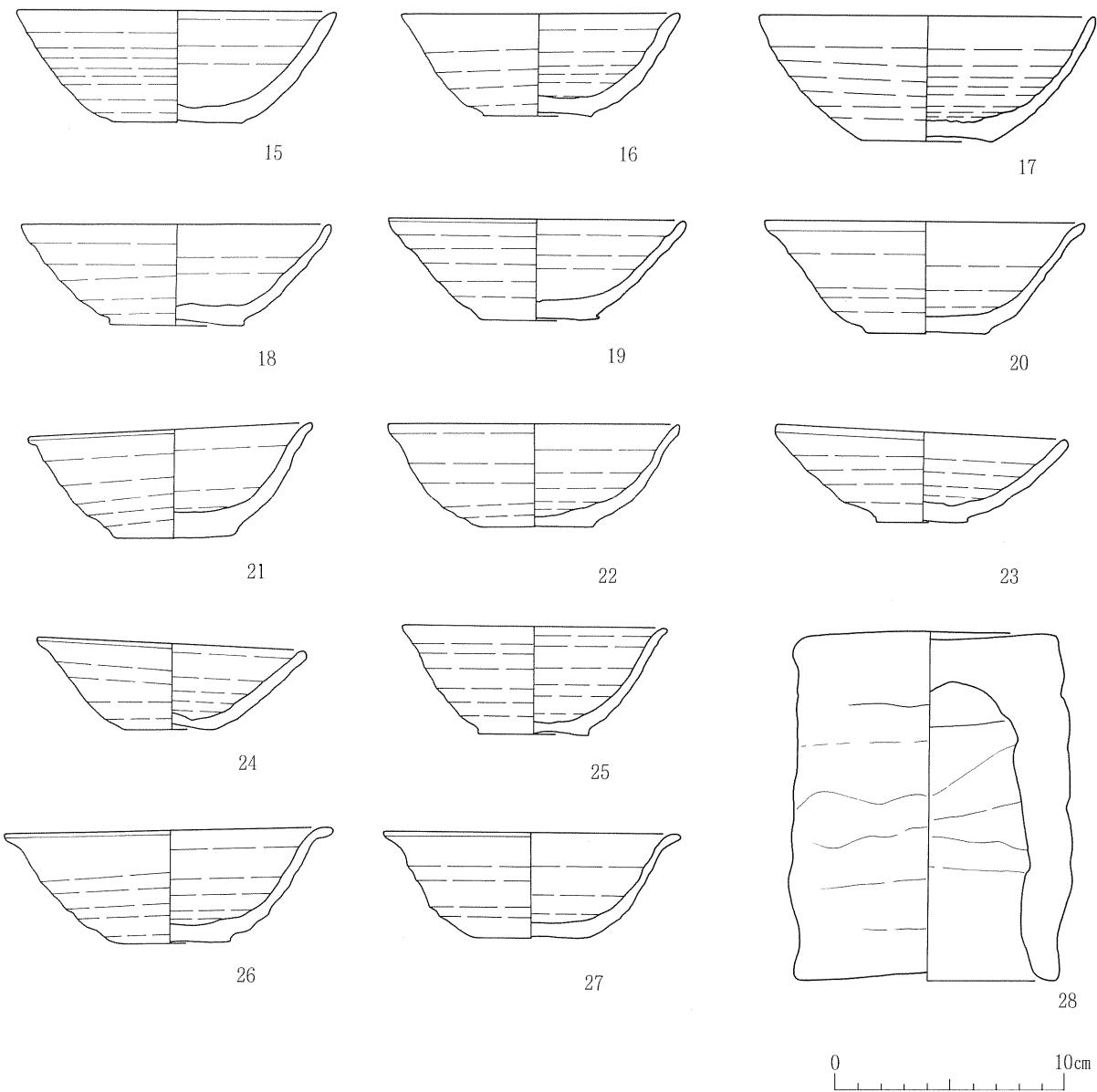
第129図1~11は須恵器杯である。1~4は底部切り離しが回転ヘラ切り、5~11は回転糸切りによる。いずれも再調整はない。6の底面に「□」、体部に「小勝」の墨書がある。12~14、第130図15~27は土師器杯で、12・13は内面に黒色処理を施し、12は底部周縁、13は底面から底部周縁に手持ちヘラケズリによる再調整を施す。14も内面に黒色処理を施す。15~17のように体部が少し膨らみ、口縁部の外反がほとんどないもの、26・27のように口縁部が大きく外反するものがある。28はカマド用支脚で粘土紐の痕跡が全体に見られる。

第131図29~35は斎串である。30・31を除いて圭頭で、先端が尖る。35の両側縁には等間隔の浅い刻みがある。36は串、37~39は檜扇で、38には2孔がある。40には樺皮紐が付き、側板の痕跡が残る。曲物の底板と考えられる。41は木錘で、芯持ちの丸太を用い、両端を切り落とし、中央部に向かって円錐状に削り込んでいる。



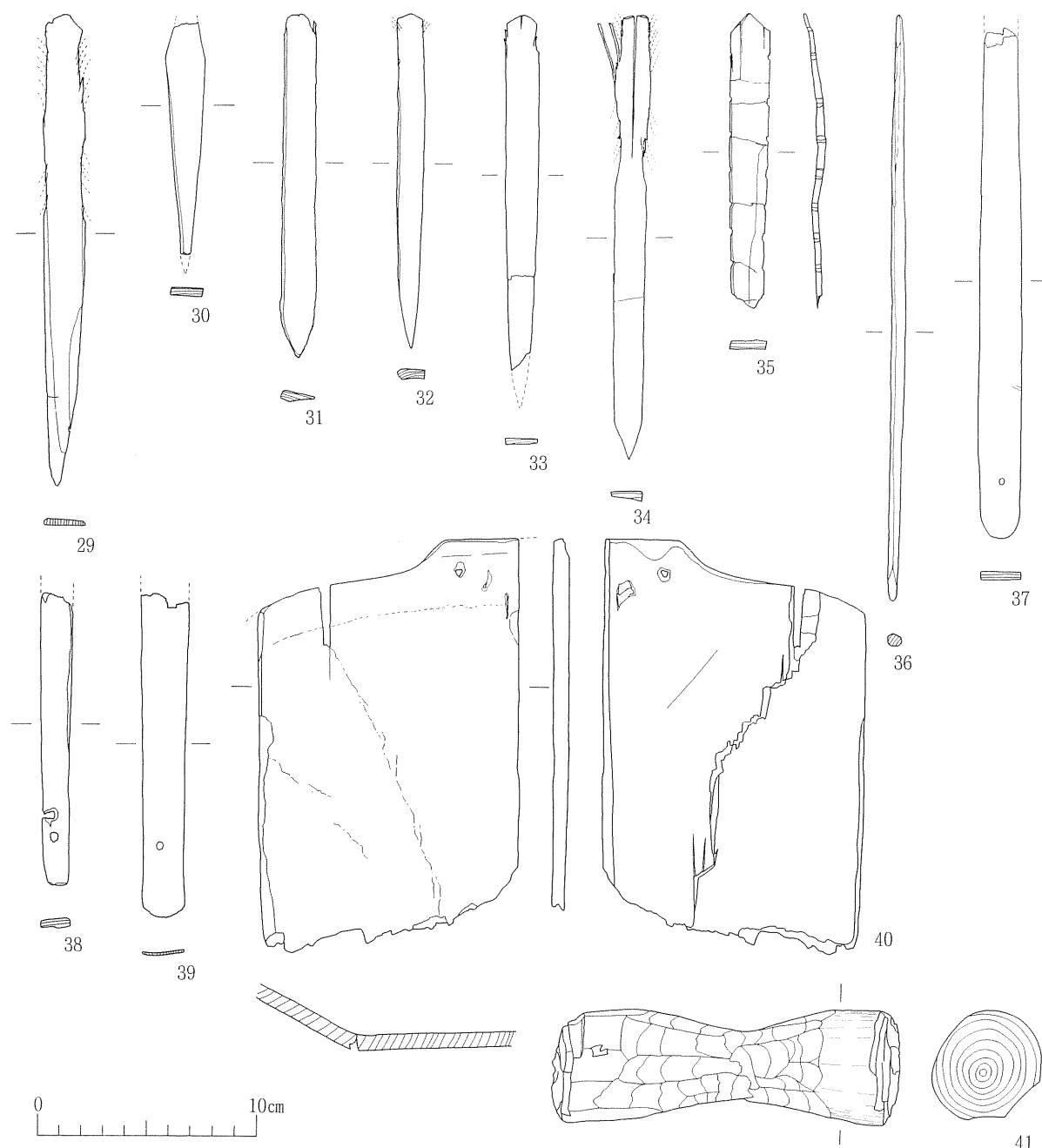
番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	13.4	6.0	3.7	0.45	27.7	39°	—
2	須恵器	杯	14.4	7.0	3.6	0.49	25.0	31°	—
3	須恵器	杯	13.8	5.0	4.1	0.36	30.0	37°	—
4	須恵器	杯	14.4	7.6	3.6	0.53	25.0	36°	—
5	須恵器	杯	12.6	5.6	3.5	0.44	27.8	35°	—
6	須恵器	杯	11.8	5.6	4.2	0.48	35.6	26°	別編2-222
7	須恵器	杯	15.4	7.6	4.5	0.49	29.2	26°	—
8	須恵器	杯	11.4	6.2	3.3	0.54	28.9	29°	—
9	須恵器	杯	13.0	6.4	4.0	0.49	30.8	28°	—
10	須恵器	杯	13.8	6.0	4.5	0.43	33.0	34°	—
11	須恵器	杯	13.6	6.4	4.3	0.47	31.6	30°	—
12	土師器	杯	13.4	5.6	4.2	0.42	31.3	29°	—
13	土師器	杯	—	5.0	—	—	—	—	—
14	土師器	杯	12.0	4.8	5.4	0.40	45.0	27°	—

第129図 S L 1035出土遺物（1）



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
15	土師器	杯	14.0	6.0	4.9	0.43	35.0	30°	—
16	土師器	杯	12.3	4.8	4.6	0.39	37.4	32°	80-6
17	土師器	杯	14.8	5.8	5.6	0.39	37.8	31°	80-7
18	土師器	杯	13.5	5.8	4.6	0.43	34.1	37°	80-8
19	土師器	杯	13.0	5.3	4.5	0.41	34.6	39°	—
20	土師器	杯	14.2	5.2	4.9	0.37	34.5	35°	81-1
21	土師器	杯	12.6	5.2	5.2	0.41	41.2	28°	81-2
22	土師器	杯	12.8	4.9	4.6	0.38	35.9	29°	—
23	土師器	杯	13.0	4.0	4.3	0.31	33.1	39°	—
24	土師器	杯	12.0	4.0	4.1	0.33	34.2	36°	81-3
25	土師器	杯	11.6	4.8	4.8	0.41	41.4	31°	—
26	土師器	杯	14.4	5.3	5.2	0.37	36.2	38°	81-4
27	土師器	杯	13.0	5.0	4.7	0.39	36.2	32°	—
28	土師器	カマド用支脚	11.8	11.7	15.3	—	—	—	81-5

第130図 S L 1035出土遺物 (2)



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
29	斎串	21.7	—	0.3	81-6
30	斎串	10.7	—	0.5	81-7
31	斎串	15.3	1.5	0.5	81-8
32	斎串	15.3	0.7	0.5	81-9
33	斎串	—	1.5	0.3	81-10
34	斎串	20.4	—	0.4	81-11
35	斎串	—	—	—	81-12
36	串	27.0	0.8	0.8	81-13
37	檜扇	—	—	—	81-14
38	檜扇	—	—	—	81-15
39	檜扇	—	2.2	0.2	81-16
40	曲物底板	—	—	0.7	81-17
41	木錐	15.8	5.3	—	81-18

第131図 S L 1035出土遺物（3）

(2) 橋 脚 (第132・133図、図版54・55)

① S X 1049

外柵南門と外郭南門を結ぶ大路の橋で、河川内に16本の橋脚を検出した。直径45~50cmのスギ材が4箇所にあり、これが主たる脚柱である。この4本の桁行は平均7.15m、梁行3.27mで、ややいびつな平行四辺形となる。北東の主柱は3本単位となっていて、このうち最も北にある主柱は残存長2.6m、削り出した先端部の長さが1.4mあり川底の粘土層に打ち込む。最も南の柱は主柱と直径、長さともほぼ同一で、同じ様に川底に打ち込む。加工痕があり転用材と考えられる。この2本は当初から打ち込んだものと考えられるが、この間にある柱は直径34cmの広葉樹で、残存長80cmの、先端を尖らせない柱で、砂礫層が堆積した後に据えたものである。同様に北西の主柱と南東の主柱にも直径30cm程の広葉樹による柱をそれぞれ添える。西側の2本あるいは3本単位の脚柱は橋全体を支える補助的役割を果たしたものであろう。

橋桁、梁、橋板などの部材は出土しなかったが、橋を構築した時点での護岸として使用したと考えられる矢板4枚が橋脚の北にある。クリ材で、残存長1~1.6m、幅16~20cm、厚さ5~10cmで、岸に沿って東西に並ぶ。重機で深掘りを行って検出した北岸よりは南にある。この川岸の斜面から岸上にかけて直径28cm程の掘立柱2本があり、北端のそれは桁を受ける柱であろう。橋脚の柱間は、西側では北から順次南の主柱まで測ると2.0m、2.85m、7.10mである。南北方向の2本の主柱の中心を川幅の中心、矢板の根元を川岸と仮定すると、川幅の中心から矢板の根元までの距離は4.4mあり、川の幅員はその2倍の約9m、橋の長さは川の中心から北端の柱まで8.4mであることから、約17mと推定される(第134図)。

この付近の土層を見ると、現水田面から約80cmの深さに火山灰が水平に堆積しており、火山灰降下時にはこの位置での河川の流れはなく、この橋も既に機能していなかったことを示す。

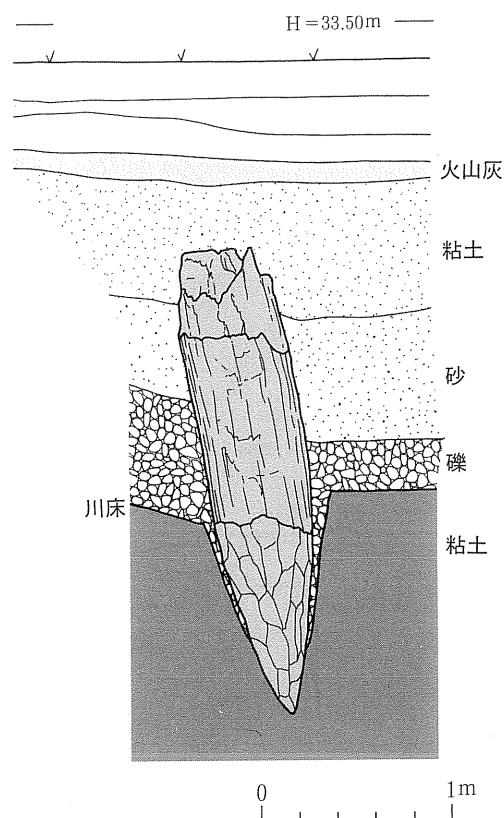
(3) 土 坑 (第155図)

① SK 60

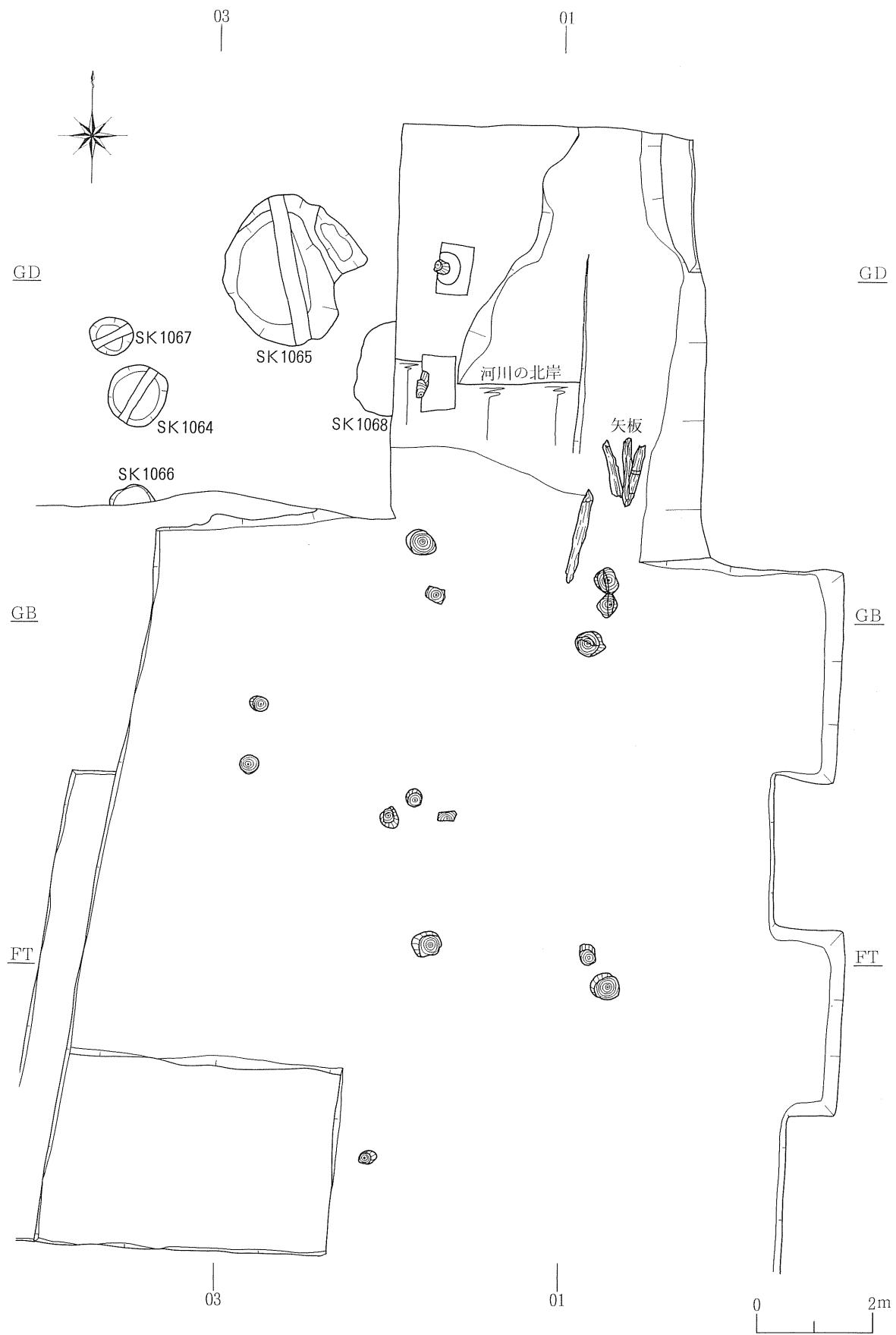
外柵南門の北北西方向約10mの位置にあり、一辺約2mの不整方形で、深さは約15cmで、底面は平坦である。埋土中から第4・5号木簡、6~9号木簡、木製品、植物核、須恵器、土師器が出土した。

② SK 64

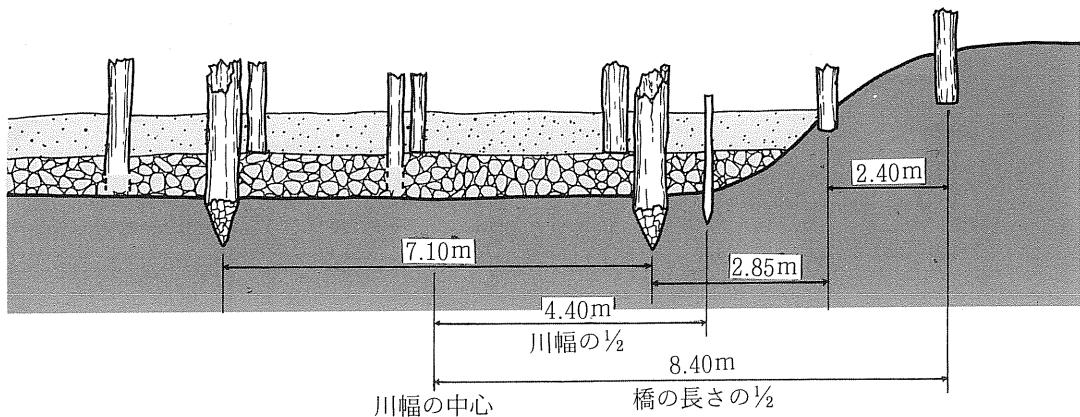
SK 60の東に隣接し、長軸3.3m、短軸2.2mの楕円形で、深さ約10cmである。



第132図 S X 1049橋脚



第133図 S X 1049



第134図 橋脚断面模式図

③ SK91

遺構は2度にわたって使用されている。当初の規模は、長軸2.5m、短軸1.87m、深さ50cmと長楕円形に近く、暗緑灰・暗オリーブ灰色の粘質土に、炭化物・クルミ核・植物遺体などが入っていた。次の時期は、当初のほぼ中央部に長軸1.90m、短軸1.70m、深さ30cmで、楕円形である。底面には炭化物と木片・植物遺体・土器が2~3cm、その上に暗青灰色粘質土がのる。少量の須恵器と多量の土師器が出土した。

④ SK92

SK91の南側に隣接し、規模は長軸1.15m、短軸1.06m、深さ12cmである。炭化物・焼けた木片数点と暗青灰色粘質土が入っていた。

⑤ SK97

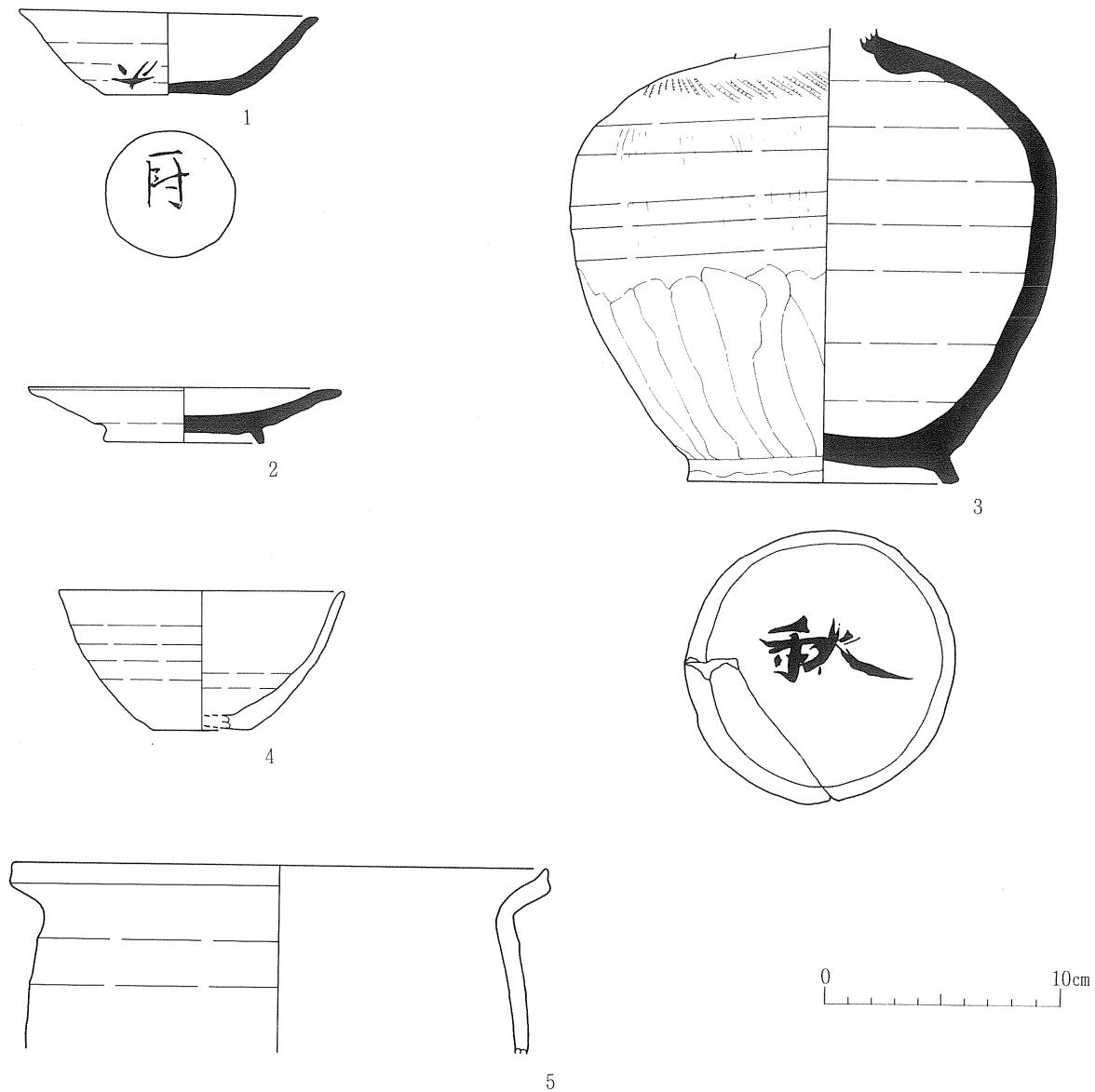
長軸1.05m、短軸95cmの円形で、深さ14cmである。中央よりやや南東寄りに、径5cm程の棒が立っていた。棒の頂部は腐朽しているため、どの位土坑から出ていたかは不明である。箸と第14号木簡が北側の底面に密着して発見された。

⑥ SK98

SK97の南にあり、径約1mの円形で、深さ6cmである。SK97に比較すると底面が浅く、埋土は暗青灰色粘質土で、遺物は須恵器・土師器が数点出土した。

⑦ SK1033

SK60の東方にあり、長軸1.85m、短軸1.55mの楕円形で、深さ約20cm、底面は平坦である。東端の坑底に須恵器長頸壺が置かれ、その西側に直径3~5cmの杭が南北に3本並んで打ち込まれる。埋土中から、須恵器杯、斎串、箸、曲物蓋、曲物の樺皮紐、曲物側板の断片・削屑などの木製品が混然となって出土した。第135図1は須恵器杯で、体部に「□」、底面に「厨」の墨書がある。2は須恵器高台杯皿で、内面を硯に転用する。3は遺構の東端にあった長頸壺で、口頸部を欠くが、接合は二段成形であろう。体部下半に縦方向のヘラケズリ調整を施し、底面に「秋」の墨書がある。4は土師器杯、5は土師器甕である。木製品では第136図6・7が箸、8が斎串、9~12が串である。13は先端が切っ先状に尖り刀形か。14は木錘で、縦に割れた芯持材を利用する。15は曲物蓋、16は挽物皿である。



第135図 SK 1033出土遺物（1）

(8) SK 1034

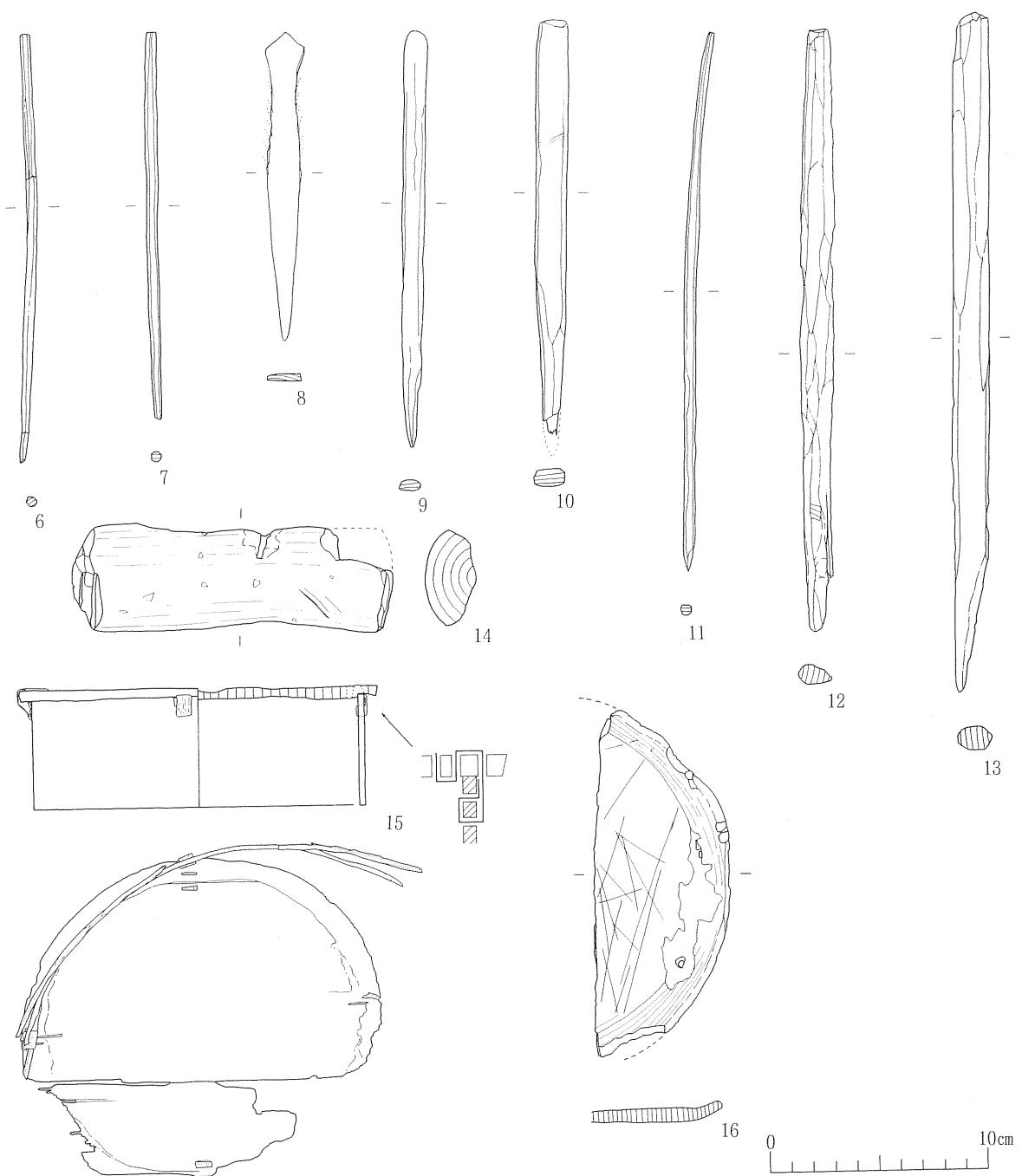
SK 1033の北西に隣接し、最大径2.1mの円形を呈し、深さは35cmである。底面は平坦で、埋土中から須恵器杯や木製品が出土した。曲物の蓋板がSK 1033出土の曲物蓋に接合した。両土坑は同時に作られたもので、遺物内容や出土状態も近似することから、同一の性格の遺構と考えられる。

(9) SK 1038

S L 1035河川跡の北岸にある円形の遺構。直径2.08m、深さ26cm、底面は平坦である。

(10) SK 1042

S L 1035河川跡の北岸にある橢円形の遺構である。長軸1.95m、短軸1.63m、深さ16cmである。



番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
6	箸	19.8	0.5	0.5	82-4
7	箸	17.9	0.6	0.5	82-4
8	斎串	14.3	1.8	0.4	82-3
9	串	25.0	0.5	0.5	82-4
10	串	19.3	1.0	0.5	82-4
11	串	—	1.5	0.8	82-4
12	串	27.8	1.6	0.9	82-4
13	刀形?	31.4	1.7	1.1	82-4
14	木錐	14.7	5.0	2.3	82-5
15	曲物蓋	16.5	15.0	5.5	82-6
16	挽物皿	16.0	6.1	0.7	82-7

第136図 SK 1033出土遺物(2)

⑪ SK 1043

S L1042の西にある楕円形の遺構。長軸1.84m、短軸1.42m、深さ20cm、底面は平坦である。

⑫ SK 1044

S L1035河川跡の北岸、S X1040の東にある略円形の遺構。直径1.58m、深さ15cm、底面は南側が幾分浅くなっている。

⑬ SK 1064

直径1.02～1.06mの円形で、深さ35cm、底面は南がわずかに低く外周は垂直に立ち上がる。

⑭ SK 1065

長軸2.63m、短軸2.40mの楕円形で深さ38cm、底面は平坦で外周が緩やかに立ち上がる。北西部に長軸1.05m、短軸0.5m、深さ20cmの窪みが付随する。

⑮ SK 1066

土層断面に検出した直径約80cm、深さ60cmの土坑である。底面は平坦で、立ち上がりは西側が外方に傾斜する。火山灰層を明確に掘り込む。

⑯ SK 1067

直径67～80cmの略円形で深さ約10cm、外周は緩やかに立ち上がる。

⑰ SK 1068

S K1065の南東に約半分を検出した。長軸1.65mの南北に長い楕円形と思われ、深さは25cmある。底面には全体に丸みがあり、炭化物が6cm堆積する。埋土に火山灰粒子が含まれていて、明らかに火山灰降下後の遺構である。

(4) その他の遺構 (第155図)

① SX93

長軸4.1m、短軸2.55m、深さ5cmの不整長方形で、南側に幅44cm、長さ90cm、深さ5cmの溝が付く。埋土は暗褐色土で遺物はなかった。

② SX94

長軸2.1m、短軸1.6m、深さ5cmの不整長方形で、埋土は暗褐色土で遺物はなかった。

③ SX1040

S L1035河川跡の北岸、SK 1044の西にある、南北2.60m、東西1m程の範囲の焼土・炭化物の拡がりである。北端部の径70cmの範囲が強い加熱を受けて焼けており、石が赤変している。焼土の中に骨粉が混じり、焼面の上に土器片が乗る。炭化物の拡がりは南に細長く延びている。

④ SX1045

河川敷内にある焼土と炭化物の拡がりである。焼土は主に東半部に見られ、厚さ約6cmで、この部分で加熱がなされている。その西に長軸80cm、短軸60cm、深さ20cmのピットがあり、中に黒褐色土と炭化物が互層をなしている。周囲には炭化物が極めて薄く広範囲に分布している。また、遺構と同一レベルに火山灰も分布する。本遺構はS L1035河川跡の上方まで砂や粘土が堆積した後の遺構である。

⑤ SX1046

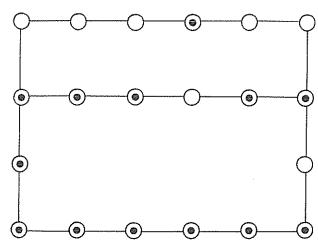
S L1035河川跡の北岸にあり、SK 1043のすぐ西側に隣接する焼土と炭化物の拡がりである。その拡がりの北端部に径40cmの石があり、この周囲50cmの範囲が強く加熱を受けている。焼土や炭化物を

含む土層は厚さ約10cmで、この南西側に全体として $3 \times 1.5\text{m}$ の範囲に分布している。

2 外郭南門東方の遺構

(1) 掘立柱建物跡 (第137・138図、図版56)

① SB1054A・B



丸方形で深さ50～60cm、B期建物では一辺65～90cmの隅丸方形か略円形で、深さはA期建物と同じか、A期建物の掘形底面を約15cm掘り下げるものがある。

B期建物では12本の柱根が残り、4箇所で柱痕跡が検出された。

桁行5間×梁行3間で、南廂付きの東西棟掘立柱建物である。

A・B2期があるがほぼ同位

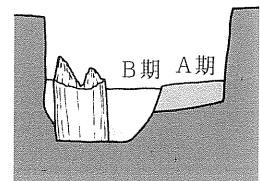
置での建て替えで、平面で柱

掘形の重複が認められたのは

4箇所のみである。柱掘形は

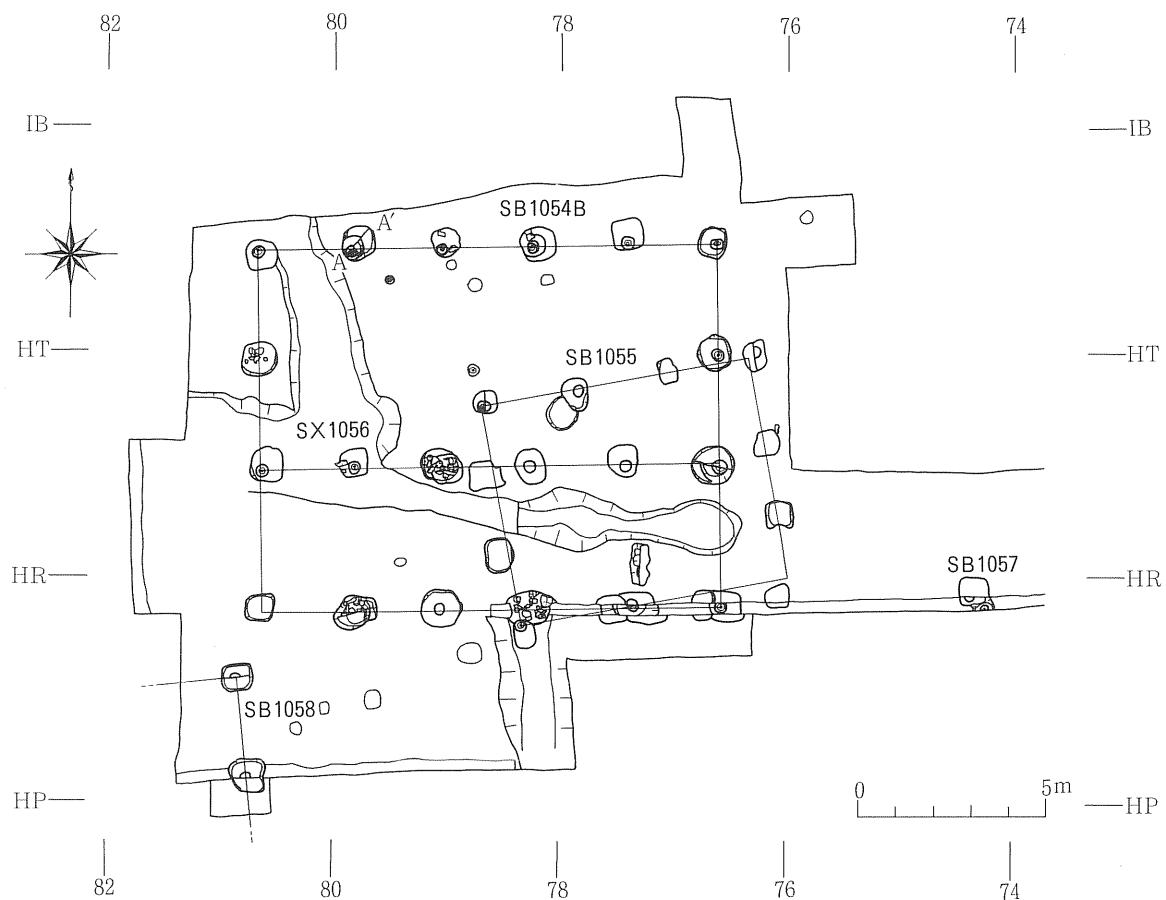
A期建物では一辺約80cmの隅

A A' H=33.70m



0 1m

第137図 SB1054北側西2柱

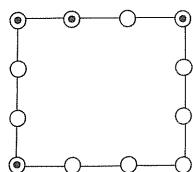


第138図 外郭南門東方の建物

それから計測されるB期建物の平面規模は、桁行が北側柱列で総長12.23m（東から2.36+2.55+2.40+2.44+2.48）、梁行は東妻で総長9.66m（北から2.96+2.98+3.72）である。軒の出は3.72mである。建物方位は東妻柱列で見ると、発掘基準線に対し北が西へ1度振れる。柱根は東妻の北から3番目の柱がスギを用いており、直径34cm、残存長69cm、外周に手斧痕が明瞭に残る。南東隅および、その西側（廂の東から2番目）の柱はスギであるが、他の材はクリなどの広葉樹である。北東隅柱は一辺36×26cmの角柱、他は径25~34cmの円柱である。柱は全て芯持材を使用する。

入側柱列の西から3番目のB期掘形から、底部およびその周縁に回転ヘラケズリを施す土師器杯（第139図1）と共に第33号木簡（別編2 文字資料集成参考）が出土した。2も柱掘形から出土した土師器杯である。

② S B 1055



桁行3間×梁行3間の東西棟掘立柱建物でS B 1054よりも新しい。柱掘形は小さいもので一辺62×45cm、大きいもので一辺86×68cmの略方形で、このうち北西隅と南西隅の掘形には柱根が残存する。北西隅柱の掘形は深さ55cmで、柱根は長径23cm、短径18cmのやや楕円形のスギ材である。北側を除き柱筋の通りが悪く、特に南東隅柱位置のずれが大きい。建物の平面規模は、桁行が北側で総長7.3m（東から推定2.40+2.35+2.55）、梁行は西妻で総長5.9m（北から推定1.8+2.1+2.0）である。建物方位は西妻柱列で見ると、発掘基準線に対し北が西へ10度振れる。

③ S B 1057

トレンチの南壁断面にかかる柱掘形と、それに重複する柱掘形をそれぞれ1基検出した。トレンチ断面に見られる掘形は長さ55cm、深さ58cmあり、直径26cmの芯持ちの柱根が残る。その北側のトレンチ内には一辺74~76cmで方形の柱掘形があり、直径22cmの柱痕跡が残っている。両者はわずかに重複するが、新旧関係を明確にすることはできなかった。

柱列の可能性もあるが、掘立柱建物跡の柱掘形との近似性から、南に拡がる建物跡の柱掘形と推定しておく。

④ S B 1058

調査区の南西隅に検出した2基の柱掘形である。一辺70~94cmの略方形で深さ40~45cmある。いずれにも直径25cmの柱痕跡があり、その柱間距離は2.65mである。2基の掘形の北および東にはこれに並ぶ掘形がないことから、西へ拡がる掘立柱建物跡の東側の北1間であろう。建物方位はこの1間で見る限り、発掘基準線に対し北が西へ7度振れる。S B 1054の南西隅柱との距離は約1.80mにすぎないことから、本建物との同時併存は考え難い。

(2) 土 坑 (第155図)

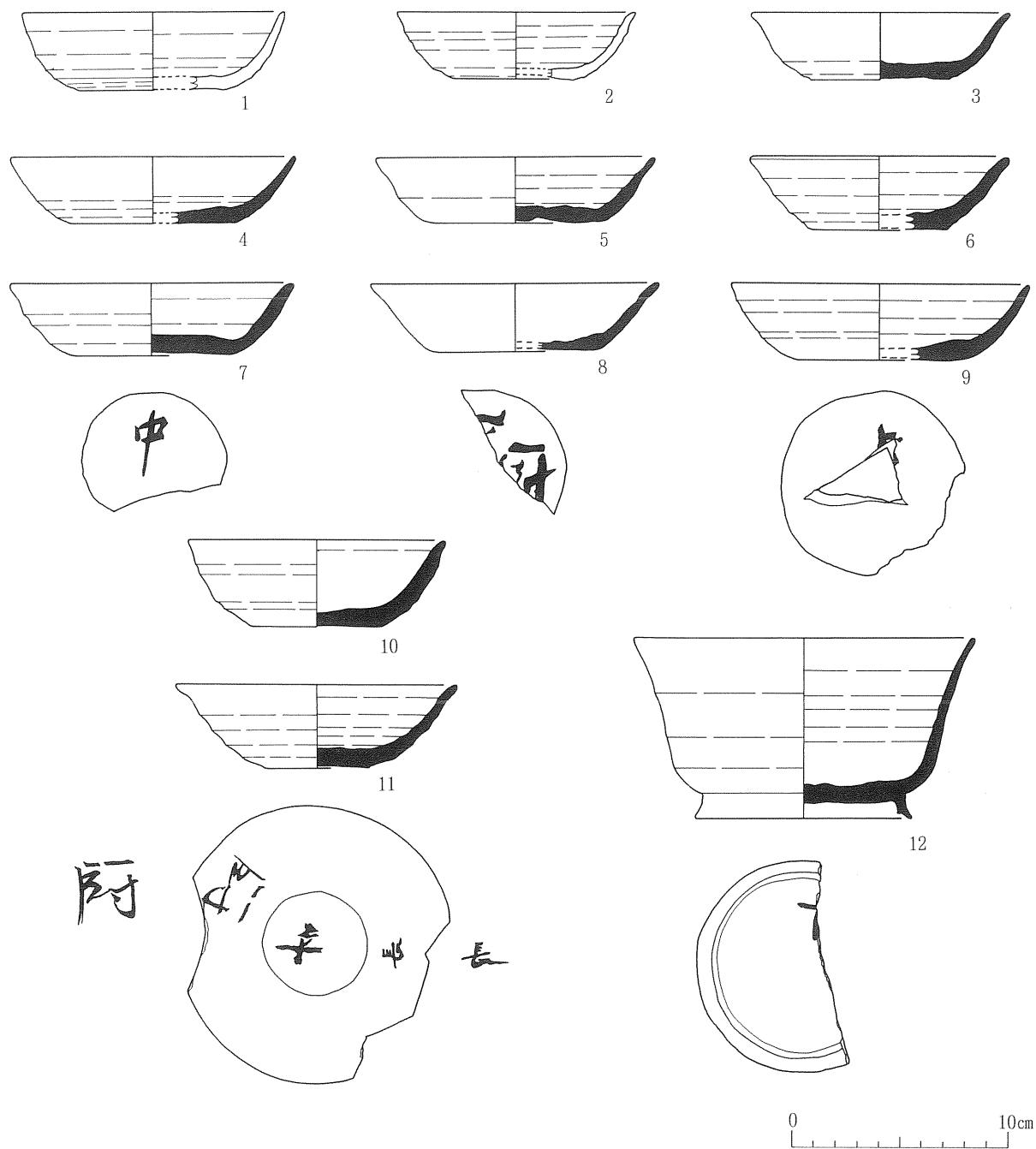
① S K 1053

トレンチ東方に単独で検出された長軸70cm、短軸60cm、深さ30cmの土坑である。遺構確認面から土師器杯が出土した。

(3) その他の遺構 (第138図)

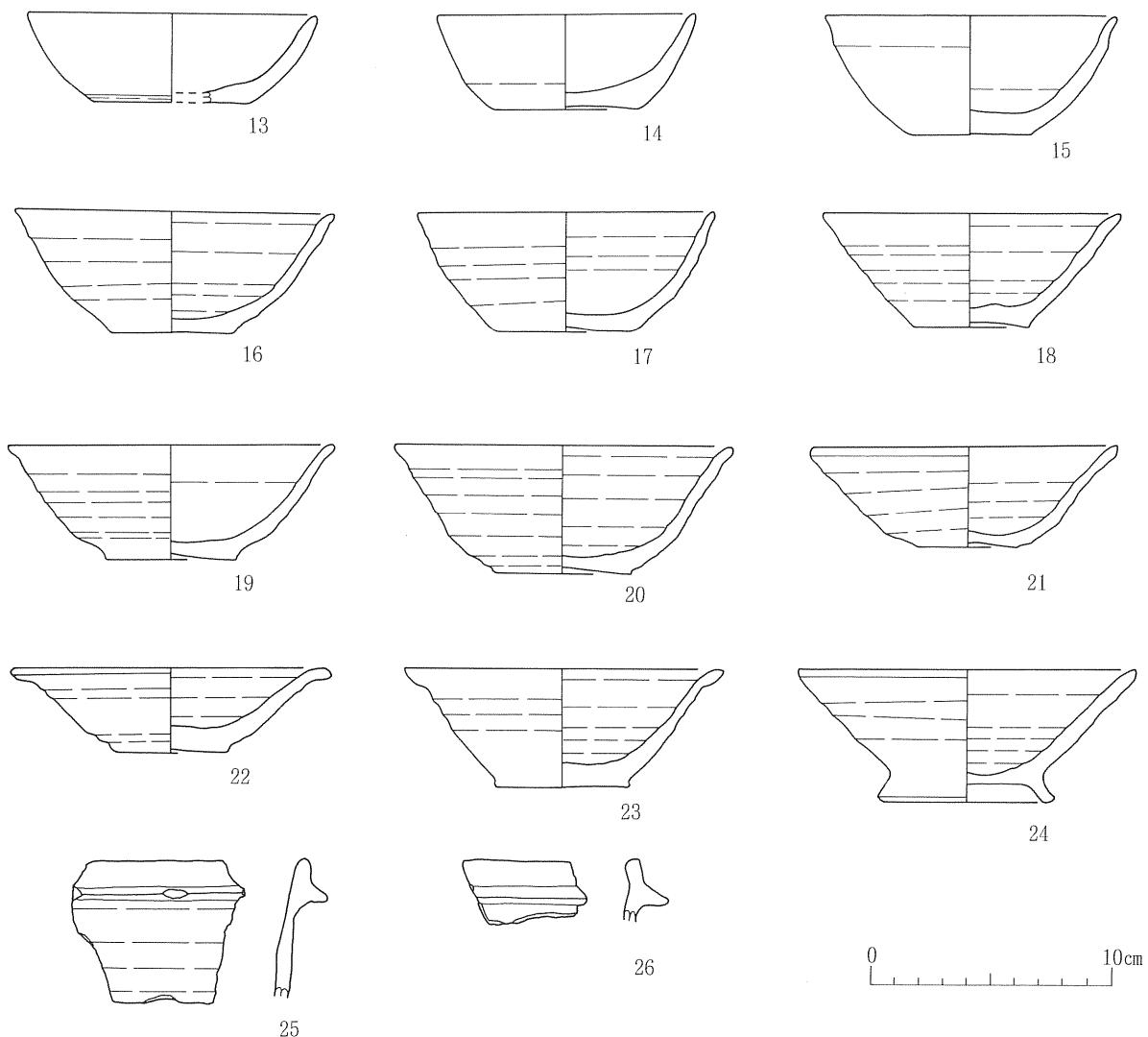
① S X 1056

北からの水流によって堆積した細かい砂礫層でL字状に屈折して東へ流れている。黒色土層をえぐ



番号	種別	器形	出土地・層位	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	土師器	杯	SB 1054	12.2	7.0	3.7	0.56	29.8	21°	83-1
2	土師器	杯	SB 1054	11.2	5.4	3.2	0.48	28.6	27°	-
3	須恵器	杯	HR 75-2	12.2	6.5	3.2	0.50	26.2	31°	-
4	須恵器	杯	HR 75-2	13.4	7.9	3.2	0.59	23.9	30°	-
5	須恵器	杯	HR 75-2	13.2	8.4	3.2	0.63	24.2	29°	-
6	須恵器	杯	HQ 77-2	12.4	6.6	3.5	0.53	28.2	33°	-
7	須恵器	杯	HR 70-3	13.4	7.0	3.4	0.52	25.3	30°	別編2-254
8	須恵器	杯	HS 77-2	13.6	4.9	3.2	0.36	23.5	37°	-
9	須恵器	杯	HR 75-2	14.0	8.5	3.6	0.60	25.7	27°	-
10	須恵器	杯	HR 74-2	12.2	6.0	4.2	0.49	34.4	24°	-
11	須恵器	杯	HR 73-2	13.4	5.0	4.0	0.37	29.9	39°	83-2
12	須恵器	高台付杯	HR 75-2	16.1	高台径11.0	8.6	0.68	53.4	20°	-

第139図 SB 1054・遺構外出土遺物



番号	種別	器形	出土地・層位	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
13	土師器	杯	HR81-2	12.2	6.6	3.8	0.54	31.1	25°	—
14	土師器	杯	HR75-2	11.0	6.2	4.0	0.56	36.4	20°	—
15	土師器	杯	HQ76-2	10.4	5.2	5.0	0.50	48.1	25°	—
16	土師器	杯	HQ76-2	13.4	5.2	5.2	0.40	38.8	30°	—
17	土師器	杯	HR73-2	12.5	5.4	5.1	0.43	40.8	27°	82-3
18	土師器	杯	HR76-2	12.4	4.8	4.8	0.39	38.7	34°	—
19	土師器	杯	HQ77-2	13.6	5.4	4.8	0.40	35.3	33°	—
20	土師器	杯	HR66-3	14.4	5.6	5.4	0.39	38.5	30°	—
21	土師器	杯	HR68-3	12.8	4.3	4.4	0.33	34.1	37°	82-4
22	土師器	杯	HR65-3	13.6	4.8	3.5	0.35	25.7	48°	—
23	土師器	杯	HR65-3	13.4	5.6	5.0	0.42	37.3	36°	—
24	土師器	高台付杯	IA75-2	14.4	高台径 7.4	5.6	0.51	38.9	—	—
25	土師器	羽釜	HR66-3	—	—	—	—	—	—	—
26	土師器	羽釜	HR75-2	—	—	—	—	—	—	—

第140図 遺物外出土遺物

りながら柱掘形を覆い土器片を含む。建物跡よりは新しい土層である。

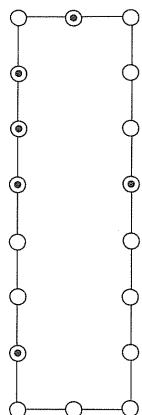
遺構外出土遺物

遺構に伴わずに建物周辺から出土した遺物である。第139図3～11は須恵器杯で、1～9は底部切り離しが回転ヘラ切り、10・11は回転糸切りによる。7は「中」、8は「□厨」、9は「□」、11には「厨」、「長」、「□」の墨書がある。12は須恵器高台付杯で底面に墨書「□」がある。他に「官」「缶」などの墨書のあるものがある（別編2 図版26-265・266・274, 27-275・276・281）。第140図13～23は土師器杯で、13は底部及びその周縁に回転ヘラケズリによる再調整を施す。14は底径が大きく、器形が13に似る。22・23は口縁部が大きく外反する。24は高台が付く。25・26は羽釜の口縁部破片である。

3 外郭南門南西の遺構

(1) 掘立柱建物跡 (第141・142図, 図版57)

① S B 1060A・B



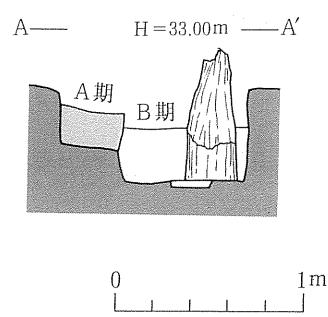
桁行7間×梁行2間の南北棟掘立柱建物で、3棟のうち最も古く、A・B2期がある。A期建物では西側の南から2番目の柱根が残っているのみで、他には柱痕跡も見られない。B期建物では柱根が3本、柱痕跡が2箇所で検出された。柱掘形は北妻では直径72～75cmの円形で深さ36cm、西側の南から3番目の柱では、長径114cm、短径102cmの楕円形である。柱掘形と残存する柱根および柱痕跡から推定されるB期建物の平面規模は、西側で見ると桁行総長17.94m（北から2.6+2.58+2.46+2.7+2.6+2.6+2.4）、梁行は北妻で5.2m（2.6m等間）である。南東隅柱はS B 1048の南妻柱と重複するが、両者の新旧関係の把握は困難であった。しかし、S B 1048はB期建物の柱根が明確に残存し、A・B期ともに柱掘形埋土に火山灰粒子を含むこと、本建物の場合、B期柱掘形には火山灰粒子を含むがA期の柱掘形埋土には火山灰粒子が認められず、火山灰降下前の構築であることから、本建物の方がS B 1048よりも古いと考えられる。

建物方位はB期の場合、西側柱列で見ると発掘基準線に対し北が西へ3度振れる。A期建物は西側の柱掘形から推定すると、発掘調査基準線に対し、北で西へ1度振れる。柱掘形から土師器杯（第143図1・2）が出土した。

② S B 1048A・B

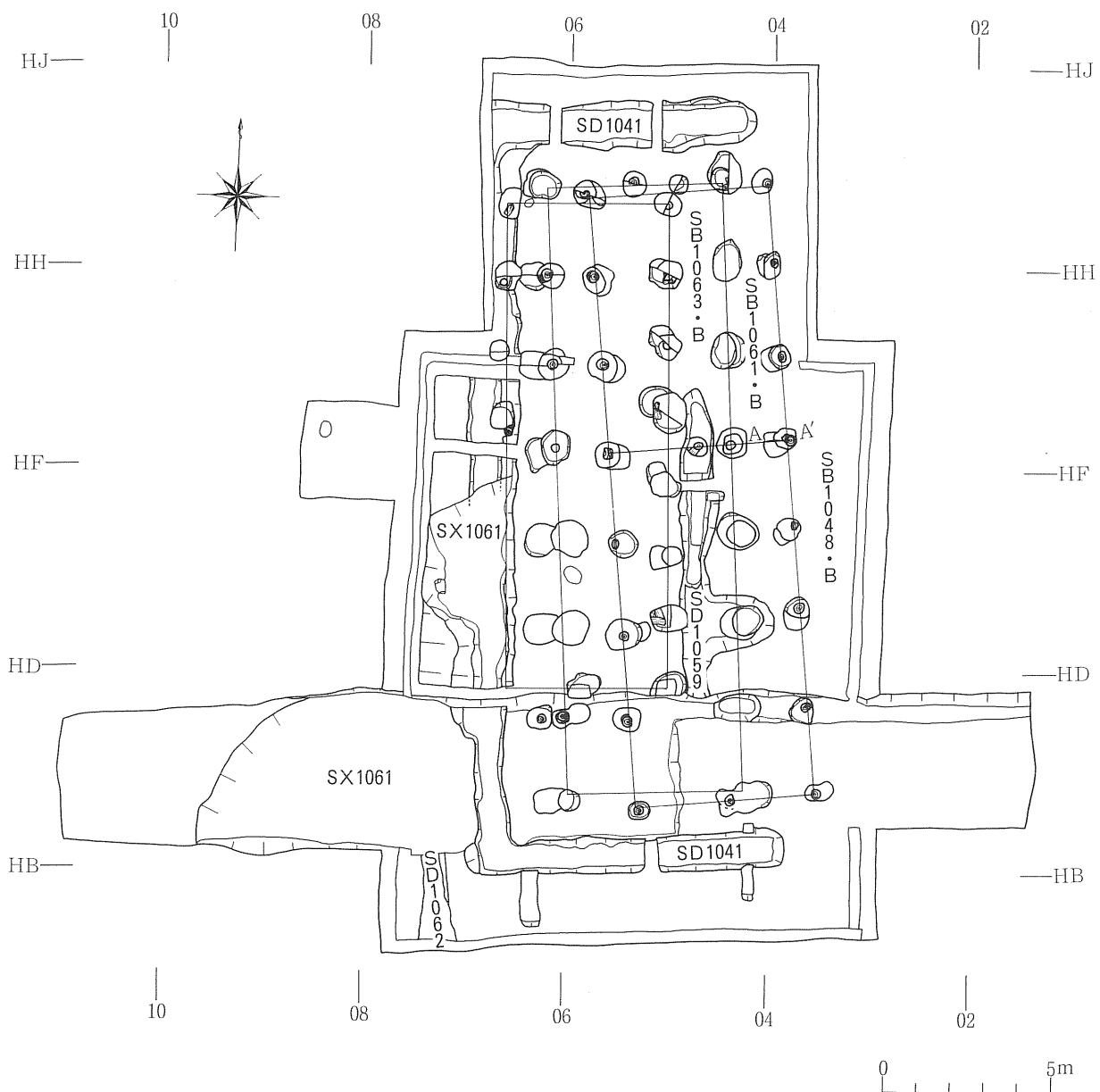
桁行7間×梁行2間の南北棟掘立柱建物でA・B2期がある。柱掘形はB期の場合、直径60～70cmの楕円形、直径80cmの円形を呈するものなどがあり、東側の北から4番目の掘形は深さ50cmで、柱の下に礎板を敷く（第141図）。B期建物は北妻を除く全ての掘形に直径20～30cmの柱根が残る。柱は芯持ちの丸柱で広葉樹を利用している。A・B期ともに掘形埋土には火山灰の微粒子を含む。

柱根から計測されるB期建物の平面規模は、東側で桁行総長18.05m（北から2.38+2.77+2.47+2.53+2.44+2.94+2.52）、梁行は南妻で総長5.26m（東から2.56+2.70）、北妻ではほぼ5.40mと南側



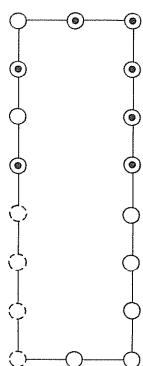
第141図 SB 1048東側北4柱

より広い。北3間に間仕切りがある。間仕切り中央の柱掘形は深さ5~10cmと浅く、柱根も直径22cmと他より細い。柱の下には礎板を敷く。SB 1063に伴うと考えられるSD 1059を掘り下げてからその底面に検出されたので、新旧関係はSB 1063およびSD 1059より古い。しかし、間仕切りがSB 1048のA・B期いずれに伴うものか定かではない。建物方位は東側柱列でみると発掘基準線に対して北が西へ5度振れる。



第142図 外郭南門南西の建物

③ S B 1063 A・B



桁行7間×梁行2間の南北棟掘立柱建物でA・B 2期がある。西側の北から4本の柱掘形はS D1041溝が埋まった後にこれを掘り込んでいる。北妻柱はS B 1048 B建物の北西隅柱と同一位置に重なる。B期建物の柱掘形は、直径約70cmの楕円形であるが、東側の北から4番目のそれは一辺1.0～1.2mの略方形をなす。建て替えにあたり東側の柱は南東方向に移動している。西側の南4本の柱掘形は検出することができなかった。

残存する柱掘形、柱根および柱痕跡から推定される建物規模は、桁行総長14.4m（北から2.1+2.1+2.1+2.0+2.1+1.8+2.1）、梁行総長4.80m（2.4m等間）である。A・B期ともに掘形の埋土には焼土粒・炭化物などの混入が多く、他の建物に比べ、埋土が最も汚れている。東西両側の北から4本目の掘形には柱根が残るが、掘形の隅にあって大きく傾いている。S D1059は埋土に細かい炭化物を多く含み、本建物の柱掘形の埋土に近似する。建物東側の柱筋にも平行していることから、本建物の雨落ち溝であろうか。この溝はS B 1048建物跡の間仕切りの柱より新しい。以上のことから、3棟の建物の中では本建物が最も新しいと考えられる。建物方位は発掘基準線にほぼ一致すると推定される。

(2) 溝

① S D1041 A・B

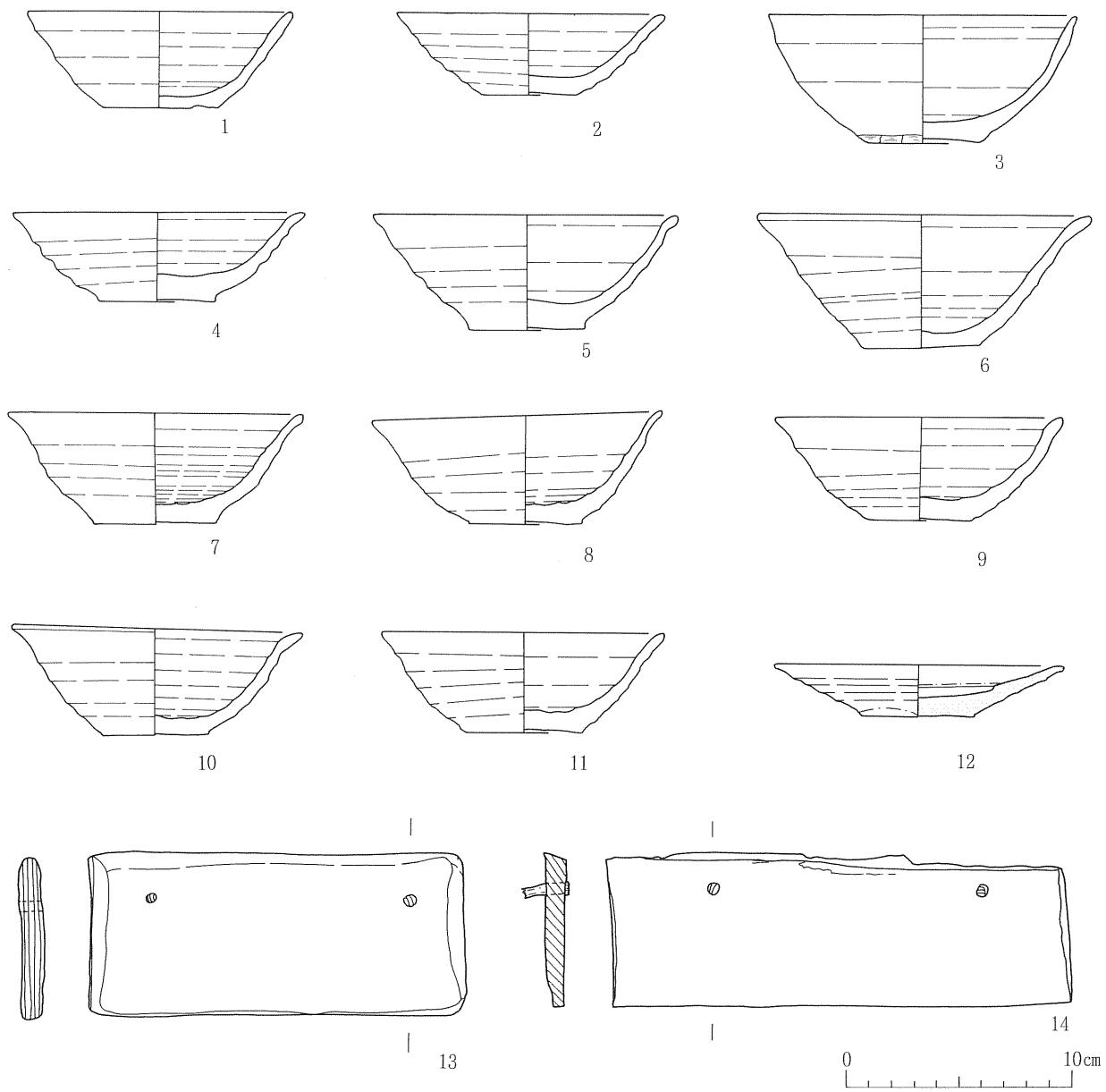
東西9m、南北12.6m、逆「コ」の字形をなす一連の溝である。ほぼ直角に屈曲し、西側の溝の土層断面ではA・B 2期あることが明らかである。A期のそれは幅1.8m、深さ約30cm、B期のそれは幅1.15m、深さ32～42cm程で、いずれも火山灰降下よりも前の掘り込みである。B期溝の中に火山灰が降下し、以後ほどなくして土が堆積して溝が埋まっている。北側では全体の幅が1～1.55m、深さ50cmあり、火山灰降下時には溝のおよそ半分が埋まっている。南側では幅1.15m、深さ40cmあり火山灰降下時にはそのほとんどが埋まっている。

溝の方向、特に南北方向はS B 1060 A期掘立柱建物跡の桁行方向に最も近似し、溝の東端はその東側柱筋に近い。S B 1060 A建物は柱掘形の埋土に火山灰粒子を含まず、火山灰降下前の建物と考えられることから、このS D1041溝A・B 2回の掘り込みはS B 1060 A建物に伴うもので、建物周辺の排水機能を意図したものであろうが、S B 1060 B期建物以降の時期には溝内への流入土や火山灰でほとんど溝としては存在しなくなっていたものと考えられる。

溝内からは完形品を含む土師器杯や木製品が出土した。第143図3～11は土師器杯で、橙色や灰黄色を呈し、底部切り離しは全て回転糸切りによる。3は底部周縁に手持ちヘラケズリによる再調整を施すが、他は無調整である。12は無台の灰釉陶器段皿で、底部を除く外面のほぼ全体と内面の口縁部に漬け掛けによる釉を施す。光ヶ丘1号窯式である。須恵器は杯の破片が1点出土しただけである。13・14は長方形の扁平な木製品で、何らかの部材かと考えられるものである。13は材の両端から2.4～2.7cmの位置に径0.5cmの木釘が残る。釘の間隔は11.5cmある。14は材の両端から3.7～4.5cmの位置に径0.5cmの木釘が残る。釘の間隔は12.0cmである。

② S D1059

南北方向の溝で長さ9mを検出した。幅53～115cm、深さ25cmで、底面は丸みを帯びる。北端部で



番号	種別	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指數	高径指數	外傾度	図版
1	土師器	杯	12.2	4.4	3.8	0.36	31.1	39°	—
2	土師器	杯	12.8	5.2	4.4	0.41	34.4	31°	—
3	土師器	杯	14.0	5.2	5.8	0.37	41.4	27°	—
4	土師器	杯	13.3	5.2	4.1	0.39	30.1	36°	—
5	土師器	杯	13.9	5.2	5.2	0.37	37.4	35°	83-5
6	土師器	杯	15.0	5.3	6.0	0.35	40.0	35°	83-6
7	土師器	杯	13.5	5.6	5.1	0.41	37.8	32°	83-7
8	土師器	杯	13.2	5.5	5.2	0.42	39.4	35°	83-8
9	土師器	杯	13.2	4.8	4.8	0.36	36.4	35°	83-9
10	土師器	杯	13.2	4.8	5.0	0.36	37.9	32°	83-10
11	土師器	杯	12.8	5.3	4.6	0.41	35.9	32°	—
12	灰釉陶器	皿	13.2	5.2	2.3	0.39	17.4	60°	83-11

番号	種別	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図版
13	部材	16.9	7.4	1.1	83-12
14	部材	20.4	6.9	1.0	83-13

第143図 S B 1060・S D 1041出土遺物

はしだいに浅くなり消失している。埋土には黒色土を主体として細かな炭化物が多く混入し、S B 1063掘立柱建物跡の柱掘形埋土に近似することから、この建物の雨落ち溝かと推定される。S B 1063A建物の東側柱筋からの距離はおよそ1.0~1.2m、B期建物のそれからは0.7~1.0m程であるので、A期建物に伴う雨落ち溝と考えられる。

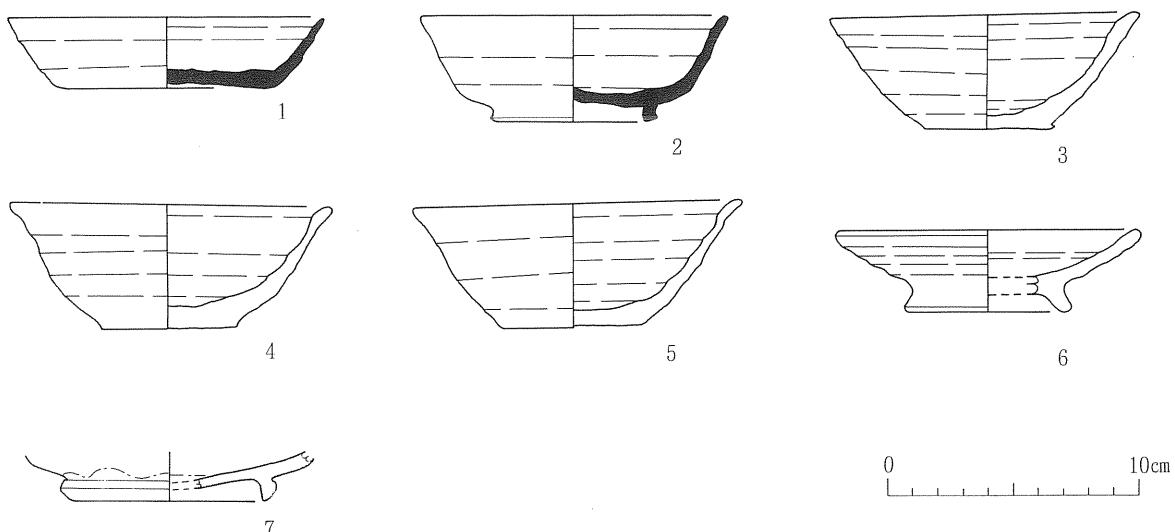
(3) S D 1062 A・B

調査区南西隅にある南北方向の溝で、長さ2.55mを検出した。A・B 2期あり、ほぼ同位置に掘り込まれる。B期溝は幅1.08m、深さ60cmある。A・B期いずれも埋土に火山灰粒子を含んでおり、火山灰降下後の遺構である。

(3) その他の遺構

① S X 1061

S D 1041溝の底部に落ち込みを検出し、これを西方へ追跡したところ、大きく南へ向かって湾曲していることが明らかとなった。堆積土下方に細かい礫が若干あり、その上方にある黒褐色土中には、木の葉の堆積や炭化物が見られ、縄文時代中期初頭の土器の小破片が出土した。縄文時代には存在した自然の窪地と考えられ、古代には平地となっていて、調査区の南半部の建物は全てこの上に構築されたものである。



番号	種別	器形	出土地・層位	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図版
1	須恵器	杯	HD07SX1061の上	12.8	8.6	2.9	0.67	22.7	29°	84-1
2	須恵器	高台付杯	HC09火山灰下	12.6	高台径 6.8	4.3	—	34.1	—	84-2
3	土師器	杯	HC07地山直上	12.7	5.0	4.8	0.39	37.8	33°	84-3
4	土師器	杯	HC07地山直上	13.1	5.4	5.2	0.41	39.7	27°	—
5	土師器	杯	HC07地山直上	13.4	5.6	5.0	0.42	37.3	29°	84-4
6	土師器	高台付皿	HG05-4	12.1	高台径 6.5	3.4	—	28.1	—	—
7	灰釉陶器	椀	HC08火山灰下	—	高台径 8.0	—	—	—	—	84-5

第144図 遺構外出土遺物

遺構外出土遺物

第144図1は須恵器杯、2は高台付杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りによる。出土地点や年代は掘立柱建物やS D 1041溝と異なり、これらの遺構には伴わない。3~5は土師器杯、6は土師器高台付皿である。7は灰釉陶器の椀で、三日月高台が付く。体部の外面と内面に釉を施す。光ヶ丘1号窯式である。H C ラインに設定したトレンチ西端の最下層から第1号漆紙文書が出土した（別編2 文字資料集成 図版31）。

第IV章 自然科学的分析

第1節 年輪年代測定

調査事務所では、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 光谷拓実発掘技術研究室長に対し、1982年から遺跡内出土の材木塀や門柱の年輪年代測定を依頼してきた。

最初の測定結果の公表は、1989年3月刊行の「払田柵跡調査事務所年報1988」で、この時に外郭線と外柵が同時に築造されたことが明らかになった。

測定はその後も継続し、外柵では東辺・南辺・南西部で801年と確定した。4期ある外郭線はA期が外柵と同じ801年、C期が907年と確定した。年代値の判明した24点の一覧を第6表に示した。表のうち、形状タイプには以下の違いがある。
(註1)

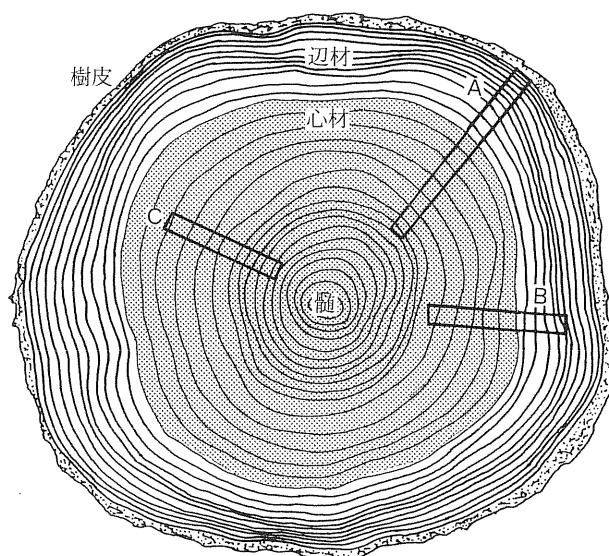
Aタイプ……樹皮、または最終形成年輪の一部が残存しているもので、その年輪の形成された年がその伐採年にあたる。

Bタイプ……一部に辺材部をとどめているもの。残存している年輪の最後の層の形成年は、その原木の伐採年に比較的近い。

Cタイプ……辺材部をすべて喪失し、心材部のみからなるもの。試料に残存する最外年輪のさらによつて何年分の年輪があったのか直接確定することはできない。

試料2は外郭線B期の材木であるが、A期と同じ年代であるので、この材はA期材木塀からの転用であろう。また、外柵の試料20はAタイプであるが788年である。この材木の木口面には虫喰いによる孔があいており、既に成長が停止していた枯死材を伐採して使用したと判断される。遺跡内で年輪年代測定試料の材木を選定する際に、こうした枯死材と考えられる材木を見ることは多い。

城柵のうち建設工事期間や完成季節の明らかな桃生城・雄勝城・伊治城では、いずれも年内に竣工していて、工期が越冬して2カ年(註2)にわたった築城例はないとされる。また、桃生城・雄勝城の工事の開始を天平宝字2年10月25日、完成を同年9月26日に置く場合は、
(註3)越冬するが期間は11ヶ月である。



『年輪に歴史を読む』より

第145図 試料タイプと樹木断面の位置

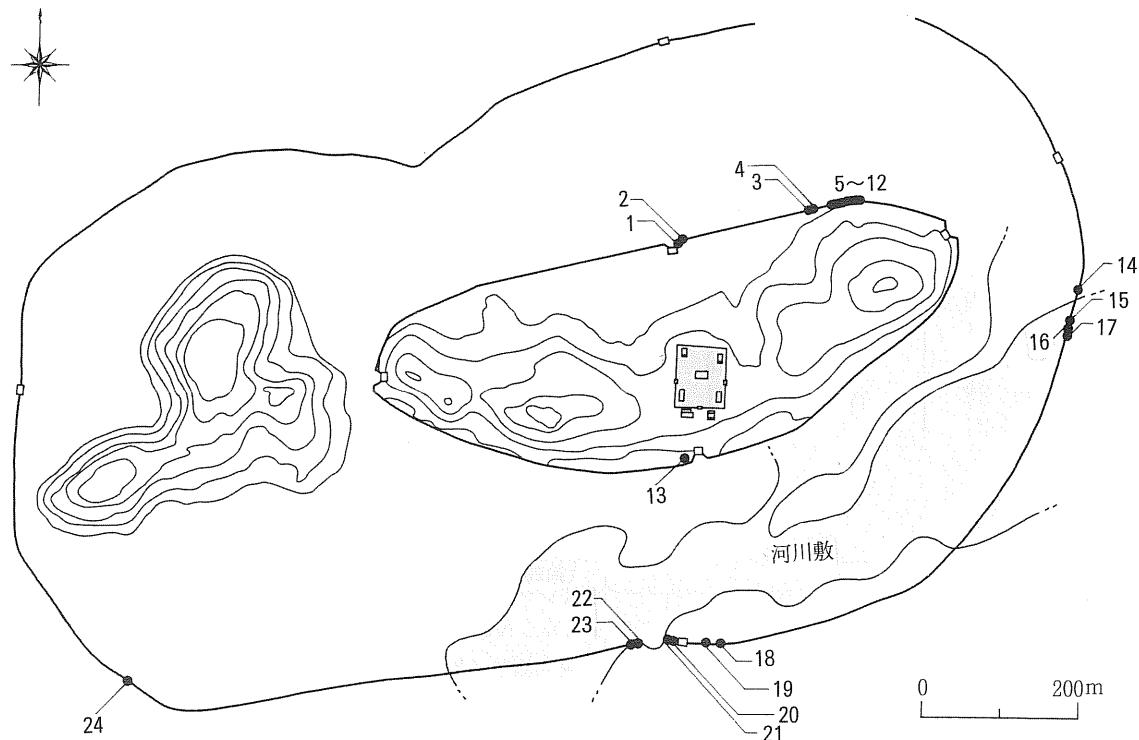
いずれにせよ、文献から知られる城柵の築造は極めて短期間である。試料2・20を除くAタイプ試料の最外年輪形成年は、ほぼそのまま所属する材木塀の造営工事が行われた年代を示していると考えられる。

註1 奈良国立文化財研究所『年輪に歴史を読む—日本における古年輪学の成立—』

奈良国立文化財研究所学報(48冊) 1990年

註2 板橋 源「志波城の歴史的考察」『志波城I』盛岡市教育委員会 1981年

註3 高橋 崇『律令国家東北史の研究』 1991年

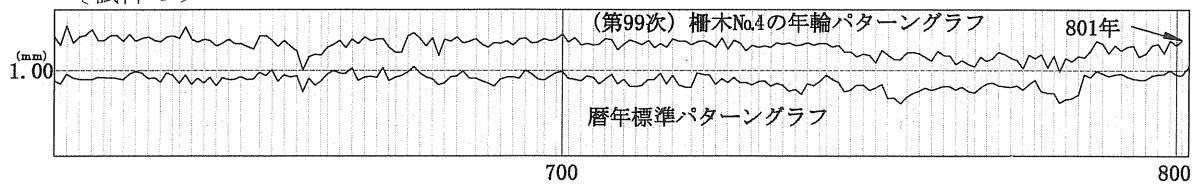


第146図 年輪年代測定試料の位置（1）

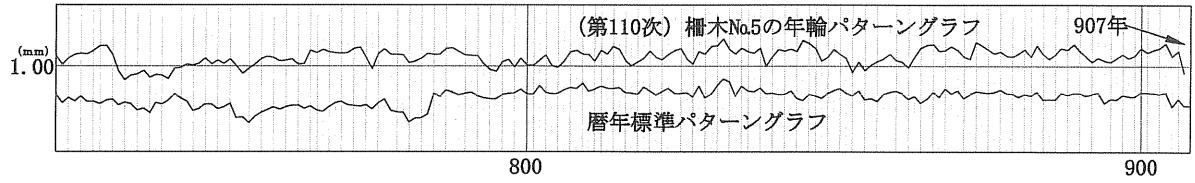
第6表 年輪年代測定一覧

試料	形 状 タ イ プ	計 測 年 輪 数	位置及び時期	最外年輪 形 成 年	調査次数
1	B	151	外郭線D期	917年	107次
2	A	208	外郭線B期	800年	107次
3	A	164	外郭線A期	801年	99次
4	A	362	外郭線A期	801年	99次
5	A	166	外郭線A期	801年	99次
6	C	233	外郭線B期	763年	99次
7	A	165	外郭線C期	907年	110次
8	C	225	外郭線B期	690年	110次
9	A	167	外郭線C期	907年	110次
10	A	247	外郭線C期	907年	110次
11	A	243	外郭線C期	907年	9次
12	C	157	外郭線D期	776年	110次
13	A	126	外郭線A期直前	802年	65次
14	A	397	外 棚	801年	65次
15	A	172	外 棚	801年	73次
16	A	214	外 棚	801年	73次
17	A	265	外 棚	801年	73次
18	A	224	外 棚	801年	92次
19	A	184	外 棚	801年	92次
20	A	293	外 棚	788年	92次
21	A	41	外 棚	801年	92次
22	A	109	外 棚	800年	92次
23	A	104	外 棚	801年	92次
24	A	237	外 棚	801年	102次

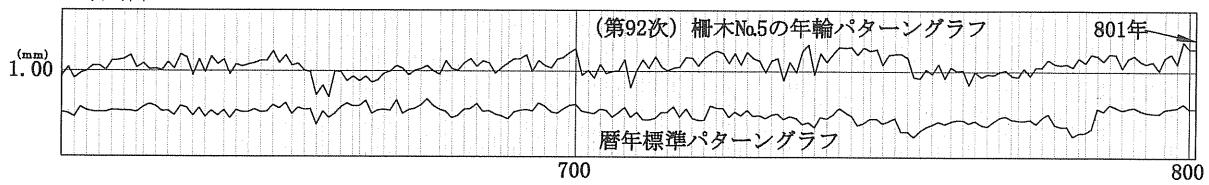
〔試料4〕



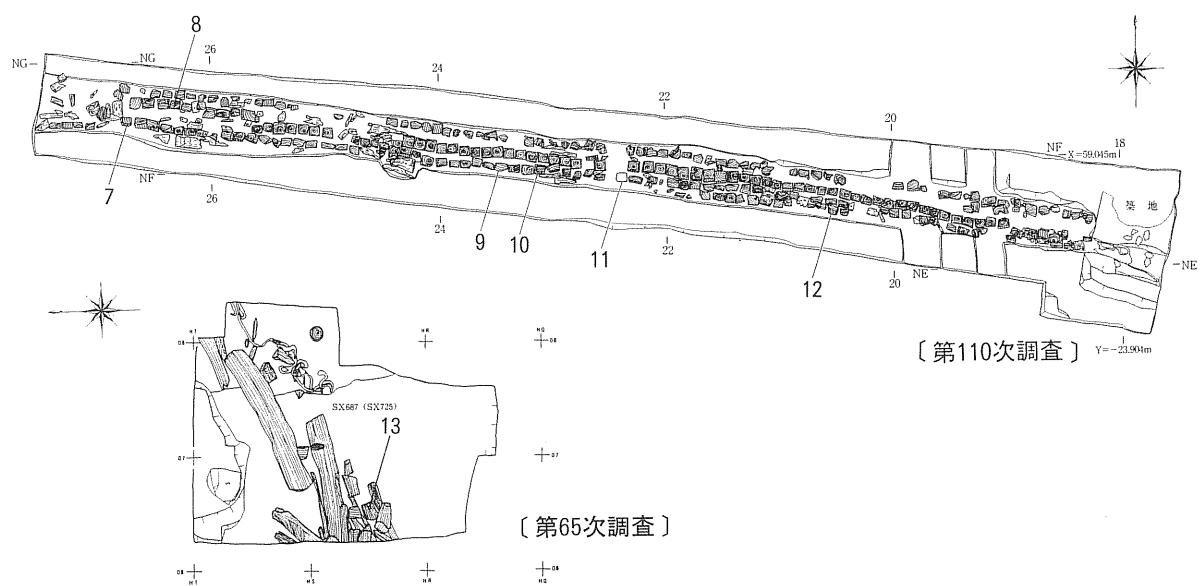
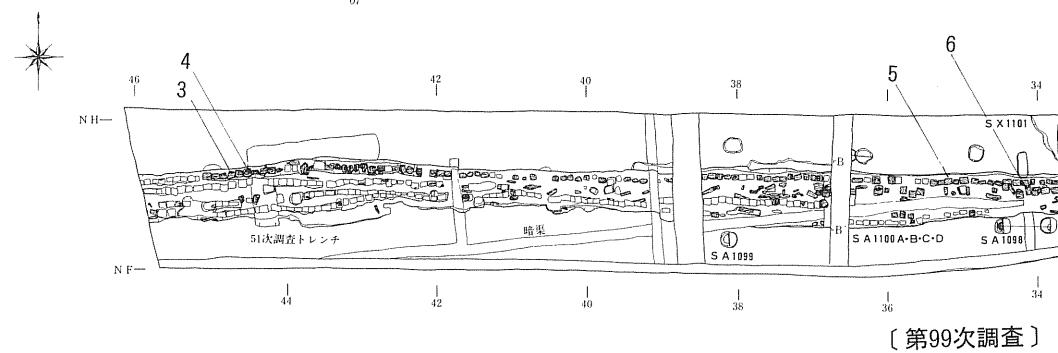
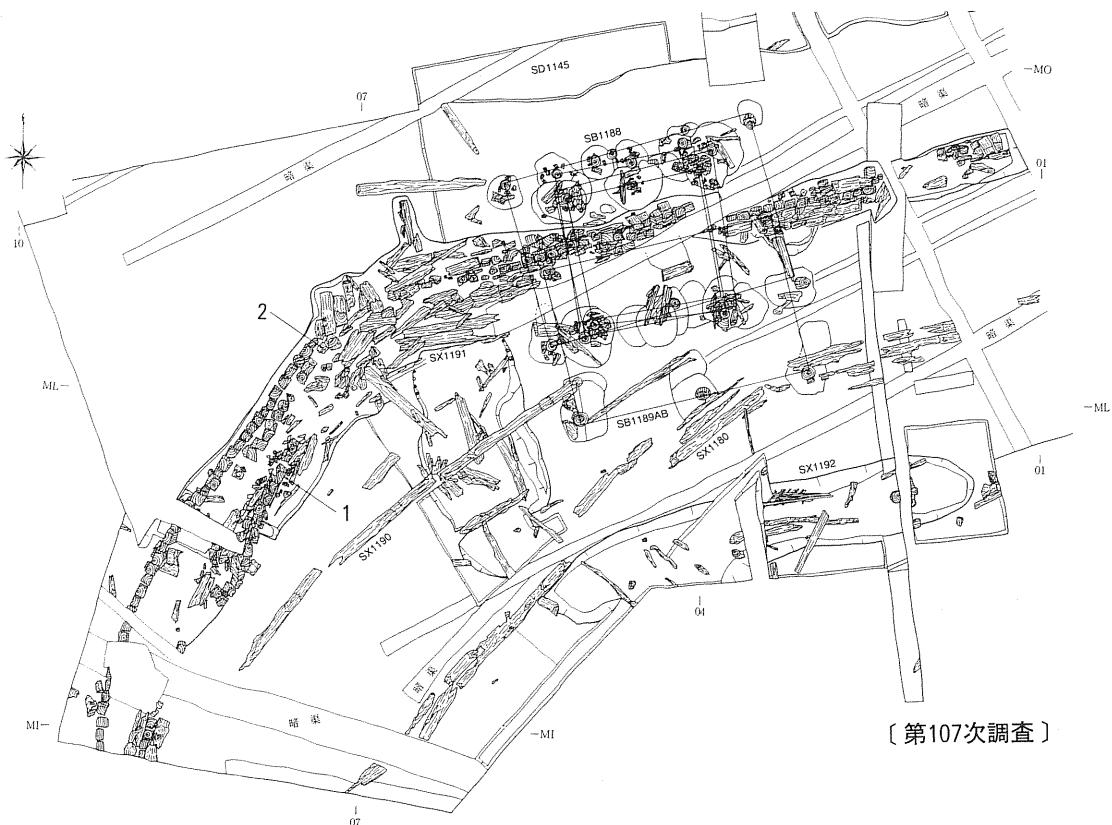
〔試料10〕



〔試料19〕



第147図 年輪パターングラフ



第148図 年輪年代測定試料の位置（2）

第V章 考察

第1節 外郭線区画施設

1 外郭線の変遷

外郭線は、払田柵内にある二つの丘陵のうち東方の長森丘陵にあり、中央部の政庁と、その外側にある官衙域からなる外郭を囲む区画施設で、北に低地を取り込む。東西最大幅765m、南北最大幅320mの東西に長い楕円形で、面積は約163,000m²、延長は約1,760mである。丘陵の裾部が築地塀、低地が材木塀で形成され、東西南北に八脚門が開く。築地塀の崩壊後は全体が材木塀に変わる。外郭線上には櫓状建物が配置され、低地では木道や溝が付設されて、これらが一体となって外郭線区画施設を構成する。門のほかに開口部はなく、全時期を通じて全周する区画施設として維持される。

東西南北4門に4期、材木塀に4期、櫓状建物にもS B1096には4期がある、外郭線全体にA・B・C・D4期にわたる変遷がある。^(註1) C期の期間中に十和田a火山灰が降下し、D期の遺構はそれを切って作られる。築地塀崩壊後の材木塀には、築地積土を掘り込む布掘り溝に3小期があるので、築地塀がA期、3小期はそれぞれB・C・D期に対応する。

このように外郭線の全体が軌を一にして変遷し、さらにそれに火山灰が介在しているので、遺構期の設定は明確である。主な遺構の変遷を整理すると、第7表のようになる。

第7表 主な遺構の変遷

	創建期 (801年) 外郭線A期	外郭線B期	(907年) 外郭線C期	外郭線D期	
外郭4門	S X1192 → S X1206 →				
築地塀		材木塀 → S A1100A (東側) (推定石墨) S A1100B S A850A 材木塀 S D850B 材木塀	材木塀 → S A1100C S A1100D 材木塀	材木塀 → S A1100D S D850C 材木塀	
材木塀		S F690A (西側)	S F690B		
石墨					
櫓状建物		S B1096A (北門東) S B1189A・B (北門西) S B1203A・B S D1145	S B1096B S B1188-1・2 S B1207A・B	S B1096C S B1188B・C S B1208・1209	S B1144 S B1096D S B1188D S B1210
溝					
木道			S X1180 S X1202	→ → → S X1190	
外郭南門					
南東官衙	S B1054A・B		S B1060A	S B1060B～1063A・B	
南西官衙					
外柵	S X1049	→			
橋					
				十和田a火山灰	

(1) 門

外郭線の門の特徴を列挙する。

- ① 門にはいずれもA・B・C・D 4期にわたる造営がある。
- ② 北門だけが沖積地にあり、他は丘陵部に構築されている。現水田面との比高は東門が4.5m、西門が6 m、南門が2 mである。
- ③ 4門ともに全時期を通じ掘立柱式の八脚門で、いずれも外郭線が「八の字形」に内側に入り込む位置に造られ、築地塀は直接門に取り付かない。
(註2)
- ④ 「八の字形」部分は南門が石墨、他の3門は材木塀で、南門の前面に石段が配置される。
- ⑤ ほぼ同一位置で建て替えを行うが、北門の場合、B期建物とD期建物では、D期の方が外郭線の内側に1.7m移動している。西門ではA～C期建物の柱位置から、3.5mこれも内側に移動させてD期建物を建てている。これらは、外郭線材木塀が、時期が新しくなるほど外郭線の内側に建て替えられるのと共通する。
- ⑥ 棟通り中2本の柱は、東門のB・C期、南門のB～D期では検出されない。これは政庁Ⅱ・Ⅲ期の東・西・南門に共通する。しかし、外郭西門では全時期を通じて存在するので、元来は存在したが掘形が浅いために削土等によって消失したものであろう。
- ⑦ 東・西・北門のD期柱掘形の埋土に十和田a火山灰を含んでいる。
- ⑧ 門の位置から対応する外柵の門が見えないのは西門のみである。
- ⑨ 外郭北門は、第86号木簡の「北門所」、墨書土器の「北門」、「北預」の存在により、当時において北門と呼ばれていたことがわかる。
- ⑩ 建物規模を、最も明確であるD期によって見ると以下のようになる。

東門	桁行9.78m (北から3.40+3.12+3.26)	梁行6.87m (東から3.27+3.60)
	※B・C期の棟通り中2本の柱は検出されない。	
西門	桁行9.60m (北から3.13+6.37+3.10)	梁行6.22m (東から3.25+3.27)
南門	桁行9.50m (東から3.20+3.90+2.40)	梁行7.40m (北から3.80+3.60)
	※B～D期の棟通り中2本の柱は検出されない。	
北門	桁行9.30m (東から3.06+3.58+2.66)	梁行6.51m (北から3.19+3.32)

(2) 築地塀

丘陵裾部における最初の区画施設は築地塀である。外郭線南部のほか、北東部に68m、西部に32.5mの長さの築地があり、低地で材木塀と接続する。北東部と西部では、築地塀の内側にある丘陵斜面に土取り跡が検出されているので、積土のうち黄褐色、橙色の粘質土は丘陵斜面下方からの採掘によることがわかる。

築地の基底幅は北東部で3.0m、西部では3.0～3.25m、南西部で3.1mである。これは多賀城外郭線東辺の基底幅2.7m、西辺の2.4m、南辺の2.1m～2.4m、秋田城の外郭線の2.1m、志波城外郭線南辺の2.4mと比較してかなり広い。
(註3) (註4) (註5)

築地の高さについて、北東部築地塀では北側に倒壊した積土の状況から、3.3m以上と推定されてきた。西部築地塀でも西側に崩壊した積土が検出され、ここでは少なくとも2.1m以上と推定される。
(註6) (註7)

材木塀は地上高3.6mで、築地塀と連続する構造であるので、両者の接続部で大きな高低差があるとは考えにくく、築地塀の高さも3.6mに近い高さと推定される。その場合、基底幅と高さの比率はおよそ1:1.2前後となり、延喜式にある木工寮の築垣の制では1:2以上であるのに比べ、全体に分厚い築地塀として復元される。^(註8)

築地塀の両側に明確な寄柱が検出されないことと、瓦はほとんど出土しないことから、上部構造は板葺きで上土塀かと推定される。

(3) 材木塀

門のほかの外郭線区画施設は、地盤の堅い丘陵の裾部が築地塀、軟弱な低地は材木塀で造られる。築地塀は崩壊後、築地塀として修復されることなく材木塀に代わる。北部の低地では門同様に全体にA・B・C・D4期にわたる変遷がある。

上田三平は北部低地の4列ある材木塀を、建て替えの結果であると正しく看破した。さらに材木が倒壊した状況(第83・84図)の観察から、材木塀の地上高を10ないし12尺、地下部分の長さも加えた材木の全長を14ないし15尺と推定した。材木には貫穴のあることも認めているから、材木塀の高さと構造は、この時の調査によって既に明らかにされている。^(註9)

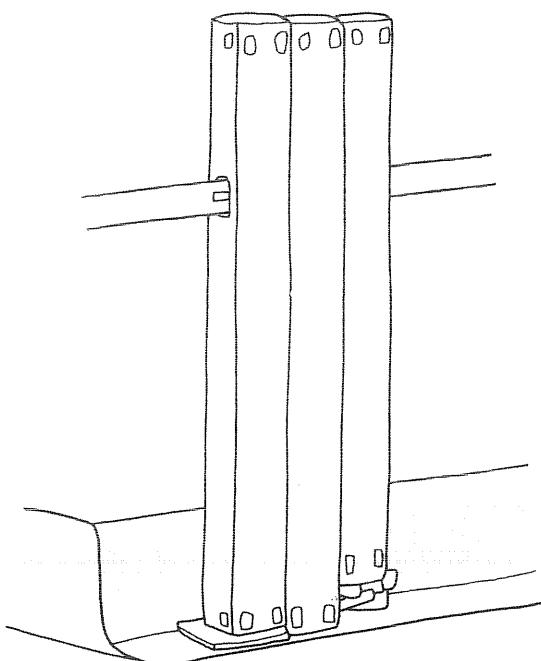
外郭北門の東方では、阿部義平氏の予想どおり、木道への転用材に貫穴と全長が残り地上高を知り得る材木が検出された。貫穴のある材木は外郭線が放棄された後に腐朽して倒壊したと見られるD期材木や、木道に転用した材木で、一边25~30

cmのスギ角材であるので、建物の部材と見るよりは、材木塀に使用した材木と考えられる。

貫穴はいずれも材木の端から1~1.2mの位置に、縦30~40cm、横10cm程の大きさに穿たれており、材木の倒壊状況や腐食の度合いから、貫穴のある方が材木塀の上部である。

S X 1160木道への転用材は長さ4.6mあり、両端が残存しているので、これが材木塀に使用した材木の全長である。全長を知り得るのはこの1本に過ぎないが、この材木を見る限り、材木の上部には下端にあるのと同様の目渡孔2個があるだけで、その他の加工痕はなく、笠木等、屋根構造の有無は不明である。

貫穴は材木塀の材木が連続する方向に穿たれていて、隣接する材木の貫穴の高さを一定にしたうえで、これに貫を通すことによって材木塀の上部を固定したものであろう。布掘



第149図 材木塀概念図

りの深さは、良好な状態の地点で約1mがあるので、これが材木塀の地下部分の長さである。材木塀は、地下部分1m、地上高3.6m、上から1~1.2mの位置に貫穴を設けて貫を通し、楔を使用して各々の

材を横方向に連結固定していたと推定される（第149図）。

この構造を推定するのは単に貫穴の存在だけによるものではなく、布掘り内に残る地下部分からも推定が可能である。外柵の材木塀も含め、布掘り内に残る地下部分の状況を見ると、材木下端に高低差があり、決して平坦な布掘り内に下端を一様に揃えて建てたものではないことがわかるからである。隣接する材木どうしの高低差を見ると、外柵南部のS A 1027では最大25cm、S A 1028では55cm、S A 1032では27cmある。布掘り溝の底面の深さはほぼ一定しているにもかかわらず、底面に直接材木が置かれるとは限らず、土や2段、3段の礎板が置かれ、その上に材木が建てられていることが明確な場合がある（図版50）。逆に、材木の下を掘り下げたと思われる場合もある。

これは、多少長さの異なる材木の、上部の貫穴位置を均一にするため、下端の位置を調整したことによると考えられ、材木塀を建てる際には、上部の貫穴位置を合わせながら1本づつ注意深く建てていることが窺われる。材木が何本か並んだ時点で貫を通して楔で固定し、これを繰り返して継ぎ足していく方法が採られたのではなかろうか。

材木塀と築地塀の高さがほぼ3.6mと推定されるので、門の両側の「八の字形」部分の材木塀の高さも同様で、したがって門の初層の高さもこれによって決定されよう。

各時期の布掘り内に明確に土器が伴う場合はほとんどなく、土器による各期の年代決定は困難である。材木の年輪年代測定では、A期が外柵と同じ801年、C期が907年と確定、D期は $917 + \alpha$ 年である。D期布掘り溝の埋土には十和田a火山灰が含まれているので、D期材木塀は火山灰降下後の構築であることが明らかである。

材木塀はほとんどがスギで、殊にA期ではスギの他の樹種は見あたらないが、これに対しD期ではスギの他、クリ、キハダも用いている。D期の場合、スギ材であっても年輪幅が広いものが多く、材そのものの縦・横幅も小さくなる。A期材木に次いで多く残存するにもかかわらず、年輪年代測定に適した材木がほとんどなく、伐採年代が確定しないのはこのことに起因する。10世紀中葉近いD期頃になると、良質のスギ材が手に入りにくくなつたと考えられる。

A期材木は古代の時点で抜き上げられずに布掘り内に残存する。B・C期材木は地盤の比較的固い北東部築地塀付近を除いて、ほとんどが抜き上げられて材木の固定材や木道に転用されている。地盤は元来外郭北門に近づくほど軟弱であるのに加え、湿地化が一層進み、それへの対処法として材木塀からの転用が図られたのであろう。

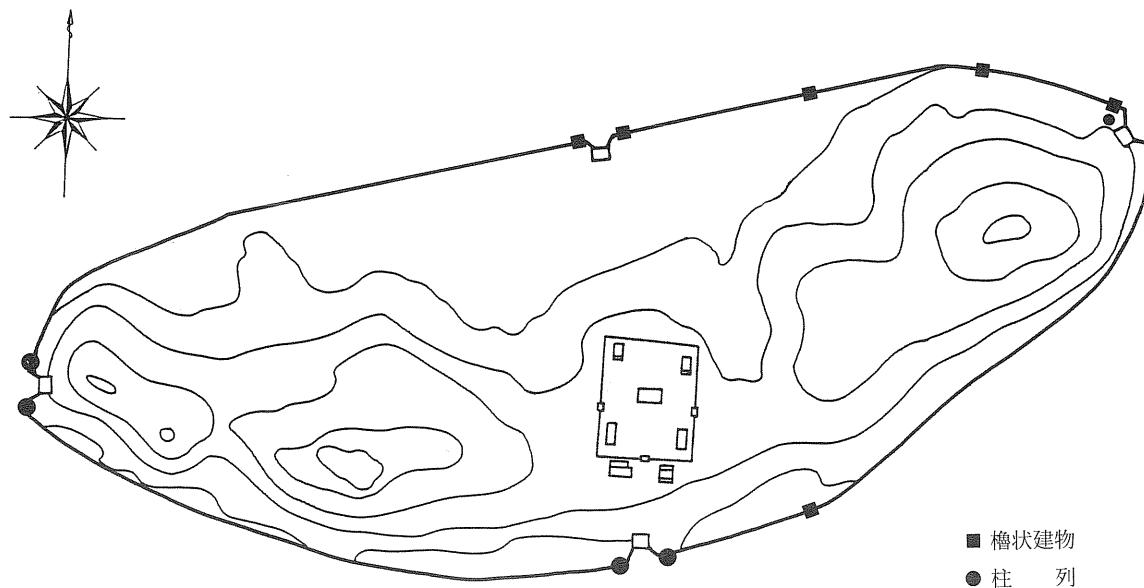
各時期ごとの材木本数を推定してみたい。外郭線の総延長は1,760m、材木は長辺が材木塀の走行方向であり、これを28cmとする。

A期は、材木塀部分と3門の八の字形部分を合計した長さが約740mであるので材木本数は2,640本となる。外柵は総延長が約3,700mで、これから4門部分と河川部分を引くと約3,400mとなり、材木本数は約12,100本である。合計すると創建時には約14,700本の材木を使用している。外郭線B～D期は材木塀部分が1,700mであるので、各時期約6,000本である。これらを合計すると約33,000本の材木を塀の材料として使用したことがわかる。

(4) 檜状建物・柱列

外郭線には檜状建物と柱列が伴う。東門の西に檜状建物と柱列、西門の南北両側に柱列、南門の東西両側に柱列、北門の東西両側に檜状建物がある。そのほか東門と北門の間2箇所、南門の東方1箇所で檜状建物を検出した(第150図)。門の両側でその形態と変遷が最も端的にとらえられたのは北門の場合で、東西両側いずれにも7期にわたる造営がある。

西門の北側では築地塀の存続期間中に3基、崩壊後に3基の柱列が検出された。S A899・900・903が前者、S A898・901・902がそれぞれ後者の時期に属する。また、西門の南側のS A919も築地塀存続中の柱列である。対応する柱が検出されないので、これらは檜状建物とはせずに柱列とみなした。しかし、築地塀の存続期間中の場合、対応する柱列が築地塀に乗りかかる形態の建物である可能性はある。このことは外郭南門の東西石塁に伴う、S A800・801、S A872・873や外郭東門西側のS A84・85も同じである。

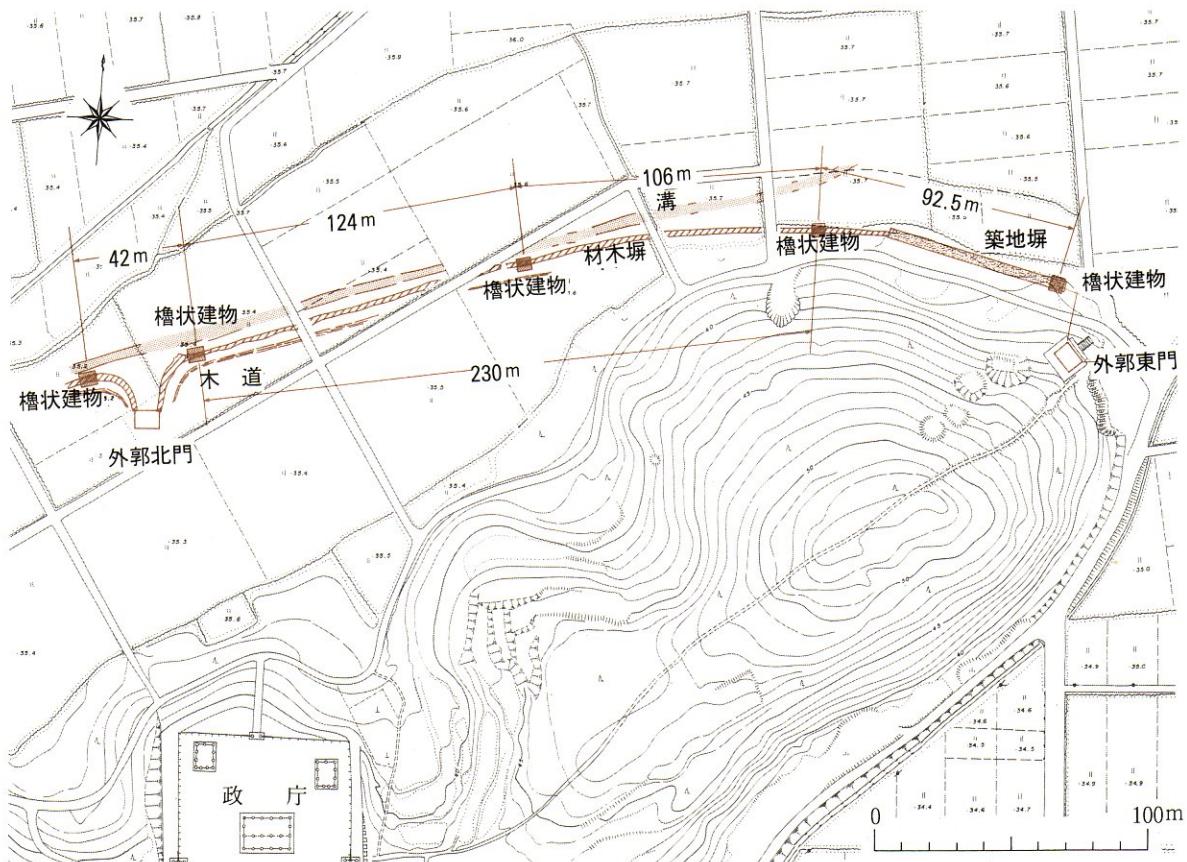


第150図 外郭線に伴う檜状建物・柱列の配置

外郭北門の東西両側では、外郭線A期に対応する2期の建物は材木塀の内側に建てられるが、B～D期に対応する残り5期の建物は材木塀をまたぐ形に変わる。材木塀の地上高は3.6mであることが判明しているので、檜状建物の上部構造の床面もこの高さを少し越える高さに設定される。さらに、材木塀をまたぐ場合、材木塀の天端に檜状建物の上部構造が直接乗る形と考えると、建物としての安定性があるのではないだろうか。

門と門の間で、檜状建物の配置が明確なのは、東門と北門の間においてである。東門から西へ2箇所目にあるS B1096は同一位置に4期あって、D期建物は十和田a火山灰降下後の構築であるので、門と材木塀の変遷にも対応する。

東門から3番目のS B1144は火山灰降下後のD期になって初めて設置される。東門と北門の間での建物配置状況は第151図のようになり、等間隔ではなく、最も近い距離でも90mを越える距離がある。



第151図 外郭東門～北門間の外郭線

S B 1144がまだ設置されない外郭線A～C期には、S B 1096と外郭北門東方の建物で230mもの距離(註11)があることになる。櫓状建物が外郭線上に約70mの等間隔で設置される徳丹城、約60m間隔で設置さ(註12)れる志波城などの場合とは大きな違いがある。

櫓状建物・柱列は門の両側や築地塀、材木塀に伴って、創建時から付設されている。本来の機能は防御、見張り、攻撃といった軍事的側面に重点があるであろう。しかし、払田柵の場合、外郭線のすぐ背後は外郭線よりも眺望という点でははるかに勝る丘陵地である。政府東方の、長森丘陵では最も標高の高い地点に立つと、東方のみならず、北方、南方、さらには政府までも望むことができ、門、築地、材木塀、それに付設された櫓などを上から見下ろすことができる。

櫓状建物は、政府や官衙域を取り囲む、前面の防御施設という点での機能はもちろんあろうが、外郭線全体の莊嚴化、装飾的効果も大きいと考えられる。殊に門を中心とするその両側の位置では、門(註13)を中心として左右対称に設営されていて、門と一体となった装飾的効果が極めて大きいと言えよう。それ自体が払田柵における外郭線区画施設の性格的一面を端的に表しているのではないか。そして、それは外郭線区画施設の創建時から終末まで維持され続けた、必要欠くべからざる施設であった。

(5) 石 墓

外郭南門の両側には石墓がある。検出された西側石墓の特徴をまとめてみたい。

- ① 石材は丘陵岩盤の硬質頁岩を用い、延長約20m（北西辺19.5m）、最大基底幅3.6mの規模で、円弧を描くように設計された。

- ② 地上2.5~2.7m以上の高さがあった。
- ③ 四周の外側面は、一辺120cm四方、厚さ30~50cmの石を4ないし5段以上平積みにして整える。
- ④ 本体内も、下部には一辺120cm四方、厚さ50~75cmの石を据え、土石混築による版築で固めている。
- ⑤ 北辺と西辺では、整地層面に1.5mの高低差があり、石塁は門に近づくにつれて迫り上がった形態になっていたと推定される。
- ⑥ 4期にわたる柱列が付設されている。
- ⑦ 石塁は築地塀と連続する。
- ⑧ 石塁は築地塀とともに地震等によって崩壊するが、その後は崩落した石を再構築した地点と、崩壊した状態のままで使用した地点とがある。

外郭南門の東側には石は検出されなかったが、整地地業と柱列の位置を根拠に、門を中心として左右対称の形に位置が特定された。この東側石塁が残存しなかったのは、西側石塁よりも崩壊の度合いが激しく、石を排除して材木塀としたことによるのではないか。西側石塁の西端にあるSD799溝は材木塀の布掘りであるが、石塁の西端で止まるのに対し、東側では石塁・築地塀崩壊後のSD850材木塀にA・B・C3期があり、しかも、カーブしながら外郭南門南東隅柱に連なるらしい。これは材木塀とする前の時期の構築物が緩やかな弧を描く形で存在したからに他ならない。石塁が崩壊した後は材木塀として3期にわたり西側石塁と対称の形で維持されたのである。

長森丘陵の斜面には、石塁の石材となし得る大きさの硬質頁岩が現在も随所に露出していて、石材を得やすかったことが石塁を構築した理由の一つであろう。他の門の両側が材木塀であるのに対し、外郭南門の両側20mの範囲のみ石塁であるのは、防御施設としてではなく、前面の石段、左右対称の位置の柱列と相まって、政庁に上る斜面下の門の莊嚴、国家による威信の顯示を意図したもので、その効果は絶大なものがあったと考えられる。

(6) 溝・木道

外郭線北部の材木塀には外側（北側）に溝を伴う。北部の材木塀は、外郭北門を中心として東西に直線的となっていて、溝はこれに平行しているが東端部ではやや北にカーブし、外郭線に沿って長森丘陵を巡る形ではない。また、材木塀の内側には存在しない。外郭線に平行する形の郡山遺跡、胆沢城、志波城、徳丹城などの大溝のあり方とは異なっている。

溝は丘陵の南側では検出されていない。東部が北にカーブすることから推定すれば、払田柵の北東部を流れる河川から水を引き込んでいたものか。材木塀と一体となった防衛機能もさることながら、外郭北部の湿地における排水機能も持っていたであろう。

材木塀の内側には木道が設置されている。B期材木塀からの転用材で、C期材木塀の時期に造られ、D期にも使用された。元来軟弱な湿地ではあるが、B期材木塀の9世紀後半までは木道を必要とはしなかったが、10世紀頃になると何等かの要因で湿地化が進み、歩行には木道を必要とする状態に至ったのである。外郭北門と政庁の間も同様である。木道の幅は約1mで、門と門、門と櫓、櫓と櫓の間の歩行に使用された。

2 外郭線の年代

(1) 創建年代

1985年に刊行された『払田柵跡 I - 政府跡 -』では、払田柵の創建年代を8世紀末頃とした。その根拠となったものは、政府北側に検出されたS I 331・332・571堅穴住居跡出土土器の年代で、それらは政府第I期直前段階に位置付けられた。

その後、1988年になって年輪年代測定の結果が発表され、土器によって考えられる創建年代と矛盾しないことから、以後払田柵の創建年代を9世紀初頭としてきたのである。^(註14)

一方、これらより前に、□□□字四年六月廿六日と判続される第15号木簡がホイド清水北側水路から採取され、さらに本書でもふれたS X671整地地業内から、8世紀中葉の須恵器短頸壺が出土して^(註15)いた（第80図）。第15号木簡は「払田柵跡が少なくとも8世紀後半には機能していたことを示す重要な資料」と位置づけられ、「払田柵=雄勝城説にかなり有力な証拠になりうるのではないか」ともされたので、以後、同年代の須恵器短頸壺とともに、払田柵を天平宝字三（759）年完成の雄勝城と考える場合の遺物からの大きな根拠となってきたのである。^(註16)^(註17)^(註18)

ただし、『払田柵跡 I - 政府跡 -』では、遺構と共に伴した8世紀中葉の資料はS X671出土の須恵器短頸壺1点のみであること、政府域からは8世紀中葉の資料が皆無であるとの理由により、前述の堅穴住居跡出土土器をもって、政府第I期の創建年代を8世紀末としたのである。

その考えはその後も踏襲され、第15号木簡については、「本木簡を唯一の絶対的根拠とした創建年代の立論は今のところ困難である」、須恵器短頸壺については、「盛土整地の埋土の中から出土したのであるから、盛土整地を施工した年代が奈良時代まで溯る可能性は残るのであるが、伝世した土器が入り込む可能性もあるから、この1点の須恵器をもって創建年代を立論することには躊躇するのである。」とされている。^(註19)

そこで、その後に調査した創建段階の遺構と、その出土土器の年代について考えてみたい。

まず、第75次調査において政府北側の斜面で検出した堅穴住居S I 842出土土器がある（第106図）。この堅穴住居からは、底部切り離し技法が回転ヘラ切りの須恵器杯のほか、底面と底部周縁に回転ヘラケズリ調整を施す土師器杯、ロクロ成形で底部切り離し技法が回転糸切りによる土師器甕が出土した。土器の年代は政府第I期直前としたS I 331・332・571出土土器と同時と考えられる。また、この住居からは、渦巻き叩き目のある平瓦も出土している（第107図）が、同様の瓦は、同じ年に調査した第74次調査において、外郭南門東方のS X863整地地業の土層中からも出土している（第39図）。これは創建段階の整地層中に入り込んだ瓦と考えられ、これと同様の瓦を出土したS I 842堅穴住居は、やはり創建直前の遺構であることを示している。^(註20)

次に、外郭北門の東方にあるS X1192と、西方にあるS X1206から出土した土器を見たい（第53・64図）。これらの遺構は、それぞれ外郭北門を中心として左右対称の位置と形状をなし、最も古い櫓状建物を建造する直前の時期の遺構である。いずれも不要となった多くの木製品や木簡、廃材などを一時に投棄した上に櫓状建物に伴う整地層が覆っている。

この遺構からの出土土器は、底部切り離し技法が回転ヘラケズリで、体部が直線的に立ち上がる須恵器杯、底面と底部周縁に回転ヘラケズリ調整を施す土師器杯、ロクロ成形による土師器甕などであ

る。これらは前記の政庁北側の S I 331・332・571・841堅穴住居跡出土土器とほぼ同一の年代と考えられ、秋田城では S G 1031湿地の第14層～16層出土土器に最も近い。^(註21)

この 2 つの遺構は外郭線区画施設の創建直前の工事に伴う遺構であり、その土器の年代が政庁直前段階の土器群と一致するのである。この他に創建時の土器として、第85次調査における外郭西門南側の S X925 整地地業に伴う須恵器杯（第22図1～4）もある。

確実に外郭線直前段階の遺構である S X1192・1206から出土した、まとまりのある土器群と、政庁第I期直前段階の土器群に大きな時間差はない。土器の年代から外郭線の創建年代は政庁の創建年代と一致すると考えることができる。年輪年代測定では A 期材木塀が西暦801年、西側石墨内側の整地地業の下にある S X687から出土した廃材が西暦802年であるので、創建直前段階の土器の年代とは矛盾しない。外郭線 A 期の開始年代はこの年代である。

では、天平宝字年間の遺物の存在はどう解すべきであろうか。かつて、上田三平は長森の内柵が古く、その後に外柵を築造したと見なした上で、実に示唆的に次のように述べている。「拂田柵は或る時期に於ては規模の小さい柵と自然の地形とに依った防禦設備であったと見るを至当とすべく随って古史に其名を記さるゝに至らず最初は雄勝柵より北進せる際の前進堡の如きものであつたらう。然るに追々時代の進むと共に拓殖大に進み多くの民居を収容する必要と城郭觀念の流入により規模を拡大する必要を生じたもので其完成の時代は恐らく陸奥の北方の経略が漸次進み胆沢城を築き又志波城を築いた頃（延暦の末年）若くはそれに近い年代に置くべきであらうと思はれる。」^(註22)

須恵器短頸壺や第15号木簡が、8世紀後半に存在した何らかの小規模な施設に伴った遺物であることはあり得るが、しかしその施設は城柵であるとは言えない。なぜならば政庁と外郭線の創建年代が9世紀初頭であって、他に確実に8世紀後半の遺物を伴出する遺構が見出されていないからである。9世紀初頭の大規模な造営工事によって遺構が失われていれば、発掘調査によってそれらを検出することは困難である。

（2）外郭線B期の年代

B期材木塀は年輪年代測定では良好な材料に恵まれず、外郭線B期の開始年代は出されていない。外郭線B期は築地塀が崩壊し、全体が材木塀となる。そこで築地塀崩壊年代の手掛かりが得られれば、B期開始年代の根拠となり得るのだが、土器では明確に築地崩壊の年代に結びつくものはない。

築地塀は北東部や西部で、外郭線の外方に90度横になった状態の積土が検出されている。これは築地塀の積土の多くが低地に向かって崩落した状況を示していて、それは南部の築地塀でも同じ状況であろう。これまでの調査では、反政府勢力の攻撃による施設の破壊を物語る材料は、区画施設のみならず政庁やその他の官衙域でも検出されていないので、築地塀の崩壊は地震によると考えられる。

9世紀前半頃の地震として記録されたものに、天長7（830）年と嘉祥3（850）年のものがある。^(註23)天長7年のそれは鎮秋田城国司の牒で、それによれば、正月三日午前8時頃に発生した大地震により、秋田城の城郭、官舎 天王寺などが倒壊し、城内施設が大被害を受け、死者、負傷者が多数発生したほか、二十丈、三 長さの地割れが生じたこと、秋田河の水が涸れたこと、秋田城から離れた添川、霸別川では川 壊して流れを塞ぎ、水が氾濫したことなどが記されている。これは秋田城に大きな被害をもたらした地震であろう。

嘉祥3年の地震についての記事は、『日本文徳天皇実録』卷二に「出羽国言上。地大震裂。山谷易處。^(註24) 壓死者衆。」、「出羽州壞。^(註25) (略) 城柵傾頽。」とあり、また、『日本三代実録』には「去嘉祥三年地大震動。形勢変改。既成窪泥。加之海水膨張。迫府六里所。大川崩壞。去墮一町余。両端受害。無力隄塞。埋没之期在於旦暮。望請。遷建最上郡大山郷保宝土野。拠其險固。避彼危殆者。」と記されている。

後者は仁和3(887)年に、出羽郡井口地にあった出羽国府が嘉祥3年の地震で被害を受けたので、国府の移転を願い出た記事である。これら嘉祥3年の地震に関する記事では天長7年の時とは違って秋田城の被害は記されていないが、出羽国内に大きな被害をもたらした地震であったと推定される。

払田柵での築地塀崩壊は、この天長7年か嘉祥3年の地震によると考えることができる。築地塀のみならず、門や外郭線北部の材木塀、外柵の材木塀にも被害を被ったと推定され、石塁の崩壊もこれによるものであろう。外郭線A期とC期の開始はそれぞれ801年、907年である。外郭線B期の始まりを天長7年の地震後の修復とすると、B期は約70年の幅があることになり、嘉祥3年の地震によると考えた方が現実性を帯びている。

外柵低地では外柵南門の北のSK60から嘉祥2年の紀年のある第4・5号木簡が出土しているので、この時までは外柵は機能していた。ところが翌3年の地震により施設が大きな被害を受け、同時に、低地を流れる河川が川下で流路が変わるなどして外柵の材木塀にも影響を及ぼし、そのことが外柵を放棄する一因となったと考えても矛盾はしない。

外郭南門と外柵南門の間の大路に設けられた橋脚SX1049も、創建時には機能していたが、十和田a火山灰が降下した10世紀前半の内には既に橋としては機能していないことが明らかで、これも地震を契機とした河川流路の変化と、それに基づく砂層の堆積によると考えることができる。

外郭線A期の築地塀の崩壊年代とB期の開始年代を、文献記事から850年頃と推定する。外郭線B期の内にはほかに建て替えがないので、元慶の乱(878年)に伴う造作はないことも指摘される。

(3) 外郭線C期及びD期の年代

C期材木塀は西暦907年と確定したので、これが外郭線B期の終末年代であるとともに、C期の開始年代である。

D期材木塀の、 $917 + \alpha$ 年と測定された材木は、最外年輪のないBタイプ試料で、この917年にプラスされる年代幅は不明である。D期材木塀の材木は、A期の材木に次いで多く残存しているので、D期の開始年代も年輪年代測定によって明らかにしたいところである。第112次調査では最外年輪の残るAタイプ試料も見出しているが、前述もしたように測定試料としての条件を満たすものはない。

十和田a火山灰と外郭線の遺構との関係を見ると、C期のうちに火山灰が降下しているので、その降下年代は、年輪年代測定では907年以降、 $917 + \alpha$ 年以前であると言え、D期材木塀の年輪年代は十和田a火山灰の降下年代を絞り込むことにもなる。この意味からもD期材木の年代すなわちD期の開始年代は重要な意味をもっている。

ところで、この十和田a火山灰の降下後に外郭線上で建造された建物は1回限りであることに注目しなければならない。前述の外郭東・西・北門、SB1096D期櫓状建物、その西にD期に至って新たに付設されるSB1144櫓状建物、外郭北門の東方にあるSB1188D櫓状建物、外郭北門の西方にあるSB1212櫓状建物、そして材木塀も火山灰降下後には1期だけである。

殊に外郭北門の東西両側の櫓状建物は同一位置に7期にわたる造営があるにもかかわらず、火山灰降下後は1期しか造営されていない。外郭線全体に門も材木塀も、それに付帯する櫓状建物も十和田a火山灰降下後は、1回の建て替え工事を行っただけで、次の造営が放棄されているのである。それらの終末年代が、外郭線の終末年代ということになろう。

十和田a火山灰の降下年代の上限は、C期材木塀の年輪年代からは907年、下限は陸奥国分寺七重塔の消失年代から^(註27)934年である。外郭北門の東西両側の櫓状建物は、9世紀初頭の創建以来、十和田a火山灰降下後の数年まで6期の造営があり、7期目が火山灰を確実に掘り込んでいる。したがって建物1時期の年代幅はおよそ20年～25年と推定される。特に攻撃を受けて破壊された形跡はないので、建造してから20年ないし25年が経つと自然に建物の老朽化によって建て替えを必要とする状態に至ったのである。火山灰降下後の1期を加えると、全7期にわたる建物の終末は、10世紀中頃から10世紀第3四半紀頃かと推定される。外郭線の終末年代はこの頃と考える。

政庁の調査による第V期政庁の開始年代は、S B112掘立柱建物跡柱掘形出土の土師器杯によって10世紀中葉から後葉に至る時期、終末年代は政庁域にあるS K109土坑出土の土師器高台皿によって^(註28)10世紀末か11世紀初頭と見なされ、これを払田柵の終末年代としている。

伊藤武士氏は、S K109土坑出土土器に、政庁のS B114掘立柱建物出土の土師器柱状高台を加えて^(註29)10世紀中葉の年代を与え、S B112出土土師器杯を、その後の10世紀後半に位置付けている。

いずれにせよ、極めてわずかな点数ではあるが政庁域から10世紀後半の土器が出土しているのは事実である。古代城柵としての秋田城の終末年代は10世紀中頃を中心とした時期、多賀城のそれも10世紀後半である。^(註30)払田柵の終末も11世紀までは下らないとの見通しと、外郭線の終末年代も加味して、払田柵の終末年代を10世紀後半の古い段階としておきたい。

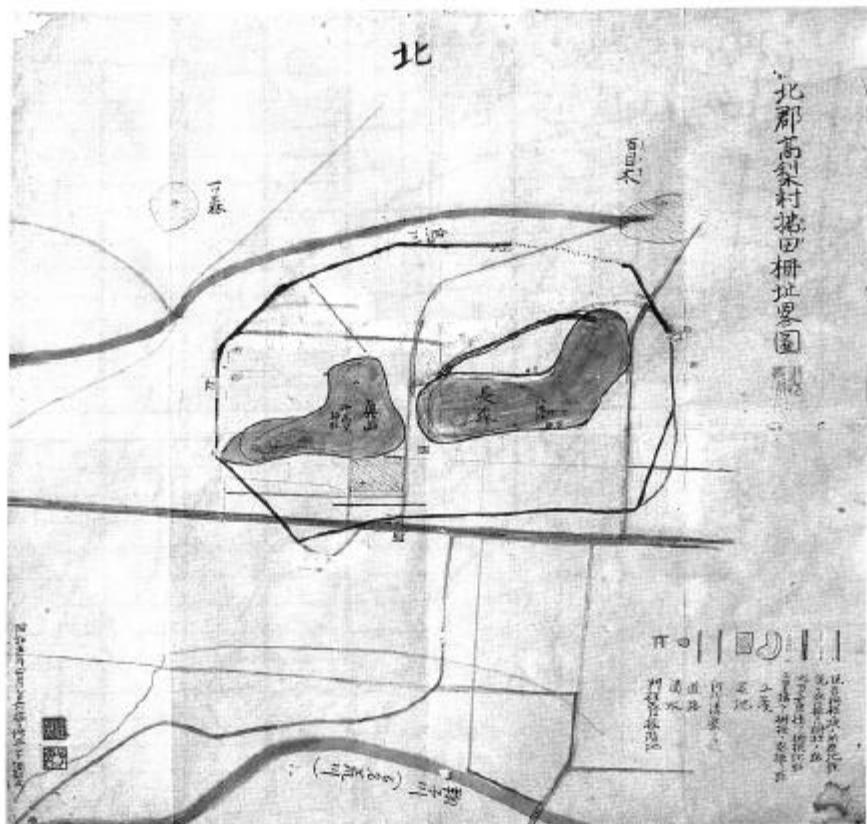
第2節 外 柵

1 外柵の位置

払田柵における外柵は、東西1,370m、南北780m、総延長約3,700mの東西に長い楕円形をなし、政庁のある外郭と、その西にある真山を取り囲む。古く昭和初期の段階から、小発掘とボーリング探査によって、その位置が確かめられ、調査事務所や、仙北町教育委員会、千畠町教育委員会によって発掘調査がなされてきた。

外柵南辺では材木塀の内外を含め、広く面的な調査を行い、低地にある河川に伴って材木塀に開口部があることが判明するなど、予想外の成果も得られた。この外柵南辺の他は、トレンチによる部分的な発掘調査を点々と実施しただけであるが、全面的発掘によらずとも、調査によって材木そのものや布掘り溝が検出された地点を結ぶことにより、外柵の位置を特定することは可能である。そこで、外柵の位置を考えてみたい。外柵の北東部は、その存在が最も不明な箇所であるので、まず、この位置の外柵線について考える。

1930年4月に後藤宙外が作成した『仙北郡高梨村拂田柵址略図』(第152図)を見ると、外柵線北東部の百目木集落南東部ではおよそ300m程の間が破線で表現されている。この図は藤井東一による



第152図 後藤畠外作成の略図

ボーリング棒探査に基づくもので、破線はその際に材木が確認できなかった範囲を示している。

この後、後藤宙外は「此の書面ハ昭和六年十一月九日午前十一時半頃坂本氏使者持參ノモノ也」として、次の記録を残している。

「○千屋村本堂城回字森崎

発掘ノ時

明治三十五年秋ヨリ三十六年ノ春□□□

発掘ノ数

約二百本バカリ

但三十間バカリ1ヶ所ヨリ連続シテ発掘ス

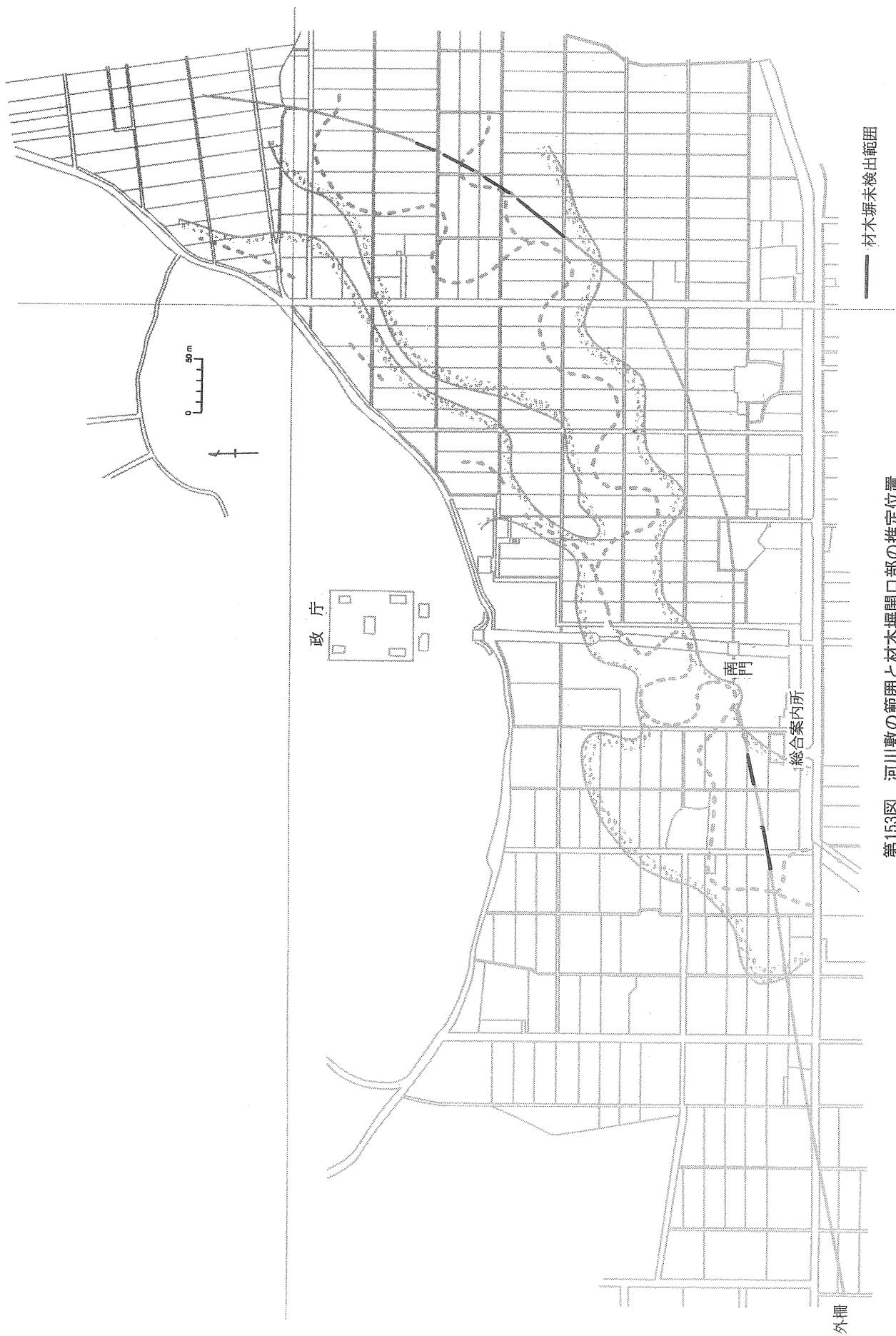
発掘者

小作人 後藤留吉

此ハ杉ノ「割り八」様ノモノニテ六七寸×一尺位ノモノ

判読セバ「最上兼光」ラシキ字アリント云フ」

外柵の材木が地中から多數掘り出されたのは、1902年から翌年春にかけて、千屋村（現千畑町千屋）坂本理一郎氏が小作人後藤留吉に命じて乾田馬耕のため深く水路を掘ったのが最初である。この記録によれば、外柵北東部において材木列の延長50m余りの距離の中から材木約200本を抜き上げたこと



第153図 河川敷の範囲と樹木堀開口部の推定位置

が知られる。

『史蹟精査報告 第三』には、文部省嘱託上田三平の調査に基づく、約3,000分の1の「拂田柵阤実測平面図」が添付されている。この平面図には外柵線の位置の測点が全体に滑らかな曲線でもって結ばれ、東西に長い払田柵の平面形の基本として今日まで受け継がれてきた。

既述のように、外柵東門から外柵北門の間では、材木塀の想定される地点において第4次調査以降、調査を積み重ねてきた。外柵東門の北東約160mの位置に設定した第59次調査Cトレンチで幅72cmの布堀り内に5本の角材を検出したが、この時に外柵想定地に設定したA・Bトレンチでは布堀り溝や角材を認めることができなかった。これは、1903年以降の耕地整理等の土木工事によって、材木塀の布堀り溝までも失われてしまったことによると考えられる。

現在までの調査で、外柵東門～北門の間において、材木塀を発掘によって検出した唯一の地点が、この第59次Cトレンチであり、藤井東一、後藤宙外による探査、略図の作成時においても1903年以降の耕地整理等の土木工事によって、材木塀のほとんどは既に失われていたのであろう。

しかし、上田三平による平面図に記されたこの地域の、殊に百目木集落南西部の外柵列が材木塀そのものの確認や、地元住民への聞き取りに基づいて記されたものか疑問が残る。それは、外柵南部の低地に河川の流れがあり、流れと材木塀が交差する外柵南門の西23mの低地から長さ27mにわたって、材木塀が作られていない部分があることがわかったからである。当然のことながら外柵東部には河川が柵内に流入する位置があり、また、西方には柵外に流出する箇所があって、そこでも材木塀は作られていないと予想される。電気探査による河川敷の範囲と、事務所によるボーリング探査によって材木塀が確認されない範囲と合わせると、第153図に示す範囲の中に、材木塀の開口部があると推定することができるるのである。



第154図 外柵の位置

外柵線北東部の百目木集落付近ではどうであろうか。払田柵の北側には矢嶋川があり、改修前の写真を見ると、細かく蛇行を繰り返しながら流下する様子が分かり（図版2）、この流れによって元来は存在した外柵線が流失したことと考えられるが、古代において、この流れが外柵東部～南部と同様に北東部の外柵線に交差する部分があれば、その位置には材木塀が作られていないことが考えられる。

この地域で実施した、第4次、57次、59次Aトレンチ、96次、千畠町による1993年調査では、砂と砂利層の堆積が見られ、殊に、バックホーを用いた千畠町1993年調査では、仙北平野土地改良区の用水路を境に、その北側が河川跡であることが明確に捉えられている。

この位置での河川による砂利層の堆積が古代のもので、払田柵の外柵線創建期に存在したという明確な証拠はない。しかし、外柵北辺の中央から西寄りでは東西方向に並ぶ材木塀が、外柵南辺のように東西に直線的とならず、南に浅いV字状になっている。これは外柵の創建時にこの北側に存在した河川の流れを避けた結果と考えられる。

この地域で材木塀が検出されない理由の全てが耕地整理によるとは限らず、百目木集落南西部でも河川と交差する箇所では材木塀の開口部が存在した可能性はあるであろう。その位置は、仙北平野土地改良区の用水路よりも北西部の東西約200mの範囲に限定することができる（第154図）。

外柵南門の西方、外柵東部、外柵北東部で、以上のように河川の流れと関連して材木塀に開口部があると考えられるが、その他の地域では、今後の調査で古代の河川の流れが検出されなければ、材木塀は、従来の認識どおり存在していたと考えられる。

2 外柵の存続

（註32）

外柵の創建年代について、後藤宙外は、外郭線、外柵線ともに宝亀年間と考え、上田三平は外郭は宝亀年間以前、外柵は延暦末年と推定した。^{（註33）}また、調査事務所による調査成果を踏まえた上で阿部義平氏は、外郭線を奈良時代後半、外柵線を9世紀半ばと考えた。^{（註34）}

その後、材木の年輪年代測定で、外郭線A期が801年、802年、外柵が800年、あるいは801年という数値が出され、両者同時に、ほぼこの年代に創建されたことが判明した。外郭線が全体に3回の建て替えがあって継続して維持されるのに対し、外柵は門、材木塀とともに建て替えの形跡はなく、したがって短期間の造営である。外郭線とは同時に創建されながらも、造営期間には大きな隔たりがある。

土器の上で外柵材木塀の創建年代を示す材料は極めて乏しい。布掘り溝の埋土内に確實に伴って土器が出土することはほとんどないからである。確實と言えるものは、第124図1・2の2点に限られ、いずれも外柵南門の東西両側の材木塀布掘り溝からの出土である。底部切り離しは回転ヘラ切りで、殊に2は小破片であるが、政庁域北側の竪穴住居跡出土の土器のうち、最も古い土器と並んで8世紀末から9世紀初頭の年代が与えられている。^{（註35）}土器の年代と年輪年代測定によって外柵線の創建年代は9世紀初頭に位置づけられる。

そこで、外柵がいつまで区画施設として存続したかが問題となる。このことに示唆を与えるのが外柵東辺の第88次調査と外柵南辺の第102次調査の所見である。第80次調査では古代の表土を掘り込む布掘り溝内に平均80cmの材木塀の地下部分が残り、その上を河川の砂利層が60～120cmの厚さで堆積している。注目すべきは、布掘り内の材木の頂部がこの砂利層中まで立ち上がっておらず、さらにこ

の砂利層の上面から第118図に示した土師器杯や曲物蓋が出土していることである。

これは、材木塀の創建時には、この位置に砂利層は存在しなかったが、その後、外柵材木塀の地上部分が失われて、布掘り内の地下部分だけになってから河川の氾濫があって、布掘りの材木頂部を覆って砂利層が堆積したのである。土師器杯の年代は10世紀前半代と推定され、9世紀初頭創建の材木塀が、この時期にはこの付近に存在しなかったことを示している。

次に第102次調査を見てみたい。この調査のP地区西側部分では、2個体分の須恵器横瓶が出土している。その年代は横手盆地内における須恵器窯跡出土資料からの検討から、9世紀中葉を中心とし、9世紀後葉までに収まる時期と考えられる。ここでは、9世紀後葉頃には、材木塀の地上部分が失われ、布掘り内に残る地下部分も上部は土に覆わっていたことになる。

今一つの例を上げよう。外柵南門の西にはS L1035河川跡の南岸がかかり、27mにわたって材木塀やその他の遮蔽施設が作られていない部分が検出されている。ここで河川跡に設定したCトレーナーでは川底に堆積した砂利層中に既に基部のみとなった材木塀の地下部分と同様の材木が横倒していた(第120図)。材木は残存長100cm、一辺27cm×24cmで角材上部の腐朽して尖った方を河川の上流に向けて出土した。これはS A1028材木塀の西端部の材木が川底に流れ落ちたと見ることができる。

S A1028に残る布掘り内の材木と異なる点は、角材の半分以上の長さが腐朽して細くなっていることである。砂利層に流れ落ちた時点で、既にそのような状態となっていたのである。この位置の河川跡底部の砂利層中から出土した土器は、9世紀末頃から10世紀前半代と推定され、その年代にはこの位置に材木塀の地上部分は全く存在しなかったことを示している。

以上挙げた3地点の所見から、外柵は9世紀初頭に創建されたが、その後建て替えはなく、9世紀後葉頃までに地上部分は失われていたのであり、外郭線と同様に10世紀代にも存続していたと見なすことはできない。仮に一部に材木塀が残っていたとしても、それは既に維持を放棄された区画施設の残骸と言うべきものであって、有効な区画施設ではないのである。外柵の維持が放棄された理由は、前述の嘉祥3年の地震による河川の状況の変化、後述の徳政相論後の蝦夷政策の転換によると考える。

第92次調査では、外柵南門の東18.5m、西48mの間を面的に調査したが、材木塀に伴う櫓状建物は検出されず、さらに材木塀の内外に大溝もなく、これらは材木塀に伴わない。また、第102次調査では、連続する30m、96mの範囲で材木塀を検出したが、ここでも櫓状建物や大溝は検出されなかった。したがって、外柵には外郭線に付設されるような櫓状建物および幅約5mの溝は伴わない。

外郭線の場合、地盤が固い丘陵裾部分では、当初は築地塀で造られ、地盤の軟弱な低湿地が築地塀の代替物としての材木塀であるのに対し、外柵線区画施設は全体が簡便な施設である材木塀で作られる。外柵南門付近は比較的堅い地盤が固く、南門の柱根も掘形底面から全く沈下していない点を見ても、築地塀の重量に対する地耐力はあったと考えられるが、にもかかわらず、築地塀ではなく材木塀で区画施設を作っている。外柵南門と外郭南門は建物規模はほぼ同一であるが、外郭南門の両側には石塁を設け、前面に石段を配置するのとは、大きな隔たりがある。

桑原滋郎氏は、城柵の区画施設を、(A) 基本的に築地塀であるがその代替物として材木塀も併用する例として多賀城跡、払田柵跡外郭線、(B) 地盤等の条件では築地塀を築くことも不可能ではないが最初から築地塀を築く意図はなく、全て簡便な材木塀によるものとして郡山遺跡、徳丹城跡、城輪柵跡、払田柵跡外柵線などを挙げ、両者の遺跡自体に「格」の相違の存在を推定する。これに従え

(註36)

ば、払田柵の外郭線と外柵には最初から扱いに大きな違いがあったことになる。

外柵区画施設の特徴を列記すると、1. 全体が材木塀である。2. 建て替えがなく、短期間の造営である。3. 檜状建物、内外の溝などの付帯施設を伴わない。4. 河川の流れと交差する位置には材木塀その他の区画施設はなく開口部となっている。などが挙げられ、これらはそのまま外郭線との大きな相違点となる。

門の構造も外郭線は内側に入り込んで前面の隅柱に材木塀が取り付く形態であるが、外柵の4門は両妻柱に材木塀が連なる構造であり、これも外郭線との相違点である。

3 外柵低地の状況

外柵によって囲まれる低地では、仙北町による整備事業に伴い外郭南門と外柵南門の間において広く調査を実施した結果、外郭南門の東方と南西部に官衙域が存在すること、低地に河川の流れがあることが知られ、二つの門の間に橋脚も検出された。

(1) 長森丘陵裾の官衙域

外郭南門東方のSB1054は南に廂の付く規模の大きな建物である。この建物の年代を推定する材料となるものにB期の柱掘形から第33号木簡と共に伴した土器がある(第139図1)。底部とその周縁に回転ヘラケズリ調整のある土師器杯で、このような回転ヘラケズリ調整を施す土師器杯は、回転ヘラ切り無調整の須恵器杯と回転糸切り無調整の須恵器杯と共に、嘉祥2(849)年銘木簡と共に出土している。^(註37)9世紀中葉頃の年代が一つの定点である。秋田城跡では、外郭南門南方のSG1031湿地の上にある外郭線第Ⅲ期に伴う整地層である第14層や、延暦10(791)年、同13(794)年の紀年のある木簡を含む^(註38)スコモ層の直上にある第16層もあり、9世紀第1四半期の年代が与えられている。

この土器に見られる体部が内湾ぎみに立ち上がる器形は、払田柵跡の政庁第I期直前の堅穴住居跡(SI331・332・571・842)から出土した土器に近く、嘉祥木簡と共に出土した土器に比べ、より古手と考えられ、9世紀初頭頃の年代と推定される。SB1054A期建物は、この9世紀初頭の年代を、その存続期間の内に含んでいるとすることができる。

南にのみ廂の付く建物としては、政庁の正殿の他に、やはり政庁域の第V期に設けられるSB380建物があるだけである。SB1054は正殿を一回り小さくした規模であるが、1回建て替えを行っただけで長期にわたる建物ではない。しかし、西方や南方にも建物の拡張があり予想され、外郭を区画する築地塀、外郭南門、さらには政庁にも極めて近い位置にあることや、墨書き土器には「官」「厨」などが多く見られることからも、この地域の建物は長森丘陵南側裾部に存在する官衙ブロックの一部を構成するものであろう。

外郭南門南西地区には、重複する3棟の建物がある。大路に沿った南北棟の建物で、各々1回の建て替えがあり、SB1060A・B→SB1048A・B→SB1063A・Bの順に変遷する。間数も共通することから同様の役割を持ち、全6期にわたって存続した建物である。

SB1060A建物のみ十和田a火山灰降下前の建物で、これにSD1041A・B溝が伴う。SB1060B建物以後は火山灰降下後の造営である。建物の柱掘形やSD1041から出土した土師器杯には手持ちへ

ラケズリを施すものが1点ある他、須恵器杯は破片1点のみで、他は全て橙色や灰黄色で回転糸切り無調整の土師器杯である。灰釉陶器の椀や段皿は10世紀初頭の年代で、火山灰よりも下位から出土したので、SB1060A建物とそれに伴うSD1041A・B溝の年代を規定する有力な手掛かりとなる。

建物と重複する範囲内には9世紀代の遺構はなく、これらの建物は、この位置に10世紀代初頭頃になって初めて造営され、払田柵の終末期まで存続した官衙であると言えよう。前述のように、この年代には外柵は既に存在しないと考えられるので区画施設の外に建てられたことになる。^(註39)

9世紀には建物が存在しなかった位置に、しかも外郭線の外に10世紀になって初めて建物が出現し、その構造が政府東方の官衙域には全く見られない南北棟の細長い形態で、かつ、6期にわたり、比較的頻繁に建て替えられていることに注意を引く。

建物の性格は不詳であるが、この位置での新たな建物の出現は10世紀に入っての払田柵の機能の変化を反映しているのではないか。10世紀前半に政府の規模が最大となり、政府の東方でも前代にはなかった掘立柱建物が板塀を伴って新たに出現することと連動してはいないだろうか。今後、ここでの官衙域の拡がりとその変遷の調査が必要であろう。^(註40)

このように、外柵の低地では政府や外郭南門に近い地域において、小規模ながら9世紀から官衙域が形成され、その後も新たな動きを見せていることが明らかとなった。

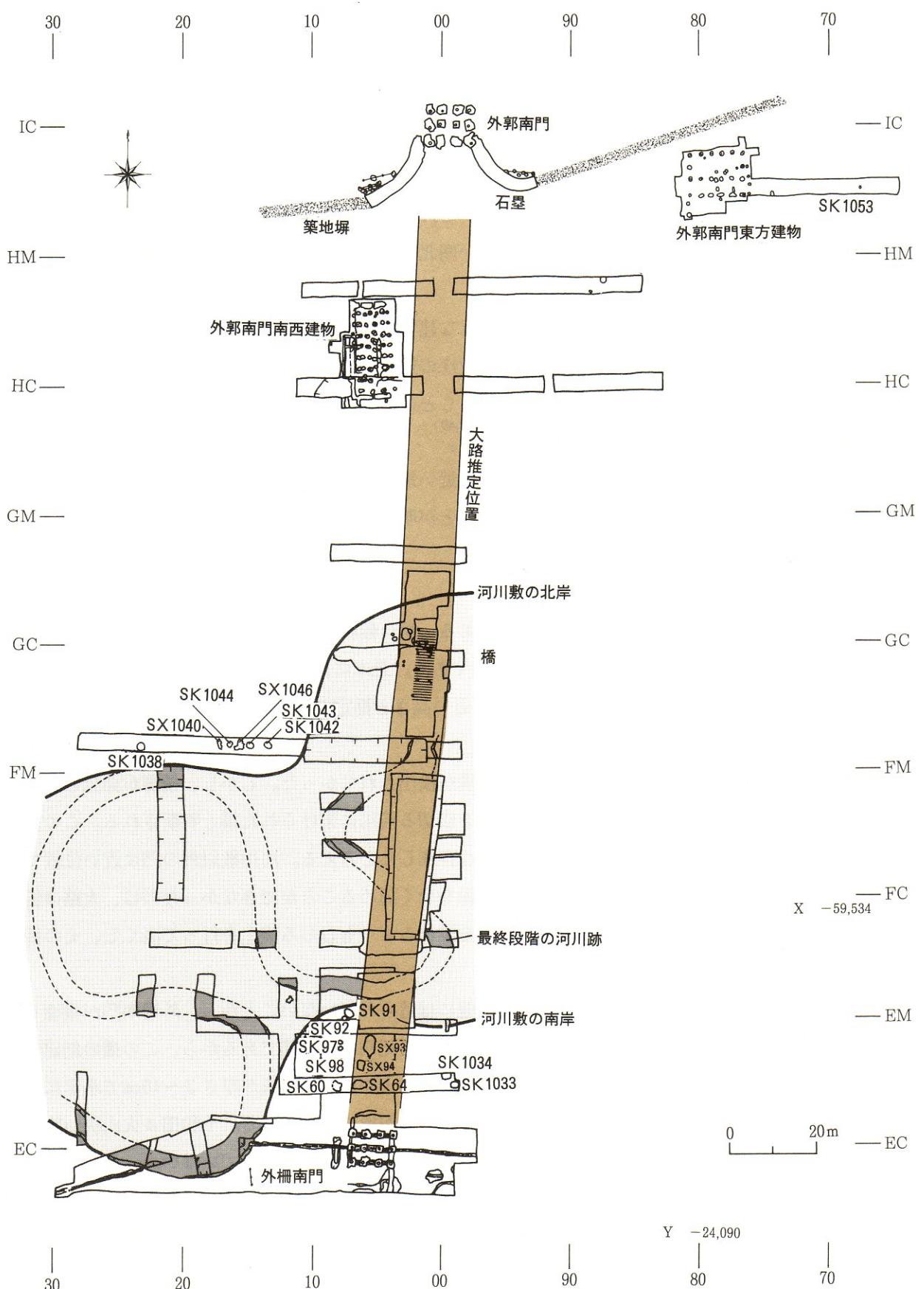
(2) 橋と大路の位置

外柵南門と外郭南門の間に橋は1箇所のみである。橋は幅約9mの川底に打ち込んだ主脚4本を中心として、南北の長さ約17m、幅約3.3mの規模である。北岸にある橋桁を受ける掘立柱の残存部の高さは標高32.50mであり、橋桁の高さはこれに近い高さと推定される。この場合、川底から橋桁までの高さは少なくとも1.6m程となる。

外柵南門と外郭南門を結ぶ大路は、路面や側溝が検出されなかった。しかし、橋脚が発見され、それが二つの門を結ぶ線上にあることから、大路を横切る河川に架けられた橋と判断される。この橋の存在によって、外柵南門と外郭南門を結ぶ大路は存在したと考える。河川敷以外の門に近い位置でも遺物包含層がありながら、側溝やバラス等の路面を全く認めることができなかったのは、大路は低い位置を流れる河川を横切るのであるから、側溝を設けるよりもむしろ盛土を行って高くし、その後盛土が流失したことによるものではなかろうか。

橋は二つの門を結ぶ線上にあり、かつ、この他には造られていないことから、外柵南門が機能していた時期に造営されたことが明らかである。外柵は9世紀初頭の創建であるから、この橋の創建年代も同様であろう。橋脚付近では地表から80cm程の層位に十和田a火山灰が厚さ3~10cmで水平に堆積しているほか、10世紀代の土坑や遺物・炭化物の包含層が形成されている。十和田a火山灰が降下した10世紀前半の内にはこの位置での川の流れはなく、この橋は既に機能していない。

ここで大路の位置を推定したい。前述のように橋脚の存在によって、大路は外柵南門一橋一外郭南門を結んで直線的に造られていたとすることができる。その場合、それらを結んだ中軸線に対して東西対称にあると仮定する。また、外柵南門の南西に10世紀代のSB1048掘立柱建物があるが、この年代にも外郭南門から南へ向かう大路は存在したはずである。門を結ぶ中軸線から建物東側の柱列まで約7.6mの距離がある。この建物の軒の出を考慮すると、大路の西側は中軸線の西約6m以内に押さ



第155図 外郭南門～外柵南門間の遺構

えられ、これを中軸線に対して対称に折り返し、大路の幅は12m以内と推定することができる。大路は幅12m以内で、橋を間にしてわずかに「くの字」に曲折して造られていた（第155図）。

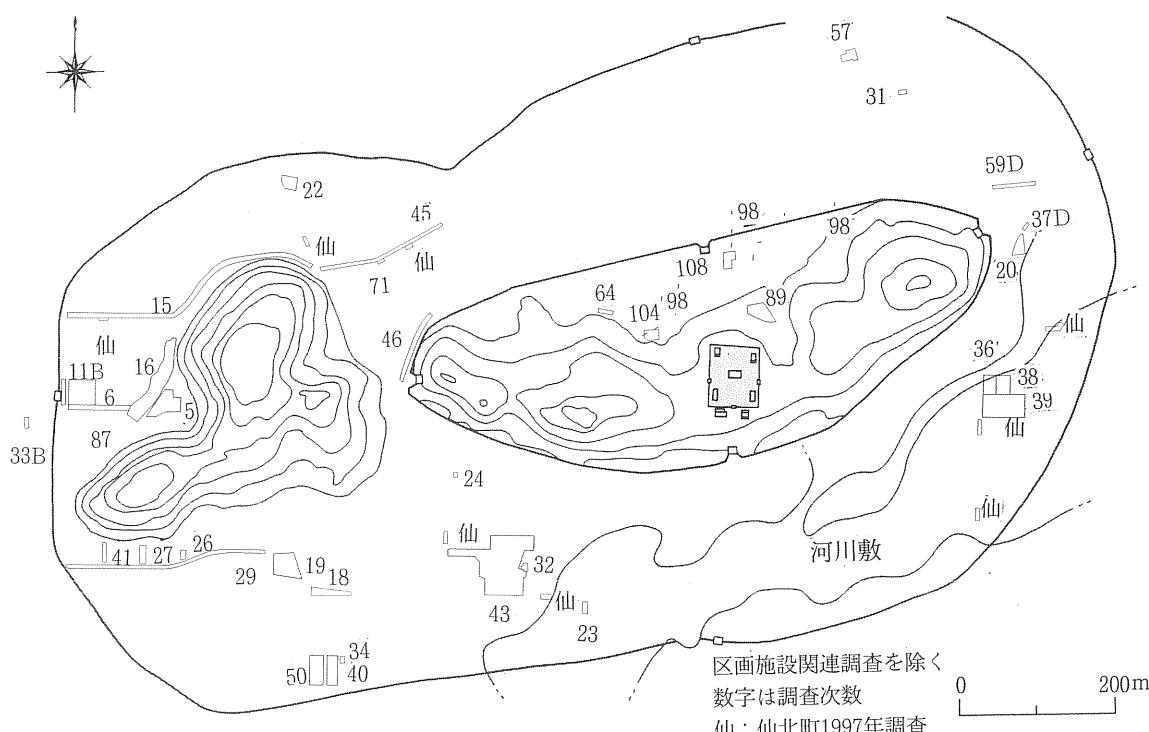
（3） その他の低地の状況

外柵によって囲まれる低地のうち、外柵南門と外郭南門の間から離れた地域ではどうであろうか。この低地で実施した発掘調査地点を第156図に示した。本書は区画施設の報告書であるが、政府を中心とする南北線や外柵で囲まれる低地の調査にも触れるのは、低地の利用状況を知ることが、この広大な低地に官衙域が存在するのか、兵士がこの中に居住し得たか否かという問題の解明に連なり、ひいては区画施設の性格にも迫りうると考えるからである。

低地の面積は極めて広大であるが、この中には南北の幅が200mを越える河川敷があり、その中を蛇行して流れる最終段階の流路の様子も電気探査と発掘調査によって知ることができた。払田柵の北部には現在も烏川が流れている、この2つの河川が古代において政府のある外郭の南北両面の防御機能を果たしている。南部の河川敷の面積は約140,000m²で、この中には建物や竪穴住居は存在しない。

第32次調査と第42次調査では掘立柱建物跡が検出されたが、古代の建物としては平面形態に疑問がある上、確実な古代の建物である外郭南門東方および南西の建物とは方位が大きく異なること、古代の遺物が皆無に近く、前記官衙域での遺物出土状況とは全く異なることなどから、古代の建物とは認め難く、むしろそうではない可能性が高い。この他に低地では建物跡は発見されていない。

第6次調査では外柵西門の内側の地域で9世紀前葉の竪穴住居跡が検出されているが、この付近でかなり広い面積を調査しているにもかかわらず、わずか1軒だけにすぎない。

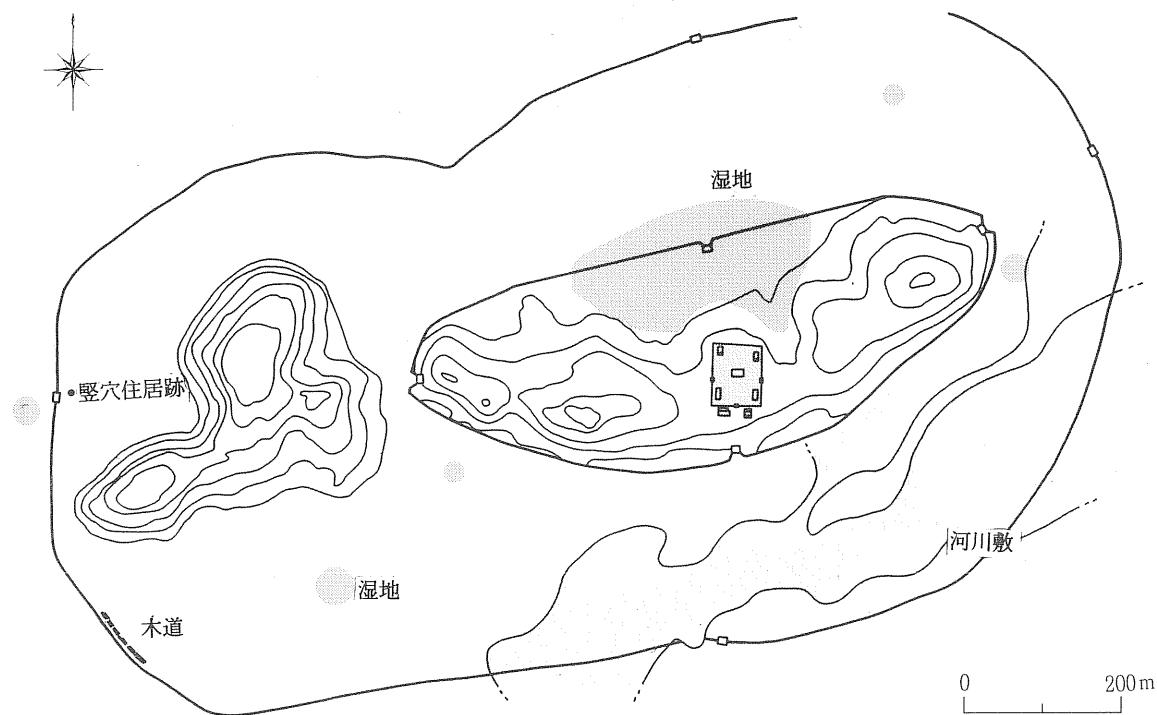


第156図 低地の調査

さらに、政庁北側の外郭線材木塀の内側の土地は、かつて建物群の存在が予想されたことがあったが、発掘調査の結果では極めて軟弱な低湿地で、区画施設と道路遺構の他には建物は全く見られない。^(註41)

第157図には低地のうち、河川敷の範囲と植物遺体を多く含む軟弱な泥炭層が検出された位置を記した。少なくともこれらの範囲では建物をはじめ、堅穴住居も存在しないと見ることができよう。外柵南西部も古代には材木塀の内側に木道を必要としたほどの軟弱地盤であった。

結局のところ、外柵で囲まれた内部の低地において、外郭南門付近を除いた確実な古代の遺構としては堅穴住居跡1軒があるにすぎず、建物や堅穴住居跡のない河川敷や低湿地が多くの面積を占めていることが分かるのである。志波城の外郭線の内側では、約2,000軒と推定される堅穴住居の密集地^(註42)が幅約100mの帯状に形成されているが、そのような状況とは大きな相違があることが明らかである。さらに、この低地で実施した花粉分析の結果からはイネなどの栽培植物の花粉は検出されず、低地に耕地を求めることが無理である。^(註43)もちろん、面積的には発掘調査をしていない地域の方が大部分を占めているのであるから断言することはできないが、これまでの小規模な調査から考えられる低地の利用状況は以上のように推定されるのである。そこからは、外柵線区画施設は低地内に点在する官衙域や堅穴住居群の外側を広く取り囲むためのものではないということが言えるであろう。



第157図 低地の状況

4 外柵の性格

そこで、東西1,370m、南北780m、総延長3,700mの材木塀で面積878,000m²にも及ぶ広大な土地を

(註44)

一部に開口部はあるにしても、かくも広く囲わなければならなかつた理由は何であつたのであらうか。

一つには真山の利用である。真山の頂上は標高65mで払田柵内では最も標高が高く、政庁や外郭のある長森丘陵からは西方の視界が真山により遮断されている。殊に外郭の西端にある外郭西門からはごくわずかに北西方向の低地が見えるだけで眼前に真山が立ちはだかっている。政庁、外郭西門、外柵西門の連絡上、西方の防備上、さらには烽を使用した秋田城方面などとの連絡上、真山には創建時からそうした施設が必要である。

真山は中世の城館としても利用され、周間に掘と土塁が巡る。丘陵上の調査はほとんど実施されていないが、地盤が堅固であり、古代の須恵器、土師器も出土していて、竪穴住居跡の存在が推定できる。創建時のみならず、その後の利用も図られたからこそ真山を取り込む形で外柵材木塀を巡らしたのであらう。

今一つの理由は、材木塀を建て連ね、巨大な門を東西南北に配した広大な施設を造出することによって得られる効果、つまり、権威の表徴としての施設の莊嚴化と、それによる国家の威容の顯示といった大きな効果を得ることにねらいがあるのではないかと考える。

払田柵とほぼ同時に陸奥国北端の城柵として營まれた志波城が、多賀城に匹敵する外郭規模を有し、多賀城政庁をはるかにしのぐ規模の政庁をもって造成されたことにも関連するのではないか。斎宮や多賀城で再整備が実施されるのは桓武朝の明確な都市政策によるもので、地方主要官衙の莊嚴化、面的拡大が桓武朝後期に認められるという。長岡京、平安京への遷都も、新都を建てて王の権威を内外に示すものとして実施され、対蝦夷戦も威信をかけて明らかな軍事的勝利に終わらせる必要があった(註45)という桓武天皇に固有の事情があったという指摘もなされている。^(註46) こうした趨勢の一環として、城柵施設の巨大化が図られたことにもよるのであらう。

施設の莊嚴化という面では、外柵南門の両側において際だって大きな角材を使用していることが指摘できる。外柵南門両脇のSA1027とSA1028では材木塀の角材一辺の長さがそれぞれ平均29.5×24.6cm、28.7×24.8cmである。しかし河川を挟んで西方のSA1032は25.8×21cmと一回り小さく、その違いは計測によらずとも明確に知られるほどである。さらにその西方では25.4×23.4、19.8×16.3cmなどとなる。これらと比較すると門両脇の材木は際だって大きい。材木塀の高さも門に近づくにつれて高くなっていた可能性はあらう。このことは、外郭線の門の両脇に櫓状建物や柱列が付設されたり、北門を除いて築地塀よりも一段と高い位置に門が造られ、両側の材木塀や石塁が門に近づくにつれて迫り上がった構造になっていたと考えられて、多分に装飾的効果を持っていることにも共通する事象である。

外柵が東西南北に4門を備えているにもかかわらず、胆沢城、志波城、城輪柵跡などのように方形ではなく東西方向に長い楕円形を呈しているのはなぜであろうか。それには地形から受ける制約と、築地塀と材木塀という区画施設の素材の持つ性質が深く関わっているであろう。

長森丘陵の中央部に政庁を置き、その外方を囲む外郭線は初期の段階で築地塀と材木塀が連続する形である。外郭線は基本的には築地塀で造ることを意図したのだが、北部の低地は軟弱地盤であるため、築地に代わる素材として材木を用いたのである。築地塀は地盤の強固な丘陵の裾の緩斜面を整地し、平坦面を確保してその上に造成する。したがって、築地塀による創建時の外郭線は必然的に丘陵の地形に制約されて曲線を描くことになる。しかも長森は東西に細長い。外郭線北部の低地部分は材

木塀によって直線となり得ても、他は丘陵の地形どおりに東西に細長く造らざるを得ないので、必然的に橢円形となる。

外柵線は低地にあるので丘陵の地形による制約を受けなくとも良いように見えるが、外柵は真山を取り込むのでさらに東西に長くなる。この東西を一辺とする方形の区画施設はあまりに大きすぎる。さらには外郭の北方と南方を東西に流れる河川に挟まれているので、南北方向に広がる余地が少なく、東西方向に細長い形とならざるを得ない。外郭東門が北東方向を向くのも、丘陵東端の地形が北東に向いているからで、これに対応する外柵東門の位置や、その方位も外郭東門の位置と方位による制約を受けているのである。

橢円形の城柵を造ることを意図したのではなく、長森中央部に政府を配し、その外方と、さらには南の低地を流れる河川の位置やその利用を考慮して、基本的に築地塀による外郭線を巡らすと、橢円形にしかならないのである。外柵の形状は、外郭線の形状と河川の位置に規制されているとすることができる。

第3節 城柵官衙の外郭線

ここでは、これまでに発掘調査が実施されて明らかにされている城柵官衙遺跡の外郭線を、発掘調査報告書その他の資料によって瞥見してみたい。

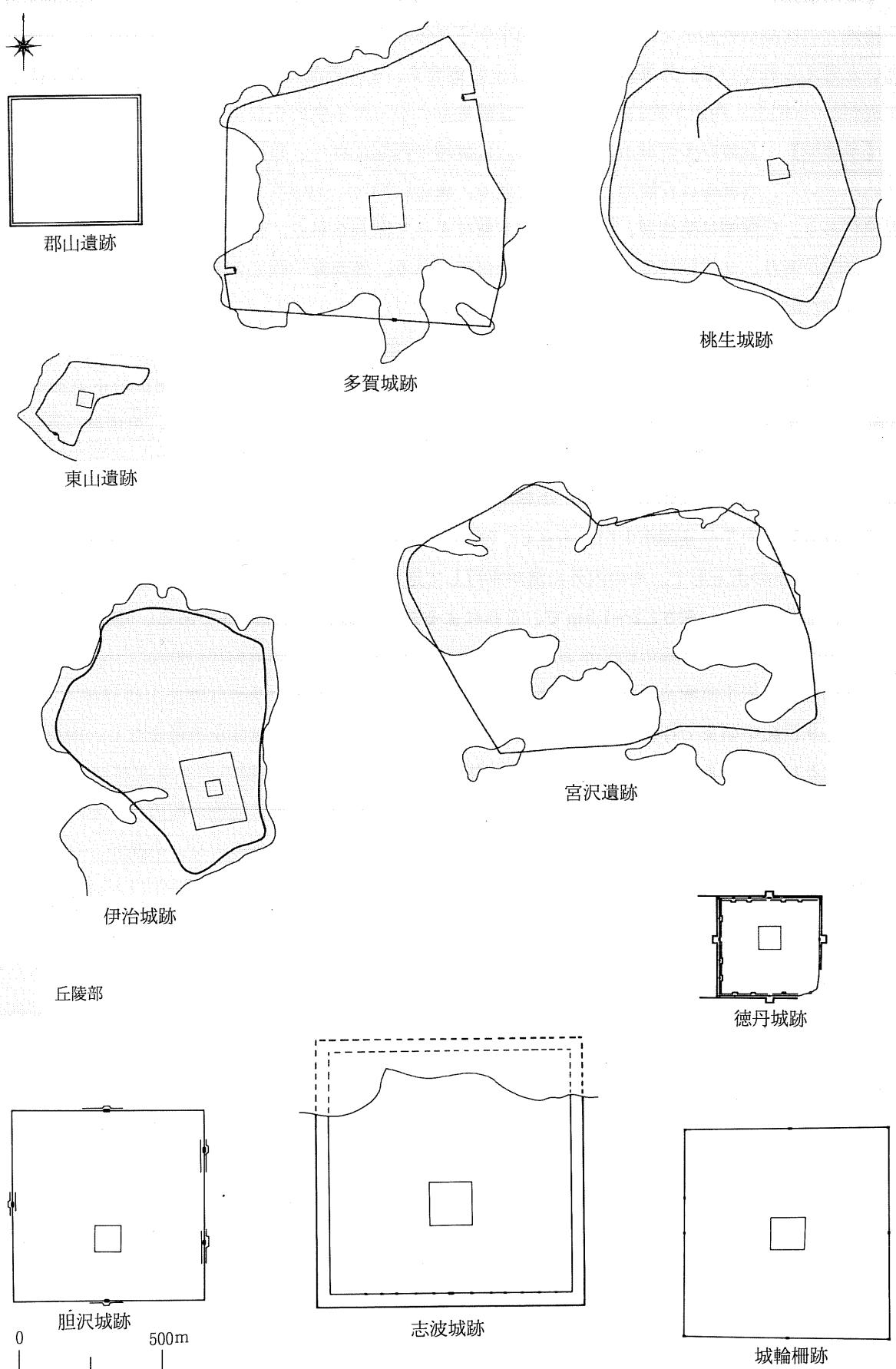
【郡山遺跡】 宮城県仙台市太白区郡山に所在する。7世紀末頃にⅠ期官衙を取り壊してⅡ期官衙を造営し、8世紀の初めまで営まれる。平坦地にあり、Ⅱ期官衙の外郭線は東西428m、南北422mのほぼ正方形で、面積約181,000m²。直径30cmのクリ丸太による材木塀で、その外方約9mに幅3~5m、深さ1mの溝が平行する。南辺中央に八脚門があり、外郭線上に櫓状建物が付設されている。

【伊治城】 宮城県栗原郡築館町字城生野に所在する。767年の創建で、低地との比高約7mの河岸段丘上に立地する。外郭線は東西約700m、南北約900mの不整多角形をなす。各辺で様相が異なり、北辺では幅10m以上の溝とその内側の土塁からなる。東辺では2条の溝、西辺では土塁と大溝が検出されている。内部には政府とそれを囲む東西185m、南北240mの官衙域があり、その外側に堅穴住居群を配置する。

【桃生城】 宮城県桃生郡河北町と桃生町に所在する。標高60~80mの丘陵南端部に立地し、雄勝城とともに759年に完成する。外郭線は東西約650m、南北約700mの不整方形で、北辺と東辺に土塁があり、これに2期の重複がある。北辺の土塁は中央部で二股に分かれている。内部に政府がある。

【宮沢遺跡】 宮城県古川市宮沢・川熊・長岡に所在し、標高40~45mの緩やかな丘陵と、その周囲の沖積地を取り込んで立地する。年代は8世紀後葉で、外郭線は東西1,400m、南北850mの東西に長い不整な平行四辺形で、北辺・西辺・南辺に基底幅3.3mの築地と土塁が2~3条あり、これに溝が伴って断続的に連なり、櫓状建物が付設されている。

【城生柵跡】 宮城県加美郡中新田町に所在する。段丘の南端にあり標高40m、南側の沖積地との比高は約11mである。8世紀前半から10世紀までの存続と考えられ、外郭線は基底幅2.7mの築地で、東西約350m、南北約370mの方形で、北辺中央に八脚門がある。



第158図 城柵の外郭線（1）

【東山遺跡】 宮城県加美郡宮崎町に所在する。遺跡は丘陵末端部の台地上にあり、標高約80m、沖積地との比高は約20mである。8世紀前半から10世紀中頃にわたって存続し、加美郡衙の可能性が高いと考えられている。外郭線は基底幅2.1mの築地で、その外側に幅4m、深さ2.1mの溝を伴う。北辺が270m以上、西辺が約220m、全体に丘陵地形に沿った不整形をなす。

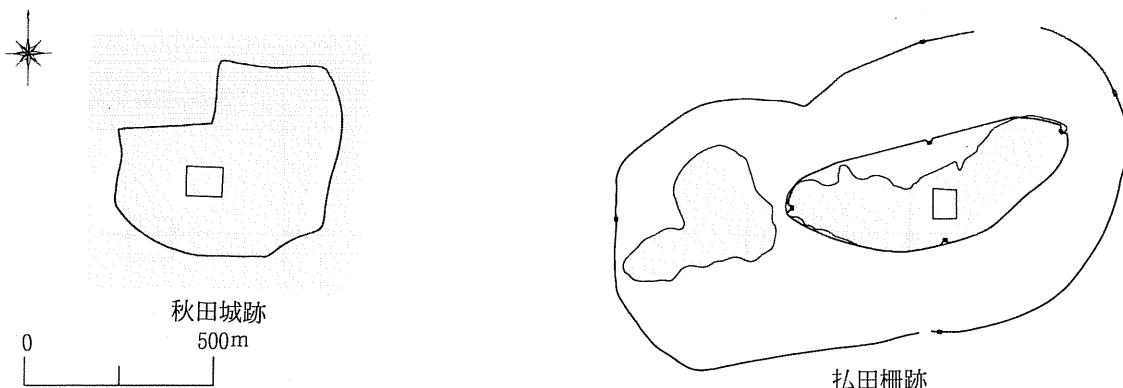
【多賀城】 宮城県多賀城市に所在する。丘陵地の西端にあり、最高地は標高50mある。低地を取り込んでいて、外郭線は丘陵地と沖積地を通る。東辺1,000m、西辺670m、南辺860m、北辺770mの規模があり、丘陵地は築地塀、沖積地は材木塀によって区画される。面積約740,000m²。東・西・南に八脚門があり、9世紀になって櫓状建物が付設される。外郭線の政庁の変遷と対応して、8世紀前半から10世紀中頃に至る変遷が明らかになっている。

【胆沢城】 岩手県水沢市佐倉河に所在し、802年の創建である。標高47～50mの低位段丘上にあるが、全域がほぼ平坦で、中央を東西に九蔵川が貫流している。外郭線は一辺668mの正方形で、基底幅3mの築地によって区画される。これに櫓状建物が70～80mおきに付設され、築地塀の外に幅4～5mの溝がある。溝は門と櫓状建物の位置では「コ字状」に外に張り出している。面積は約422,500m²。なお、政庁南門と外郭南門の間に中郭南門がある。

【志波城】 岩手県盛岡市太田に所在し、803年に創建され、813年頃廃絶する。外郭線は築地塀による一辺840mの正方形で、その内外に溝が平行して巡っている。外方の溝は築地塀の外40mの位置にあり、幅5～7m、深さ1.2～1.5mで、これによる外大溝線は一辺930mである。南辺中央に5間1戸の南門があり、外郭線の約60mおきに櫓状建物が配置される。面積約705,600m²である。

【徳丹城】 岩手県紫波郡矢巾町西徳田に所在し、比高3m前後の低平な段丘上に立地する。814年頃から9世紀中頃まで存続する。外郭線は東西350m、南北352mのほぼ正方形をなし、南東隅が隅切り構造となっている。面積は約122,500m²。東・西・南辺は直径25cm程のクリ丸太材による材木塀で、北辺のみが築地塀である。各辺に八脚門が開き、約70m間隔で櫓状建物が配置される。各辺の内外には溝が巡り、内溝は門と櫓の位置で「コ字形」に曲がる。東門の外側では、外溝が「コ字形」に外に張り出す。

【城輪柵跡】 山形県酒田市に所在し、標高11～13mの沖積平野の中の微高地上に立地する。外郭線は一辺約720mあり、一辺25～30cmの角材が密接して並ぶ。面積約523,000m²。各辺の中央部に八脚門が開く。外郭線上には櫓状建物が配置されている。遺跡の変遷は4期に区分され、創建は9世紀の



第159図 城柵の外郭線（2）

初め、終末は11世紀前半である。外郭線の角材列はⅢ期に属し、この時期の築地塙の基礎地業であると考えられている。

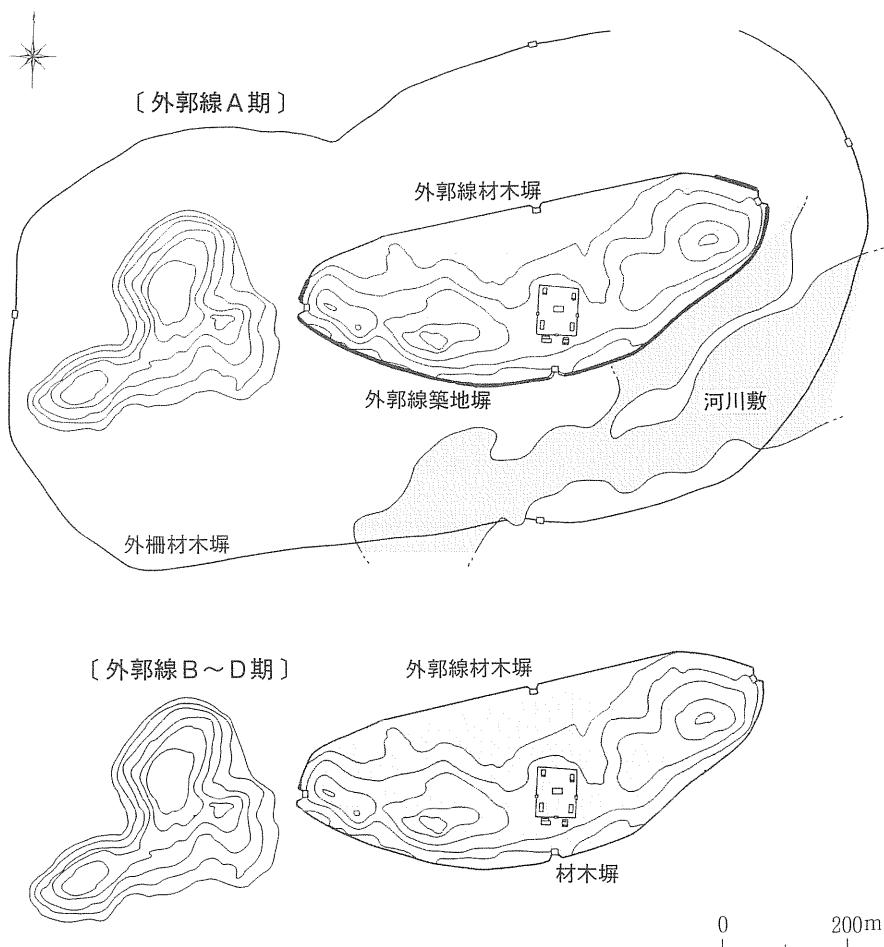
【秋田城】 秋田市寺内に所在し、標高20～50mの起伏の多い丘陵上に立置する。733年に庄内から遷置された出羽柵が発展して10世紀中頃まで営まれる。外郭線は東西・南北約550mの不整多角形で、北西部が地形の制約を受けて内側に曲折している。面積約300,000m²。8世紀には築地塙であるが、9世紀になると材木塙に変わり、櫓状建物が新たに付設される。東門は八脚門である。

第4節 払田柵における外郭線の変遷と性格

1 政府の変遷との対応

第1節と第2節において、外郭線と外柵の様相ならびにその変遷について述べてきた。変遷のあり方は、『払田柵跡I－政府跡－』における認識とは相違がある。『払田柵跡I』の時点では、外郭東門・西門は未発見で、外郭南門が4期、外郭北門は2期の存続と考えていた。4列ある外郭線材木塙は2列1単位の2時期の仕事で、北側2列が古く、南側2列が新しいと解している。

こうした認識により、外郭線はⅠ期とⅡ期に区分された。外郭線Ⅰ期は築地塙と材木塙によって作



第160図 区画施設の変遷

られ、両者が連続する構造である。外郭線Ⅱ期は材木塀をⅠ期のその南側に移動して建て替えを行い、築地塀は崩壊した本体の中央に材木を立てたり、築地本体の作り替えや補修をしたとする。つまり、築地塀は崩壊した後も、材木塀と一緒に区画施設として生かされていたとの考え方である。

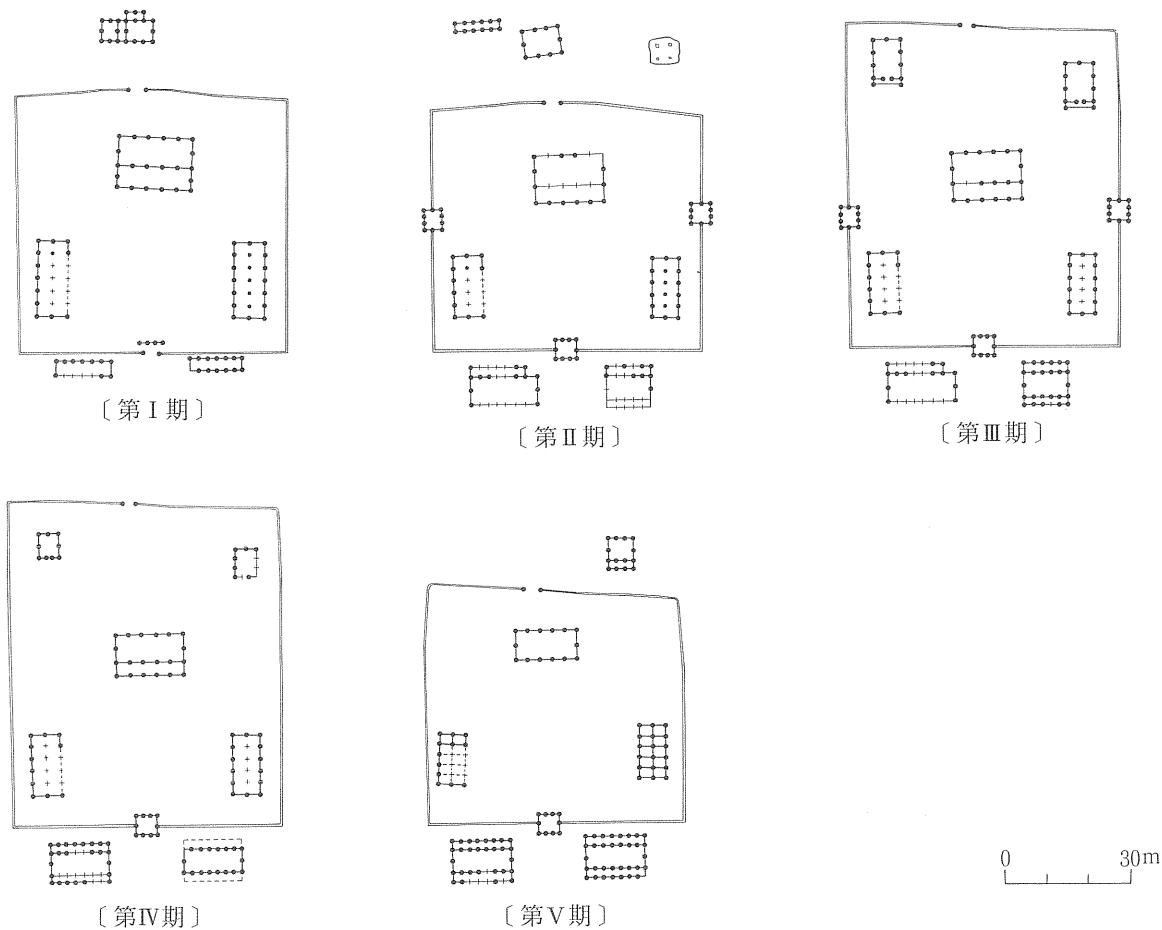
外柵については1列であるので1時期とする。しかし、外柵の存続期間と、外郭線材木塀・築地塀の存続期間には違いがなく、払田柵の区画施設は、外柵・外郭線・政庁板塀の三重構造をとり、その中で外郭域と政庁域は、政庁を中心とした複郭構造の変形とみなしている。したがって外柵も外郭線や政庁の変遷とともに終末まで区画施設として存続したとの理解である。

本書では、外郭線は全体に4期あり、築地塀はそのうちの最初の時期だけ、その崩壊後は全体が材木塀に変わること、外柵の存続は9世紀半ば頃までの短期間であり、外柵が区画施設としての維持を放棄された後は、外郭線と政庁が終末期まで存続することを述べてきた（第160図）。

このように、区画施設の変遷は『払田柵跡I』の時点とは相違があるが、それは『払田柵跡I』までの認識に、その後に実施した発掘調査による成果を付け加えた結果に基づいている。

政庁の変遷は5期に区分される。『払田柵跡I』では、創建年代を8世紀末とし、9世紀前半までの政庁を第Ⅰ期とする。

〔第Ⅰ期〕 政庁域を画する板塀は63m四方の規模で、正殿、脇殿の建物規模に比して、前殿が小さ



第161図 政庁の変遷

い。9世紀前半の中ほどに一部建物の建て替えと補修がなされA・B期に2分される。

〔第Ⅱ期〕 9世紀後半から9世紀末までの政庁である。東・西前殿の規模が増大したため、板塀は南辺のみ少し北に移動する。政庁南・東・西門が建ち、一段と整備される。

〔第Ⅲ期〕 9世紀末に始まり、10世紀前葉を中心とする時期の政庁である。正殿、脇殿、政庁南・東・西門、前殿は第Ⅱ期の位置を踏襲して建て替えを行う。北辺の板塀が北に移動して、政庁域が最も広く設定される。正殿北方の東西には付属建物群が配置される。

〔第Ⅳ期〕 10世紀中葉を中心とする時期である。政庁域の規模は第Ⅲ期と同じであるが、政庁東・西門はなくなる。他の建物の平面および規模は第Ⅲ期と異なるが、構成および配置はほぼ同じである。

〔第Ⅴ期〕 10世紀後葉を中心とし、10世紀末か11世紀初頭までの政庁である。北辺・西辺の板塀が南と東に移動し、政庁域の規模が最も狭くなる。^(註47) 正殿から南廂が消え、東・西脇殿も一回り小さくなる。その後に執筆された『払田柵の研究』では、年輪年代測定の結果を受け、第Ⅰ期を9世紀初頭から9世紀中頃、第Ⅱ期を9世紀中頃から907年頃、第Ⅲ期を10世紀初頭から10世紀前葉中心、第Ⅳ期を10世紀中葉を中心とする年代、第Ⅴ期を10世紀後葉を中心として10世紀末か11世紀初頭までの年代と想定している。

外郭線・外柵と、政庁の変遷との対応を考えてみたい。

外郭線直前段階と政庁第Ⅰ期の直前段階は土器によって同じ年代である。外郭線A期、政庁第Ⅰ期、さらには外柵の開始年代も全て9世紀初頭に並び、それらの終末は9世紀半ばである。外郭線B期の開始年代は政庁第Ⅱ期に対応する。外柵は第2節に記したように、9世紀後葉までには既に失われていたと推定され、その契機の一つが850年の地震による被害と河川の変化である。有効な区画施設としての存続期間を考えれば、外郭線A期との対応が想定される。

外郭線C期と政庁第Ⅲ期は907年頃に始まり、外郭線C期のうちに十和田a火山灰が降下する。

外郭線D期はこの火山灰を掘り込むので、材木塀の布堀り溝や、門、櫓状建物の柱掘形の埋土には火山灰が含まれている。そこで、政庁の変遷との対応を考える場合、政庁の第Ⅳ期・V期建物のいずれの柱掘形に火山灰が含まれているかを知ることができれば、外郭線D期と政庁変遷との対応を明確にできるはずである。しかし、政庁建物の火山灰との関係は捉えられておらず、政庁の整備がなされた今日ではこのことを確認するための再調査は不可能である。

外郭線ではC期の終末年代、D期の開始年代に根拠が乏しく、この点が現状では不明確である。しかし、第Ⅳ期政庁建物が火山灰を掘り込んで建造されたものとした上で、政庁の年代観にそのまま外郭線の変遷を対応させると、D期の開始はおよそ政庁第Ⅳ期の開始年代に近くなる。外郭線と政庁がほぼ同時に終末に至ったとの前提に立てば、政庁第V期の幅はかなり短く考えなければならないだろう（第8表左）。

また、政庁第V期建物が火山灰を掘り込むのであれば、外郭線C期と政庁第Ⅲ・Ⅳ期が対応し、外郭線D期と政庁第V期が対応することになる。ところが、この場合は政庁規模が最大となる第Ⅲ・Ⅳ期の幅を極めて短く設定しなければならず、少なからず無理がある。第1節で外郭線と政庁の終末を10世紀後半の古い段階とした。さらに十和田a火山灰を切る外郭線D期の開始年代は10世紀半ば以前と推定されるので、政庁との対応を考えれば第Ⅳ期と第V期の間に設定するのが妥当と考えられる（第8表右）。

第8表 政府と外郭線の変遷

政 府		外 郭 線	年 代	政 府		外 郭 線	年 代
第I期	A期	A 期	801	第I期	A期	A 期	801
	B期				B期		
第II期		B 期		第II期		B 期	
第III期		C 期	907 十和田 a 火山灰	第III期		C 期	907 十和田 a 火山灰
第IV期		D 期	917 + α 11世紀初頭	第IV期		D 期	917 + α 10世紀後半
				第V期			

2 官衙域の変遷との対応

次に外郭線・外柵と政府のほかに、官衙域の変遷との対応を見たい。

政府の東方には政府域の平坦地に次いで広い面積の平坦地があり、約3,300m²の中から、竪穴住居跡・掘立柱建物跡・板塀・土坑などが検出された。遺構を年代ごとに整理してこの平坦地の利用の変遷が明らかにされている。まず、A期直前段階には政府や外郭線創建直前段階と同じように、創建にあたっての盛土整地地業や建物の造営工事に携わった工人のものと解される竪穴住居が4軒存在する。

〔A期〕 創建時の竪穴住居を切って掘立柱建物が2棟建造されるのがこの地の官衙としての利用の最初で、外郭線A期、政府第I-B期にあたる。しかし、建物に建て替えはなく、短期間で使命を終える。

〔B期〕 3軒の竪穴住居跡で仮説的なものであろう。外郭線A期、政府第I-B期にあたる。

〔C期〕 A期の建物の南方の位置に掘立柱建物が作られ、板塀が伴い、1回建て替えがなされる。外郭線A期からB期、政府第I-B期に対応が考えられる。

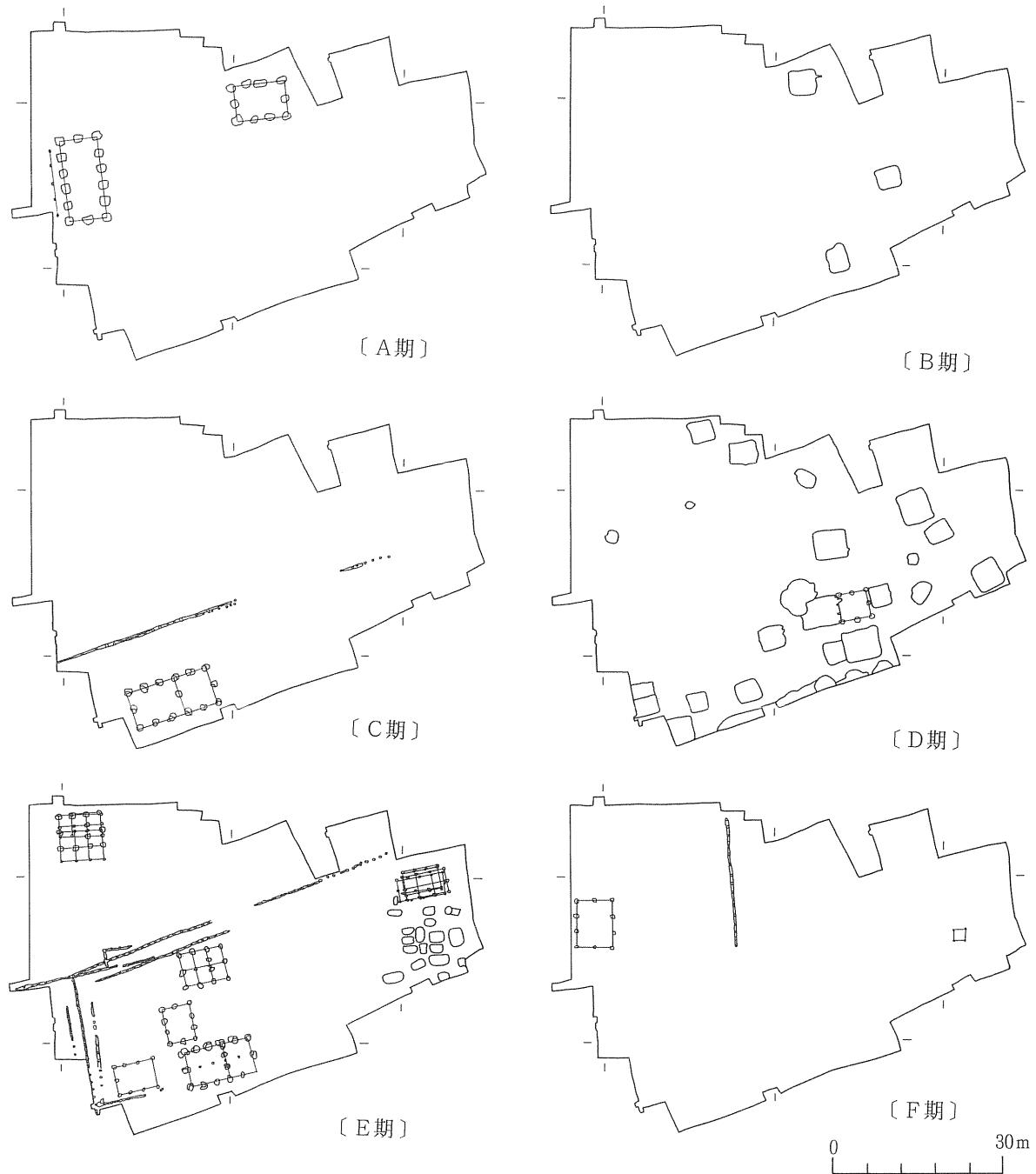
〔D期〕 17軒の竪穴住居跡があり、年代は9世紀後半である。外郭線B期、政府第II期に相当する。

〔E期〕 掘立柱建物6棟が確認される。東西・南北方向の板塀が伴い、それに区画された中に5棟の建物が並ぶ。10世紀後半～中葉頃と考えられ、外郭線C期、政府第III・IV期に対応する。

〔F期〕 この平坦地の西方に、南北方向の板塀を伴う掘立柱建物が1棟、東方にごく小規模な建物が1棟ある。おおよそ外郭線D期、政府第V期頃に位置付けられる。

このように、この地域は外郭の中では政府域に次ぐ広さを持つ平坦地で官衙域が形成されてはいるが、遺構は極めて稀薄な上、継続性に乏しく、年代による変遷が激しいことがわかる（第162図）。

このほか、第2節3に述べたように、外郭南門の東方に官衙域がある。ここでは桁行5間×梁行3間で南廂の付く掘立柱建物が9世紀初頭に建造され、1回建て替えがあるが、それ以上には継続しない。外郭線A期、政府第I期との対応が考えられよう。外郭南門の南西には10世紀代に入って掘立柱建物が建てられ、全6期にわたって継続する。



第162図 政府東方官衙域の遺構変遷

以上見てきたように、払田柵跡内でこれまでに検出された官衙域は、時期ごとに見ると建物が極めて稀薄である上、変化が激しく、外郭線や政庁の変遷と明確な形での対応関係を読みとることができない。

3 秋田城・多賀城外郭線の変遷

長期にわたって存続する城柵で、政庁と外郭線の実態と変遷がかなり明確になっているものに、秋田城と多賀城がある。この2つの城柵の外郭線を見てみよう。

(1) 秋田城外郭線の変遷

秋田城の外郭線は丘陵地形により制約を受け、東西・南北各々約550mの不整方形を呈し、東辺に外郭東門が開く。^(註48)

〔第I期〕 天平5年に創建された基底幅2.1mの築地で瓦葺きである。天平宝字4年頃には崩壊した。

〔第II期〕 天平宝字年間に、I期の築地に嵩上げして築地が再構築される。I期と同規模であるが瓦葺きではない。8世紀末～9世紀初頭まで続く。

〔第III期〕 9世紀初頭から後半までの外郭線で、II期の築地の高まりを利用して布掘り地業を施した材木塀で、9世紀後半まで続く。外郭東門は掘立柱八脚門で、桁行9.6m×梁行6mの規模で、この時期の掘形は直径約3m、深さ1.7mと巨大である。

〔第IV期〕 材木塀で、元慶の乱(878年)による大火災後に構築される。材木の大きさは、一辺約20～30cmの角材である。東門は掘立柱の八脚門で桁行8.4m、梁行5.4mとIII期よりは規模が小さくなる。

〔第V期〕 この時期も材木塀で、走行方向がIII・IV期よりずれた位置に作られる。

〔第VI期〕 幅約3mの大溝が外郭線西辺のみに検出されているが、全体にわたるものか否か不明である。

なお、第III～第V期には材木塀を跨ぐ形で、1間×2間の櫓状建物が付設される。また、外郭南辺では第V期になると、2時期の布掘り溝の上に竪穴住居が検出されていて、終末期になると外郭線区画施設は消失し、政庁でも全体的な区画施設から部分的なものへと移行しつつあったことも推定されている。

要約すると、外郭線はほぼ同一位置に存続し、8世紀には築地に修復が加えられる。9世紀に入ると築地塀は材木塀に変わり、櫓状建物が付設される。材木塀も建て替えられる。

(2) 多賀城外郭線の変遷

多賀城は全体に歪んだ方形を呈し、外郭線は東辺が約1,000m、西辺が約670m、南辺約860m、北辺は約770mの長さがある。

近年、進藤秋輝氏と桑原滋郎氏によって外郭線全体の変遷が示されている。多賀城では、政庁の調査によって第I～第IV期までの時期区分がなされ、第I期が養老・神龜年間の頃から8世紀中頃まで、第II期が8世紀中頃から宝亀11年(780)年の伊治公皆麻呂の乱による焼失まで、第III期はその復興^(註51)の時期で、貞觀11(869)年の大地震まで、第IV期は貞觀11年から10世紀中頃までである。まず、進藤氏による変遷は次のようである。

〔第I期〕 南辺と東辺だけに築地塀が存在し、東門は棟門、南門も簡易な門が作られる。

〔第II期〕 南辺・東辺・北辺と西辺の丘陵部に築地塀を築造する。西辺・東辺の沖積地は解放されている。東門と南門は礎石式八脚門、西門は掘立式八脚門になる。これらは780年の伊治公皆麻呂の乱で焼失する。

〔第III期〕 亂による火災直後には南門・東門に簡易な棟門が設けられる。その後、西門・南門は第II期と同位置に礎石式八脚門が建設され、東門は位置を南にずらして建設されたらしい。9世紀初頭になると大規模な改作が実施される。東門と東辺築地塀は位置を変えて新たに建設され、東門は約80m城内に移動し、外郭築地も「コの字」に折れて門に取り付く。西門も同様に城内に移動した地点に

新たに造られる。この第Ⅲ期の段階に至って初めて沖積地に材木塀が設置され、官衙域の四至が囲われ、外郭線には櫓が取り付く。

〔第IV期〕 貞觀11（869）年の地震の復興で、西門がほぼ元の位置に戻り礎石式八脚門として建てられ、外郭線は同位置で修復される。

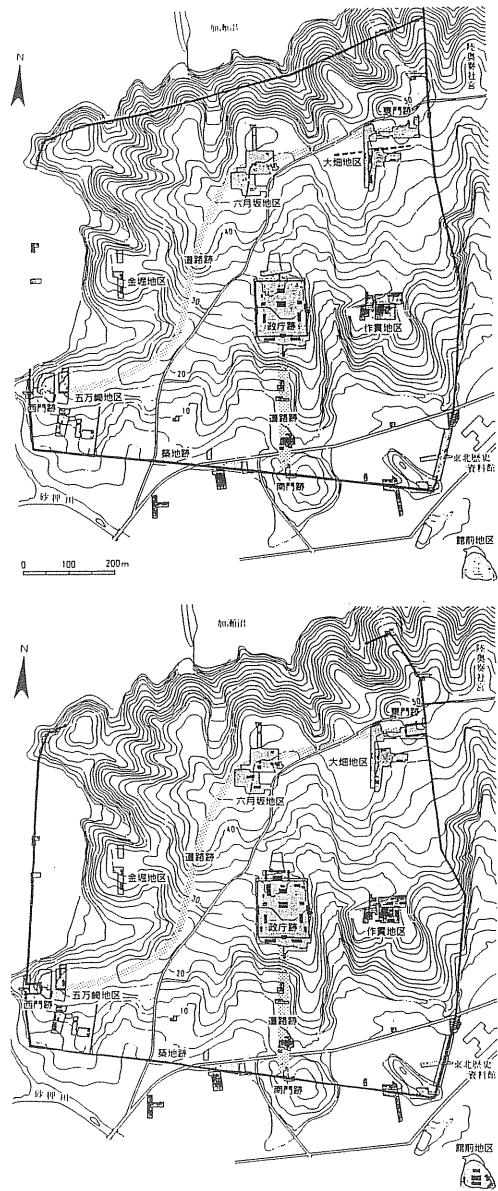
桑原氏による外郭線の変遷は、これと若干の違いがある。（163図）

〔I・II期〕 南辺は築地であるが、東辺の場合、南端部の低湿地には構造物がなく「素通し」となっている。西辺は南北両端の丘陵部に築地が造られるが、沖積地は東辺南端のように「素通し」である。南門はI期には掘立柱式と推定されるものがあり、II期には礎石式の八脚門に変わり、これは重層門と推定されている。東門はI期には不明であるが、II期には南門と同規模の礎石式八脚門が建設される。西門はI期には掘立式の八脚門で、II期になると同じ位置に同じ規模で建てられるが礎石式に変わる。これらの門はいずれも伊治公皆麻呂の乱で焼失する。

〔III・IV期〕 南辺の築地はそのままであるが、北辺築地はI・II期のものが大部分崩壊して復旧されず「素通し」となる。東辺築地はやや位置を変え、40m程西に築かれる。東辺南端部は角材あるいは丸太を立て連ねた「材木塀」が造られ、初めてこの部分が遮閉される。西辺も材木塀で遮閉される。III期には東辺築地塀の移動に伴って、東門も西に約80m移動し、築地塀が内部に曲折した位置に作られる。西門も同様である。III・IV期には築地塀あるいは材木塀を跨いで櫓が取り付く。

多賀城跡では、I～IV期に区分される政庁の変遷に対応するのは、外郭の門と区画施設であり、外郭の諸官衙ではそれらに対応する大きな変化が読み取れない。しかし、外郭東門に代表される実務に関わる門については、政庁の修造のみならず、城内の諸官衙の整備と一体の動き（註52）をしたとみられることが指摘されている。

多賀城の場合、外郭線は築地で造られ、地盤の軟弱な低地が材木塀で代用される。門は簡易な棟門から八脚門へ、掘立柱から礎石立ちへと充実度を増して変化する。乱や震災による破壊後も修造され、9世紀には櫓が付設される。これらは政庁の修造と一体となった動きを示す。



上 I・II期：奈良時代
下 III・IV期：平安時代 『多賀城市史1』より

第163図 多賀城外郭線の変遷

4 外郭線の性格

以上に見てきたように、外郭線は築地塀や材木塀によって政庁の外方を広く囲み、その内部には官衙域が配され、必要に応じて修復を重ね、さらに櫓、溝などの付属施設を伴いながら継続する施設で、政庁とともに、創建から終末まで維持され続けた不可欠の区画施設である。^(註53)

発掘調査によって得られた城柵の構造上の特質として、1. 国府・郡家と異なって、広い地域の外周を材木塀・築地塀・土塁などの外圍施設で囲むこと 2. 国府である城柵はもちろん、そうでない城柵にも国府型の構造の政庁を設けることが挙げられる。^(註54) そのほか、多賀城などでは他の国府に先んじて瓦葺きが採用されていること、多賀城をはじめとする幾つかの城柵で、外郭の外からも官衙とみられる多数の建物群が検出されていることなども重要な事実として数えられる。^(註55)

国衙における政庁は、中央から派遣される国司が、国家権力の威信を視覚的に示す舞台であるとともに、朝儀などを通じて郡司ら在地官僚に身分秩序を示し、国家権力への服属を誓わせる場であった。^(註56) それ故朝堂院とは共通性があり、儀式の場、饗宴の場、政務の場として画一性、継続性を持っていた。^(註57)

城柵における政庁は、国家と蝦夷との間における入貢ないし服属関係を再確認する場であり、城柵に国府なみの政庁があるのは、城柵が中央派遣官の駐在する国府の分身だからで、城司と蝦夷の間の服属儀礼の場として政庁が設けられた。^(註58) そこは天皇の神的権威を担った城司が、政務・儀式・饗宴を^(註59) 執り行う神聖な場であり、就中、蝦夷の朝貢とそれに伴う饗宴を強く意識した施設であった。

要するに政庁は、主として儀礼行為を執り行うために城柵内に不可欠の施設として設けられた。城柵が蝦夷支配のための行政府であることは、構造上、政庁があることによって明確である。

しかし一方で、「軍事は政治の延長線上」^(註60) にあり、「行政と軍事は政治の二側面」^(註61) である。城柵は兵士が駐屯する征討の拠点であって、政庁や官衙域は築地塀、土塁や材木塀によって囲まれ、それには櫓や溝が伴って軍事的機能を付与された外郭線を構成した。それらによって構成される外郭線の存在は、城柵が他の地方官衙一般と区別される決定的な違いでもある。城柵が軍事的機能を合わせ持った行政府であることは、政庁の存在とその外方を広く囲む外郭線区画施設の存在によって明らかである。

外郭線には軍事的機能のほかに、国家による権威の誇示という大きな役割がある。既に述べてきたように、払田柵における巨大な範囲を囲む外柵、外郭南門の左右にある石塁、外郭の門を中心とする櫓状建物や柱列の配置などは、被支配者層である蝦夷や在地官人に対して、国家がその威厳を誇示し、圧服するための舞台装置としての意義を多分に持っている。したがって外郭線はその性格に政庁と共に通する政治的側面を持っていることになる。この二つの側面は、奥羽の政治情勢や、城柵の置かれた位置によって多様な方を示した。^(註62)

払田柵の政庁や区画施設が、年代の推移とともに変遷して異なる姿を示す背景には、国家による蝦夷政策の変容が反映されている。外郭線では、全体が築地塀から材木塀に変わるA期とB期の間に最も大きな変化がある。外柵の維持を放棄した年代もそれに近いと考えられるので、ここに区画施設の変遷の上で大きな画期が認められる。

払田柵が創建された直後の大きな政策転換として考えられるものに、藤原緒継と菅野真道によるいわゆる徳政相論がある。軍事（＝征夷）と造作（＝造都）を停廃するという、延暦24（805）年の桓武天皇による政策決定が、払田柵の区画施設に見られる画期に関連しているのではないだろうか。

陸奥国で延暦22（803）年に築かれた志波城は、わずか10年足らずの後に水害を理由として便地に遷置されるが、その後身として築かれた徳丹城は、兵力の大幅な削減とその再配置を伴って、志波城よりもはるかに縮小された規模で建造され、9世紀半ばには廃絶する。このことは徳政相論後の大きな政治的変革によって説明される。^(註63)

熊谷公男氏は、文室綿麻呂による弘仁8（811）年の征夷によってそれまで続いた38年戦争が終結するのは、必ずしも中央政府の支配領域の拡大と安定的支配の達成によるものではなく、国家財政の窮乏、民衆の疲弊によるもので、中央政府が従来の蝦夷支配方式を放棄したからであるとする。その支配方式変換の現れとして、1. 志波城の移転に伴い、さらなる北進策は放棄され、胆沢城を中心とする支配体制の確立へ向かった。2. 弘仁の征夷自体、東国の兵力に依存せず、陸奥、出羽2万の兵力のみで実施した。3. 弘仁6（815）年に陸奥国の軍制が大幅に変更された。4. 国家主導による城柵設置地域への移民政策が停止された、などを挙げ、これらは中央政府がこれまでの蝦夷支配方式の根幹を変更したことを意味し、それまで巨額にのぼった正税の軍糧への支出の大幅な削減と相まって、^(註64)国衙財政のあり方も征夷の終焉を境に根本的とも言うべき転換があったとする。

また、熊田亮介氏によれば、9世紀以降、国家と蝦夷の間で朝貢制ないし貢納制と呼ばれる政治関係の重要性が格段に増大し、城柵は現地官人による私的交易の場としての性格も強めたことが、征夷^(註65)の停止によって生じた新たな蝦夷問題であるという。

払田柵の区画施設に見られるA期とB期の間の画期、さらには、政庁東方の官衙や外郭南門南東の官衙において、創建時に建造された比較的大型の建物に全く継続性がないことにも、徳政相論後の蝦夷政策の転換が反映しているのではなかろうか。

払田柵は、創建時からは大幅に規模を縮小された姿としてその後も維持され続けるが、政庁における最大の画期は第Ⅱ期と第Ⅲ期の間である。第Ⅲ期には政庁東西門が設置されて、第Ⅳ期まで政庁域が最大規模で維持される。年代は10世紀初頭から中葉までの間で、この頃に政庁の機能が増大したことが知られる。斎藤利男氏は、秋田城、胆沢城にも共通して認められるこの現象を、10世紀における新たな支配体制の構築に基づくと見なし、その政庁が10世紀後半に至って一齊に廃絶する現象は、律令体制本来の服属儀礼の廃絶と、それに伴い支配のあり方にも大きな変化が起こったことに因ると推定している。^(註66)胆沢城在庁の奥六郡俘囚長安倍氏、秋田城在庁の山北三郡俘囚長清原氏は、10世紀の國家体制による北方政策の実施のうえに姿を現す。^(註67)^(註68)といふ。

政庁をはじめ、区画施設のあり方とその変遷は、中央政府による北方の支配体制のあり方とその変容に密接に結びついているのであろう。

註1 払田柵跡のある横手盆地の古代の遺跡から火山灰が検出されることがある。このうち、払田柵跡の南約20kmにある竹原窯跡では年代の異なる別々の火山灰が検出され、考古学的検討からも分析結果からも複数の種類が存在するとされる（秋田県教育委員会『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XI－竹原窯跡－』1991年）。しかし、払田柵跡内の、殊に平坦な低地において自然堆積の状態と考えられる火山灰層は肉眼で見る限り明らかに1枚である。

註2 このように、外郭線から内側に入り込んだ位置に造られる門が多賀城外郭線の東門と西門に見られる。多賀城では第Ⅲ期のうち9世紀初頭になるとこの形態に変わり、殊に東門の場合、I・II期の門から西へ

約80m移動させた上、築地塀を「コの字形」に屈曲させた位置に八脚門が造られる。この位置と構造の変化をもたらした要因には延暦21（802）年の胆沢城造営に伴う鎮守府の移転が考えられている（『宮城県多賀城跡調査研究所年報1994』）。そのほか宝亀11（780）年の伊治公皆麻呂の乱の経験により、軍事的性格が表れたとも考えられていて（石松好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』 1985年）、そうであれば、払田柵の門は、防衛機能の面では、外柵よりも外郭線の方に重点が置かれていることが、門の形態から窺えよう。

- 註3 a 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1970』 1971年
- b 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1973』 1974年
- c 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1994』 1995年
- ただし、南辺のS B 202B 築地塀の基底幅は3.1mである。
- 註4 a 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 昭和51年度秋田城跡発掘調査概報』 1977年
- b 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 平成元年度秋田城跡発掘調査概報』 1990年
- 註5 a 盛岡市教育委員会『志波城跡－平成2年度発掘調査概報－』 1991年
- b 盛岡市教育委員会『志波城跡－平成4年度発掘調査概報－』 1993年
- 註6 払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1976』 1977年
- 註7 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1989』 1990年
- 註8 『延喜式』卷第三十四 木工寮
- 註9 文部省『史蹟精査報告 第三 拂田柵跡・城輪柵跡』 1930年 ただし、3回の建て替えではなく、2本1単位の材木塀を南から北へ建て替えたとの認識である。
- 註10 阿部義平「古代の城柵跡について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第1集 国立歴史民俗博物館 1982年
- 註11 岩手県教育委員会『陸奥国徳丹城』 1972年
- 註12 註5 b 文献。
- 註13 註2に述べたように、多賀城第Ⅲ期の外郭東門では南北から直線的に造られた築地塀が門の方向に直角に曲折し、その屈折点に櫓状建物が付設される。これは門を正面から見た場合、払田柵における外郭線の門と同様の効果を合わせ持っていると考えられ、両者には年代、形態、機能の上で共通性がある。
- 註14 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査事務所年報1988』 1989年 この報告以降に使用。
- 註15 この土器の製作年代を8世紀第4四半期とする見解もある（利部 修「竹原窯跡の須恵器編年」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第7号 1992年）。
- 註16 平川 南「第7章 ホイド清水出土の木簡」『払田柵跡調査事務所年報1983』 1984年
- 註17 高橋 崇「再び「払田柵」出土木簡について」『アルテス・リベラレス』第35号 1984年
- 註18 新しいものでは、工藤雅樹『蝦夷と東北古代史』 1998年
- 註19 新野直吉・船木義勝『払田柵の研究』 1990年
- 註20 『払田柵跡I－政序跡－』ではS I 331・332・571堅穴住居は盛土整地地業や政序建物の造営工事に携わった工人のものと推定している。
- 註21 a 註4b文献。
- b 秋田城跡調査事務所『秋田城跡 平成二年度秋田城跡発掘調査概報』 1991年
- c 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1992年
- 註22 上田三平『指定史蹟拂田柵跡』 1931年

また、新野直吉氏は「8世紀前半に横手盆地にたどり着き、雄物川河口を確保した国衙側が雄勝城などの前哨拠点を配し、小哨を置き、時として前哨中隊を駐屯させるようなことは、あったに違いない。したがってその時期の遺物も当然この遺跡には残されていることになる。」と述べている（新野直吉『古代東北史の基本的研究』 1986年）。鈴木拓也氏はこれらの遺物を第1次雄勝城から移転先の第2次雄勝城たる払田柵に持ち込まれたものと解している（鈴木拓也『古代東北の支配構造』 1998年）。

註23 『類聚国史』天長七年正月二十八日条

秋田大学工学資源学部の福留高明氏は地震活動を研究する立場から、霸別河の氾濫を遠隔地ではなく秋田城に近接した場所に求める（福留高明「古代秋田城下の大地震」『出羽路』第119号 1997年）。

註24 『日本文徳天皇実録』卷二 嘉祥三年十月十六日条

註25 『日本文徳天皇実録』卷二 嘉祥三年十一月二十三日条

註26 『日本三代実録』卷五十 仁和三年五月二十日条

註27 白鳥良一「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要VII』 1980年

註28 秋田県教育委員会・払田柵跡調査事務所『払田柵跡I - 政府跡 - 』 1985年

註29 伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究』第7号 1997年

註30 日野 久「秋田県・秋田城」『古代官衙の終末をめぐる諸問題－追加資料報告集－』 1994年

註31 a 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政府跡 本文編』 1982年

b 桑原滋郎「第四節 多賀城と東北の城柵」『多賀城市史』第1巻 原始・古代・中世 1997年

註32 後藤寅外「拂田柵跡の検討梗概」『高梨村郷土沿革紀』 1940年

註33 註22文献。

註34 註10文献。

註35 註19文献。

註36 桑原滋郎「東北城柵のいわゆる柵木について」『伊東信雄先生追悼 考古学古代史論叢』 1990年

註37 払田柵跡調査事務所年報1975『払田柵跡－昭和50年度発掘調査概要－』 1976年

註38 註21文献。

註39 外郭線区画施設の外に建物群がある例に郡山II期官衙がある。櫓状建物を伴う材木塀と大溝からなる区画施設の南側に、官人の居宅と考えられる四面廂付建物や官衙関連施設が配置されている。木村浩二・長島栄一「郡山遺跡II期官衙の様相」『第23回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1997年

註40 河川敷の存在によって、現在確認されている官衙域が南方に広く展開することはあり得ず、丘陵裾部の狭い範囲に限られるであろう。外郭南門東方の官衙域は既にその東の限界もおおよそ判明している。

註41 註28文献。

註42 八木光則・似内啓邦「志波城跡の調査と整備」『日本歴史』第554号 1994年

註43 註7文献。

註44 外柵の存在理由を明確に述べているのは熊田亮介氏である。氏は「第三次胆沢侵攻戦の結果を踏まえて新たな第四次侵攻戦が計画され、陸奥国では胆沢・志波城の造営が行われるなど、侵攻戦に備えた準備が進められた。それに伴い出羽国でもそれを支援し、あるいは侵攻戦の波及に備える拠点として払田柵跡の造営が行われた。延暦二〇年（801）から延暦二一年（802）に掛けてのことであろう。払田柵跡が二重の区画施設を有して志波城と並ぶ東北最大級の規模をもち、柵の内部に河川を取り込んで造営されているのは、大量の人員と物資の輸送・集中・集積を予定したことであろう」と述べている（熊田亮介「雄勝城と払田柵跡」『あきた史記 歴史論考集4』 1997年）。他に「秋田城と秋田郡」『秋田市史研究』第4号

第V章 考 察

- 1995年、「蝦夷と北の城柵」『古代王権と交流3 越と古代の北陸』 1996年 でも同様の見解である。
- 註45 山中 章「桓武朝の社会」『考古学ジャーナル』第399号 1996年
- 註46 北 啓太「桓武天皇はなぜ蝦夷にこだわったか」『新視点 日本の歴史』第3巻 古代編II 1993年
- 註47 註19文献。
- 註48 a 註21 b 文献。
- b 註30文献。
- c 小松正夫・松下秀博「文化財レポート 史跡秋田城跡の最近の発掘調査と整備」『日本歴史』第579号 1996年
- 註49 進藤秋輝「多賀城と遠朝廷」『都城における行政機構の成立と展開』 1997年
- 註50 註31 b 文献。
- 註51 宮城県教育委員会・多賀城跡調査事務所『多賀城跡 政府跡 本文編』 1982年
- 註52 丹羽 茂「多賀城の官衙地域」『第23回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1997年
- 註53 払田柵では、政府か外郭線のどちらか一方が先に廃絶したことを示す明確な材料はない。
- 註54 今泉隆雄「東北の城柵はなぜ設けられたか」『新視点 日本の歴史』第3巻 古代編II 1993年
- 註55 熊谷公男「古代城柵の基本的性格をめぐって」『国史談話会雑誌』第38号 1997年
- 註56 a 山中敏史「律令国家の成立」『岩波講座日本考古学』第6巻 1981年
- b 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』 1994年
- 註57 佐藤 信「宮都・国府・郡家」『岩波講座日本通史』第4巻 古代3 1994年
- 註58 a 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』 1986年
- b 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」『北日本中世史の研究』 1990年
- c 今泉隆雄「律令国家とエミシ」『新版古代の日本』第9巻 東北・北海道 1992年
- 註59 註54文献。
- 註60 平川 南「古代の城柵に関する試論」『原始古代社会研究』第4巻 1978年
- 註61 佐藤宗諱「日本古代の“城”についての覚え書き」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集 1986年
- 註62 註55文献。
- 註63 a 八木光則「志波城跡の構造と特質」『志波城跡I』 1981年
- b 阿部義平「徳丹城とその施釉瓦について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第6集 1985年
- 註64 熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」『東北学院大学東北文化研究所紀要』 第24号 1992年
- 註65 a 熊田亮介「蝦夷と古代国家」『日本史研究』第356号 1992年
- b 熊田亮介「古代国家と蝦夷・隼人」『岩波講座日本通史』第4巻 古代3 1994年
- 註66 外郭面積は約163,000m²である。阿部義平氏によれば、城柵の規模は大・中・小に3分類され、払田柵は郡山遺跡、徳丹城と並んで小の部類に入る（註63 b 文献）。
- 註67 斎藤利男「蝦夷社会の交流と「エゾ」世界への変容」『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』 1996年
- 註68 遠藤 嶽「「北の押え」の系譜」『アジアのなかの日本史II 外交と戦争』 1992年

第VI章 結 語

払田柵の材木塀が再び地上にその姿を現したのは1902年のことである。それから既におよそ100年の歳月が経過した。その後、材木の規則性や刻書の存在に着目し、これを初めて古代の城柵と考えた後藤宙外や、藤井東一のボーリング探査、文部省嘱託上田三平の発掘調査によって規模と構造が明らかにされ、払田柵跡は広く世間に知られるようになった。

上田三平の調査は、外郭北門とそれに連なる材木塀のほか、外柵4門と外柵材木塀が主で、遺跡の全体図も作成されたから、払田柵跡の発見と調査は区画施設から開始されたと言ってよい。

秋田県教育委員会が現地に調査事務所を設置したのは1974年4月のこと、この年の外郭北門の再調査と築地塀の発見から継続的調査が開始された。これが調査事務所による調査の端緒である。調査10年を経過して政庁跡の調査も一段落したことから、1985年にはその成果の集成である正報告『払田柵跡 I—政庁跡—』を刊行した。調査はその後も継続し、外郭東・西門や外郭線の築地塀・材木塀、外柵南門、さらに政庁東方や外郭南門付近の官衙域など、払田柵を構成する主な要素の考古学的調査・検討により、新たな成果が積み重ねられてきた。そのほか材木塀の年輪年代測定や電気探査による河川跡の調査など自然科学的方法によっても大きな成果が得られた。平成10年度までの25年間に発掘調査した面積は42,000m²を越えた。

一方、こうした調査成果に基づき、仙北町による史跡の整備事業も計画的に進展し、ますますその充実度を増している。政庁をはじめ、外柵南門と外柵材木塀、その内部の河川や橋、外郭南門と石塁、南門付近の官衙域、政庁東方の官衙域などで実施した整備事業により、払田柵跡の景観は従来とは一変した。

本書は政庁の外方にある外郭線区画施設と、真山をも含んで囲繞する外柵線の調査成果の集成である。これら区画施設のほか、政庁を中心とする南北線上の遺構、すなわち外柵南部低地にある河川跡、それに架かる橋や大路、外郭南門東西の官衙域、政庁北斜面の遺構、外郭北部低地の道路遺構などを盛り込んだ。それらが区画施設の解明に深く関わっているからである。上田三平らの先駆的業績に、調査事務所がこの25年間に実施した調査による成果を付け加えたのが本報告書で、調査事務所としては2冊の研究成果を刊行することになる。以下に本報告の主な点を列記してまとめたい。

1. 外郭線は築地塀と材木塀からなり、東西南北に八脚門が開く。A・B・C・D 4期の変遷があり、A期には地盤の堅固な丘陵裾部を築地塀、軟弱な低地は材木塀によって区画する。B期には全体が材木塀に変わる。
2. 外郭線の4門は外柵の門と異なり、「八の字形」に内側に入り込んだ位置に造られ、築地塀は直接門に接続しない。この「八の字形」部分は南門が石塁、他は材木塀である。外郭北門は当時において北門と呼称されていた。
3. 外郭線創建時の土器は政庁第I期直前段階の土器と共に通し、9世紀初頭である。
4. 年輪年代測定では外柵と外郭線A期の開始が801年、C期が901年、D期が917+α年である。外

郭線B期の開始は嘉祥3（850）年頃と推定される。外郭線と外柵は同時に創建された。

5. 外郭線にはA期から櫓状建物、柱列が付設されている。北部の材木塀には北側に幅約5mの溝が平行している。内側には材木塀からの転用材による木道がC期から設置される。
6. 材木塀の材木は全長4.6mあり、地下部分が1m、地上高3.6mである。材木塀の上端から1ないし1.2mの位置に幅30の貫穴を設け、貫を通して横方向に連結固定していた。築地塀は材木塀と連続するので、築地塀の高さも3.6mに近いと推定される。
7. 外郭線は政庁とともに城柵にとって不可欠の施設として修復を重ねて維持され続けた。
8. 外郭北部の低地には建物はほとんど存在しない。外郭北門と政庁との間には道路遺構がある。
9. 外柵は東西1,370m、南北780m、総延長3,700m、面積878,000m²の規模がある。
10. 外柵には櫓状建物や溝は伴わない。外柵は外郭線と同時に建造されたが、建て替えがないことや、布堀り溝を覆う河川の砂利層や土器などの存在によって、9世紀後半の内には地上部分が失われていたと推定される。
11. 電気探査と発掘調査により、外柵南部低地での河川敷の範囲が明らかとなった。河川敷は南北最大幅が約250m、川幅は6～7mで、外柵材木塀と河川が交差する位置には材木塀に開口部がある。外柵南門と外郭南門の間の大路は幅12m以内で、その間に長さ17m、橋脚幅3.3mの橋が設けられている。
12. 外柵によって囲まれる低地では外柵西門の内側に9世紀前葉の堅穴住居跡が1軒あるだけで、古代の建物は検出されていない。
13. 政庁に近い、外郭南門の東方には9世紀初頭からの官衙域、外郭南門南西に10世紀に入ってからの官衙域がある。
14. 払田柵の創建は9世紀初頭、終末は10世紀後半である。

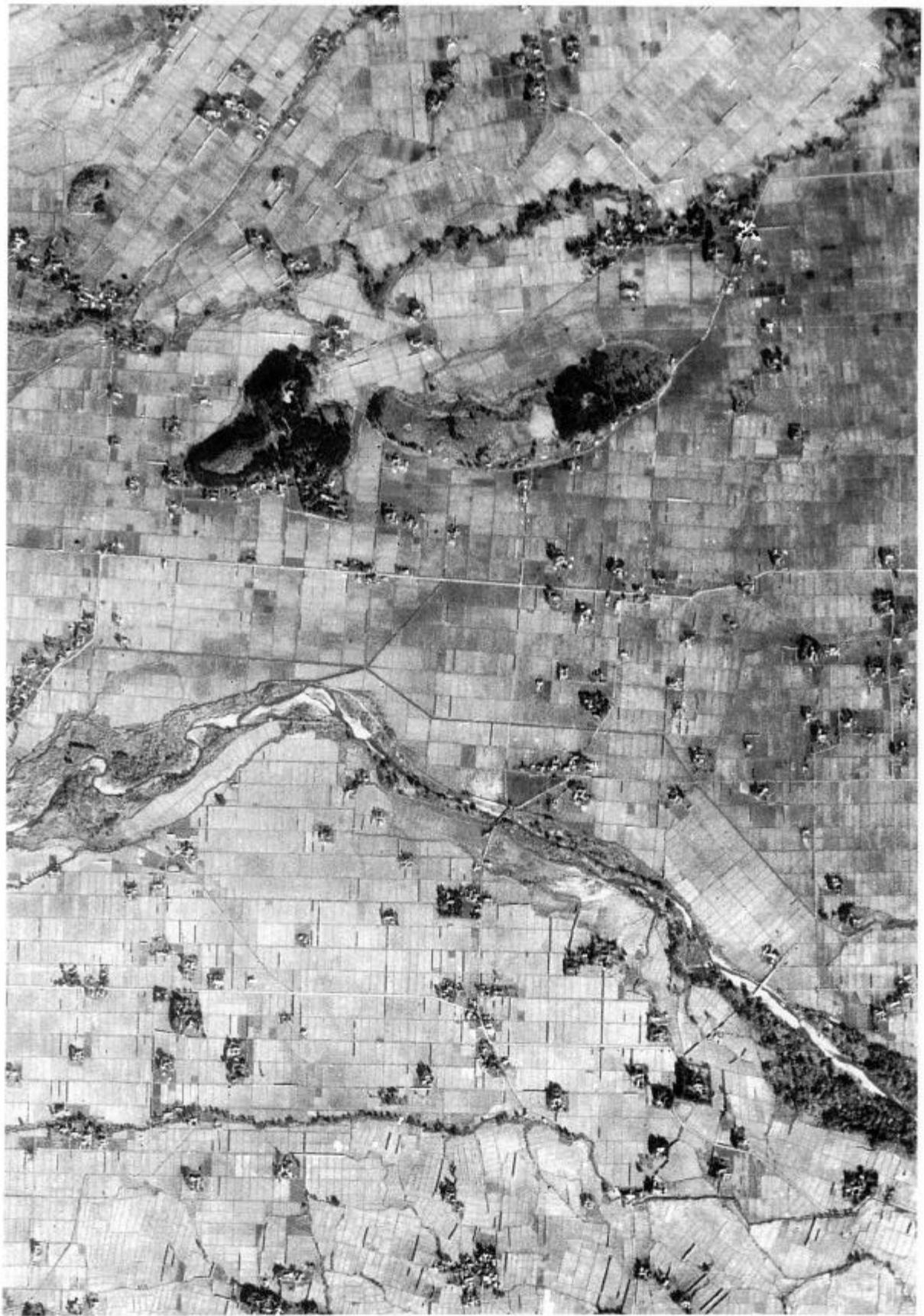
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

所長 三浦 隆一

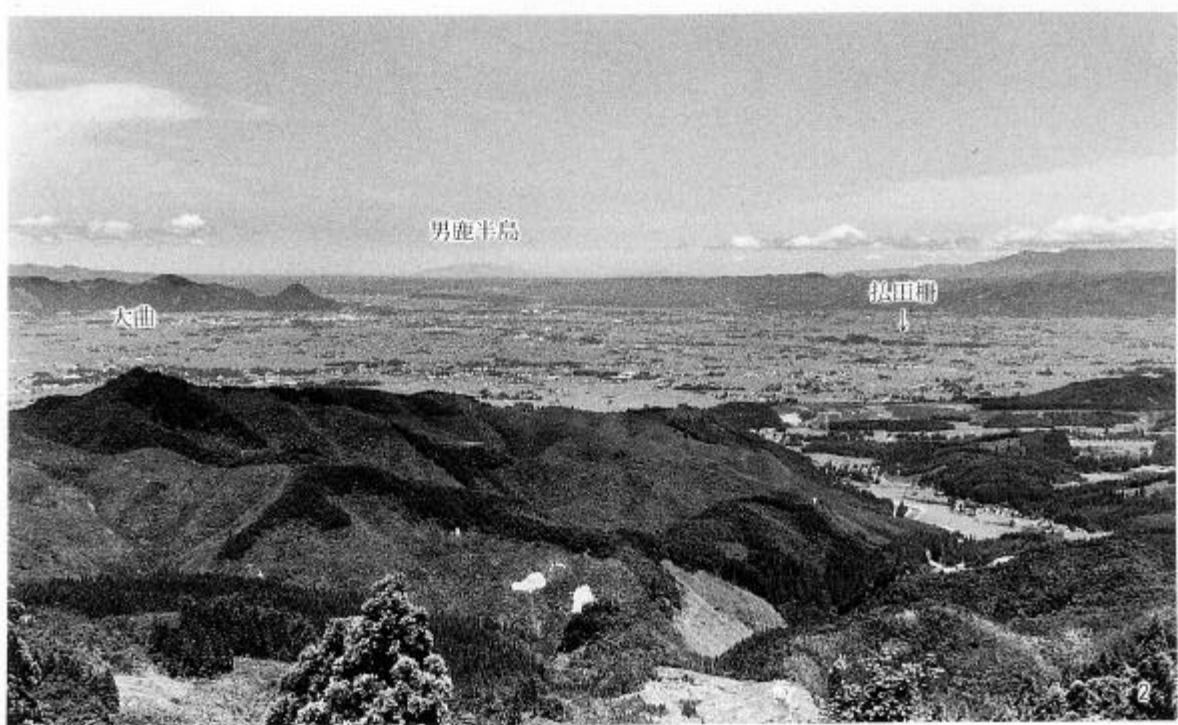


払田棚跡全景 西から 1983年撮影

図版2



払田柵跡全景 1947年11月1日撮影



1 扱田柵跡全景 1994年4月18日撮影

2 扱田柵跡遠景 南東から

図版4



1. 2 整備された払田縄跡 1998年10月13日撮影

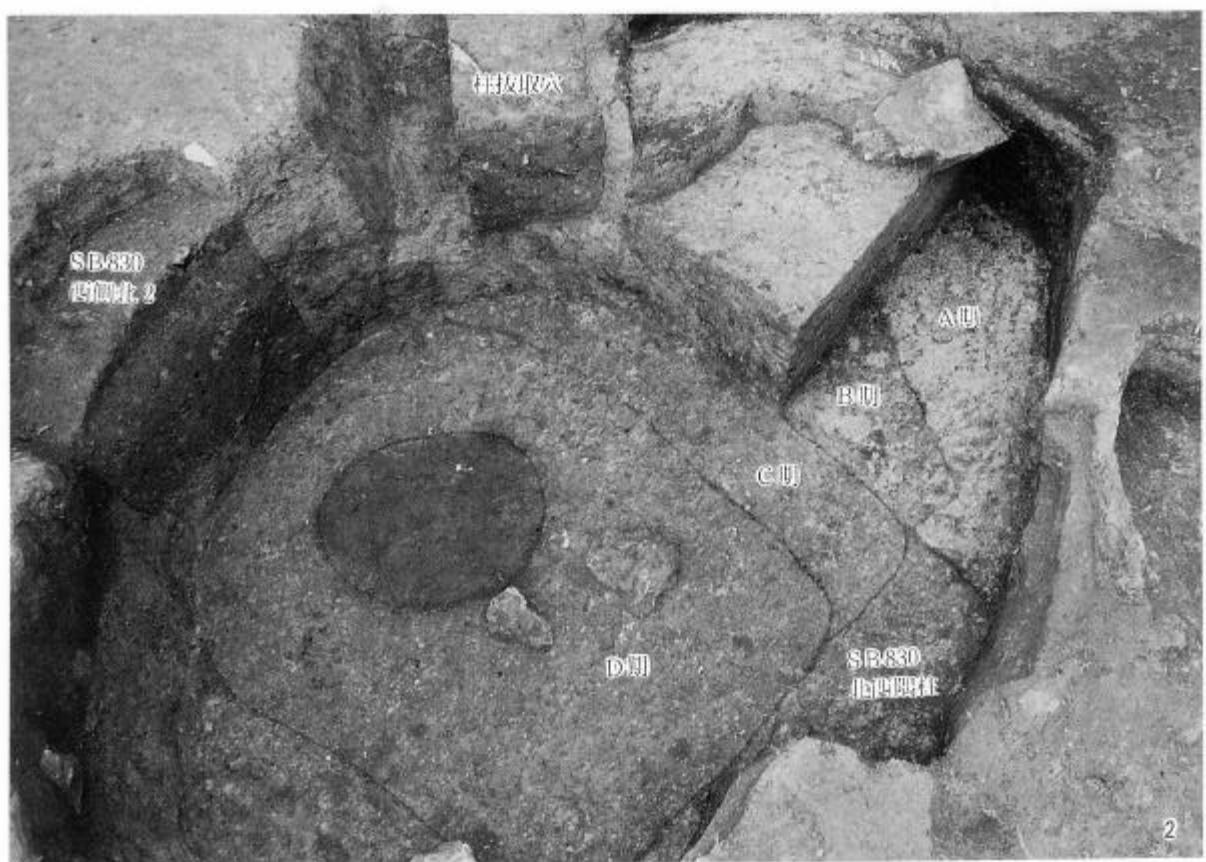


1 外郭東門と北東部築地塀 北から 2 外郭東門 北東から

図版6



1



2

1 外郭東門 東から 2 外郭東門西側柱列北2柱とSB830との重複状況 北東から



1 外郭西門 南西から 2 同 西から

図版 8



1 外郭西門 南から 2 同 南東から



1



2

1 外郭西門西側柱列北 3 柱 北東から 2 外郭西門東側柱列北 3 柱 北から

図版10

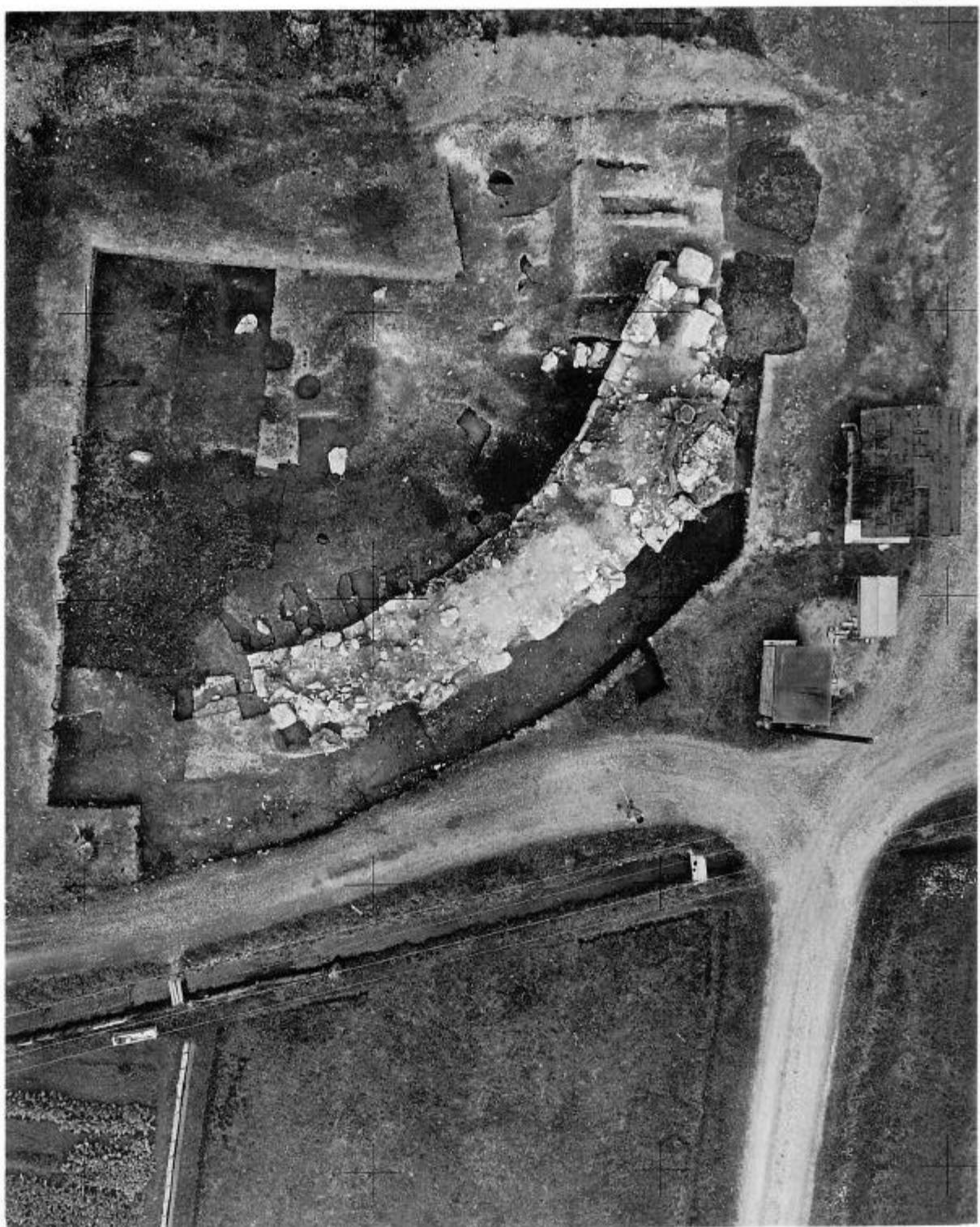


1



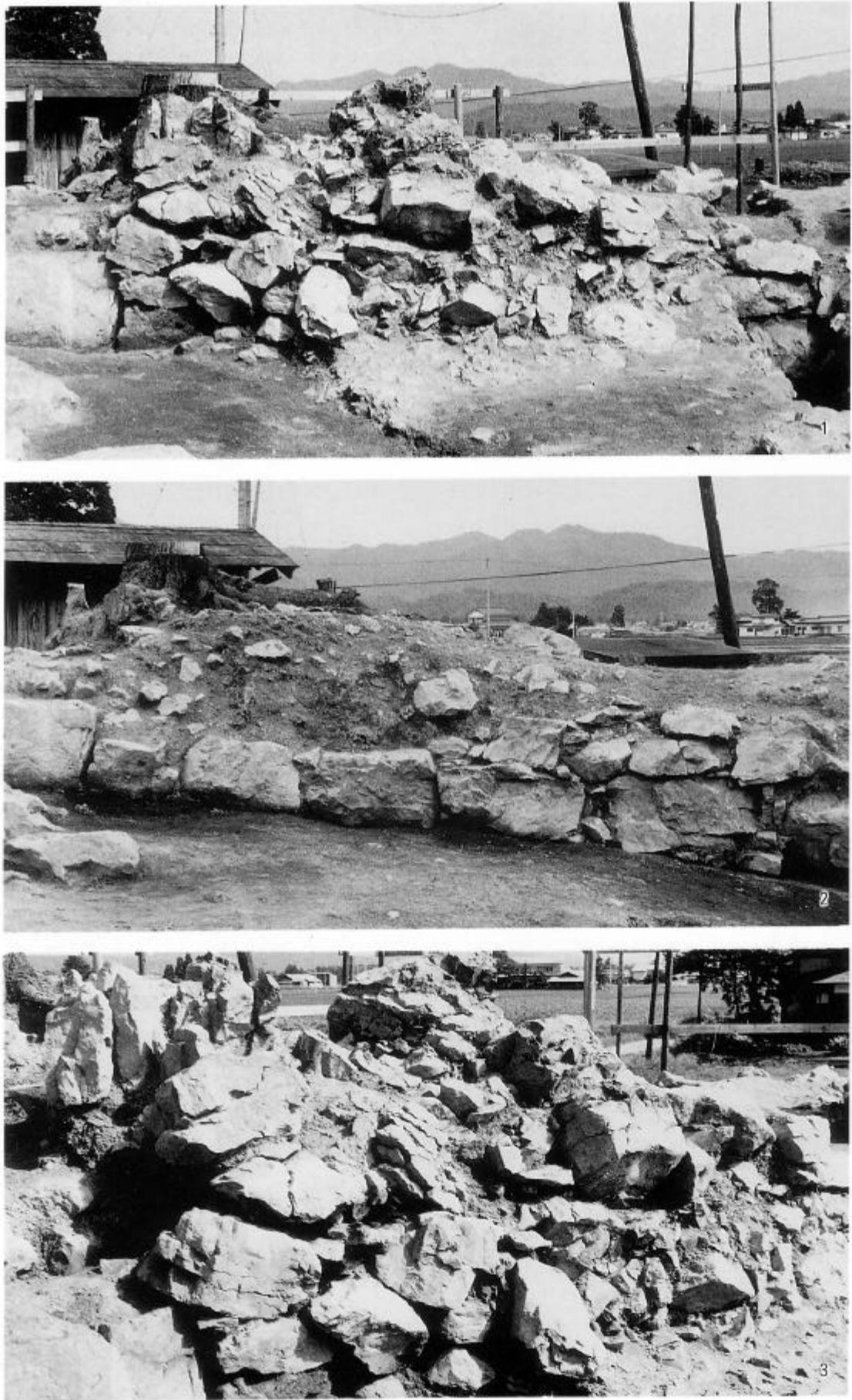
2

1 外郭南門 北から 2 同 東から



西側石塁全景

図版12



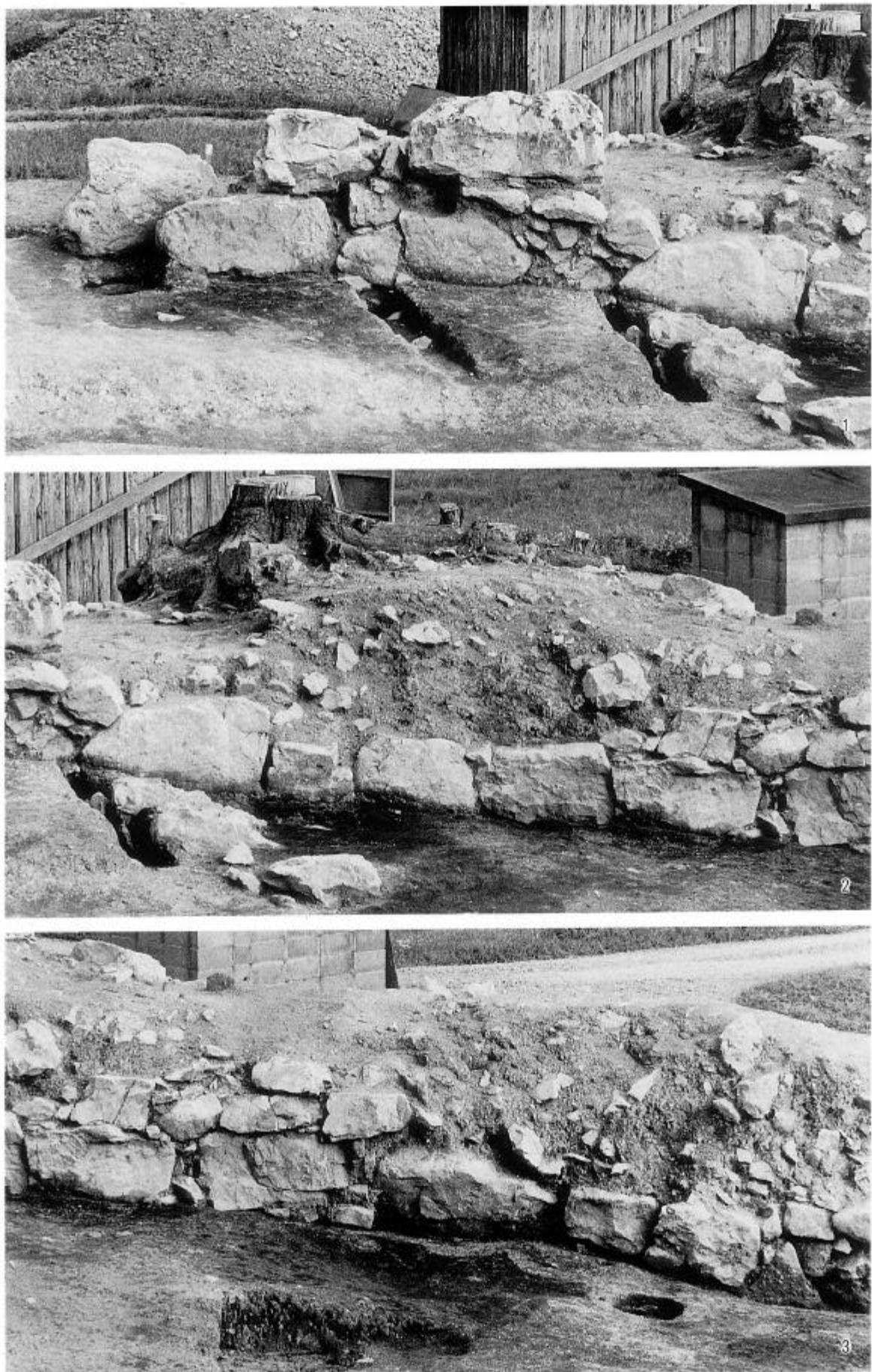
1 SF 690 B北西辺北部 西から
3 SF 690 B北西辺北部 北西から

2 SF 690 A北西辺北部 西から



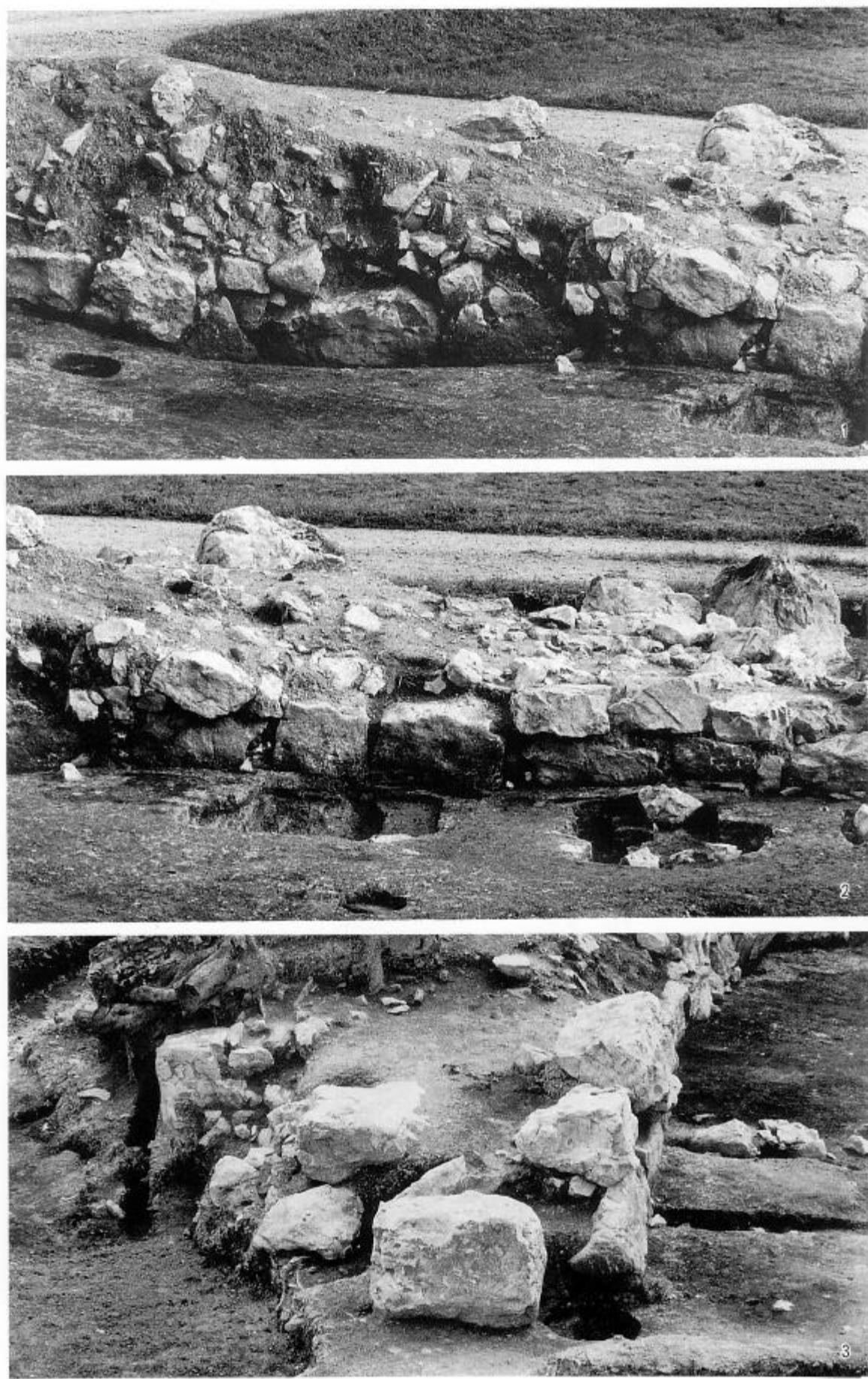
1 S F 690 B 北西辺南部 北から
2 S F 690 A 北西辺南部 北から
3 S F 690 B 北西辺南部 北東から

図版14



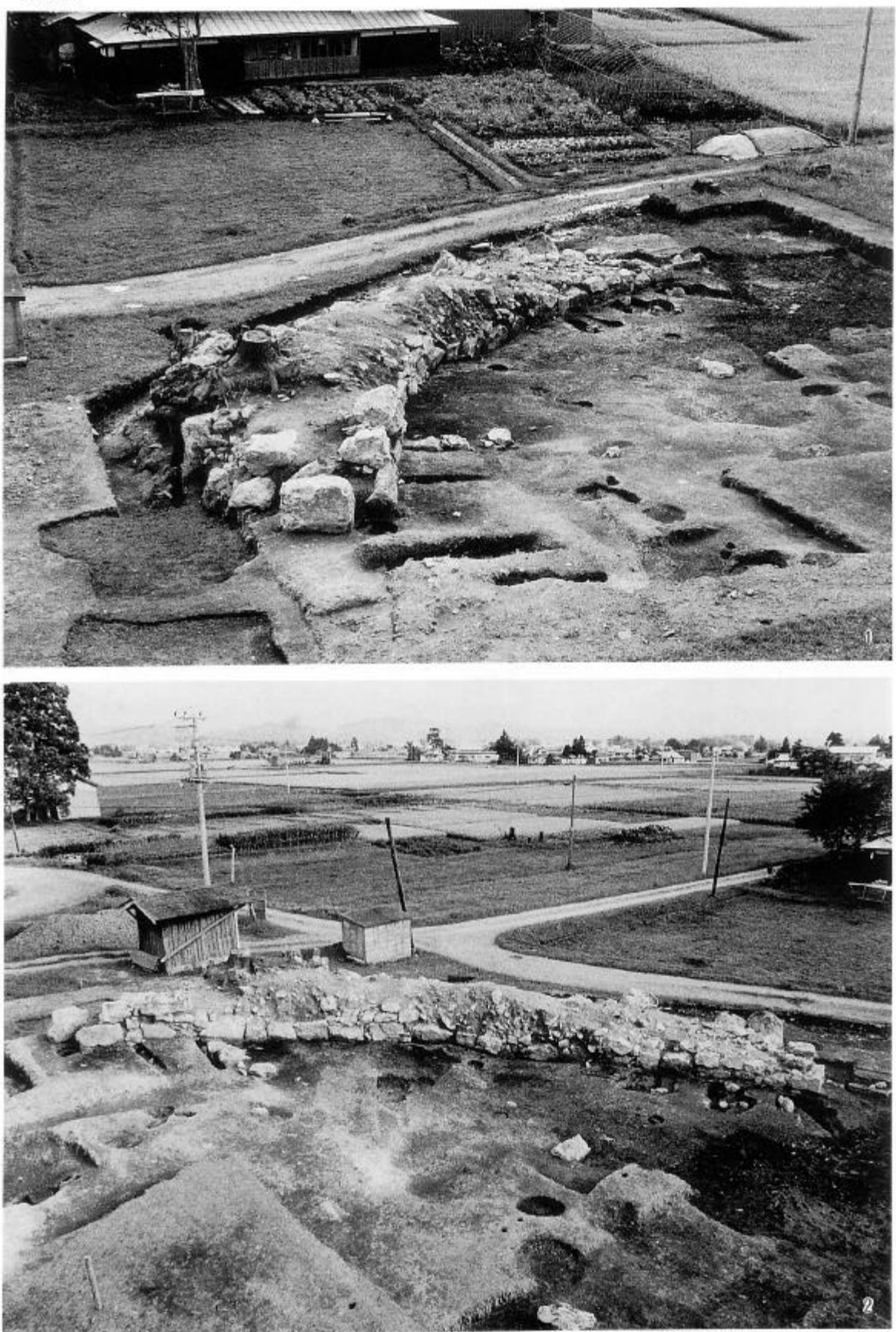
1 SF 690 A北西辺 1 西から 2 SF 690 A北西辺 2 西から

3 SF 690 A北西辺 3 北西から



1 SF 690 A 北西辺 4 2 SF 690 A 北西辺 5 3 SF 690 A 北辺

図版16



1 SF 690A 全景 北から 2 同 北西から



1



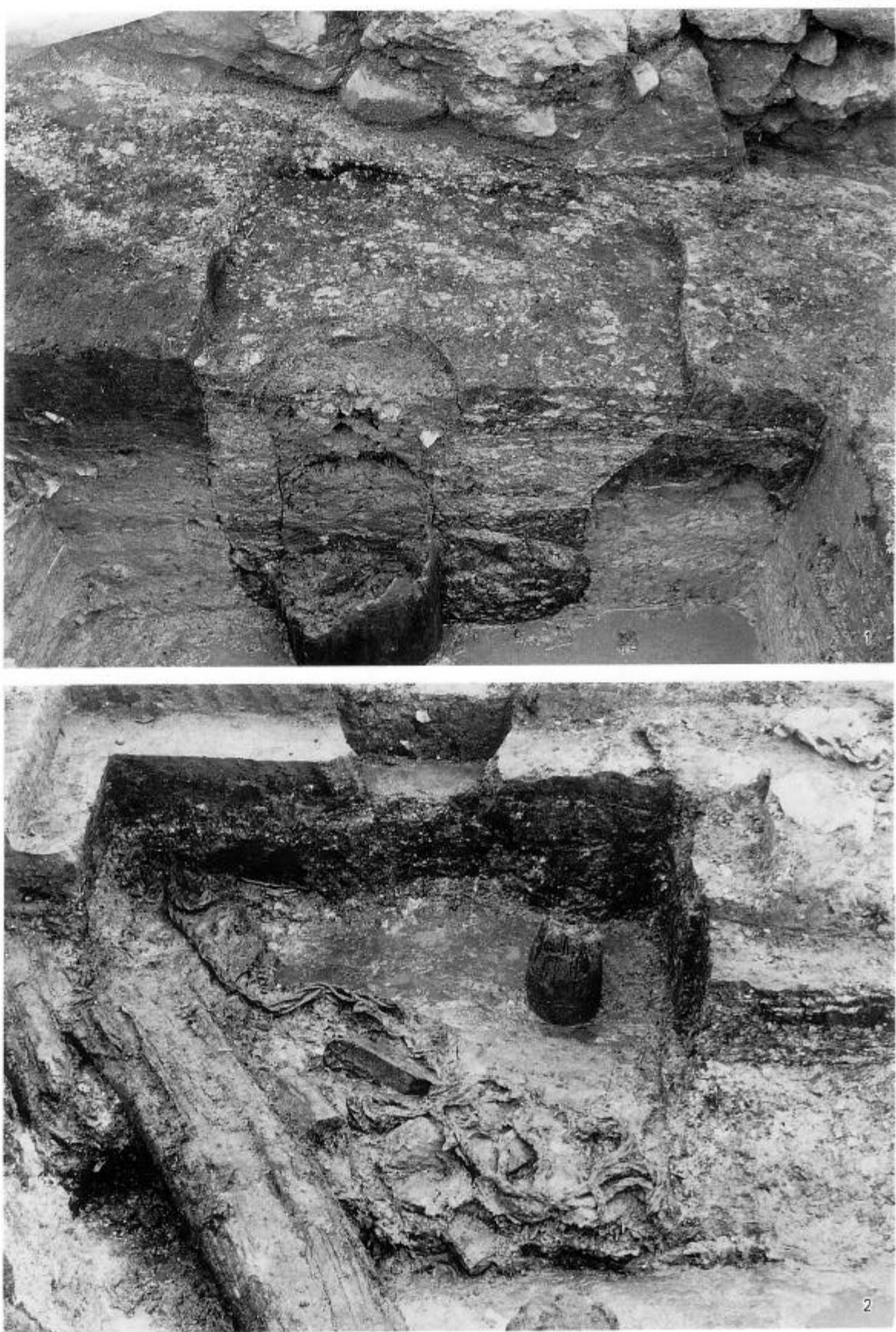
2

1 SF690・SD799 西から 2 SF690・SB800 北から

図版18

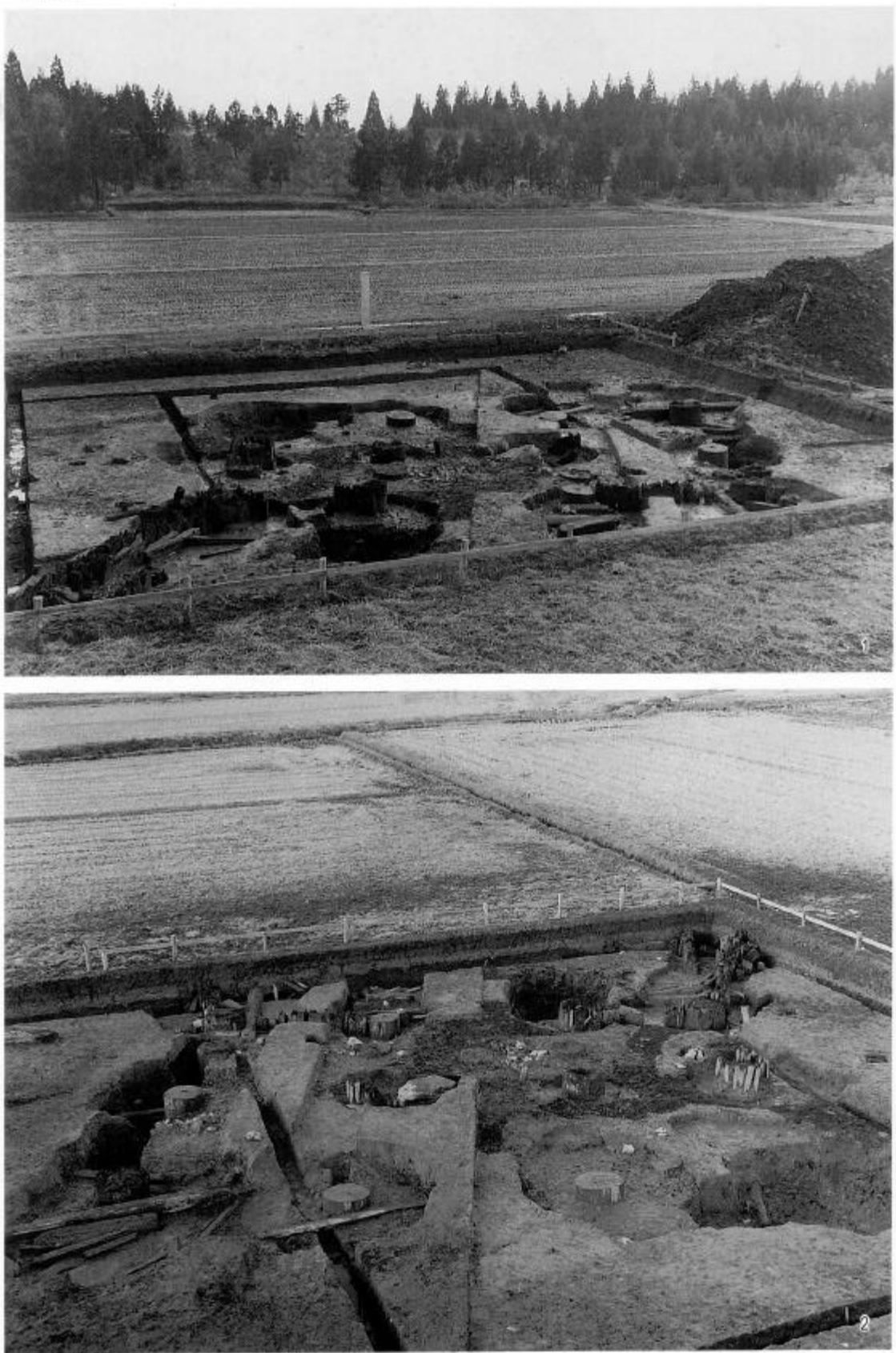


1 SF 690東辺北部 南東から 2 SF 690中央部断面 南西から



1 SA801東端の柱 北から 2 SX687 西から

図版20



1 外郭北門 北から 2 同 南から



1



2

1 外郭北門西半部 南から 2 外郭北門北側西2柱 北から

図版22



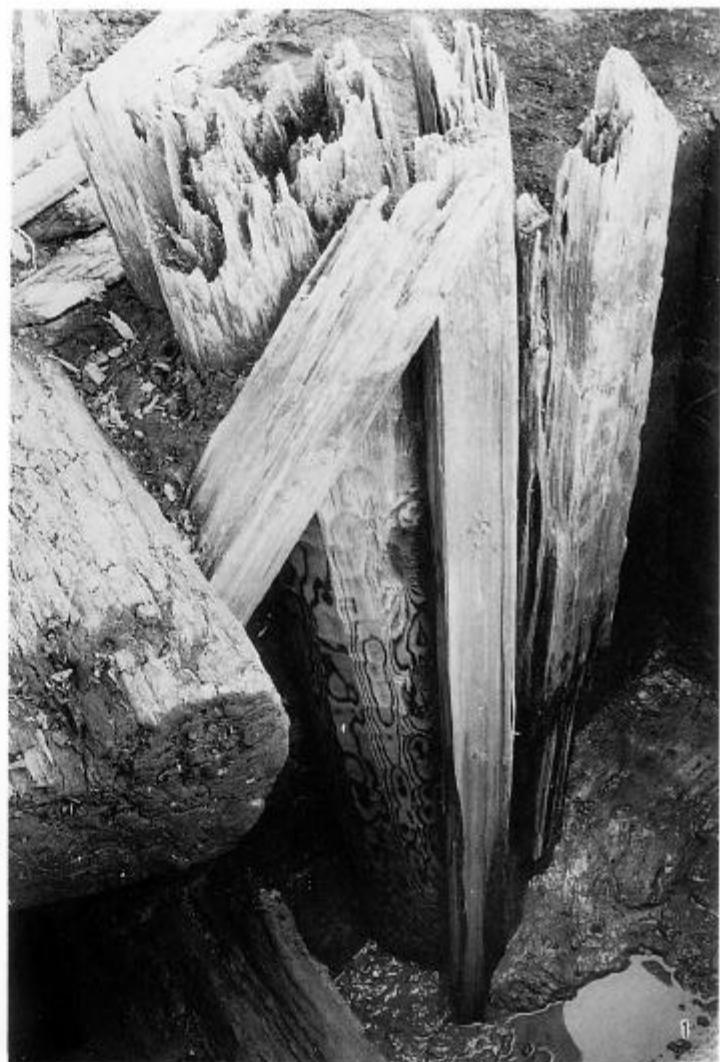
1 外郭北門東方
の楕状建物
北から



2 同
南から



3 材木塀と木道
南西から



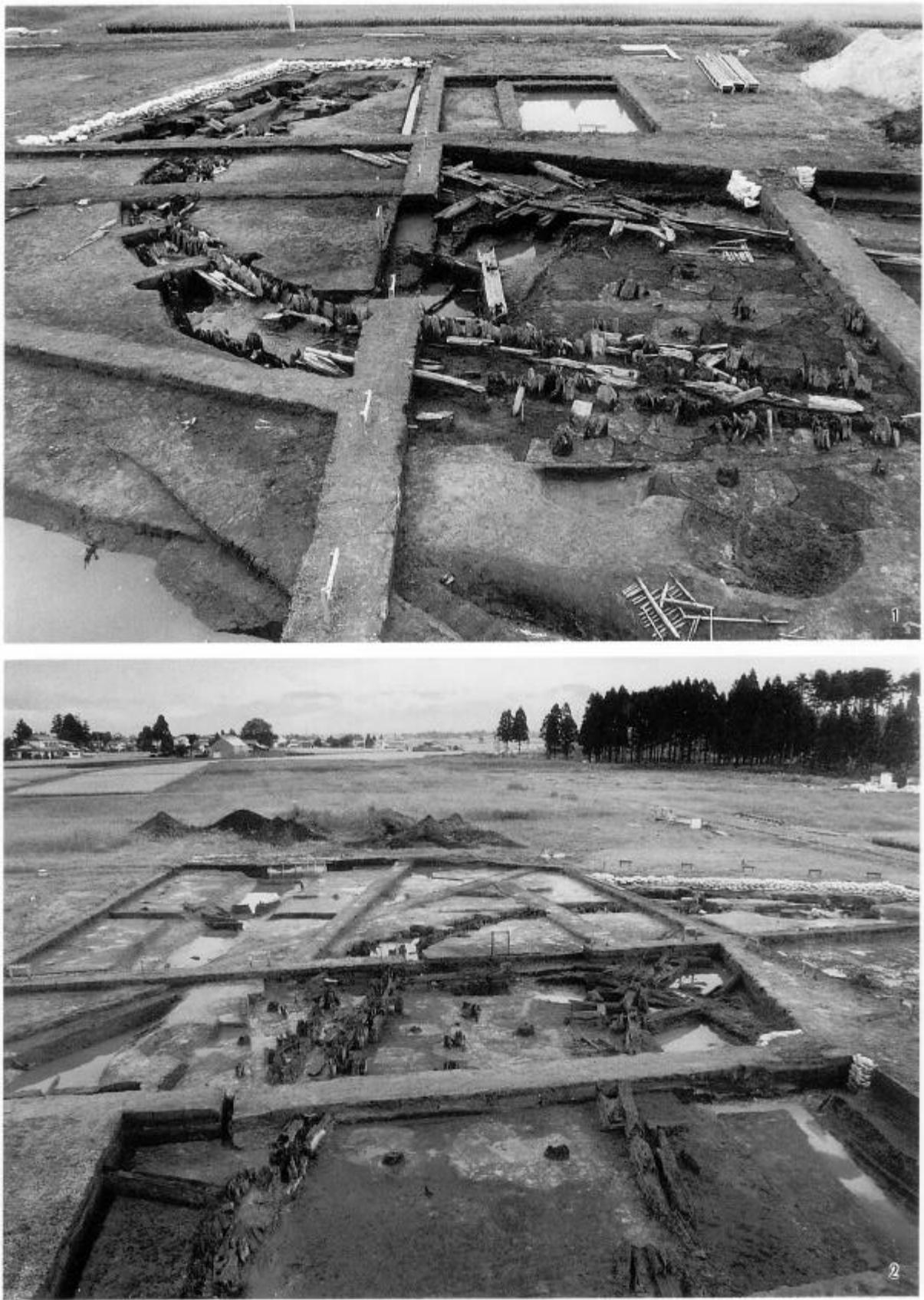
1 SB 1188-A 2
櫓状建物南西隅柱
北西から

2 SB 1188-A 1・2 櫓状建物
北側西2柱 北から



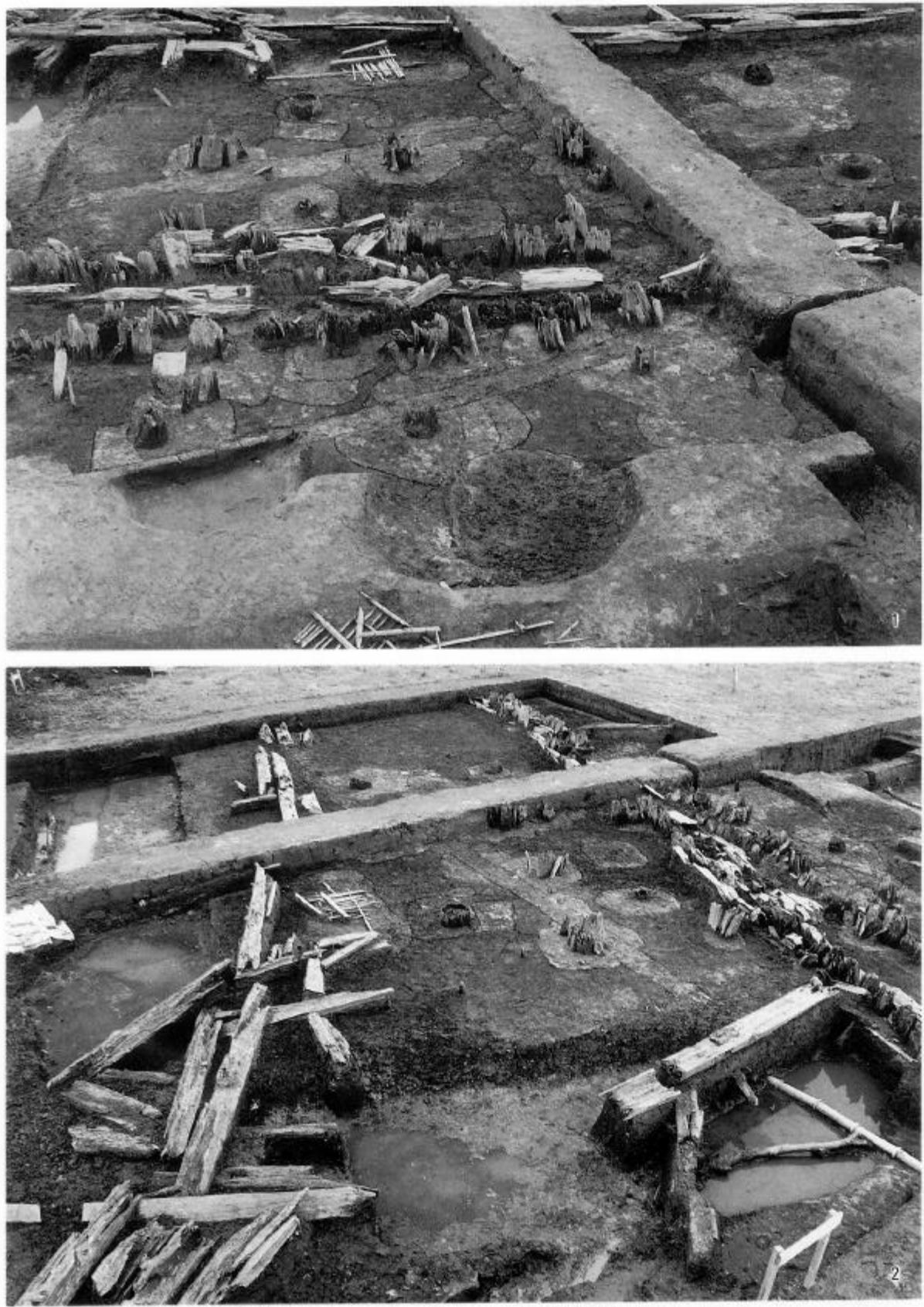
図版24





1 外郭北門西方の材木塀と櫓状建物 北から 2 同 西から

図版26



1 外郭北門北西の櫓状建物 北から 2 同 材木塀・櫓状建物・木道 東から



1 外郭北門北西の材木塀 北から

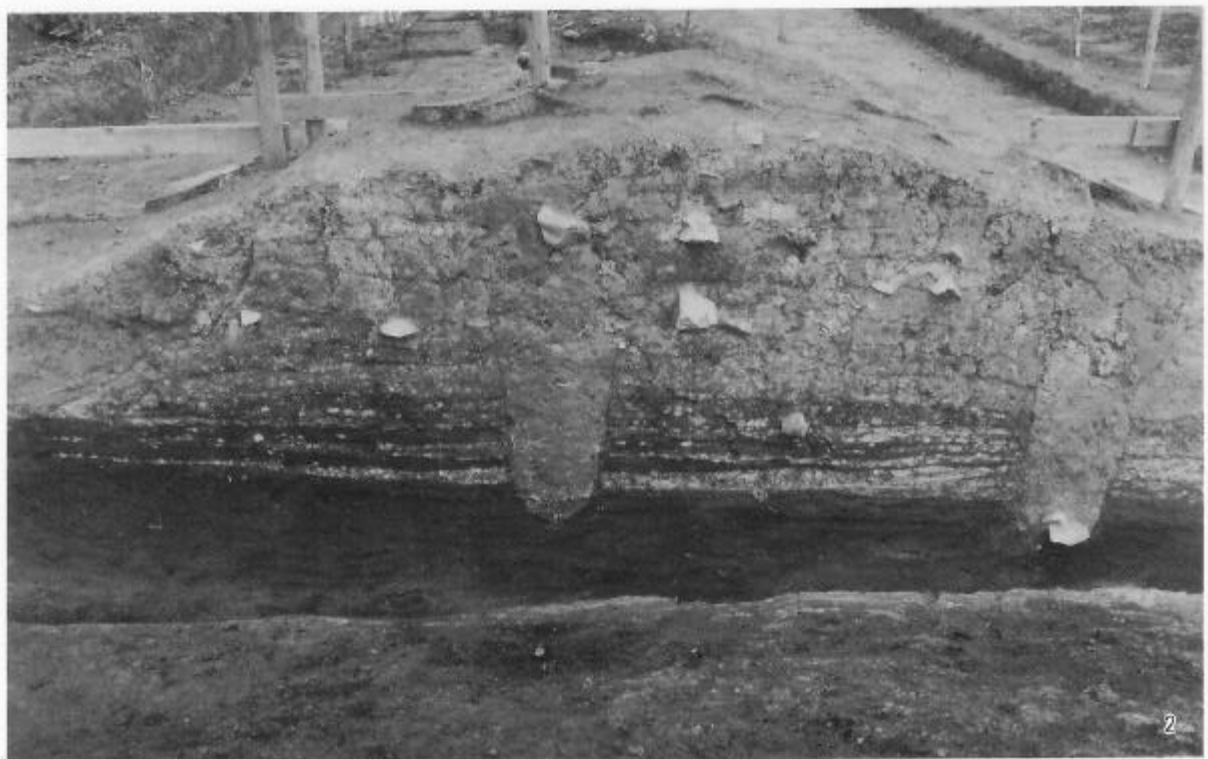
2 外郭北門北西隅柱付近の材木塀 東から



S F 75北東部築地塀 東から



2 S F 75土層断面
東から



図版30



S F 885西部築地堀 北から



S F 885西部築地壠 南から

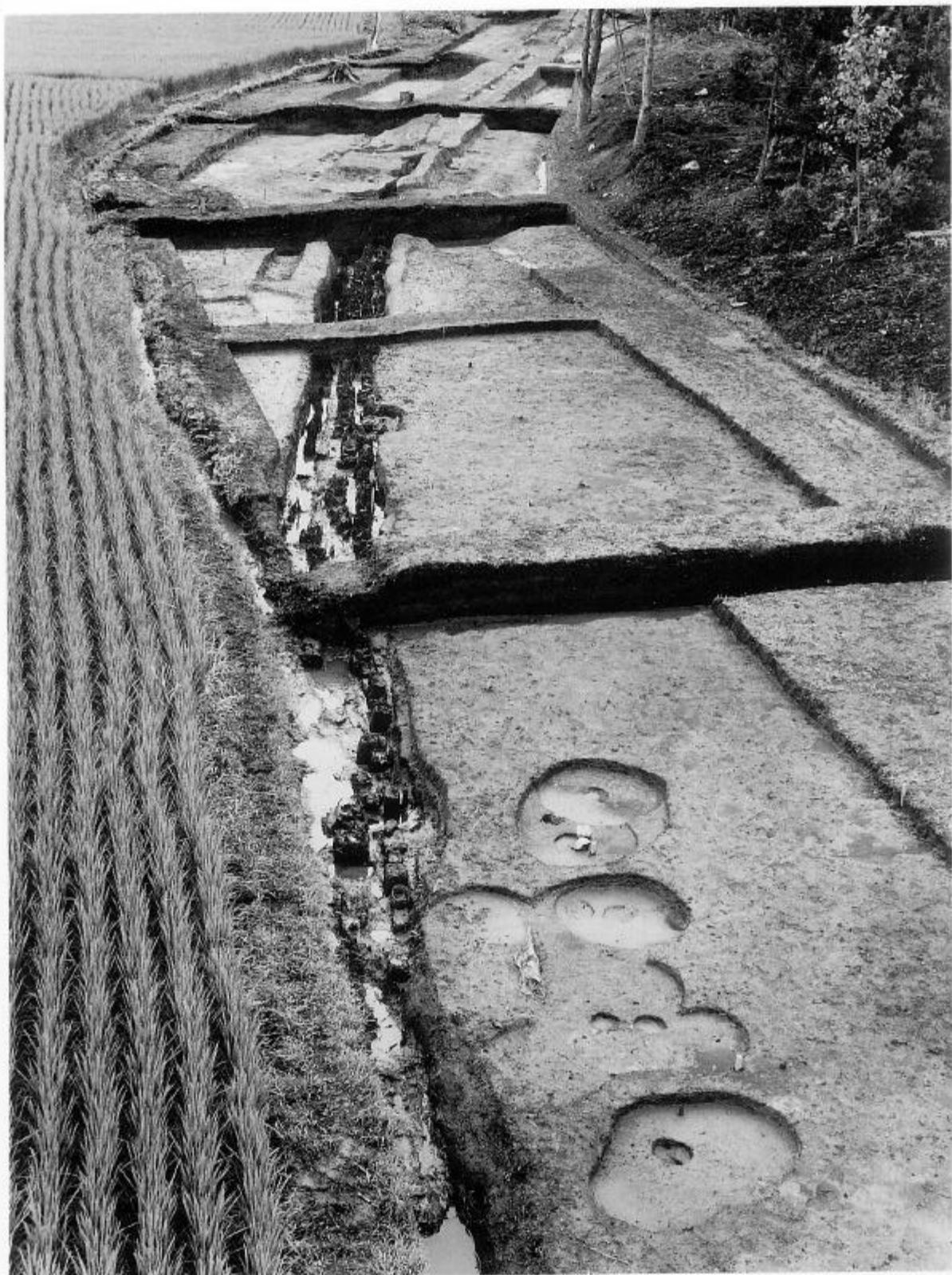
図版32



1 SF885西部築地堀 南西から

2 SD888 北から

3 築地西側の崩壊土 南西から



北東部築地塀と材木塀



1 北東部塩地壠と材木壠の接点 北西から 2 同 北から



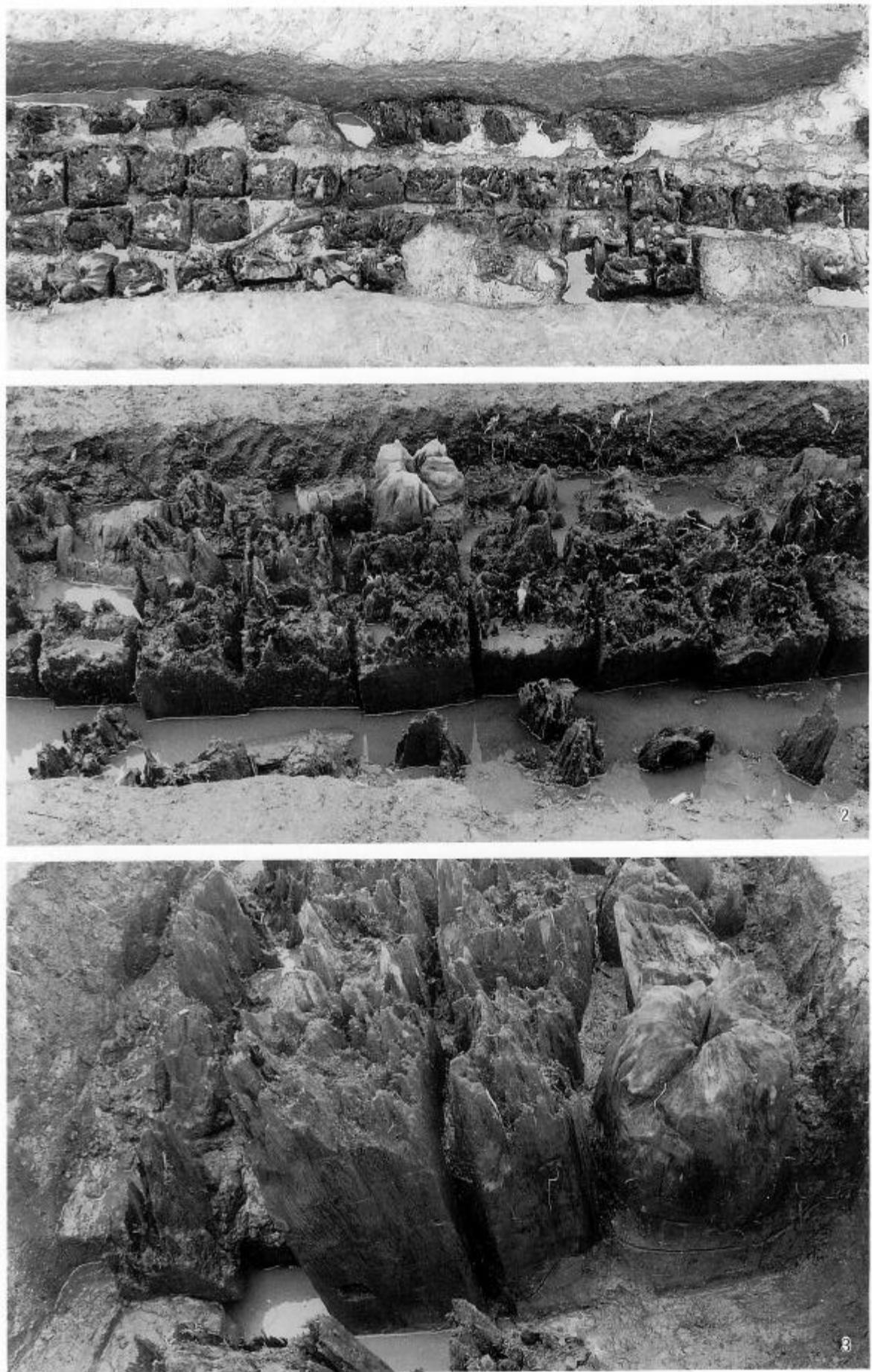


1 外郭線材木堀
西から 右上外郭東門



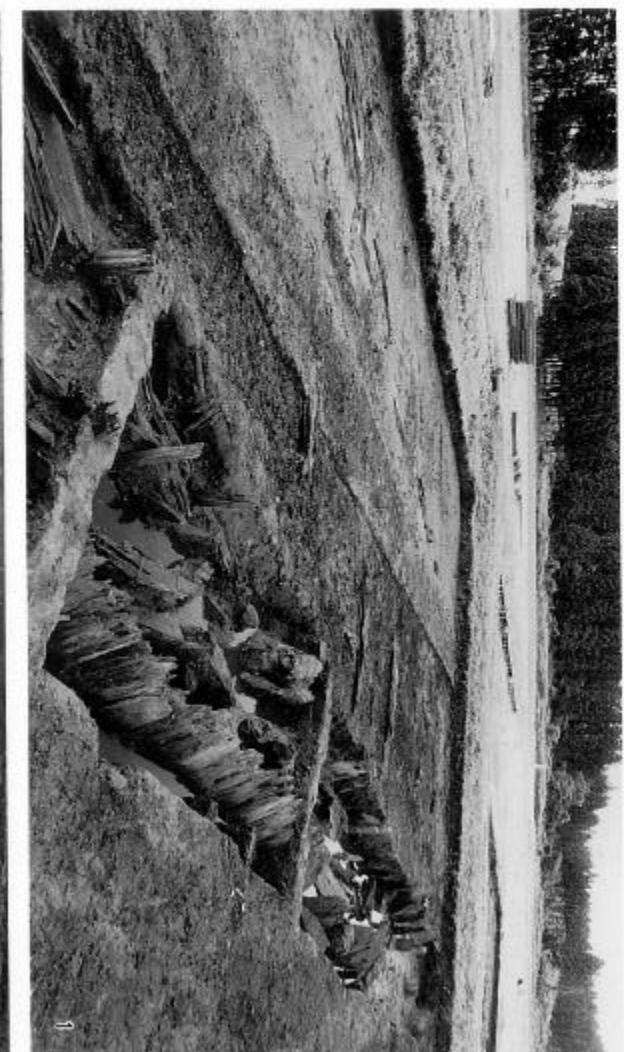
2 同 東から 手前築地堀

図版36



1 4列ある外郭線材木塀 2 同 北から 3 同 断面 西から

1 外郭線材木堀
北東から
左上政庁



2 同 北西から



3 D期材木堀
北西から



図版38



1 A期材木堀
西から



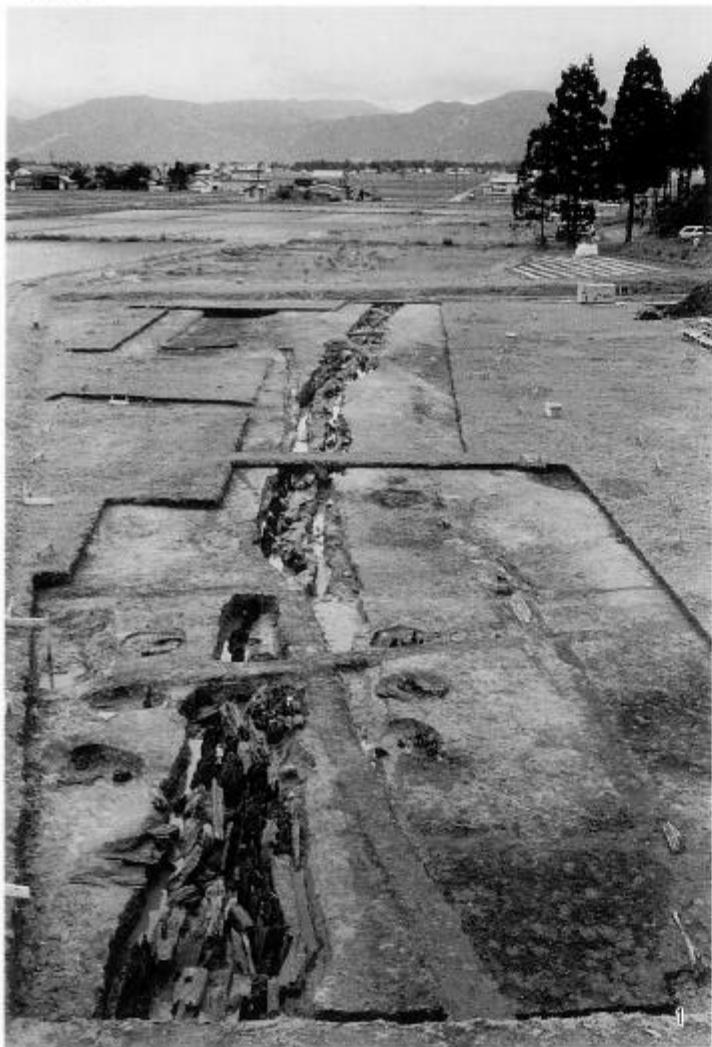
2 材木堀と
SD 1145溝
東から



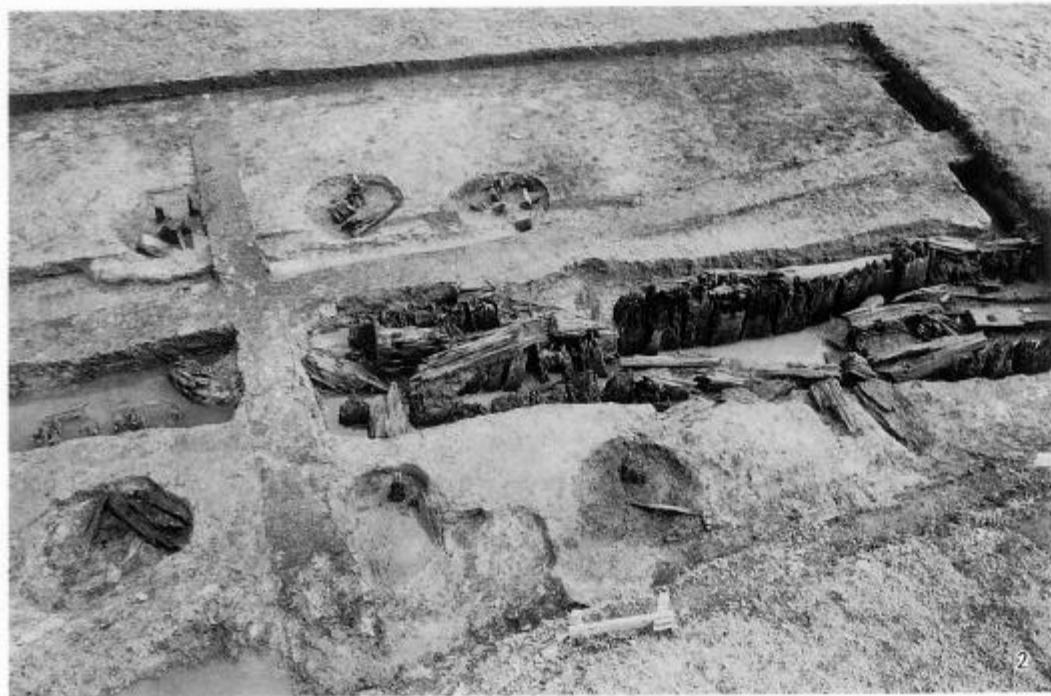
3 同 西から



図版40



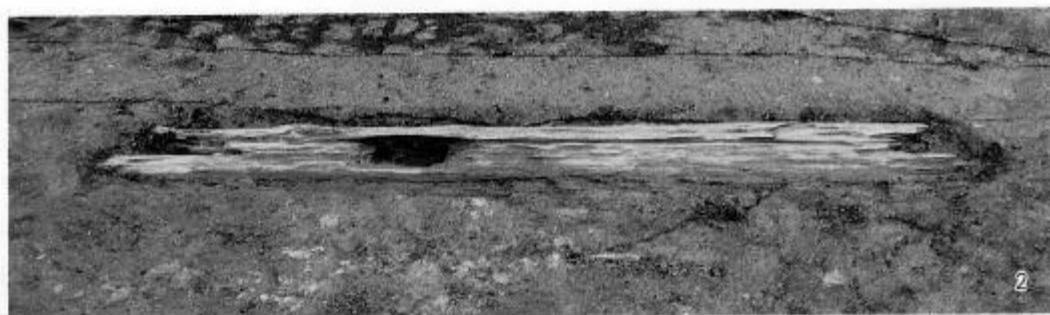
1 S B 1144 檐状建物 西から



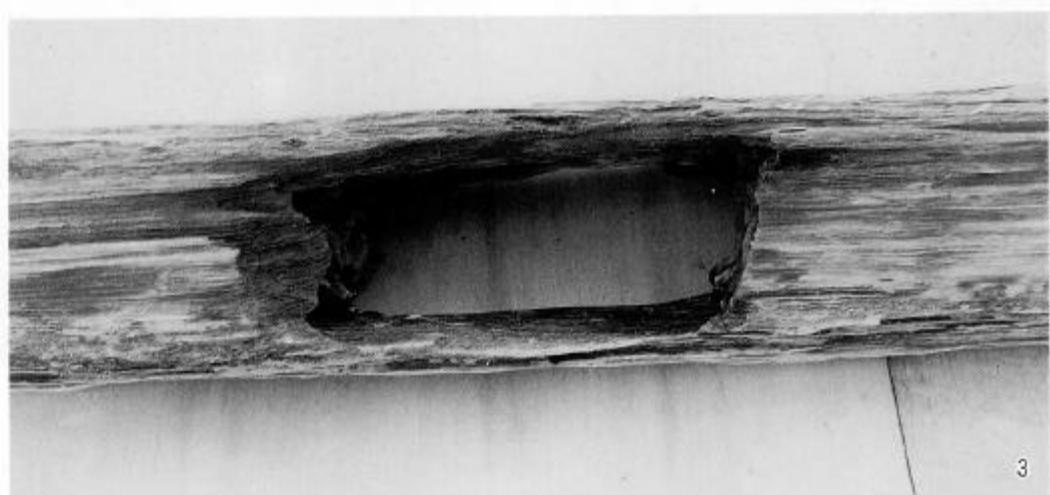
2 同 北から



1 SX1180木道 東から

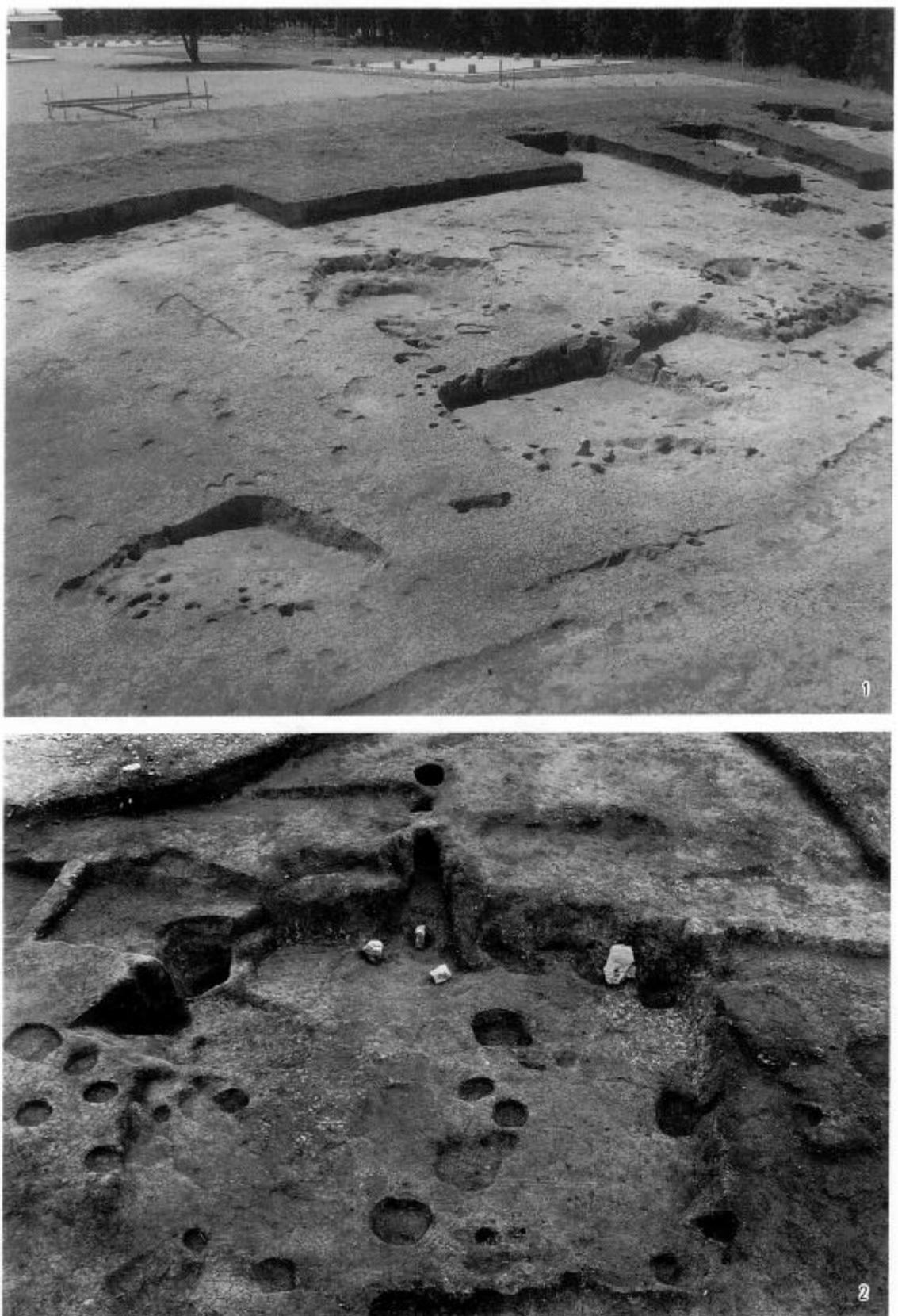


2 貫穴のある
木道転用材



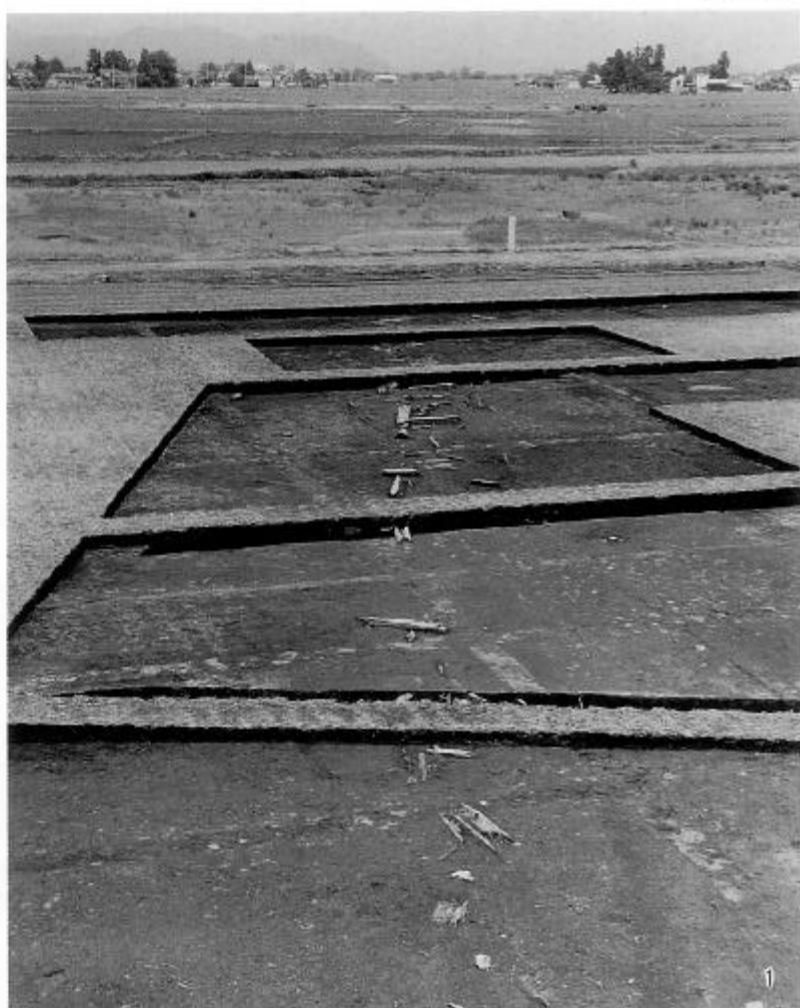
3 貫 穴

図版42

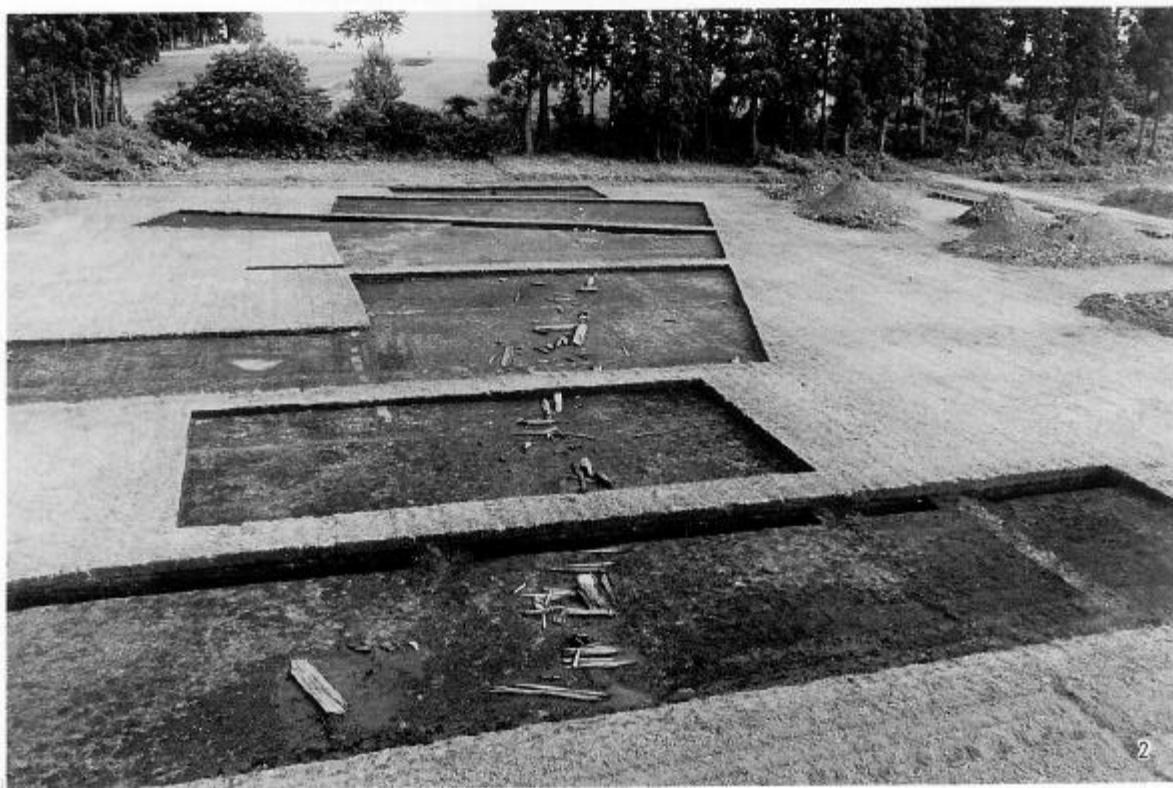


1 政府北斜面の堅穴住居跡 北東から 2 S I 837 北から

1 S M1213道路跡
南から



2 同 北から



図版44



1 外柵南門 南から 2 同 北から



1 外柵南門 東から 2 同 西から



1 外柵南門北側東2柱 2 外柵南門南側東2柱



1 外柵東部材木堀
第88次調査 東から



2 同 南から



1 外柵東部材木堆 第88次調査 東から 2 布掘りの断面 北から



1 布掘り内の角材
第92次調査 西から



2 材木塀の開口部
第92次調査 西から



3 外柵材木塀 第92次調査

図版50

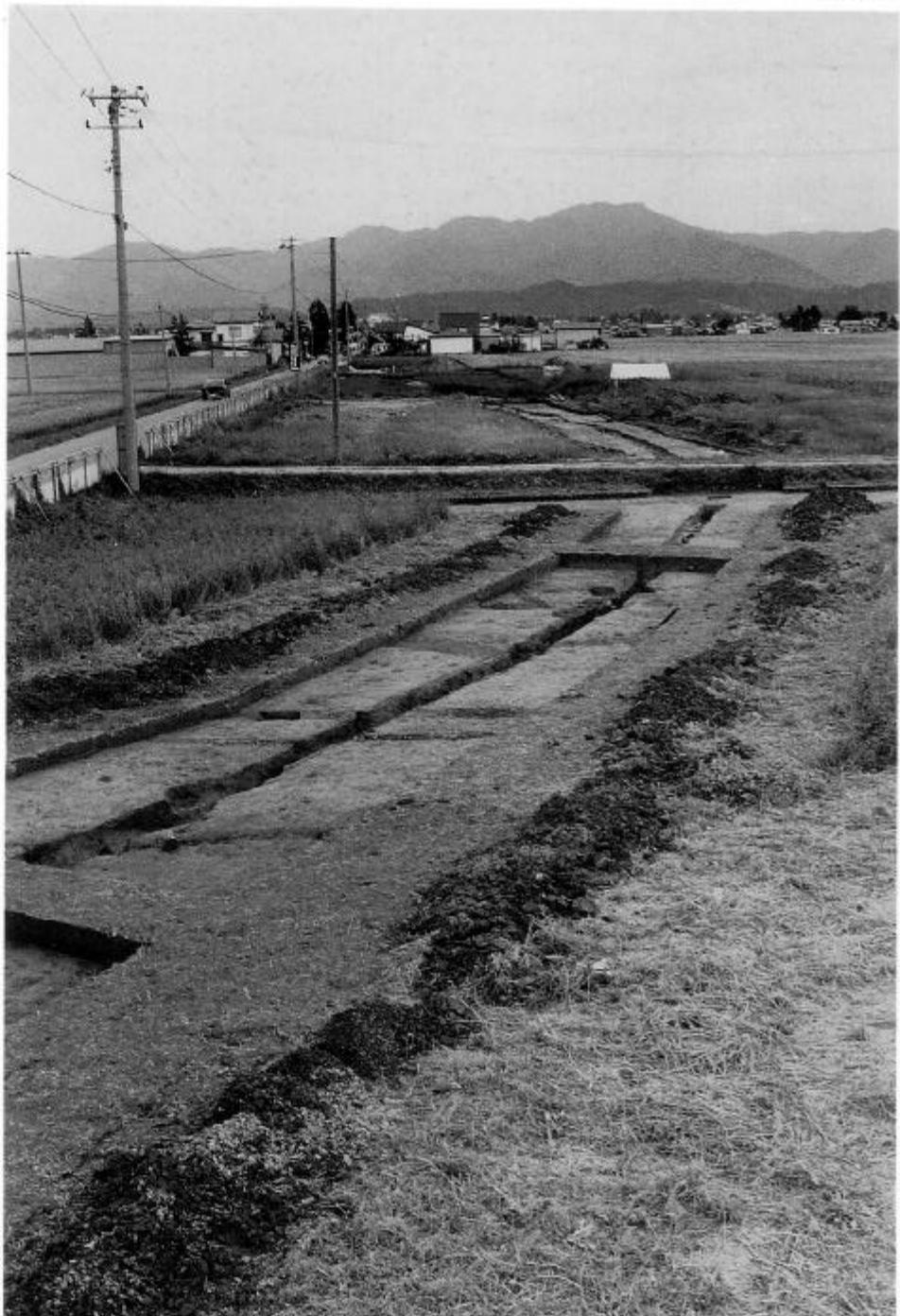


1 材木堀の開口部
第92次調査 東から

2 外柵材木堀
第92次調査 北から



2



外柵南西部の S A309材木塀 第102次調査 西から

図版62

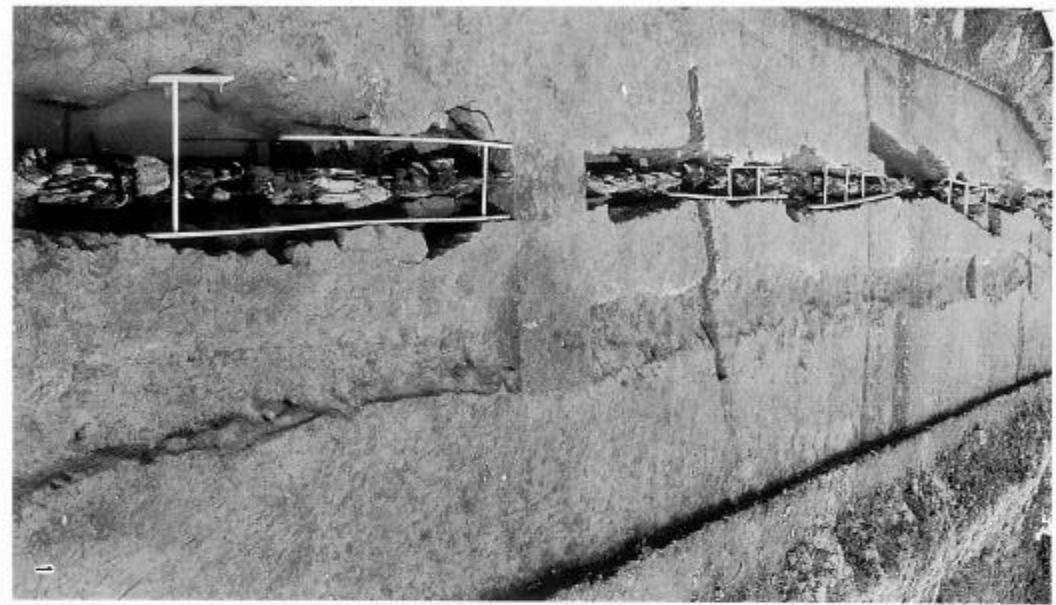


P地区西側部分のS A309 第102次調査 西から

図版53



1 P地区東側部分のS A 309とS D 1151 第102次調査 西から
3 外柵西部 S A 101材木場 第11次調査 東から

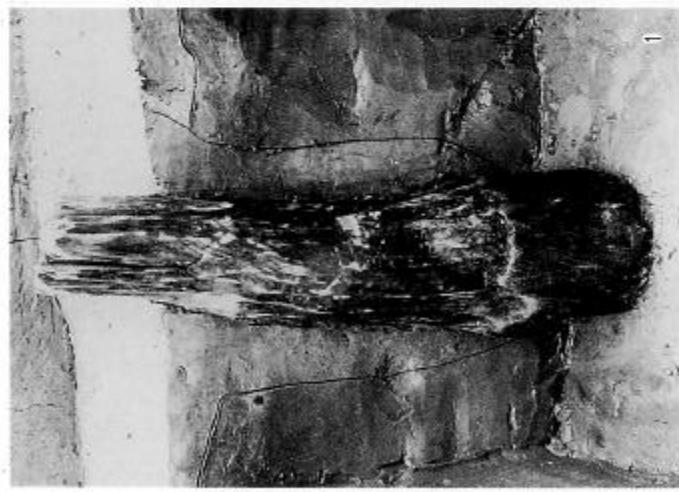


2

図版54



1 S X 1049橋脚 南から 2 同 北から

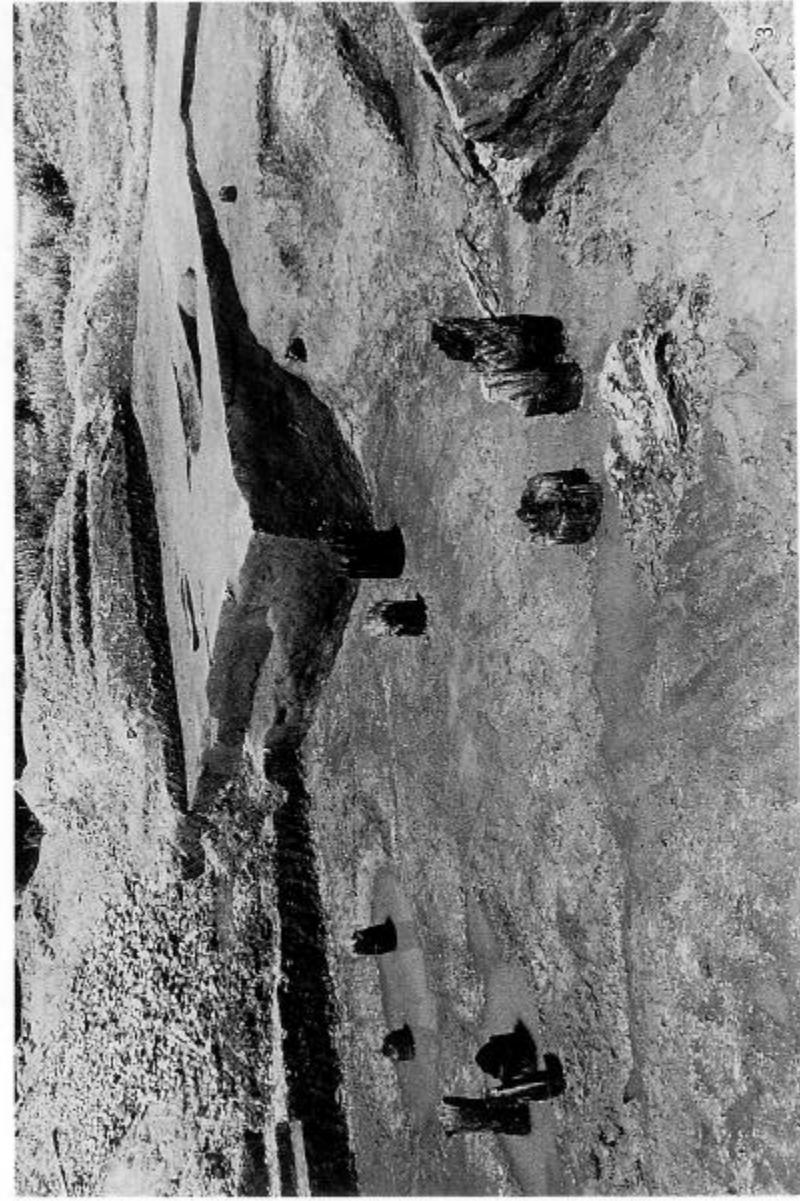


1 橋脚西側北端の柱 東から



2

2 主たる橋脚 北から



3

3 S X 1049橋脚と河川の北岸 南東から

図版56



1 S B 1054・1055
西から



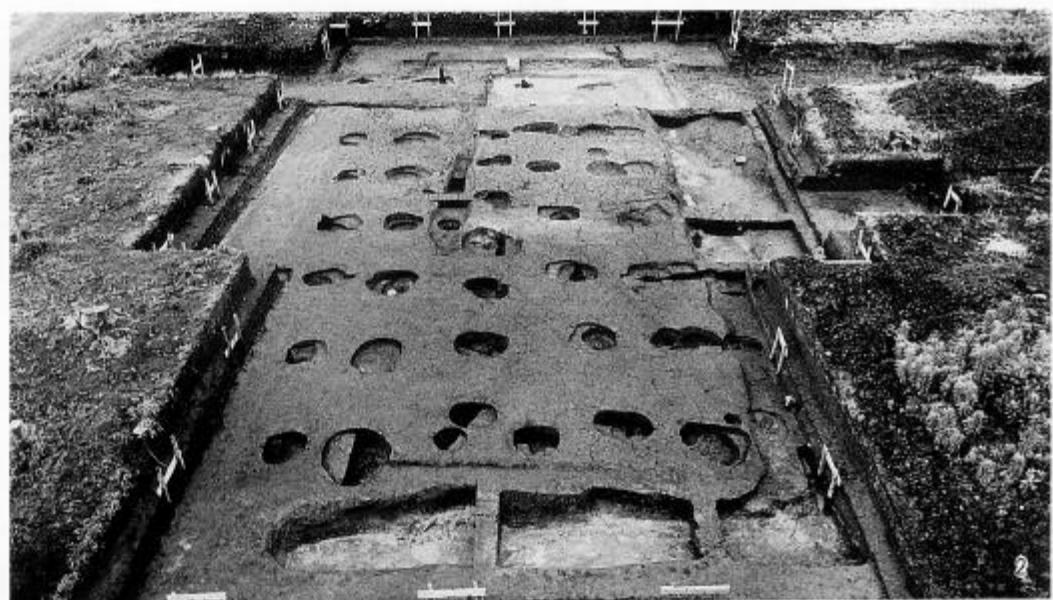
2 同 東から



3 S B 1054東側
北3柱 南から



1 SB 1060
南から

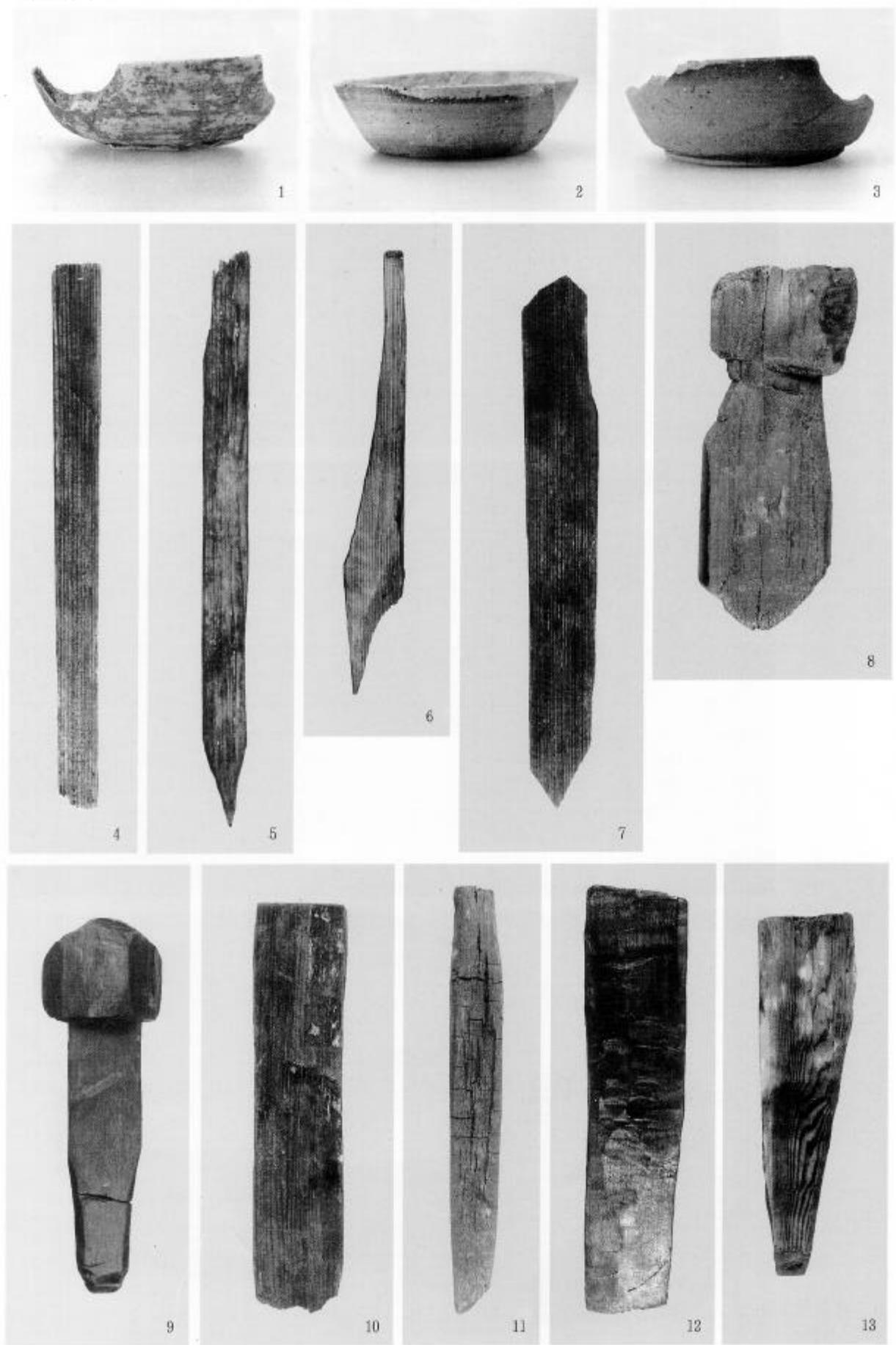


2 同 北から

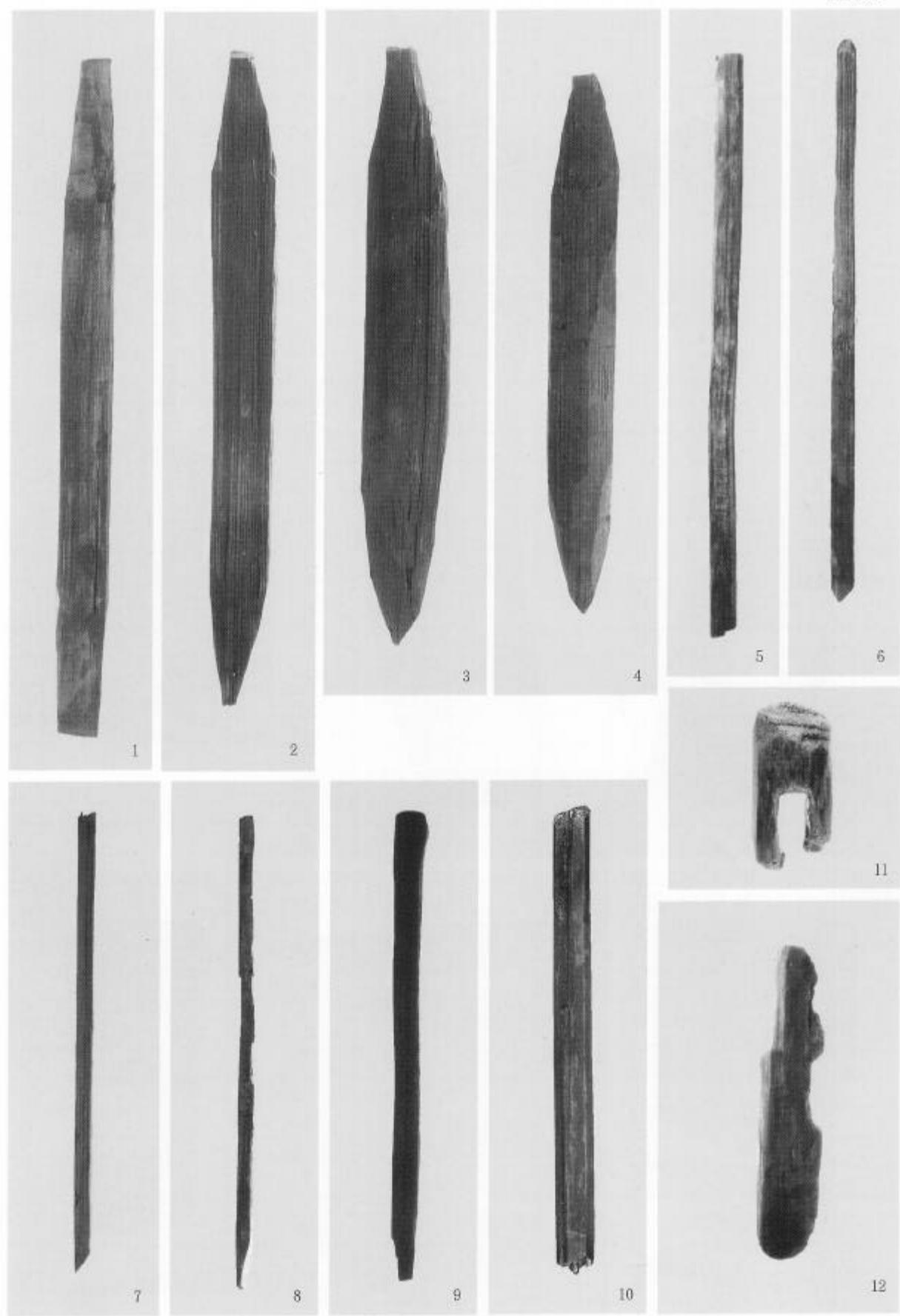


3 SB 1048東側
北4柱 北から

図版58

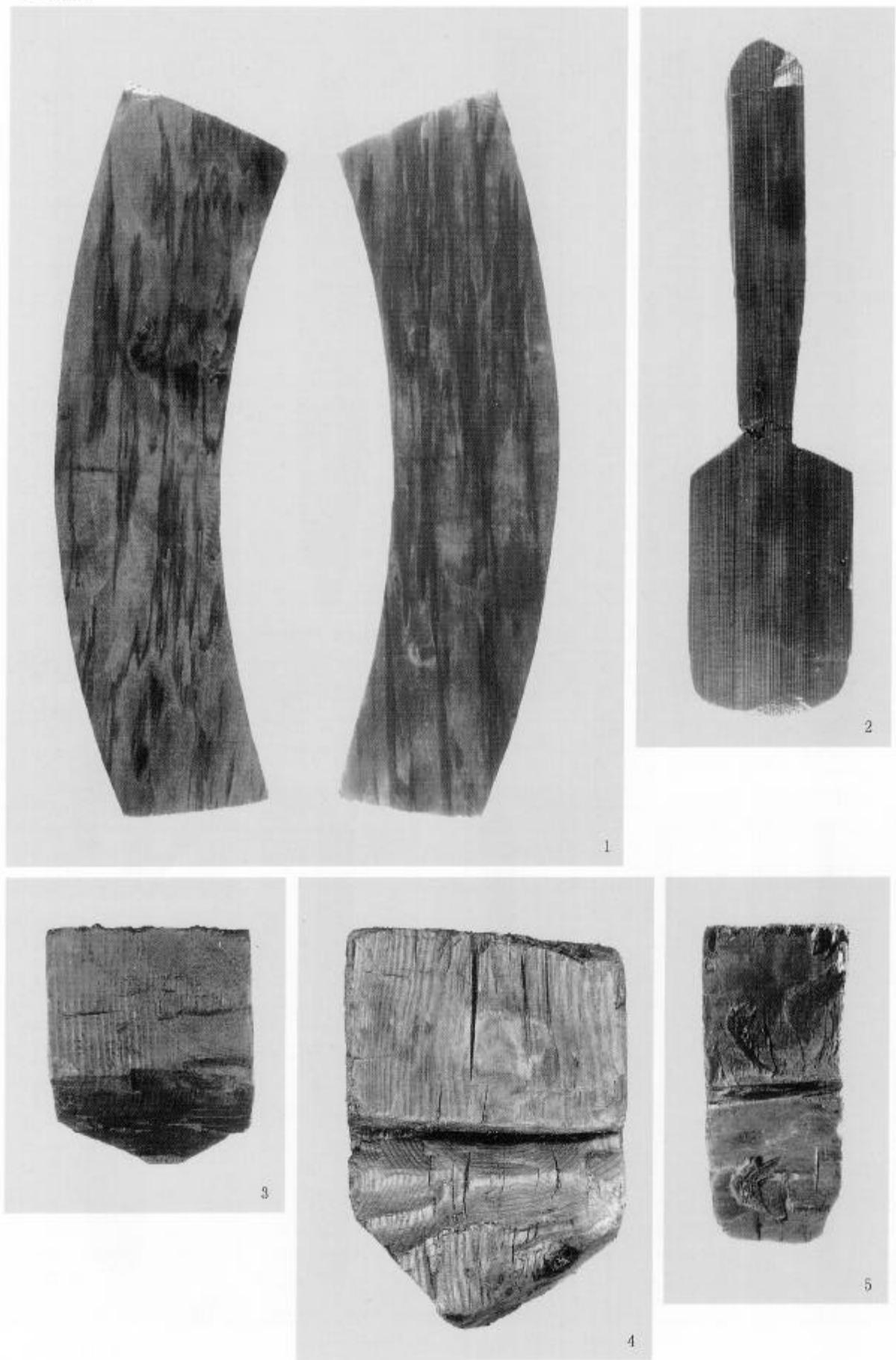


1～3 外郭西門周辺 S X925 4～13 外郭南門西方の S X687

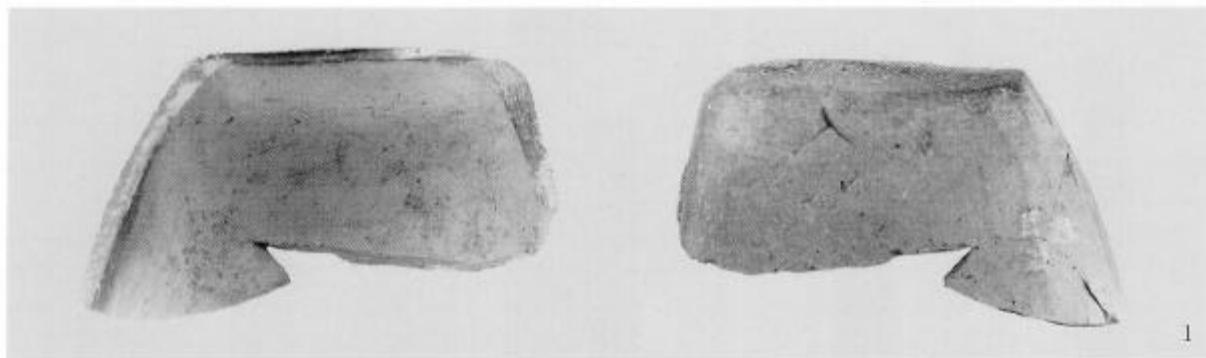


1~12 外郭南門西方の S X 687

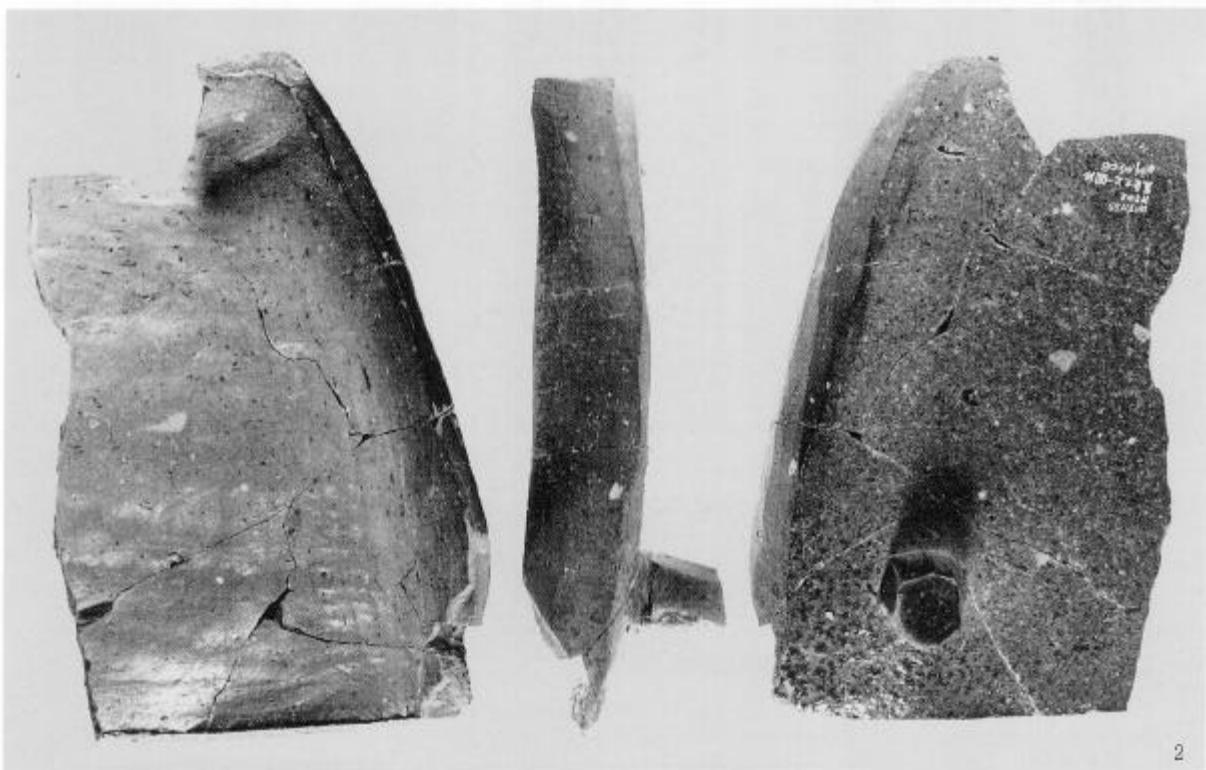
図版60



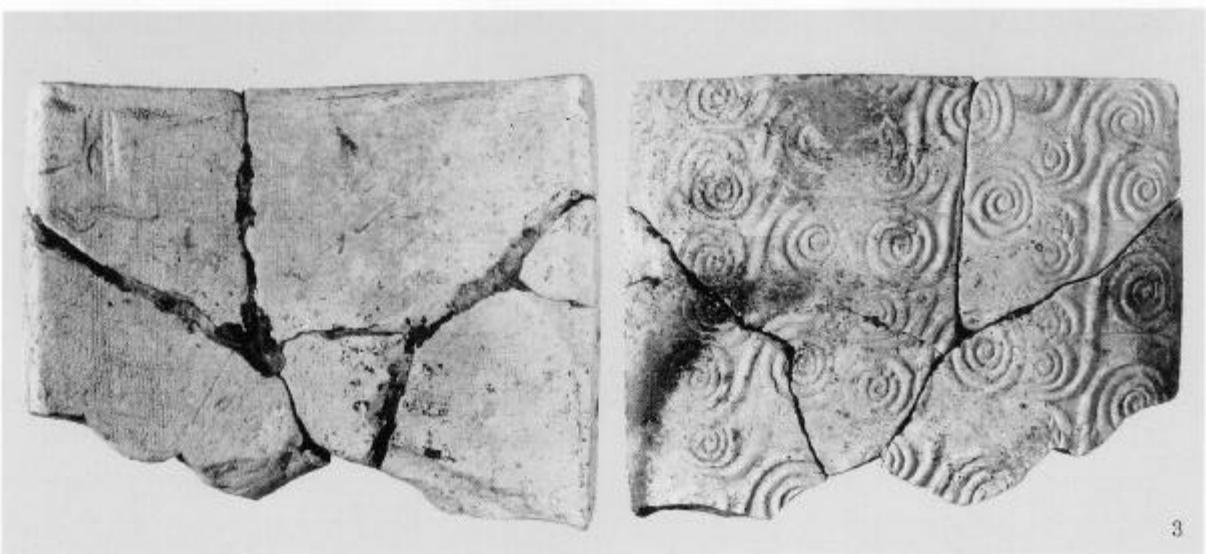
1～5 外部南門西方のS X687



1



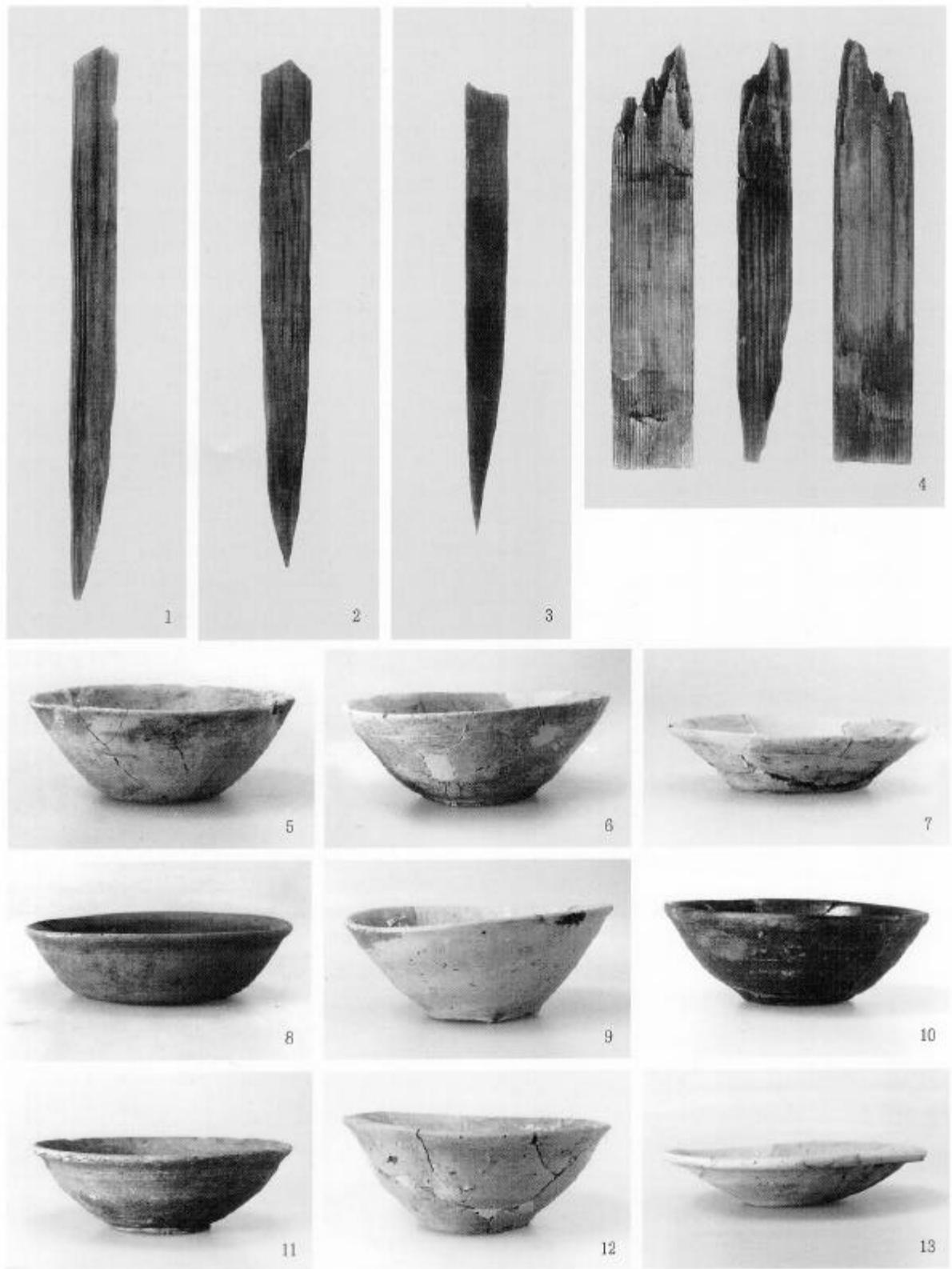
2



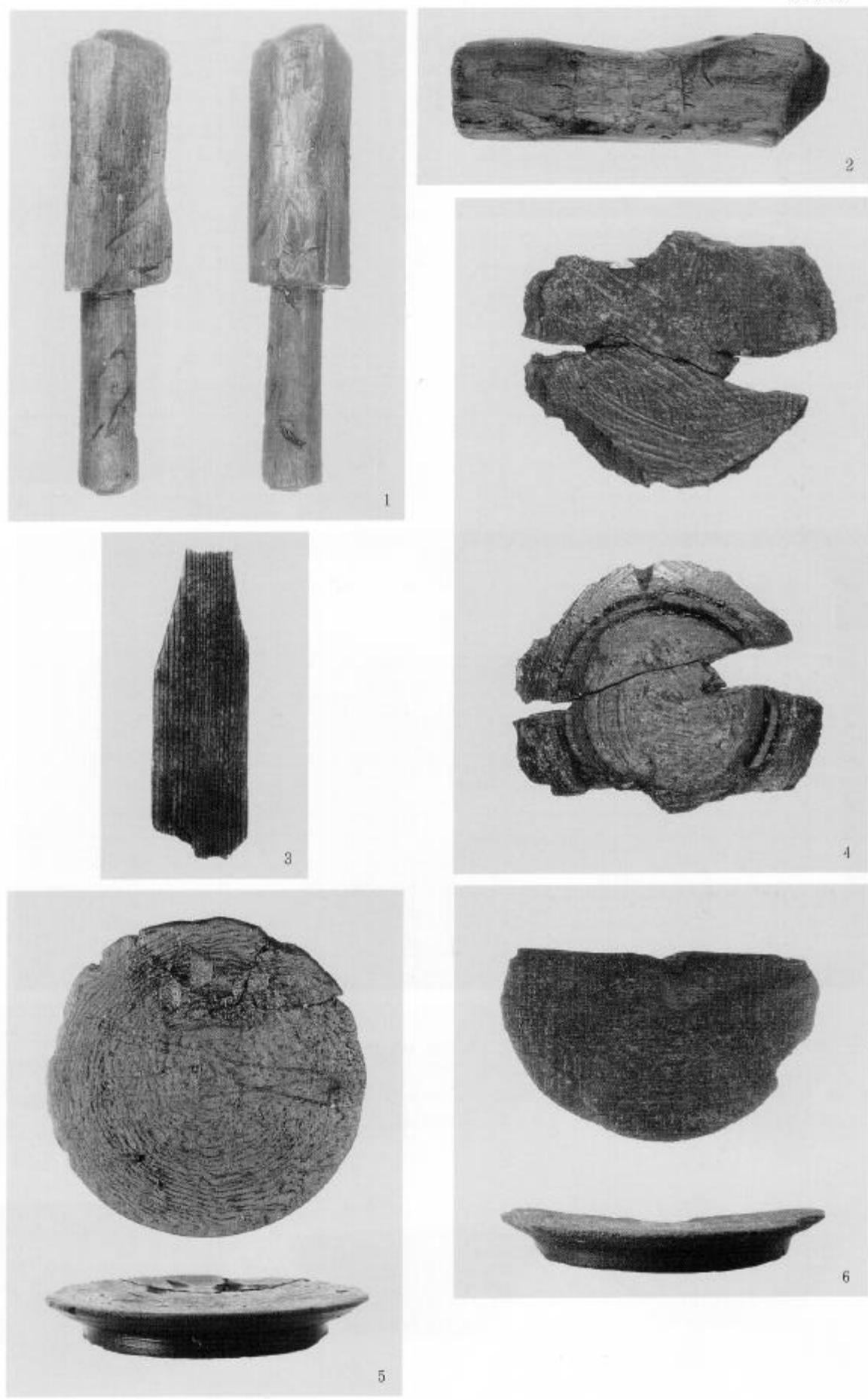
3

1・2 外郭南門西方の遺構外 3 外郭南門東方の S X 863

図版62

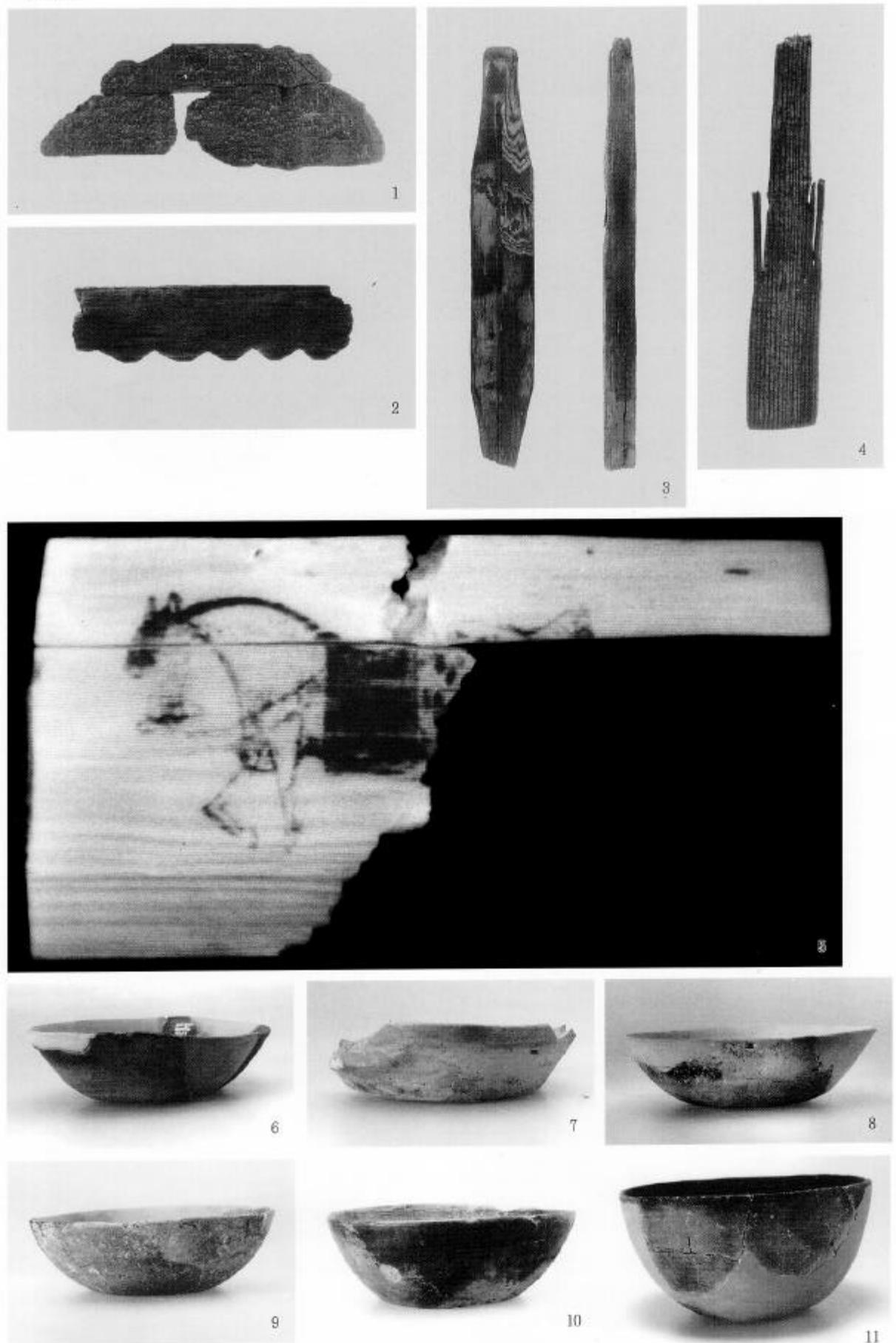


1～4 外郭北門柱掘形内 5～7 外郭北門整地層 8 外郭北門正面の S D1145

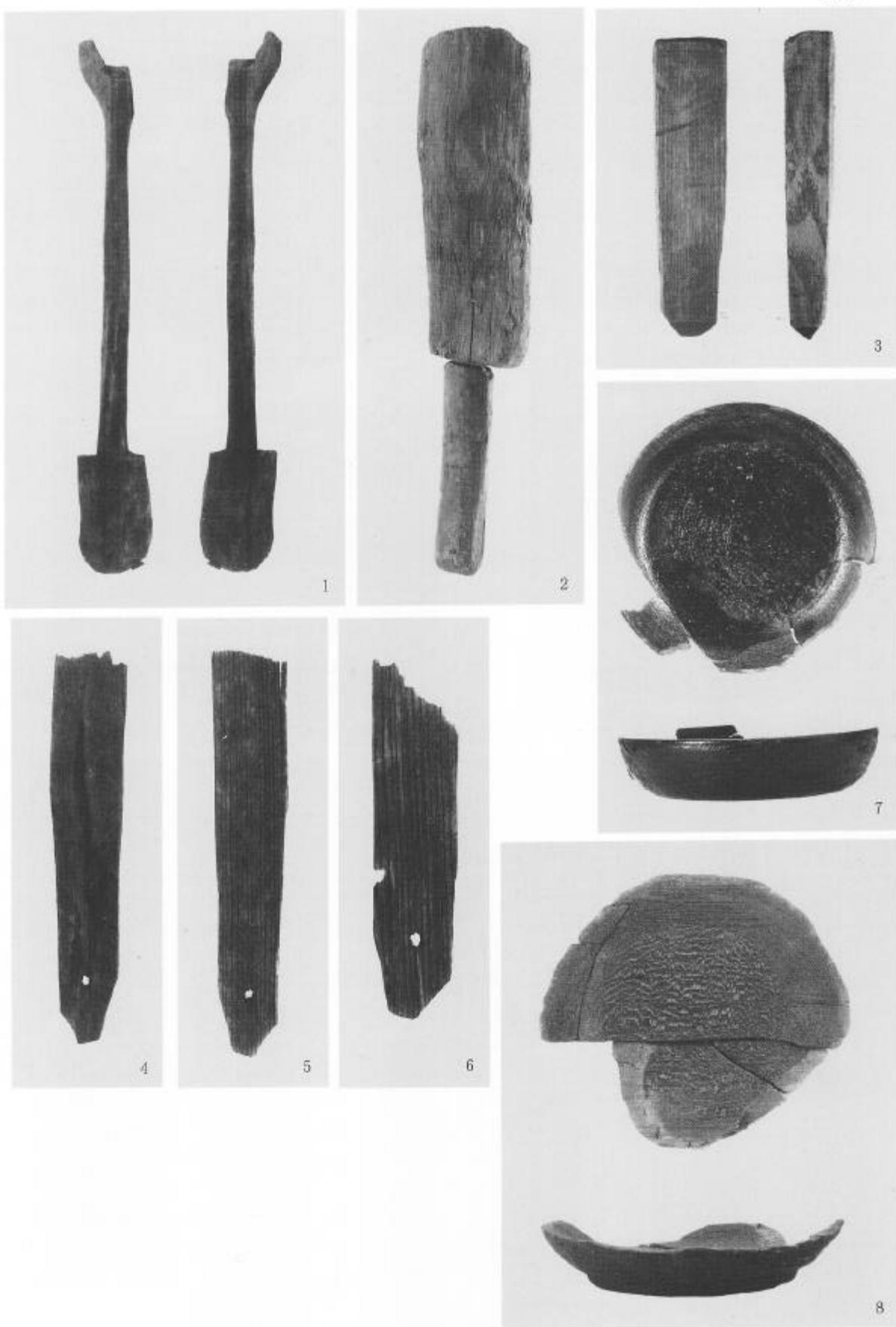


1～6 外郭北門正面の S D1145

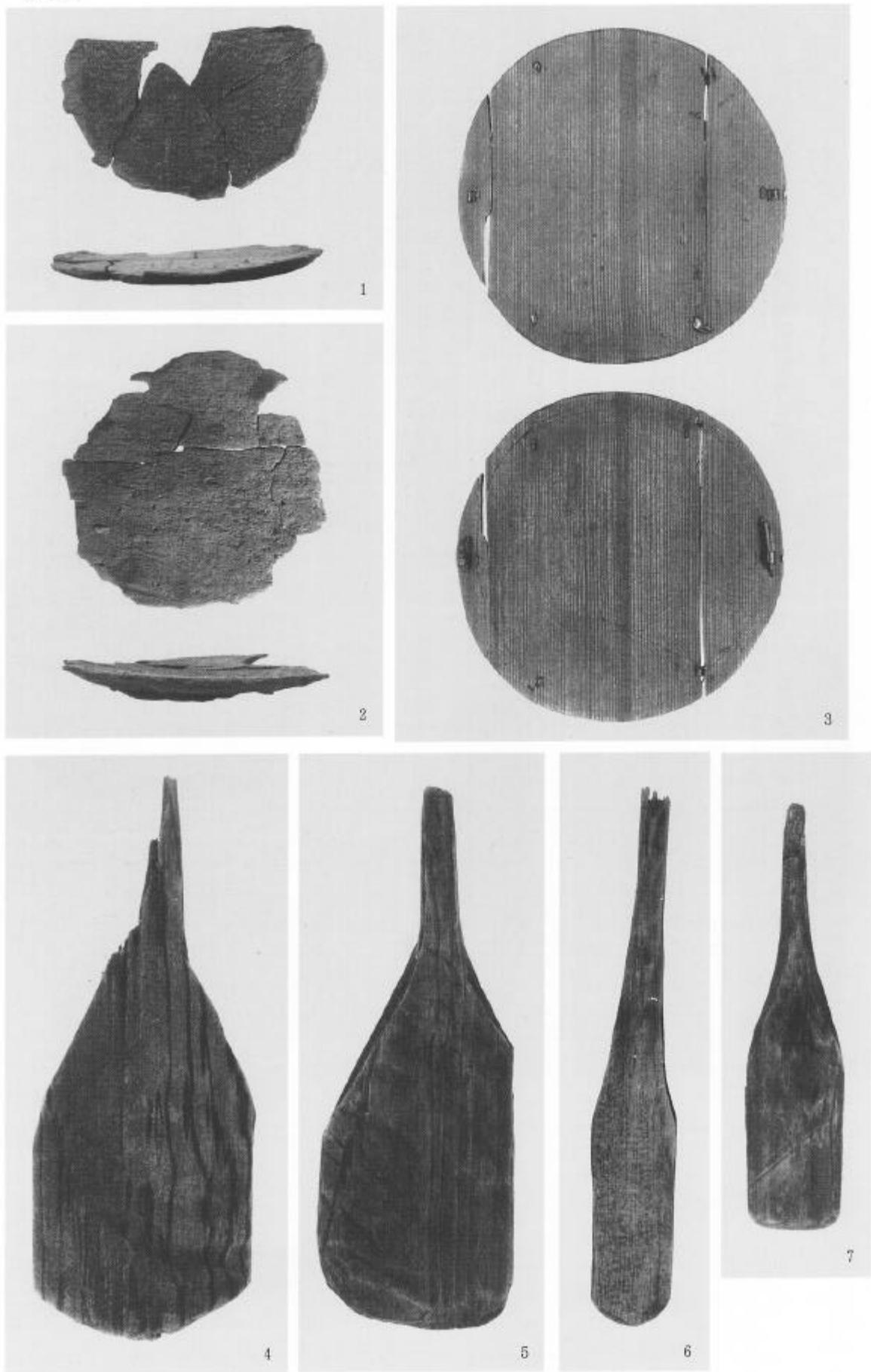
図版64



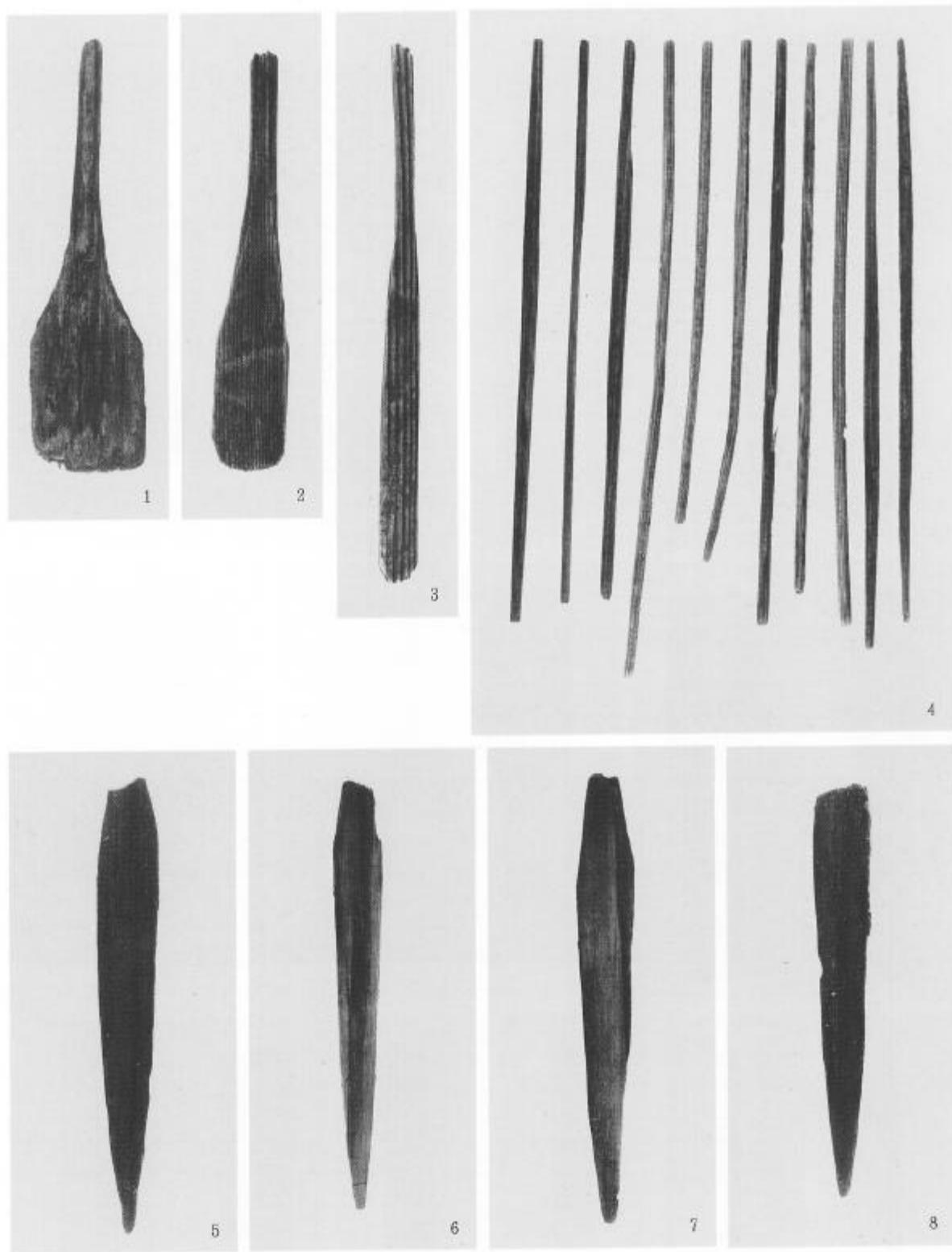
1~5 外郭北門正面の S D1145 6~11 外郭北門東方の S X1192



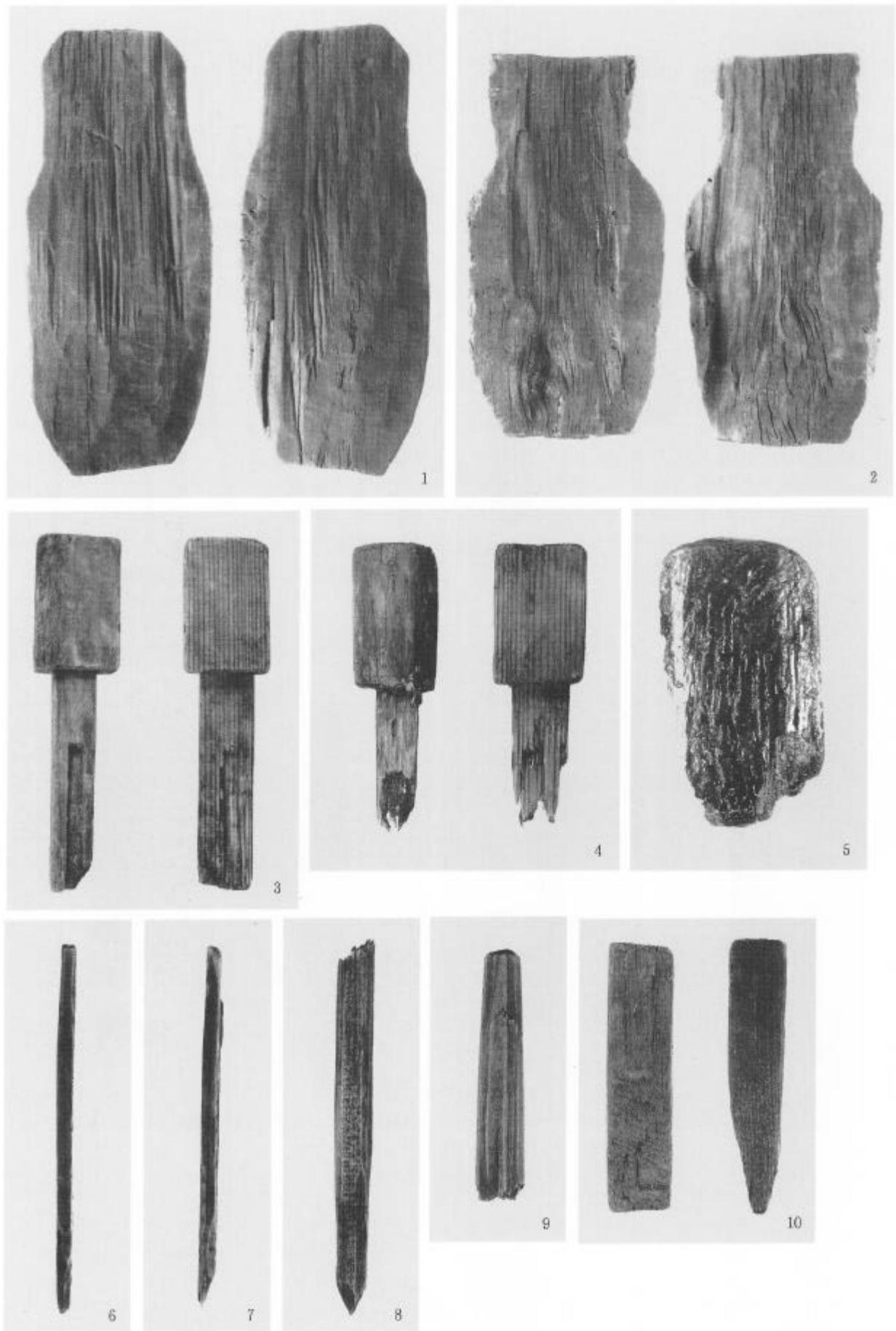
図版66



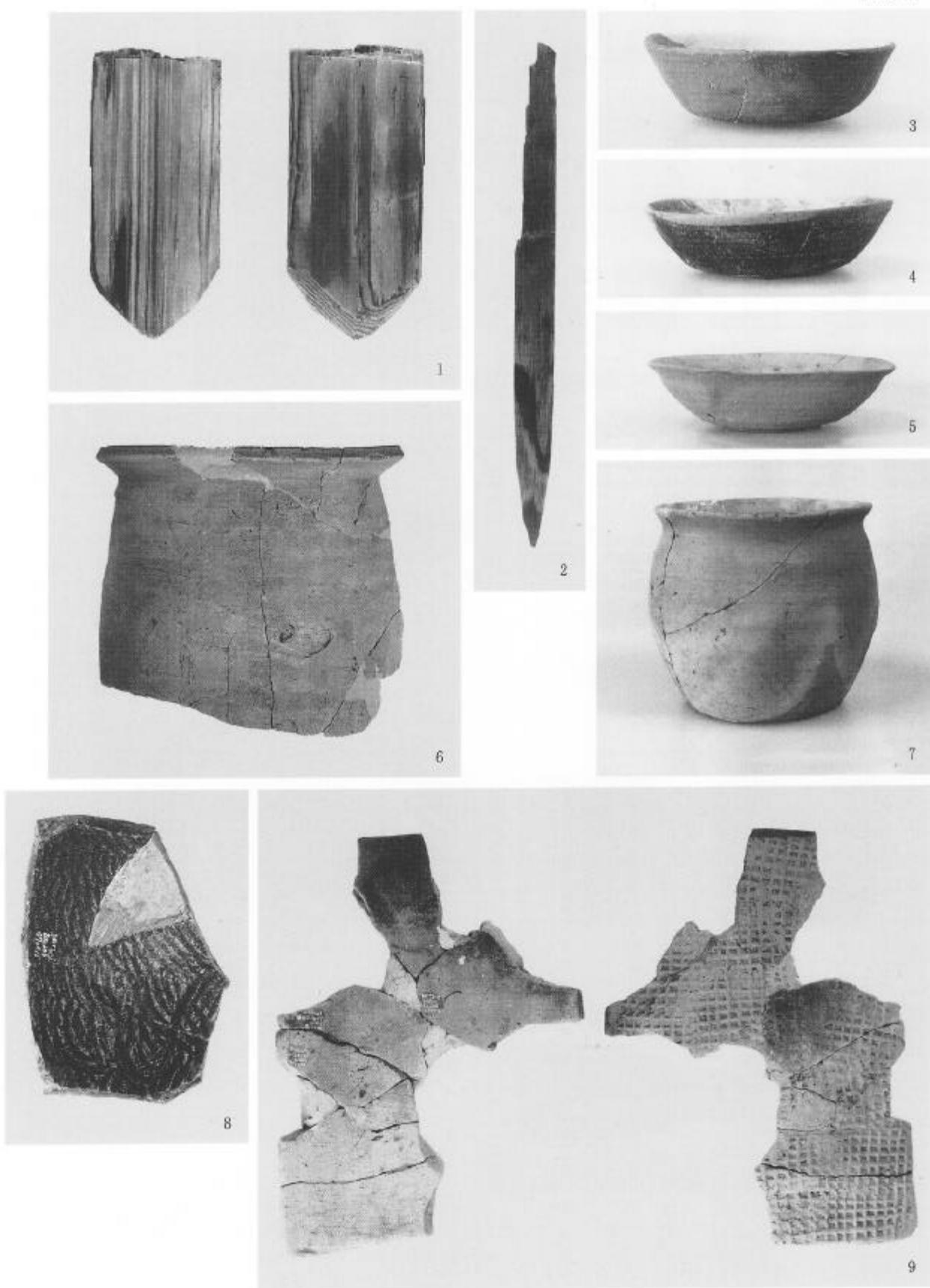
1~7 S X1192



図版68

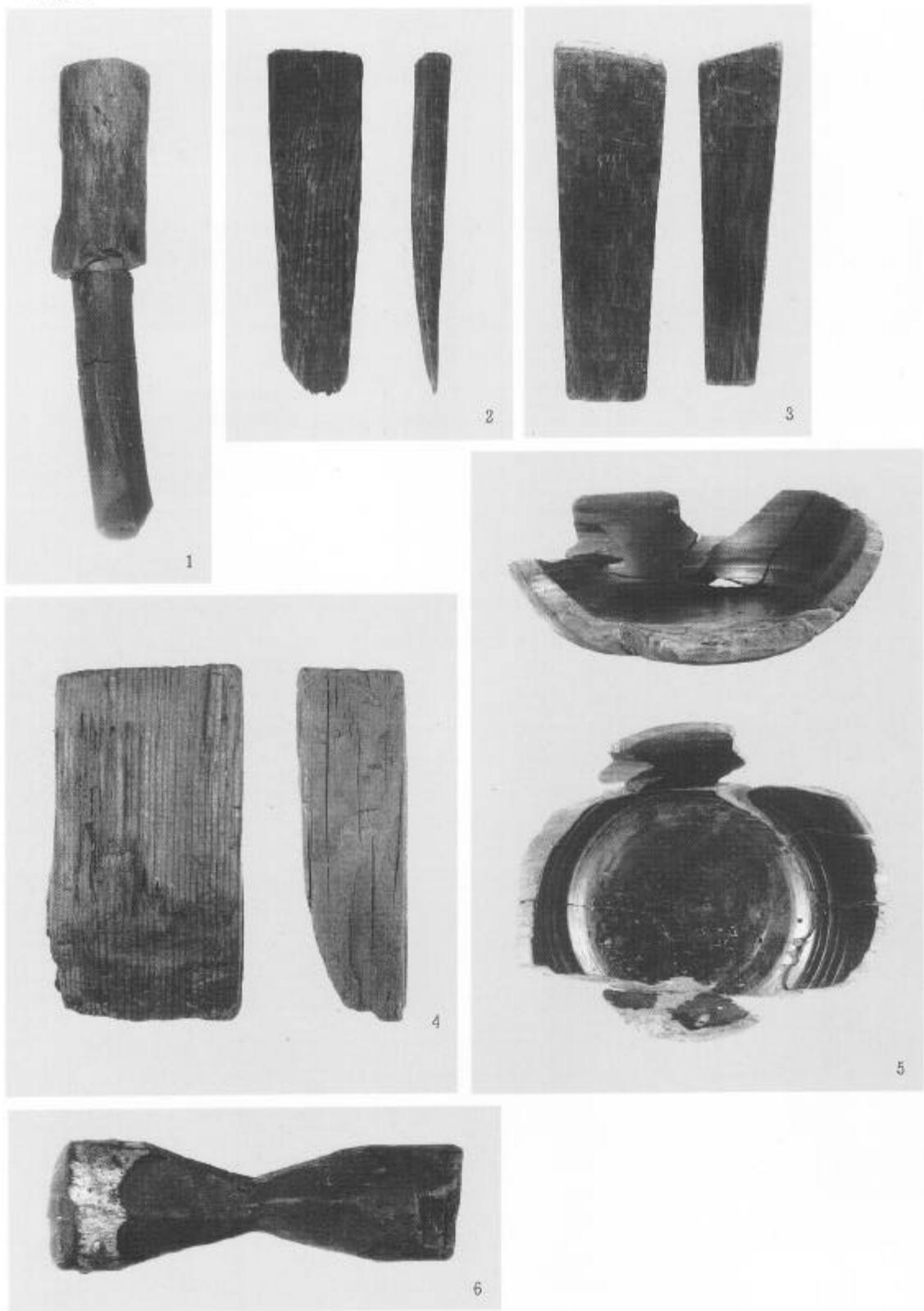


1~5 SX1192 6~10 SB1189

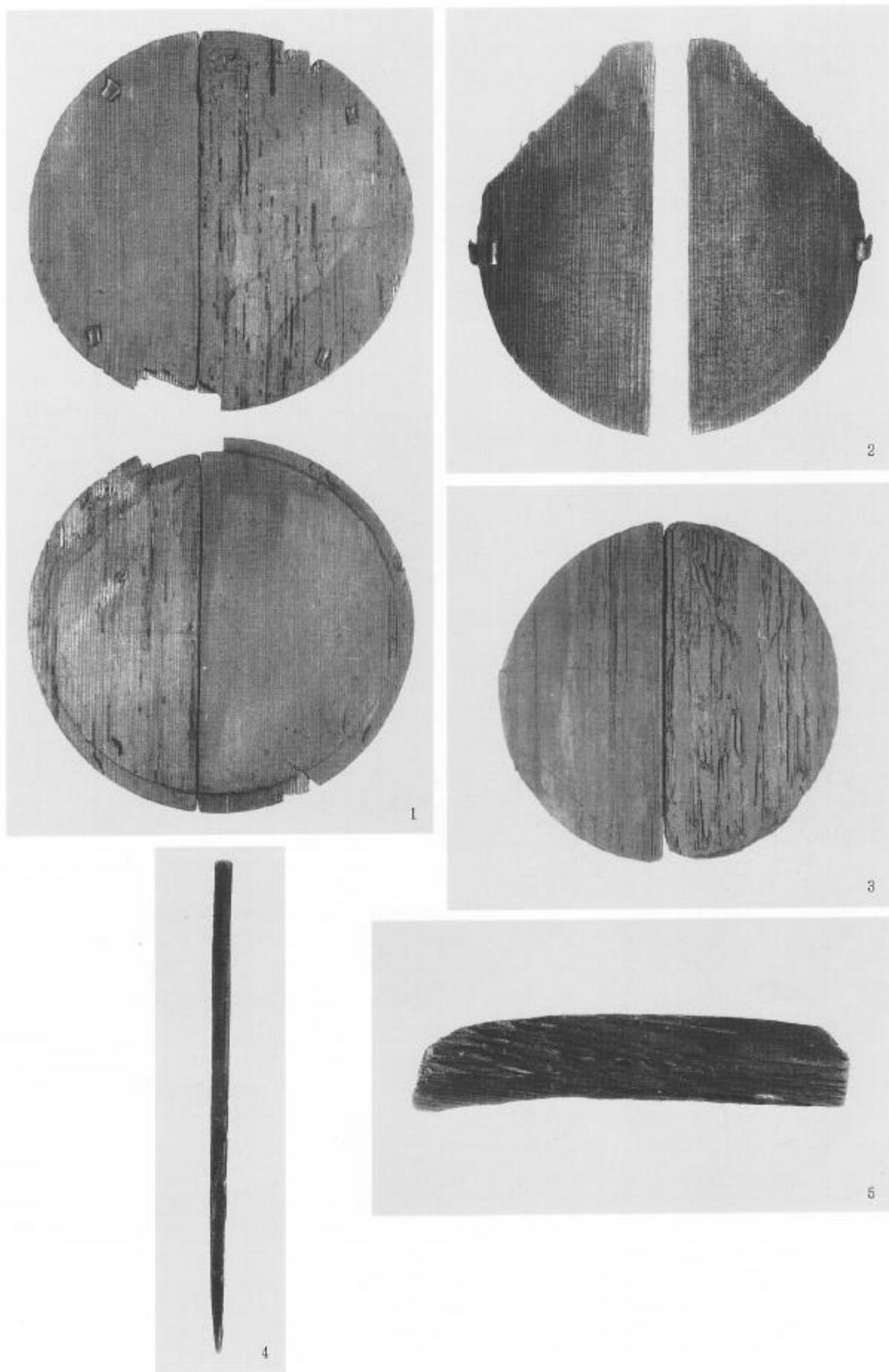


1・2 SB1188 3~9 SX1206

図版70

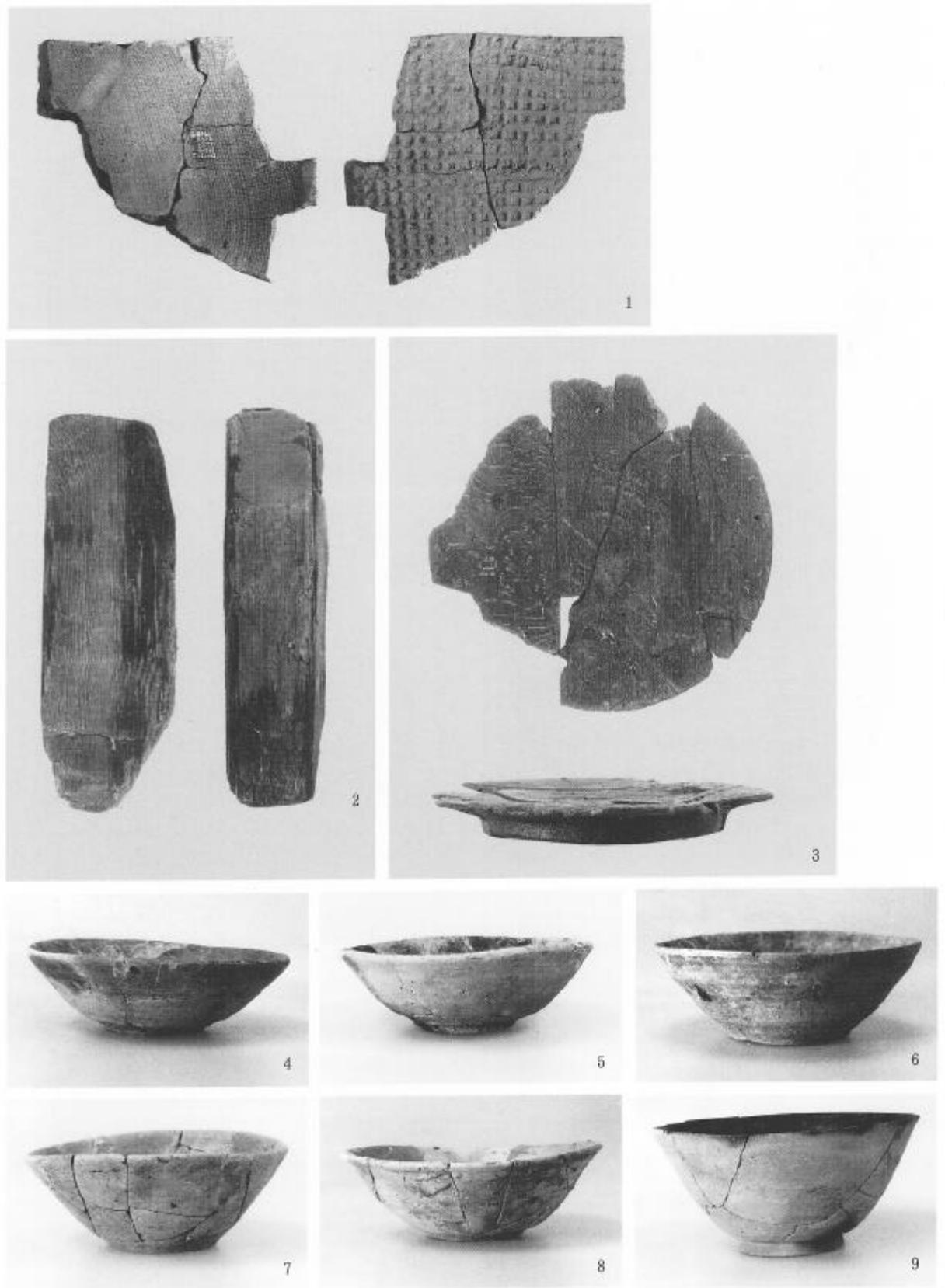


1 ~ 6 SX1206

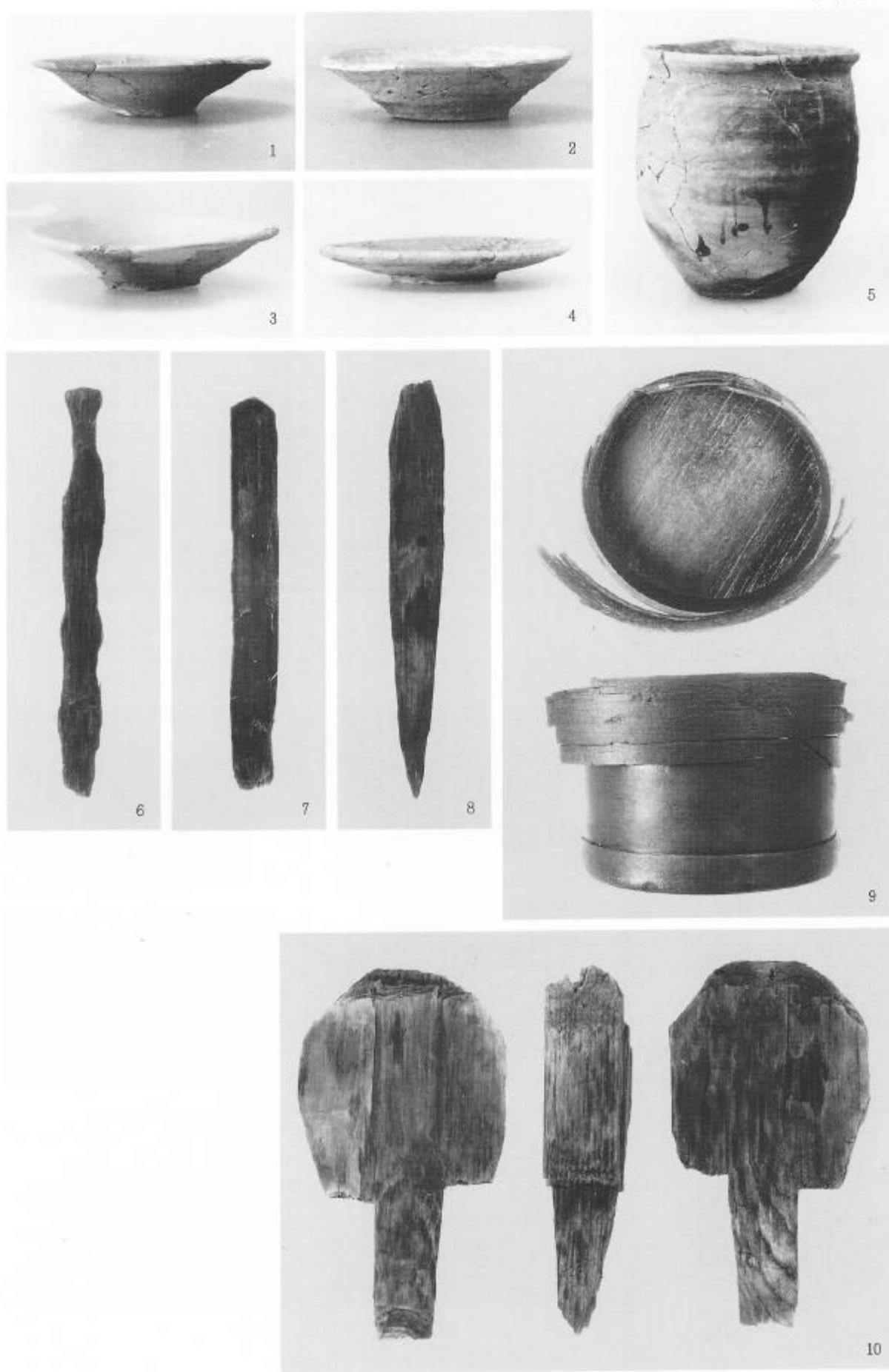


1~5 SX1206

図版72

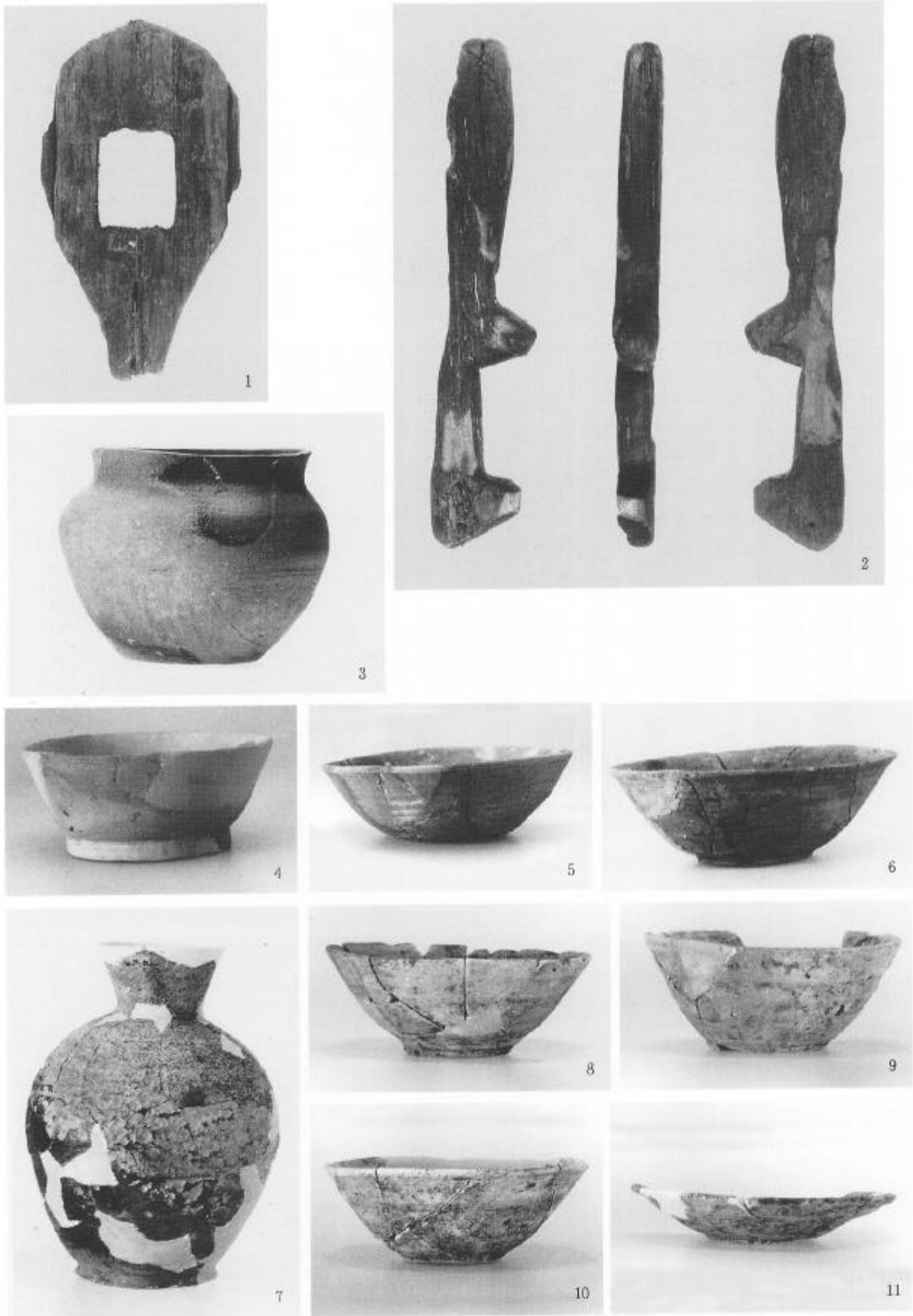


1～3 SB1210 4～9 外郭北門周辺遺構外

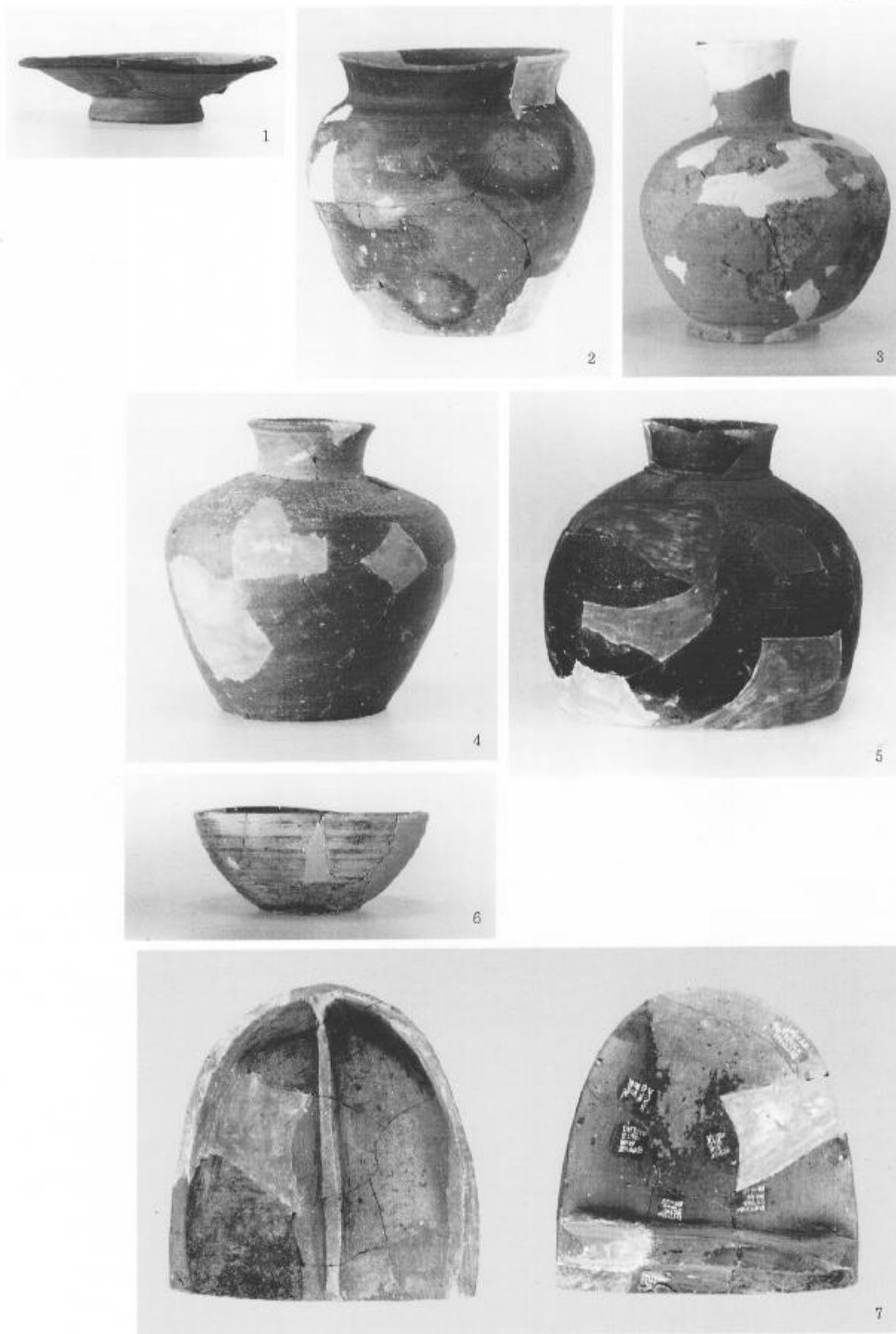


1~10 外郭北門周辺遺構外

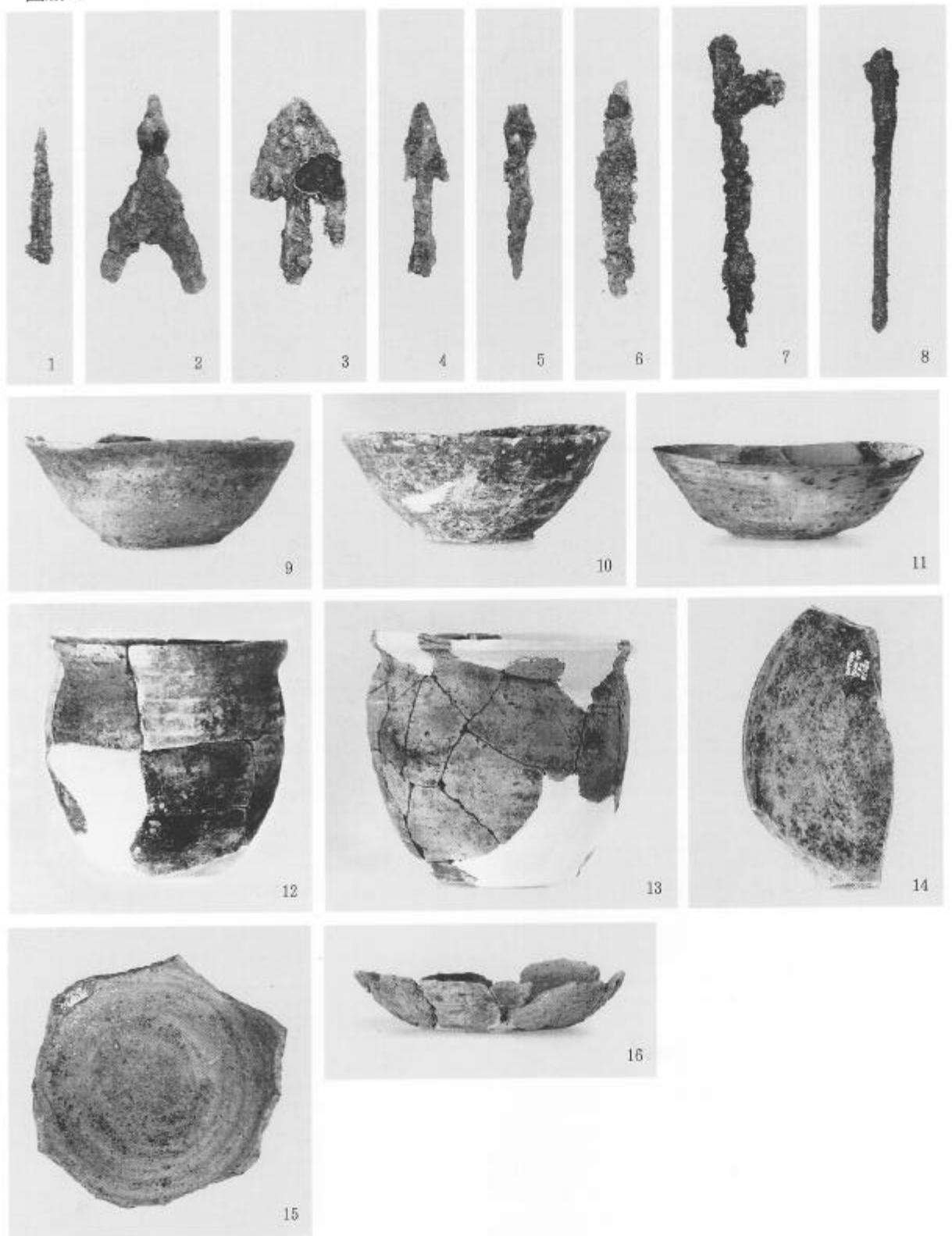
図版74



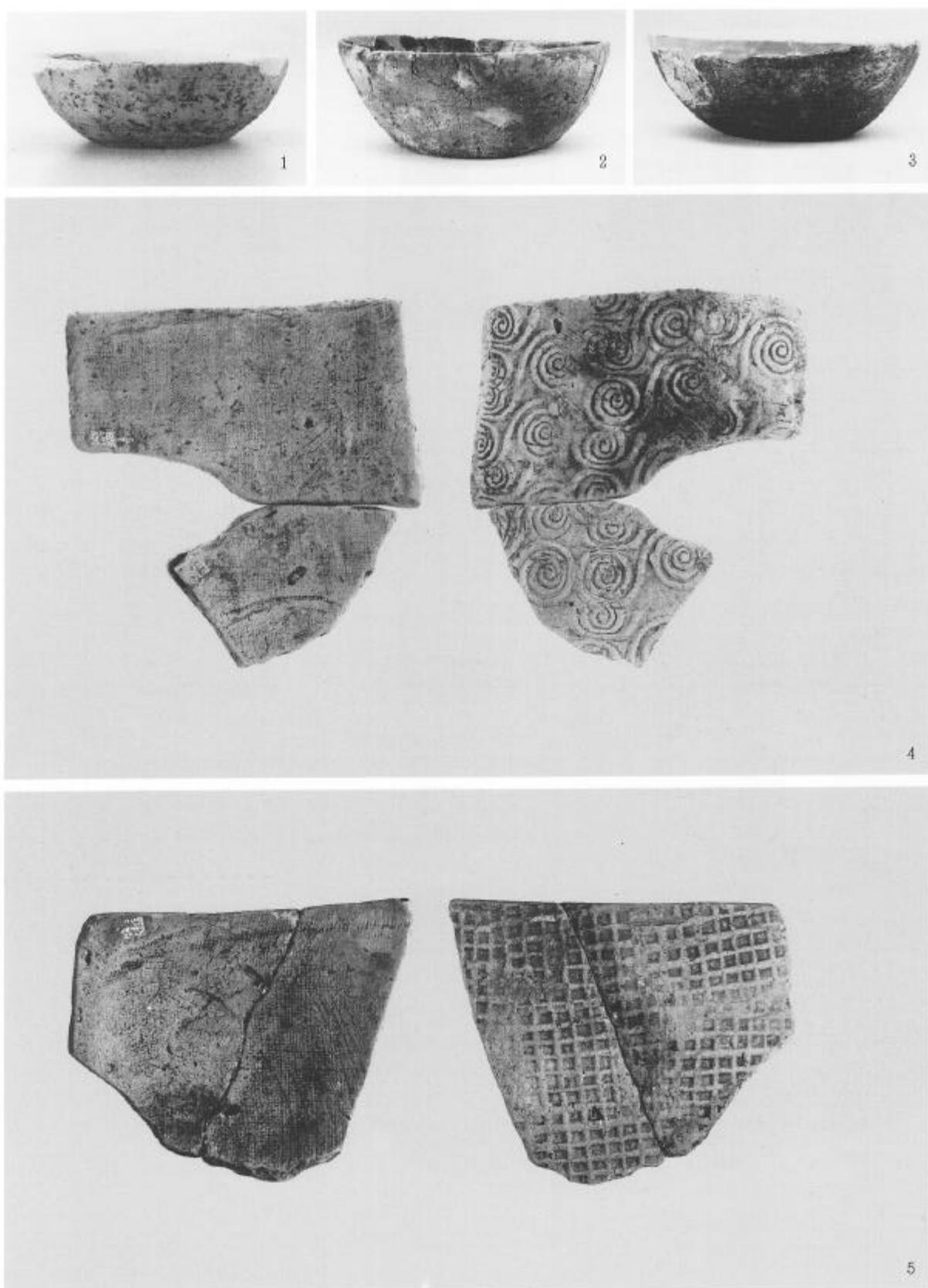
1・2 外郭北門周辺遺構外 3 南東部築地塀 S X671 4~6 SD1145 7~11 S 1734



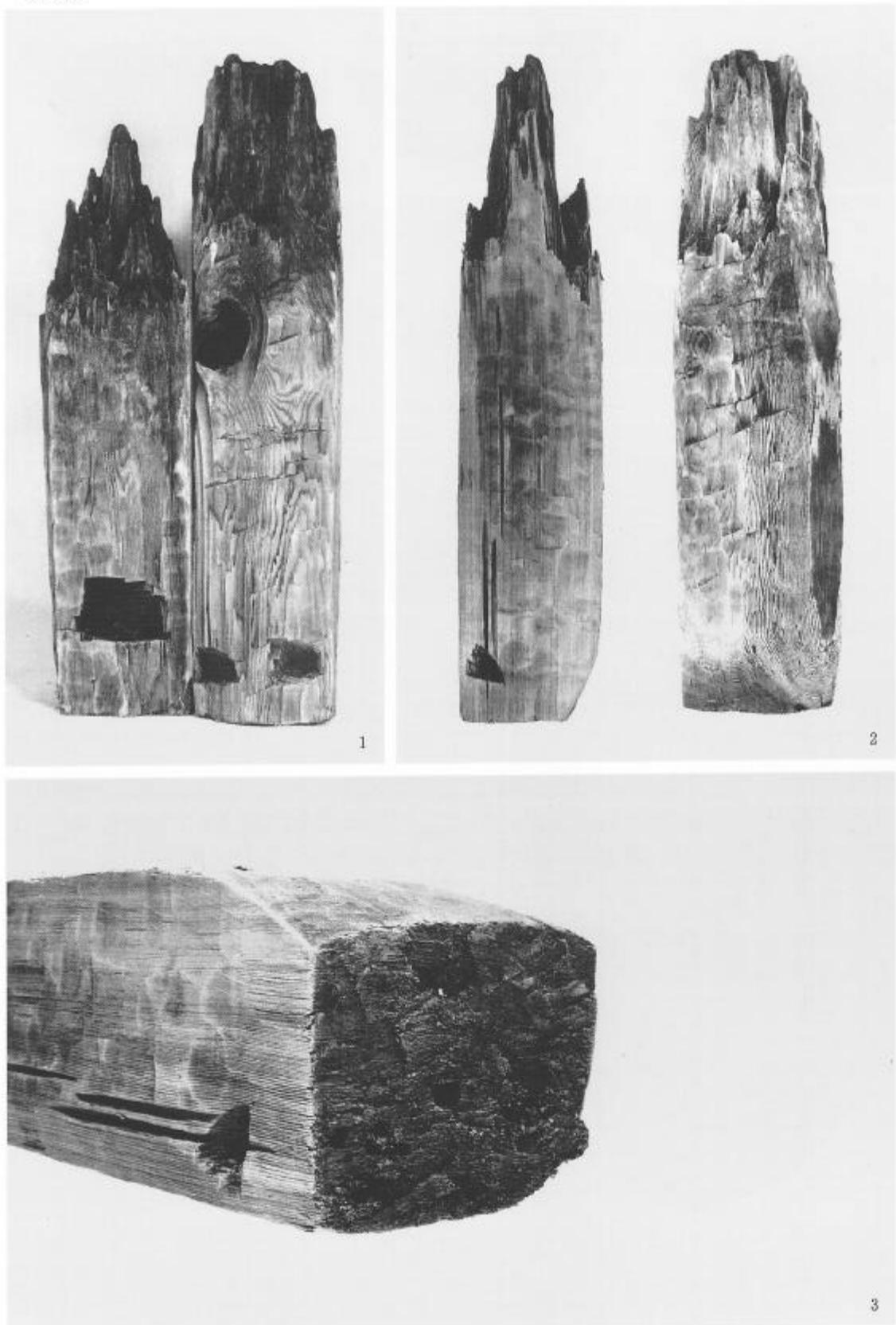
図版76



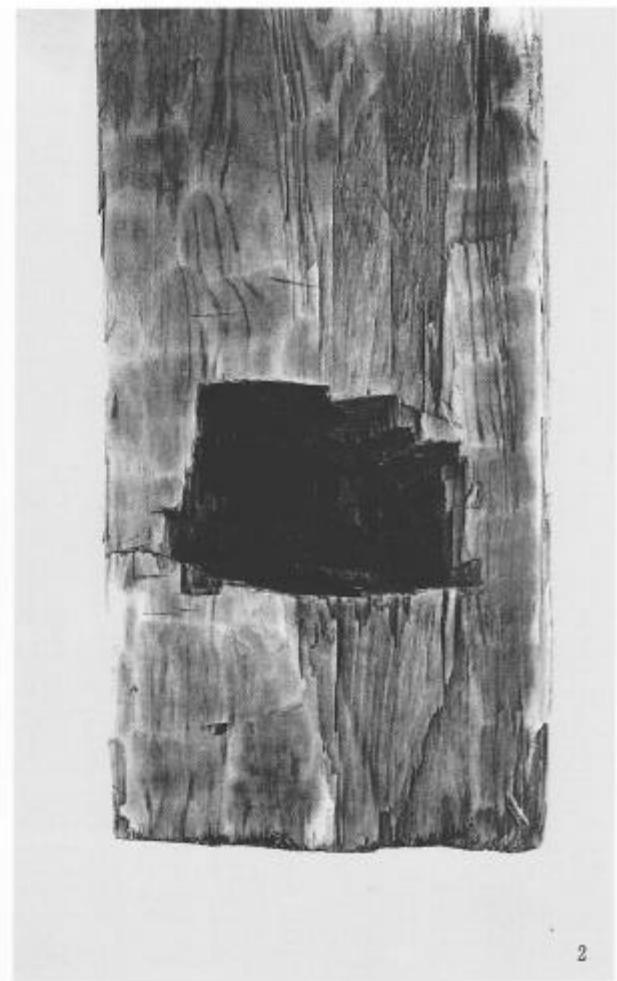
1~8 S I 736 9~13 S I 738 14~16 S I 765



図版78



外柵第73次調査の木材



1

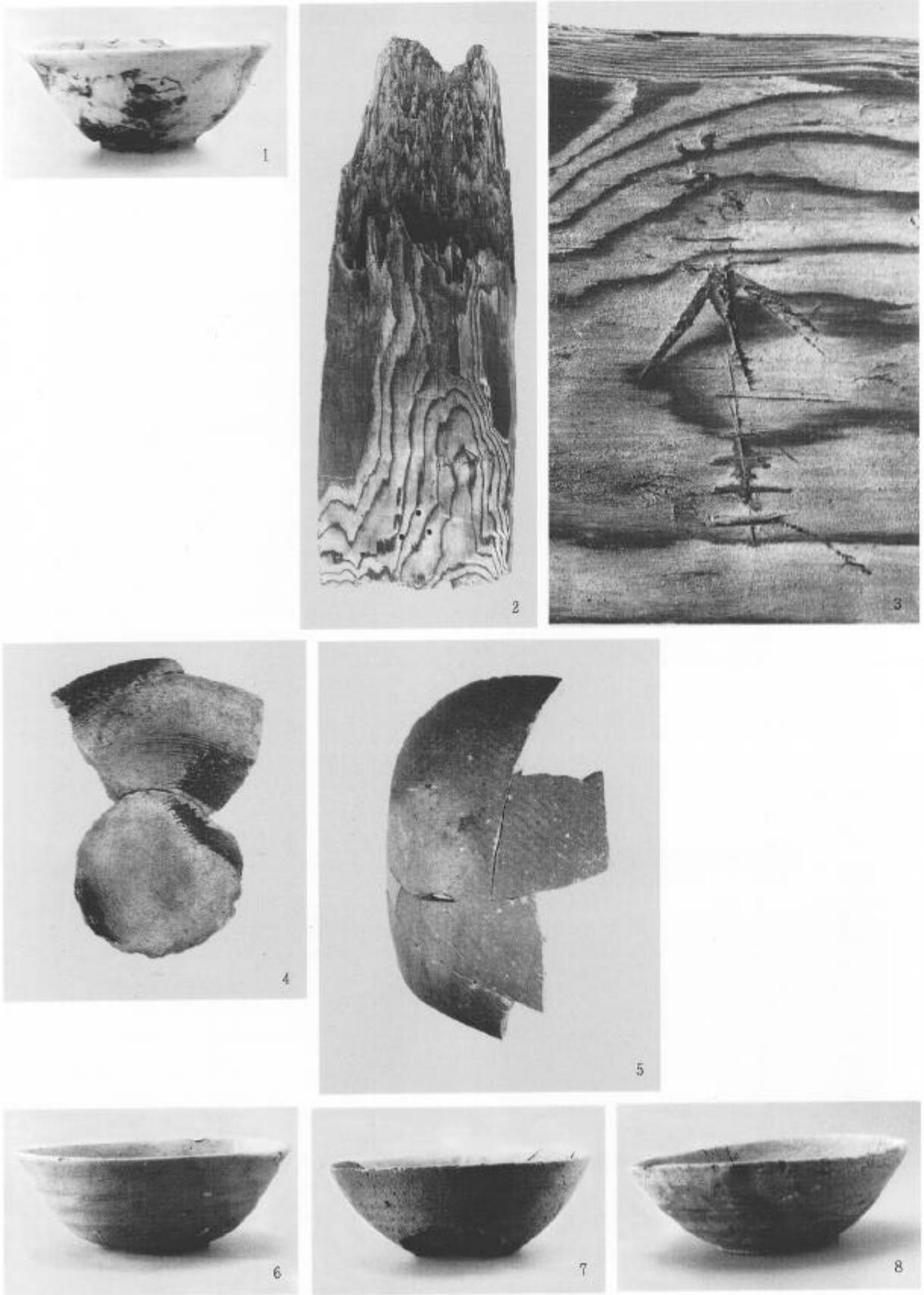
2



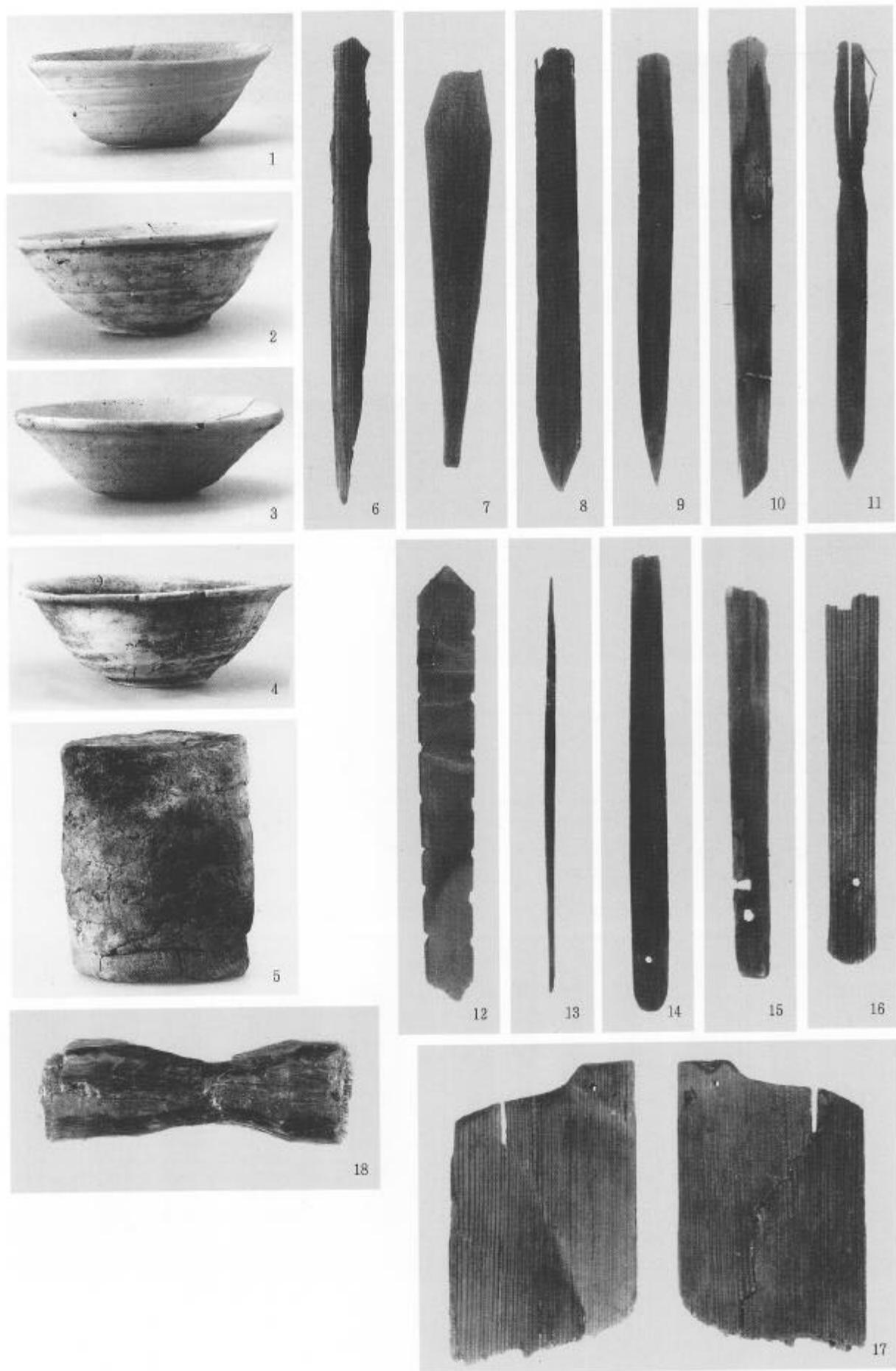
3

4

図版80

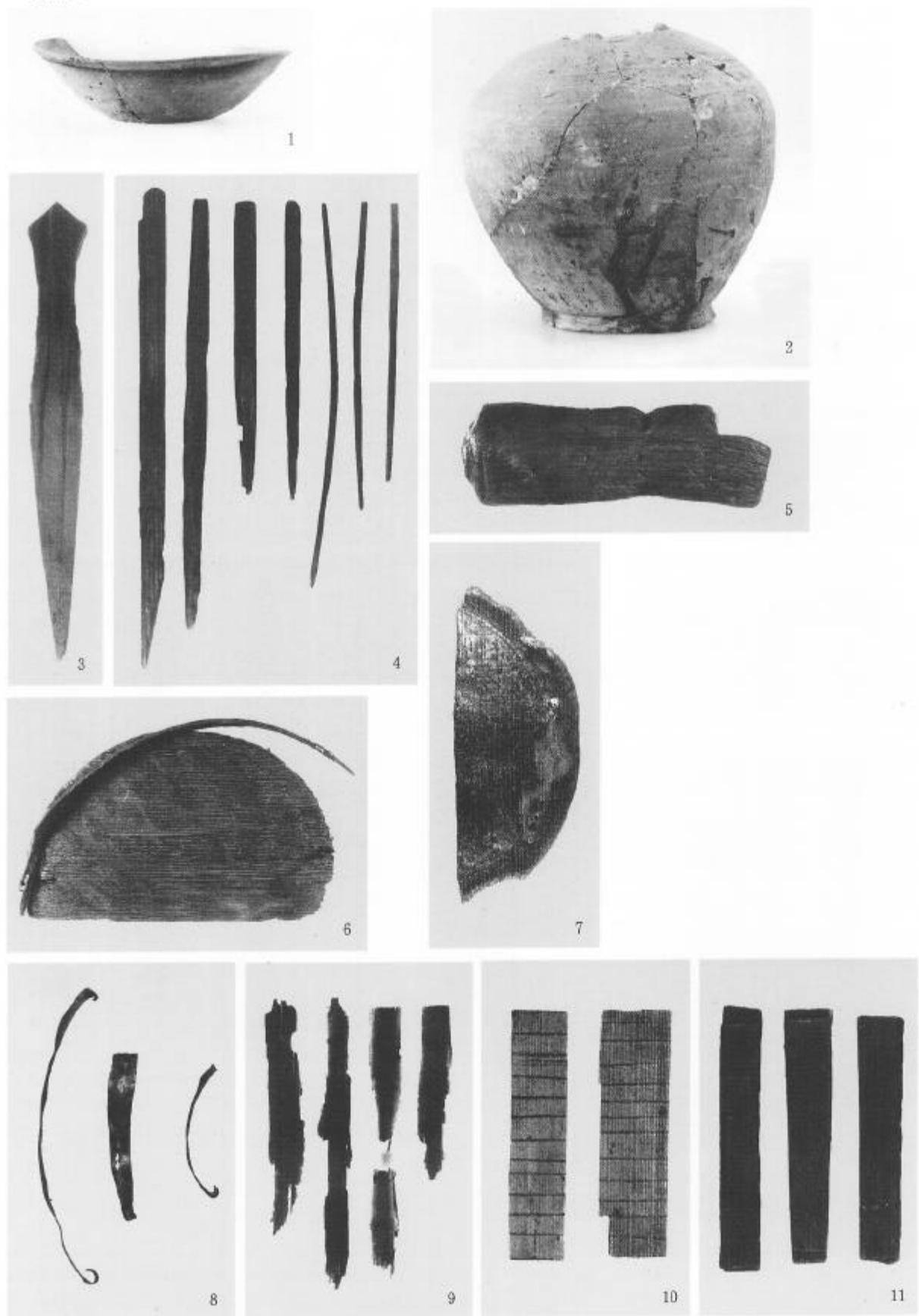


1 外柵第73次調査 2・3 外柵第88次調査 4・5 第102次調査 6～8 S.L.1035

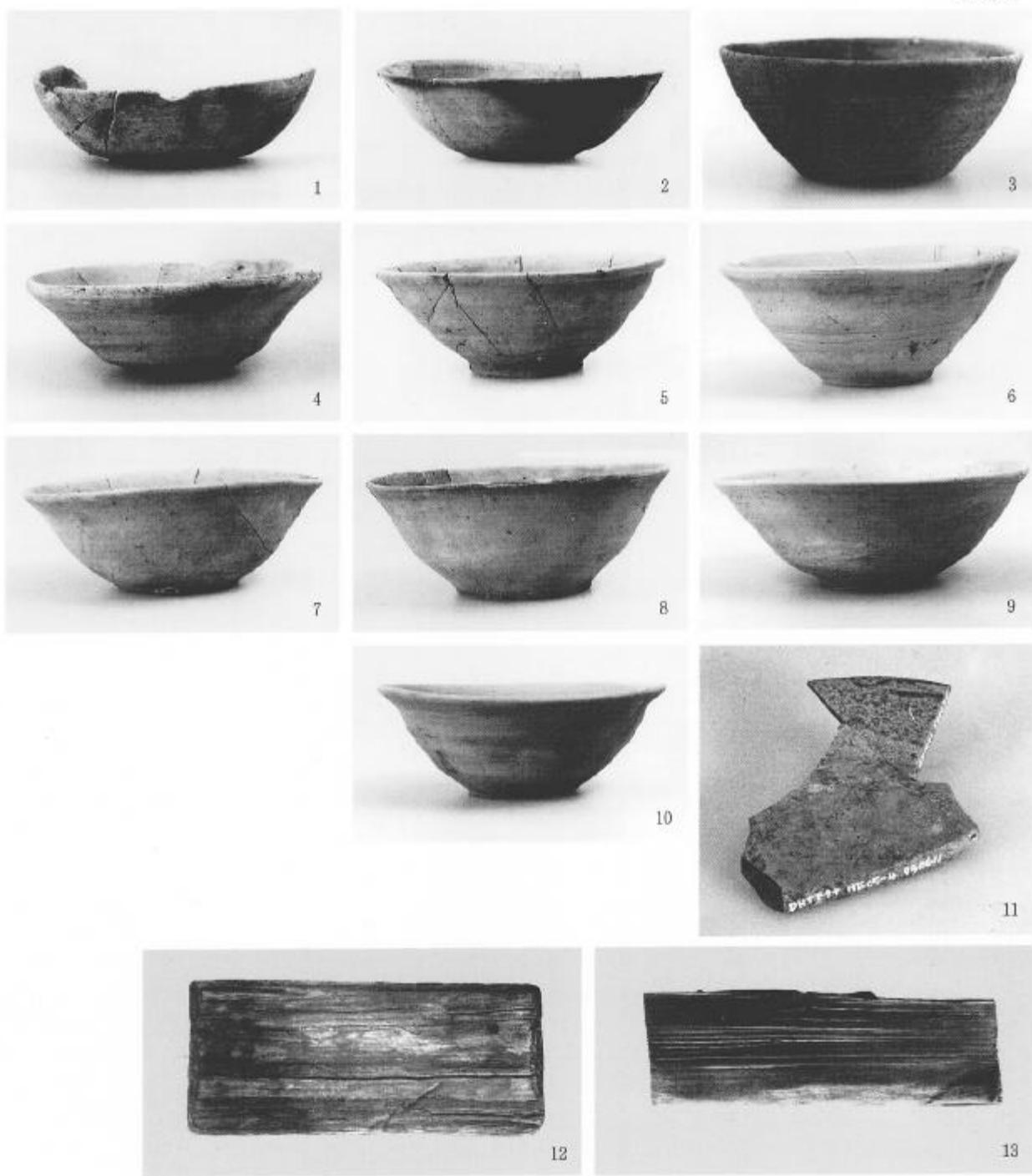


1~18 S L1035

図版82

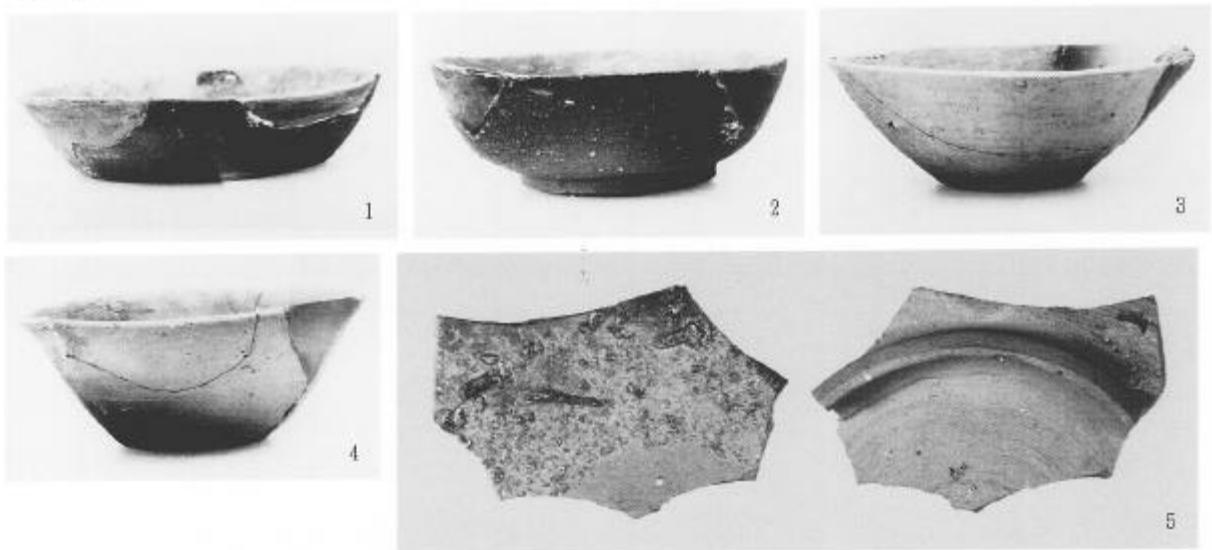


1~11 SK1033



1 外郭南門東方 S B 1054 2~4 遺構外 5~13 外郭南門南西 S D 1054

図版84



1～5　外郭南門南西遺構外

別編 1

払田柵跡関係文献目録

凡　例

- 1 払田柵跡関係文献目録は、『払田柵跡 I—政府跡—』において1901年から1985年初めまでのものを収録したが、本書ではその後に刊行された文献を収録した。
- 2 本文献目録には払田柵跡と秋田県内を中心として、古代出羽国に関する文献を収録した。
- 3 文献は、編著者名、書名、発行所の順に記した。
- 4 編著者名、発行所の一部については、下記のような省略を行った。

略　称	正　式　名　称
奈文研	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター
城柵検	古代城柵官衙遺跡検討会
N・S社	ニュー・サイエンス社
秋田城（事）	秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所
秋文調報	秋田県文化財調査報告書
秋田県博	秋田県立博物館
秋田県埋文センター	秋田県埋蔵文化財センター
払田柵（事）	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

- 5 本目録の作成にあたり、下記の文献目録を参考にした。

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター「古代地方官衙遺跡関係文献目録」『埋蔵文化財ニュース』81
1996年

日本考古学協会『日本考古学年報 38 (1985年度版)』 1987年～『日本考古学年報 49 (1996年度版)』
1998年
- 6 本目録の作成にあたっては、原典に当たるよう努めたが、実見できなかった文献もあり、遺漏も多いと思われる所以、後日の補完を期したい。

1985年

山崎 文幸	「払田柵跡—第55次発掘調査の概要」	
小松 正夫	「秋田城跡」	
船木 義勝	「払田柵跡の政庁」	
小野 忍	「城輪柵遺跡の政庁について」	
	『第11回古代城柵官衙遺跡検討会資料』	城柵検
払田柵（事）	『払田柵跡—第55～59次発掘調査概要一』 扉田柵跡調査事務所年報1984	秋田県教育委員会
払田柵（事）	『払田柵跡 I —政庁跡一』 秋文調報第122集	秋田県教育委員会
払田柵（事）	『払田柵跡』『秋田県埋蔵文化財センター 年報3（昭和59年度）』	秋田県埋文センター
秋田県教育委員会	『カウヤ遺跡発掘調査報告書』秋文調報第123集	秋田県教育委員会
秋田県教育委員会	『広沢山遺跡発掘調査報告書』秋文調報第124集	秋田県教育委員会
秋田城（事）	『秋田城跡 昭和59年度秋田城跡発掘調査概報』	秋田市教育委員会
永瀬 福男	「秋田城跡と払田柵跡で新知見」『月刊考古学ジャーナル』第246号	N・S社
小松 正夫	「秋田城跡の発掘調査」『日本歴史』第445号	吉川弘文館
東北歴史資料館	『多賀城と古代東北』	東北歴史資料館
石松 好雄他	『古代日本を発掘する4 大宰府と多賀城跡』	岩波書店
庄内 昭男	『平鹿郡平鹿町中山窯跡発掘調査概報』『秋田県立博物館研究報告』第10号	秋田県博
岡田 茂弘他	『東日本における古代城柵官衙遺跡の研究』	国立歴史民俗博物館
能代市教育委員会	『金山館発掘調査概報』	能代市教育委員会
酒田市教育委員会	『城輪柵跡—昭和59年度遺構調査概報』	酒田市教育委員会
船木 義勝他	「史跡払田柵跡の政庁と変遷」	
	『日本考古学協会第51回総会 研究発表要旨』	日本考古学協会
渡部 育子	「律令制下の海上交通と出羽」『新野直吉博士還暦記念論文集』	日本海地域史研究会
富樫 泰時	『日本の古代遺跡24 秋田』	保育社
船木 義勝	「文化財レポート 扉田柵跡の政庁」『日本歴史』第450号	吉川弘文館
岩見 誠夫他	「秋田県の須恵器および須恵器窯の編年」『秋大史学』第32号	秋田大学史学会
鳥海町	『鳥海町史』	鳥海町
佐藤 宗諱	「城柵の彼方—古代東北史像の地平」『日本史研究』第280号	日本史研究会
羽後町教育委員会	『大久保（杉宮）遺跡発掘調査概報』羽後町埋蔵文化財調査報告書	羽後町教育委員会
川崎 利夫	「出羽国分寺をめぐる諸問題」	
沼山 源喜治	「東北部の古代・中世墓について」	
司東 真雄	「元慶の乱の側面観」	
	『日高見国—菊地啓治郎学兄還暦記念論文集一』	菊地啓治郎学兄還暦記念会
若月 義小	「律令国家形成期の東北経営」『日本史研究』第276号	日本史研究会
小松 正夫	「秋田城出土の人面墨書き土器」『月刊文化財』第266号	第一法規出版
加藤 孝	「考古学上より観た古代野代宮跡（三）」	
	『東北文化研究所紀要』第17号	東北学院大学東北文化研究所
小野 忍	「城輪柵跡の構造と性格」	
庄内考古学研究会	「城輪柵周辺の村落」	
	『庄内考古学』第19号	庄内考古学研究会

1986年

八幡町教育委員会	『八森遺跡第7次発掘調査概報』八幡町埋蔵文化財調査報告書第2集	八幡町教育委員会
工藤 雅樹	「海峡をはさむ蝦夷文化－東北・北海道」	中央公論社
船木 義勝他	『日本の古代第2巻 列島の地域文化』	
日野 久	「払田柵跡－第60・61次調査の概要－」	
	「秋田城跡－第41次・42次調査概要－」	
	『第12回古代城柵官衙遺跡検討会資料』	城柵検
秋田県教育委員会	『カウヤ遺跡第2次発掘調査報告書』秋文調報第135集	秋田県教育委員会
秋田県教育委員会	『蝦夷塚古墳群発掘調査報告書』秋文調報第136集	秋田県教育委員会
秋田県教育委員会	『上の山II遺跡第2次発掘調査報告書』秋文調報第137集	秋田県教育委員会
船木 義勝	「秋田城跡についての一考察－8世紀の土器と施設の創建年代－」	
高橋 学	「秋田県内出土の墨書き土器集成」	
	『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第1号	秋田県埋文センター
払田柵（事）	『払田柵跡－第60～64次調査概要－』払田柵跡調査事務所年報1985	秋田県教育委員会
払田柵（事）	「払田柵跡」『秋田県埋蔵文化財センター年報4（昭和60年度）』	秋田県埋文センター
秋田城（事）	『秋田城跡 昭和60年度秋田城跡発掘調査概報』	秋田市教育委員会
阿部 義平	「国庁の類型について」	
	「国府研究の現状（その一）」	
	『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集	国立歴史民俗博物館
能代市教育委員会	『金山館発掘調査概報』	能代市教育委員会
仁賀保町教育委員会	『下岩ノ沢遺跡発掘調査報告書』	仁賀保町教育委員会
高橋 崇	『蝦夷』中公新書804	中央公論社
工藤 雅樹	「古代蝦夷の社会－交易と社会組織－」『歴史評論』第434号	校倉書房
新野 直吉	『古代東北史の基本的研究』	角川書店
秋田県教育委員会	『上雨堤遺跡発掘調査報告書』秋文調報第149集	秋田県教育委員会
高橋 崇	「柵」	
熊田 亮介	「蝦夷と蝦夷－古代の北方問題についての覚書」	
熊谷 公男	「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」	
今泉 隆雄	「蝦夷の朝貢と饗給」	
渡部 育子	「律令制下における陸奥・出羽への遣使について」	
進藤 秋輝	「多賀城創建をめぐる諸問題」	
	『東北古代史の研究』	吉川弘文館
秋田県教育委員会	『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書I－松木台III遺跡他－』	
	秋文調報第150集	秋田県教育委員会
小松 正夫	「秋田城出土の人面墨書き土器」『月刊文化財』第266号	第一法規出版
井川町	『井川町史』	井川町
熊田 亮介	「元慶の乱関係資料の再検討」『新潟大学教育学部紀要』第27巻2号 新潟大学教育学部	
渡部 育子	「律令国家の東北辺境政策」『続日本紀研究』第246号	続日本紀研究会
伊藤 循	「律令制と蝦夷支配」『古代国家の支配と構造』	東京堂出版
日野 久	「1985年出土の木簡 秋田・秋田城跡」『木簡研究』第8号	木簡学会